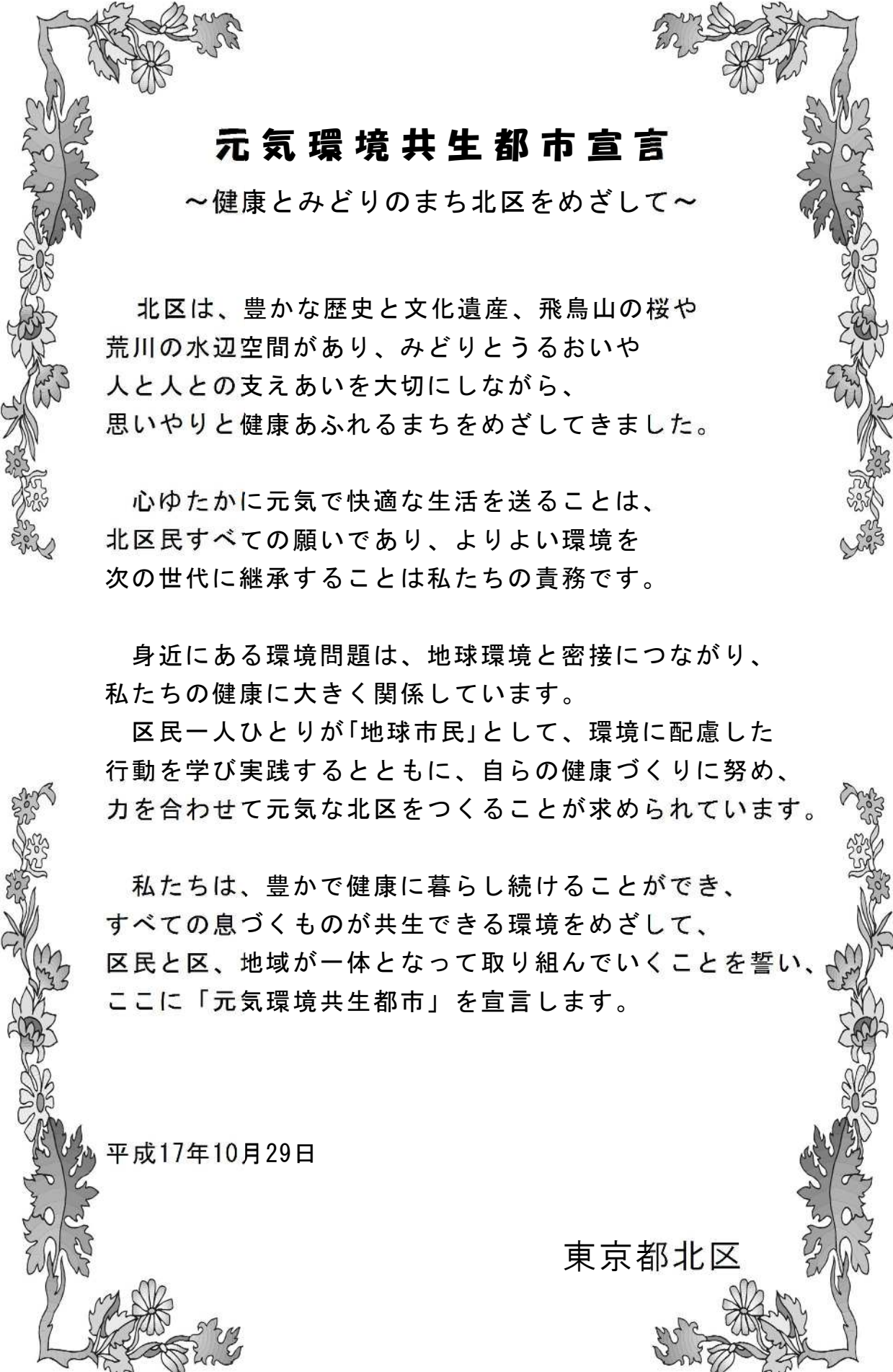


北区環境基本計画 2023

(答申案)

令和 5 年 月

東京都北区



元気環境共生都市宣言

～健康とみどりのまち北区をめざして～

北区は、豊かな歴史と文化遺産、飛鳥山の桜や荒川の水辺空間があり、みどりとうるおいや人と人との支えあいを大切にしながら、思いやりと健康あふれるまちをめざしてきました。

心ゆたかに元気で快適な生活を送ることは、北区民すべての願いであり、よりよい環境を次の世代に継承することは私たちの責務です。

身近にある環境問題は、地球環境と密接につながり、私たちの健康に大きく関係しています。

区民一人ひとりが「地球市民」として、環境に配慮した行動を学び実践するとともに、自らの健康づくりに努め、力を合わせて元気な北区をつくることが求められています。

私たちは、豊かで健康に暮らし続けることができ、すべての息づくものが共生できる環境をめざして、区民と区、地域が一体となって取り組んでいくことを誓い、ここに「元気環境共生都市」を宣言します。

平成17年10月29日

東京都北区

北区ゼロカーボンシティ宣言

～2050年二酸化炭素排出量実質ゼロに向けて～

今私たちは、かつてないスピードで進む地球温暖化の影響により、「気候危機」と呼ぶべき極めて深刻な自然の猛威に直面しています。

北区は、四つの河川や南北に走る崖線といった地理的特徴を有し、水と緑のうるおいあふれるまちです。元気環境共生都市宣言を平成17年に行い、誰もが豊かで健康に暮らし続けることのできるまちを目指して、区民とともに環境問題に積極的に取り組んでいます。しかし、これからはより一層、誰もが気候危機の現状を我が事として受け止め、それぞれが「今、自分たちにできること」を意識し、温暖化の進行にブレーキをかける行動を起こしていく必要があります。

そこで北区は、強い危機感・決意のもと、「2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロ（カーボンニュートラル）」を目指し、ここに脱炭素社会への移行に全力で取り組むことを宣言します。

2050年は遠い未来ではありません。今を生きる私たちのみならず、これから生きる、これから生まれてくる子どもたちのために、区民や地域、事業者の皆さまと一体となり、「活力あふれる持続可能なまち北区」を明日へとつないでまいります。

令和3年6月24日

東京都北区

環境経営方針

北区は、環境の保全と創造を推進する主体として、地域及び地球全体の環境問題に率先して取り組みます。

事業活動を行うときは、環境関連法規を遵守し、計画から執行、事業終了にいたる全ての段階において、環境への負荷を最小限に抑え、温室効果ガスの削減並びに環境汚染の防止を図ります。

また、区民や地域・事業者等と連携・協働し、環境・経済・社会の統合的課題解決に取り組み、地域の活力が最大限に発揮される持続可能な社会を目指します。

1. 全ての組織及び職員の参加のもと、環境意識の向上を図り、区民や地域・事業者等の模範となるよう努めます。

事務事業における環境経営目標を定め、継続的な改善及び点検・評価を行うことで、効率的で質の高い行政サービスを提供します。

2. 地球温暖化対策として省エネルギー・新エネルギーを積極的に推進し、北区の脱炭素化を図ります。

気候変動の影響による被害から区民生活や自然環境を守るための施策を展開します。

未来へつなぐ持続可能なごみゼロのまちを目指して、3R（発生・排出抑制、再使用、再資源化）を推進し、循環型社会の構築を図ります。

生物多様性保全、地球環境保全など、多様な機能を有する質の高い緑づくりを推進するとともに、持続可能な社会づくりの担い手を育成します。

3. 環境経営方針及び環境マネジメントシステム活動、身近な環境から地球環境の保全・創造にいたる北区の様々な取り組みの結果を公表します。

令和4年2月28日

東京都北区長



環 境 美 化 宣 言

快適で住みよい都市を実現することは、私たちの願いです。
私たち北区民は、きれいで生き生きとしたまちにするために、
身近な環境の美化から地球環境の保全に至るまで、一人ひとりが
環境の浄化に努めます。

- 1 タバコや空き缶等のポイ捨てはしません。
- 1 ゴミを持ち帰ります。
- 1 資源のリサイクルに努めます。
- 1 環境に配慮した生活に努めます。
- 1 ペットにも最後まで責任を持ちます。
- 1 毎月五日を環境美化の日とし環境浄化に努めます。

私たちは、次の世代に美しくきれいな北区を引き継ぐことを
ここに宣言いたします。

平成十一年六月九日

東京都北区

北区環境基本計画2023 目次

第1章 計画の基本的事項	1
1. 計画策定の背景・目的	2
2. 計画の期間	3
3. 計画の範囲	3
4. 計画の位置づけ	4
第2章 計画策定の方向性	5
1. 環境をめぐる社会の動き	6
2. 北区の地域特性	14
3. 前計画の検証	19
4. 計画策定に向けた視点	21
第3章 目標とする環境像	23
1. 目標とする環境像	24
2. 10年後の将来イメージ	25
第4章 目標達成のための取組み	31
施策体系	32
基本目標1 気候変動に適応し、脱炭素を実現するまち	37
（1）脱炭素社会に向けた緩和策の推進【北区地球温暖化対策地域推進計画】	39
（2）気候変動適応策の推進【北区気候変動適応計画】	57
基本目標2 安全・安心で、快適に暮らせるまち	67
（3）安全・安心な生活環境の確保	68
（4）快適なまちづくりの推進	72
基本目標3 資源循環の輪をつなげるまち	75
（5）資源循環型システムの推進	76
（6）ごみの適正処理の推進	82
基本目標4 身近な自然を守り育て、活用するまち	85
（7）豊かで質の高い緑・水辺の保全	86
（8）身近な緑の創出と活用によるまちづくり	90
基本目標5 環境活動の大切さと楽しさを分かち合い、未来へ共創するまち	95
（9）環境に配慮した行動の実践	96
（10）環境教育・環境学習の推進	100
（11）パートナーシップによる環境活動の推進	104

第5章 重点施策..... 109

重点施策一覧.....	110
基本目標1 気候変動に適応し、脱炭素を実現するまち.....	111
基本目標2 安全・安心で、快適に暮らせるまち.....	116
基本目標3 資源循環の輪をつなげるまち.....	118
基本目標4 身近な自然を守り育て、活用するまち.....	120
基本目標5 環境活動の大切さと楽しさを分かち合い、未来へ共創するまち.....	123

第6章 計画の進行管理..... 127

1. 計画の推進体制.....	128
2. 計画の進行管理.....	129
3. 管理指標（各基本施策 成果指標一覧）.....	130

資料編..... 133

1. 計画改定の経過.....	134
2. 北区の環境に関する意識・意向調査結果の概要.....	138
3. 北区環境基本計画 2015 の進捗評価.....	147
4. 北区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の進捗評価.....	157
5. 温室効果ガス排出量の算定方法と将来予測の方法.....	169
6. 北区における気候変動影響の評価.....	172
7. 東京都北区環境基本条例・東京都北区環境審議会規則.....	174
8. 用語集.....	179

コラム

地域循環共生圏（ローカルSDGs）.....	7
IPCC 1.5℃特別報告書.....	8
北区の希少な魚類.....	15
気候変動の動向.....	38
気候変動対策 ～緩和策と適応策～.....	38
温室効果ガス排出量の増減の要因.....	40
電力の二酸化炭素排出係数.....	43
ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）・ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）.....	53
COOL CHOICE.....	56
気候変動の影響 ～主要7分野.....	60
「気候変動×防災」戦略.....	64
作ろう！マイ・タイムライン.....	66
エシカル消費.....	81
北区が大切にする緑の役割.....	94

※ 本文中*の付いた語句は、用語集に解説を記載しています。

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景・目的

2 計画の期間

3 計画の範囲

4 計画の位置づけ

計画策定の背景・目的

計画策定の背景 ～気候危機に立ち向かう 脱炭素社会の実現に向けて～

北区では、区民、事業者及び区それぞれが地球に生きる一員としての自覚を持ち、環境負荷* 低減に努め、すべての息づくものが共生できる環境の実現を目指し、東京都北区環境基本条例を平成 18（2006）年 3 月に施行しました。

平成 17（2005）年 6 月に同条例の基本理念実現のため「北区環境基本計画*」を策定し、合わせて同 10 月、健康とみどりのまち北区を目指す「元気環境共生都市宣言」を表明しました。北区環境基本計画の策定後 10 年となる平成 27（2015）年 1 月には、計画に基づく施策の評価を行うとともに、北区をとりまく環境の変化を踏まえて計画内容を見直し、「北区環境基本計画 2015」（以下「前計画」という。）として策定し、環境政策を推進してきました。

前計画の策定から 7 年が経過し、その間、国際的な地球温暖化* 対策の枠組となる「パリ協定*」や国連サミットでの「持続可能な開発目標(SDGs)*」の採択等、地球環境をめぐる社会情勢には大きな変化が生じており、国内外において脱炭素社会* の実現に向けた動きが加速しています。北区でも令和 3（2021）年 6 月、2050 年二酸化炭素排出量実質ゼロに向け、「北区ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。

気候危機時代において持続可能な社会を未来の世代に引き継いでいくため、区としてもこれら環境政策に関する動きや経済・社会の状況の変化に対応する必要があることから、このたび、「北区環境基本計画 2023」を策定しました。

◆北区環境基本計画の改定状況

第 1 期 北区快適環境創造プラン（平成 7 年 3 月）

望ましい環境像：いのちあふれるまち

個別目標：①いのち・生態系の回復

②青い地球を残すために

③環境改善の仕組みづくり

第 2 期 北区環境基本計画（平成 17 年 6 月）

望ましい環境像：いのちあふれるまち

基本目標：①一人ひとりが“環境行動の主役”

②みんながつくる“清々しいまち”

③みんなでまもる“青い地球”

第 3 期 北区環境基本計画 2015（平成 27 年 1 月）

望ましい環境像：自然環境共生都市～みんなが環境を考え・行動するまち～

基本目標：①北区の環境を育むきずなづくり

②安全・安心な区民生活環境の確保

③みんなが目指す低炭素・循環型の北区

④区民と自然が共生できる仕組みづくり

計画策定の目的

「北区環境基本計画 2023」（以下「本計画」という。）は、環境基本法* 第 7 条における地方公共団体の責務及び東京都北区環境基本条例第 9 条に基づき、現在及び将来のすべての区民が、健康で快適な生活を送ることができる環境共生都市の実現に寄与するため、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とします。

本計画は区民、事業者及び区のそれぞれが担い共に創り上げていく取組を明示するものです。また、2050 年カーボンニュートラル* への対応や気候変動への適応、資源循環への対応などの新たな環境課題に対応した計画とするとともに、少子高齢社会や新型コロナウイルス* の感染拡大下における新たな生活様式など、社会情勢の変化に対応した計画とします。

2 計画の期間

本計画は、令和5（2023）年度を初年度とし、令和14（2032）年度を目標年度とします。
令和9（2027）年度には、区を取り巻く環境・経済・社会の変化や計画の進捗状況などを勘案し、中間の見直しを行うものとします。

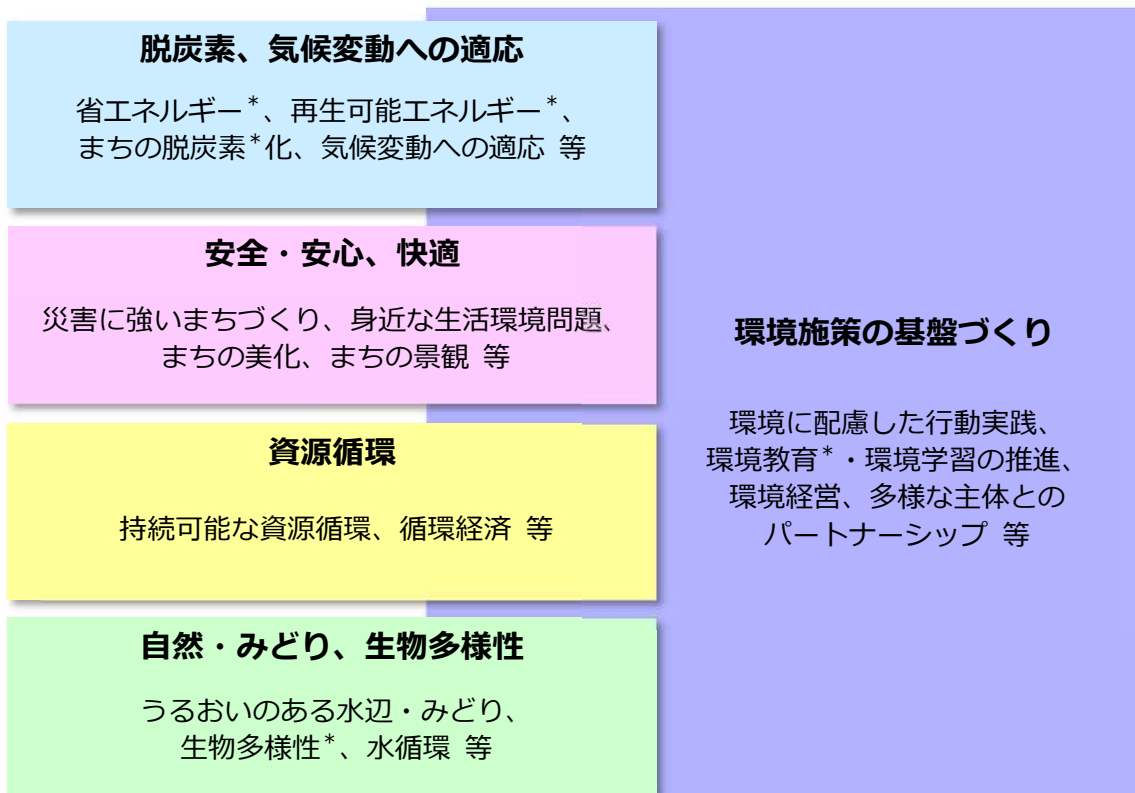


3 計画の範囲

本計画の範囲は、地域から地球規模の環境を幅広い視点でとらえ、北区の環境を取り巻く背景の変化や国・東京都の動向を考慮し、次の事項を取り扱うこととします。

対象とする地域は北区全域とし、広域的な取組みが必要なものについては、国や東京都、他の地方公共団体などと協力しながら課題の解決に取り組むものとします。

◆ 北区環境基本計画 2023 の対象範囲



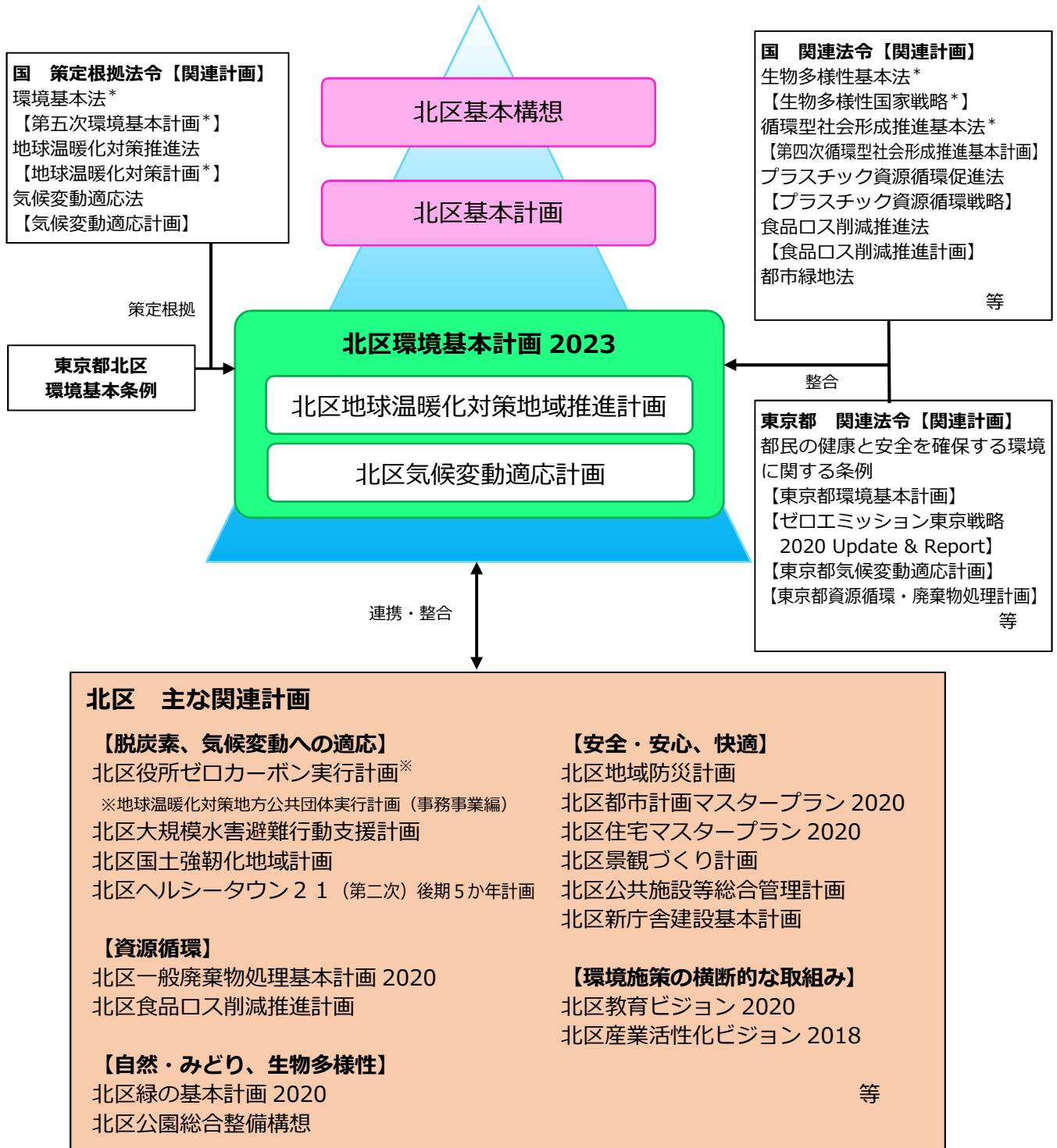
4

計画の位置づけ

本計画は、区政の基本的方針である「北区基本構想」に掲げる将来都市像や、最上位計画となる「北区基本計画」を環境面から実現するために、東京都北区環境基本条例第 9 条に基づき定める北区の環境行政の最も基礎となる計画です。

なお、本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律*第 21 条に基づく「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」のほか、気候変動適応法*第 12 条に基づく「地域気候変動適応計画」を包含した計画とします。

◆北区環境基本計画 2023 の位置づけ



第2章 計画策定の方向性

- 1 環境をめぐる社会の動き
- 2 北区の地域特性
- 3 前計画の検証
- 4 計画策定に向けた視点

1

環境をめぐる社会の動き

1-1 環境政策全般

持続可能な開発のための 2030 アジェンダ【持続可能な開発目標（SDGs）】

平成27（2015）年9月の「国連持続可能な開発サミット」において採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、国際社会が抱える包括的な課題に喫緊に取り組むための画期的な合意となりました。

「持続可能な開発目標（SDGs）」は、地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、17のゴール（目標）と169のターゲット、232の指標が掲げられ、国家レベルだけでなく、市民、事業者、市などの多様な主体が連携して行動することが求められています。

また、SDGsの17のゴールは相互に関係しており、経済面、社会面、環境面の課題を統合的に解決することや、1つの行動によって複数の側面における利益を生み出す多様な便益（マルチベネフィット）を目指すという特徴を持っています。

◆持続可能な開発目標（SDGs）



出典：国際連合広報センターウェブサイト

第五次環境基本計画

平成30(2018)年4月に閣議決定された国の「第五次環境基本計画*」では、「地域循環共生圏」の創造に向けて、「SDGsの考え方も活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化する」ことを掲げ、環境政策を契機に、あらゆる観点からイノベーション*を創出し、経済、地域、国際などに関する諸課題の同時解決と、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくとしています。

また、環境政策の具体的な展開では、6つの「重点戦略」(経済、国土、地域、暮らし、技術、国際)を設定し、さらに、重点戦略を支える環境政策として、「気候変動対策」をはじめとする6つの分野が示されています。

コラム~Column~

地域循環共生圏（ローカルSDGs）

人口減少時代に入り、高齢化や過疎化が進む地方ですが、一方で自然の恵みの宝庫です。その恵みを環境に配慮された持続可能な形で、エネルギー・食糧・観光資源として活用できれば地方を元気にすることができます。

また、地方は都市に依存していると思われがちですが、実は、都市が地方に依存しており、地方の自然の恵みが生み出す多くのエネルギー・水・食糧、そして人材も地方から都市にもたらされています。

「地域循環共生圏」とは、各地域が足もとにある地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、都市と地方の広域的なネットワーク(自然的なつながり、人・資金等の経済的なつながり)を構築し、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、環境・経済・社会が統合的に循環し、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方であり、地域でのSDGsの実践を目指すものです。

◆地域循環共生圏の概念図



出典：第五次環境基本計画の概要（環境省）

1-2 気候変動対策

パリ協定

平成27（2015）年12月にパリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP* 21）では、令和2（2020）年以降の気候変動抑制に関する国際的枠組みとなる「パリ協定*」が採択され、平成28（2016）年11月に発効し、令和2（2020）年に実施段階に入りました。

「パリ協定」では、「世界全体の平均気温の上昇を2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること、このために今世紀後半に人為的な温室効果ガス*排出の実質ゼロ（人為的な温室効果ガス排出量と吸収量を均衡させること）にすること」などを決定しました。

これにより、先進国だけでなく途上国を含む世界の国々が、目標達成に向けた取組みを実施することになり、「京都議定書」以来の画期的な国際枠組みとなっています。

コラム～Column～

IPCC* 1.5℃特別報告書

気候変動枠組条約は IPCC（気候変動に関する政府間パネル）に対し、1.5℃の気温上昇に着目して、2℃の気温上昇との影響の違いや、気温上昇を1.5℃に抑える排出経路等について取りまとめた特別報告書を準備するよう招請し、IPCC 第48回総会（平成30（2018）年10月）において、「1.5℃特別報告書」が承認・受諾されました。

同報告書では、世界の平均気温が2017年時点で工業化以前と比較して約1℃上昇し、現在の度合いで増加し続けると2030年から2052年までの間に気温上昇が1.5℃に達する可能性が高いこと、現在と1.5℃上昇との間、及び1.5℃と2℃上昇との間には、生じる影響に有意な違いがあることが示されました。

1.5℃報告書では、さらに将来の平均気温上昇が1.5℃を大きく超えないようにするためには、2050年前後には世界のCO₂排出量が正味ゼロとなっていること、これを達成するには、エネルギー、土地、都市、インフラ（交通と建物を含む）及び産業システムにおける、急速かつ広範囲に及ぶ移行（transitions）が必要であることなどが示されています。

◆1.5℃と2℃の地球温暖化に関する主な予測の比較

	1.5℃の地球温暖化に関する予測	2℃の地球温暖化に関する予測
極端な気温	・中緯度域の極端に暑い日が約3℃昇温する。(H) ・高緯度域の極端に寒い夜が約4.5℃昇温する。(H)	・中緯度域の極端に暑い日が約4℃昇温する。(H) ・高緯度域の極端に寒い夜が約6℃昇温する。(H)
強い降水現象	・世界全体の陸域で、強い降水現象の頻度、強度及び/または量が増加する。(H) ・いくつかの北半球の高緯度地域及び/または高標高域、東アジア並びに北アメリカ東部において、1.5℃に比べて2℃の地球温暖化においての方がリスクが高くなる。(M)	
森林火災	・2℃に比べて1.5℃の地球温暖化においての方がリスクにおいて伴う影響が低い。(H)	
生物種の地理的範囲の喪失	・調査された105,000種のうち、昆虫の6%、植物の8%及び脊椎動物の4%が気候的に規定された地理的範囲の半分以上を喪失する。(M)	・調査された105,000種のうち、昆虫の18%、植物の16%及び脊椎動物の8%が気候的に規定された地理的範囲の半分以上を喪失する。(M)
漁獲量の損失	・海洋での漁業について世界全体の年間漁獲量が約150万トン損失する。(M)	・海洋での漁業について世界全体の年間漁獲量が約300万トン損失する。(M)
サンゴ礁の消失	・さらに70～90%が減少する。(H)	・99%以上が消失する。(VH)

※VH：確信度が非常に高い H：確信度が高い M：確信度が中程度

出典：令和2年版 環境・循環型社会・生物多様性白書（環境省）

IPCC 第6次評価報告書

IPCC*第54回総会（令和3（2021）年8月）において、気候変動に関する最新の科学的知見を評価し取りまとめた「第6次評価報告書」が承認・受諾されました。

第6次評価報告書では、地球温暖化*が起きていることだけでなく、地球温暖化が人間の影響で起きていることを、初めて「疑う余地がない」と評価しているほか、気候変動の悪影響は既に広範囲に及んでいること、地球温暖化を1.5℃付近に抑えたとしても、気候変動に関連する損失と損害を大幅に低減させるが、それら全てを無くすことはできないことなどが示され、緩和と適応をともに実施するプロセスの重要性を強調しています。

2050年カーボンニュートラル宣言

令和2（2020）年10月に、内閣総理大臣は所信表明演説のなかで、「我が国は、2050年までに、温室効果ガス*の排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル*、脱炭素社会*の実現を目指す」ことを宣言しました。

この演説のなかで、「積極的に温暖化対策を行うことが、産業構造や経済社会の変革をもたらし、大きな成長につながるという発想の転換が必要」とし、次世代型太陽電池、CO₂を資源と捉えて再利用するカーボンリサイクル*をはじめとした、革新的なイノベーション*の実用化を見据えた研究開発の加速、グリーン投資、省エネの徹底や再エネの最大限の導入を目指すことを明らかにしました。

ゼロカーボンシティ

地球温暖化対策の推進に関する法律*では、都道府県及び市町村は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の削減のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとされています。

国の2050年カーボンニュートラル宣言などを踏まえ、脱炭素社会に向けて、2050年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを表明（ゼロカーボンシティ）した地方公共団体が増えつつあり、北区は令和3（2021）年6月に「北区ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。

令和4（2022）年7月29日現在、758自治体（42都道府県、445市、20特別区、213町、38村）が「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明しています。

地球温暖化対策の推進に関する法律の改正

「地球温暖化対策の推進に関する法律」については、令和32（2050）年までの脱炭素社会の実現に向け、改正された法律が令和4（2022）年4月に施行されました。

今回の改正では、「温室効果ガスの排出量等の抑制」としていた表現を全て「温室効果ガスの排出量等の削減」に改めたほか、都道府県と中核市のみに言及していた地方公共団体実行計画の策定義務に、市町村を追加し、地方公共団体実行計画を策定する努力義務を課しています。

さらに、地域資源を活用した再生可能エネルギー*の促進を図る「地域脱炭素化促進事業」を法定行為として定め、促進事業の区域や目標、加えて、地域の環境保全、地域の経済及び社会の持続的な発展に資する取組みを市町村が率先して進める努力目標も課しています。

気候変動への適応に向けた法整備、計画策定等

地球温暖化*に伴う気候変動は、人間社会や自然の生態系*の危機に繋がると考えられており、既に世界中で異常気象による甚大な被害が報告されています。近年、日本においても各地で強い台風や集中豪雨などによる災害が頻繁に発生しています。こうした状況は、もはや単なる「気候変動」ではなく、私たち人類や全ての生物にとっての生存基盤を揺るがす「気候危機」とも言われています。

既に起こりつつある気候変動影響への防止・軽減のための備えと、新しい気候条件の利用を行うことを「適応」と言い、低炭素社会*の形成を目指す「緩和策*」とともに、既に生じている温暖化による影響に適切に対応する「適応策*」に積極的に取り組む必要があることから、平成30（2018）年12月に「気候変動適応法*」が施行され、令和3（2021）年10月に新たな「気候変動適応計画」が閣議決定されました。



荒川岩淵関緑地

1-3 資源循環対策

第四次循環型社会形成推進基本計画

平成30（2018）年6月に閣議決定された「第四次循環型社会形成推進基本計画*」では、「第三次計画」で掲げた「質」にも着目した循環型社会*の形成、低炭素社会*や自然共生社会*との統合的取組み等を引き続き重視するとともに、環境・経済・社会の統合的向上に向けた重要な方向性として、「地域循環共生圏形成による地域活性化」、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、「適正処理の更なる推進と環境再生」、「循環分野における基盤整備」などを掲げています。

また、こうした方向性のもと、「バイオマス*の地域内での利活用」、「シェアリング等の2 Rビジネス*の促進、評価」、「家庭系食品ロス*半減に向けた国民運動」、「高齢化社会に対応した廃棄物処理体制」などの取組みを推進することとしています。

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の制定

海洋プラスチック*ごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、プラスチックの資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するため、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が令和4（2022）年4月に施行されました。

令和元（2019）年には、使い捨てプラスチックの使用削減、プラスチック資源の分かりやすく効果的な分別回収・リサイクル*の推進、海洋プラスチック対策などが盛り込まれた「プラスチック資源循環戦略」が策定されました。

北区でも、国や都におけるプラスチックの再資源化に向けた取組みを踏まえ、令和3（2021）年度より中間処理事業者の選定や区民への周知啓発などを行い、今後のプラスチックごみ分別回収の事業展開に向け取り組んでいます。

食品ロスの削減の推進に関する法律の制定

食品ロスとは、本来食べられるにも関わらず捨てられてしまう食べ物のことです。日本では平成30（2018）年度に、約600万トンの食品ロスが発生したと推計されています。

食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とした「食品ロスの削減の推進に関する法律」が令和元（2019）年に制定、施行されました。同法第13条では、区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画として、「市町村食品ロス削減推進計画」の策定を努力義務として定めていることから、北区では「北区食品ロス削減推進計画」を策定し、区内における食品ロスの削減に向けた取組みを推進しています。

また、食品ロスの削減を目指した国民運動「NO-FOODLOSSプロジェクト」を展開するなど環境省、消費者庁、農林水産省が連携して食品ロス削減に向けた取組みが実施されています。

1-4 東京都の動き

東京都環境基本計画

東京都は、世界の主要都市の一員として、世界の、そして東京の未来を切り拓き、都の環境施策を更に大胆に加速するため、目指す都市の姿として『成長』と『成熟』が両立した、持続可能で、安心・安全、快適な未来を拓くグリーンでレジリエントな世界都市・東京』を掲げた「東京都環境基本計画*」を令和4（2022）年9月に策定しました。

このなかで、2050年のあるべき姿の実現に向け、2030年までの行動が極めて重要との認識のもと、持続可能な都市の実現に不可欠な取組みとして、戦略1「エネルギーの脱炭素*化と持続可能な資源利用によるゼロエミッション*の実現」、戦略2「生物多様性*の恵みが続けられる、自然と共生する豊かな社会の実現」、戦略3「都民の安全・健康が確保された、より良質な都市環境の実現」を位置付けるとともに、直面するエネルギー危機に迅速・的確に対応するための取組みとして「危機を契機とした脱炭素化とエネルギー安全保障の一体的実現」を戦略0として加え、「3 + 1」の戦略を展開していくこととしています。

◆目指す都市の実現に向けた3 + 1の「戦略」

目指す都市の実現に向けた3 + 1の「戦略」 - 2050年に向けては、2030年までの行動が極めて重要 -

戦略0 危機を契機とした脱炭素化とエネルギー安全保障の一体的実現

<都のこれまでの取組>

- ・国や東京電力に対する緊急要望等の実施
- ・HTT(④減らす・①創る・①蓄める)取組を加速・徹底
- ・都自らの率先的な省エネ・節電・再エネ導入の徹底

<施策の方向性>

- ・直面するエネルギー危機への対応
→HTTをキーワードに、都が先頭に立ち、都民・事業者等の行動変容を促進
- ・エネルギーの脱炭素化施策の抜本的な強化・徹底
→省エネ対策と脱炭素化施策を強化・徹底し、化石燃料依存から脱却

戦略1 エネルギーの脱炭素化と持続可能な資源利用によるゼロエミッションの実現

<2050年のあるべき姿>

「ゼロエミッション東京」を実現し、世界の「CO₂排出実質ゼロ」に貢献

<2030年目標(抜粋)>

- ・都内温室効果ガス排出量(2000年比) 50%削減(カーボンハーフ)
- ・再生可能エネルギー電力利用割合 50%程度(中間目標2026年30%)
- ・乗用車の新車販売台数に占めるZEVの割合 50%
- ・水素ステーションの整備 150か所
- ・家庭と大規模オフィスビルからのプラスチック焼却量(2017年度比) 40%削減
- ・フロン(HFCs)排出量(2014年度比) 65%削減

<施策の方向性>

- ・再生可能エネルギーの基幹エネルギー化
- ・ゼロエミッションビル・住宅の大幅拡大、ゼロエミ地区の形成など(条例改正による一定の新築住宅等への太陽光発電等の設置義務化等)
- ・ZEV・充電インフラの整備促進
- ・水素利用の更なる促進
- ・持続可能な資源利用の実現、サーキュラーエコノミーへの移行
- ・フロン排出ゼロに向けた取組の推進
- ・適応策を強力に推進し、気候変動の影響によるリスクを最小化
- ・全庁一丸となって都の率先行動を大胆に加速

戦略2 生物多様性の恵みを受け続けられる、自然と共生する豊かな社会の実現

<2050年のあるべき姿>

自然に対して畏敬の念を抱きながら、地球規模の持続可能性に配慮し、将来にわたって生物多様性の恵みを受け続けることのできる、自然と共生する豊かな社会を目指す

<2030年目標(抜粋)>

- ・生物多様性を回復軌道に乗せる(=ネイチャーポジティブの実現)

<施策の方向性>

- ・生物多様性の保全と回復、持続的な利用、理解と行動変容に資する施策の推進

戦略3 都民の安全・健康が確保された、より良質な都市環境の実現

<2050年のあるべき姿(抜粋)>

- ・世界の大都市で最も水準の高い良好な大気環境を実現
- ・環境中への化学物質の排出に伴う都民の健康等のリスクが最小化
- ・都内区市町村や近隣自治体等と連携し、強靱な廃棄物処理体制を確立

<2030年目標(抜粋)>

- ・PM2.5:各測定局年平均10 μ g/m³以下
- ・化学物質濃度が環境目標値と比較して十分低減
- ・一般廃棄物の排出量:410万t

<施策の方向性>

- ・大気環境等の更なる向上
- ・化学物質等によるリスクの低減
- ・廃棄物の適正処理の一層の促進

政策の実効性を高める横断的・総合的施策

出典：東京都環境基本計画〈概要〉(東京都)

ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report

パリ協定*を踏まえ、気温上昇を1.5℃に抑えることを追求し、2050年までに「ゼロエミッション*東京」を実現するための脱炭素*戦略として、「ゼロエミッション東京戦略」を令和元(2019)年に策定しました。

令和3(2021)年1月には2050年CO₂排出実質ゼロに向けた行動の加速を後押しするマイルストーンとして、令和12(2030)年までに温室効果ガス*を50%削減する「カーボンハーフ」を表明し、政策強化などを盛り込んだ見直し計画「ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report」を令和3(2021)年3月に策定しました。

東京都気候変動適応計画

東京都は、令和3(2021)年3月に、気候変動適応法*第12条に基づく地域気候変動適応計画として、①自然災害、②健康、③農林水産業、④水資源・水環境、⑤自然環境の5つの分野における適応策*を取りまとめた「東京都気候変動適応計画」を策定し、あわせて同計画に記載された取組について、令和3(2021)年度から3年間の取組予定を「東京都気候変動適応計画アクションプラン」として示しました。

また、都内における気候変動適応を推進するため、「東京都気候変動適応センター」を令和4(2022)年1月に開設しました。

東京都資源循環・廃棄物処理計画

東京都は、廃棄物行政の基本的な方向を示す計画として、「持続可能な資源利用の実現」、「廃棄物処理システムのレベルアップ」及び「社会的課題への果敢なチャレンジ」の三本の柱を掲げた、新たな「東京都資源循環・廃棄物処理計画」を令和3(2021)年9月に策定しました。

カーボンハーフの表明などを踏まえ、資源ロスの更なる削減、廃棄物の循環的利用の更なる促進、健全で信頼される静脈産業*の発展などが盛り込まれています。

2

北区の地域特性

2-1 自然条件

位置・地形

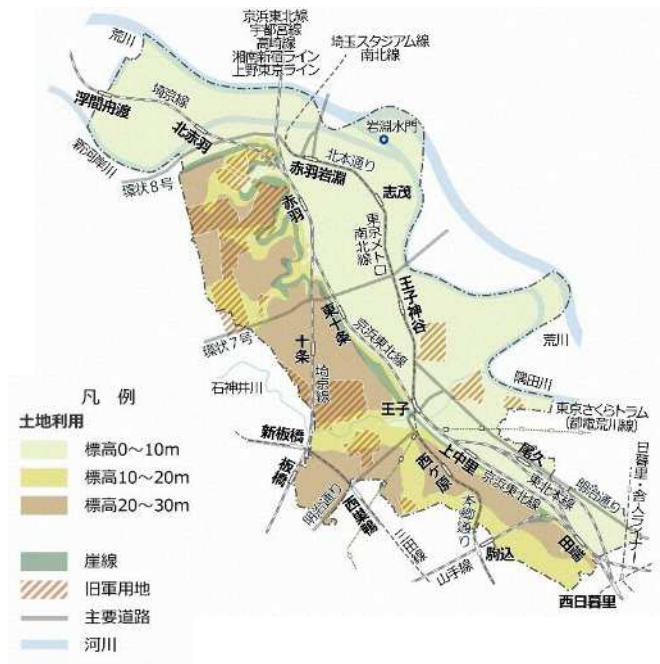
北区は東京都の北部に位置し、荒川をはさんで埼玉県と接し、隅田川をはさんで足立区に接しています。区域は東西に約2.9km、南北に約9.3kmと南北に細長い形状で、面積は20.61km²となっています。

北区の地形は、JR京浜東北線を境に、西側の山手台地と東側の下町低地に分けられます。

台地部は水はけのよい関東ローム層が堆積し、低地部は荒川の土砂が堆積した沖積低地となっています。

水系については、荒川、新河岸川、隅田川、石神井川が流れています。台地と低地の崖線を中心に13の湧水地点があります。

◆北区の地勢



出典：北区都市計画マスタープラン 2020（令和2年）

自然・みどり、生物多様性

公園・緑地は、合計203ヶ所、総面積1,074,061m²が整備されています。桜の名所として知られる飛鳥山公園や日本の都市公園100選に選ばれた音無親水公園、荒川緑地一帯をはじめとする貴重な緑や水辺があり、みどりとうるおいの街並みを形成し、憩いの場となっています。

令和4（2022）年時点における区民一人当たりの公園面積は、3.06m²と区部平均の4.38m²を下回っています。また、平成30（2018）年に実施した緑被調査結果によれば、区の緑被面積は379.51ha、緑被率は18.43%となっています。

また、区内に残された貴重な自然環境を把握する目的で、平成17（2005）年度から19（2007）年度にかけ、植物、昆虫、野鳥、小動物の生物調査を実施し、ガイドブックを作成しました。

また、公園内の野鳥調査を毎月実施しているほか、河川の生物生息調査を毎年度実施しています。令和3（2021）年度の調査では、31種の魚類を確認し、東京都レッドリスト*記載種は9種類、環境省レッドリスト記載種は6種類、外来種*は4種類確認しました。

コラム～Column～

北区の希少な魚類

令和3(2021)年度の河川の生物生息調査において確認された魚類は31類601尾となりました。調査を始めてから今までに確認された魚種は59種類となりました。

東京都レッドリスト*記載種は9種類、環境省レッドリスト記載種は6種類、外来種*は4種類確認されました。魚種の内訳は、淡水魚種と海水・汽水性魚種であり、広い範囲が汽水域や感潮域である北区内河川の特徴を表しています。

石神井川・石神井川もみじ緑地ワンドなどで確認されたアブラハヤ・シマドジョウ・メダカ・ギバチは、元々この川には生息せず、多くの魚種は川での流程分布も異なるため、明らかに人為的放流によるものと考えられます。人為的放流は地域に形成された生物相や生態系*に様々な影響を及ぼす可能性があるため、絶対に行うべきではありません。

◆魚類の絶滅危惧種等の確認状況

目名	科名	種名	荒川	隅田川	新河岸川	石神井川	東京都 レッドリスト	環境省 レッドリスト	国内 移植種
コイ	コイ	ニゴイ	○				準絶滅危惧		
		アブラハヤ※ ¹				○	絶滅危惧Ⅱ類		○
		マルタ	○	○		○	準絶滅危惧		
		ハス	○					絶滅危惧Ⅱ類	○
		ゲンゴロウブナ	○					絶滅危惧ⅠB類	○
	ドジョウ					○		準絶滅危惧	
		シマドジョウ※ ¹				○	絶滅危惧Ⅱ類	○	
ダツ	メダカ	メダカ※ ²				○	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類	○
	サヨリ	クルマサヨリ	○				絶滅危惧Ⅰ類	準絶滅危惧	
ナマズ	ギギ	ギバチ※ ²				○	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類	○
スズキ	ハゼ	ヌマチチブ	○		○			準絶滅危惧	
		アシシロハゼ	○					準絶滅危惧	

※1 荒川水系の天然分布種だが、本流からの溯上はできない。また都市河川である石神井川では、国内他水域からの人為的放流の可能性が極めて高い

※2 東京都では野生個体群が絶滅状態なので、人為的な放流と思われる

「東京都の保護上重要な野生生物種（本土部）～東京都レッドリスト～2020年版」（東京都環境局）

絶滅危惧Ⅰ類：現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの

絶滅危惧Ⅱ類：現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧Ⅰ類」のランクに移行することが確実と考えられるもの

準絶滅危惧：現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの

留意種：現時点では準絶滅危惧のレベルではないが、相対的に数が少ない種であり、容易に個体数が減少することがあり得るため、その動向に留意する必要があるもの

「環境省レッドリスト2020【汽水・淡水魚類】」

絶滅危惧ⅠA類：ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの

絶滅危惧ⅠB類：ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの

絶滅危惧Ⅱ類：絶滅の危険が増大している種

準絶滅危惧：現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する要素を有するもの

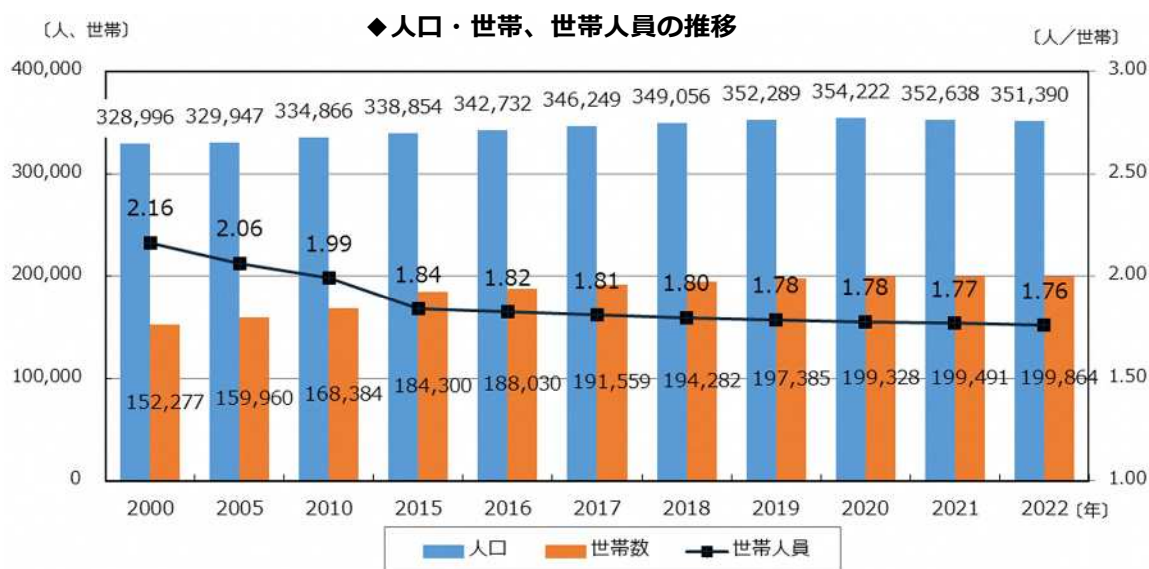
2-2 社会条件

人口・世帯

人口、世帯数は、令和4（2022）年4月1日現在、351,390人、199,864世帯となっています。人口は直近2年での微減はありますが、近年の社会増を中心とした増加傾向にあります。北区人口推計調査においても増加傾向が続くことが予測されますが、令和18（2036）年をピークに減少に転じると推計されています。

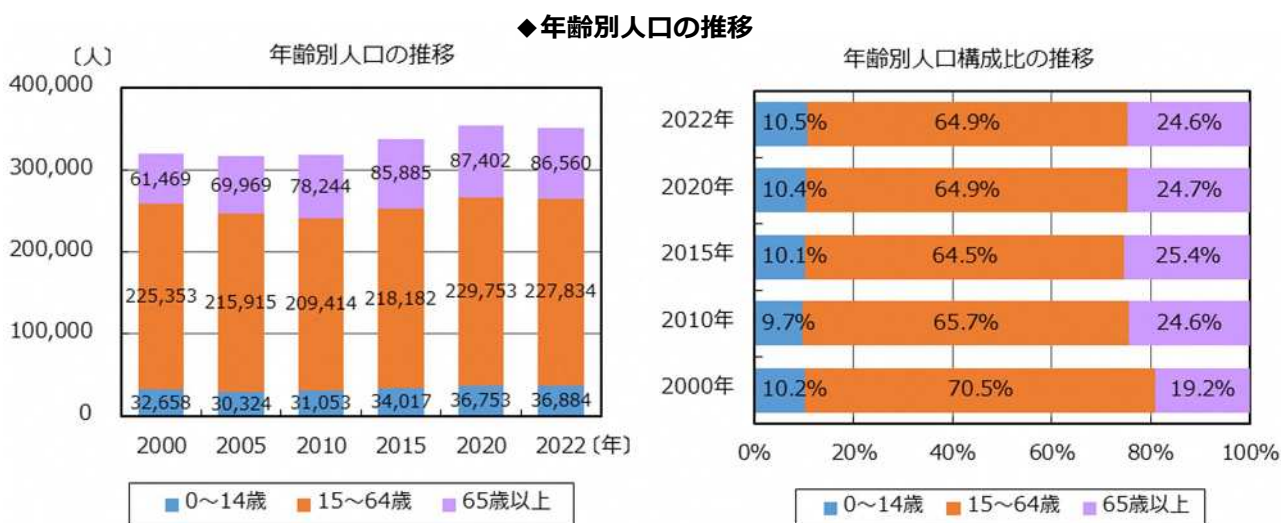
世帯数も増加傾向にあります。世帯人員は、平成12（2000）年の2.16人から令和4（2022）年には1.76人へと減少しています。

年齢別の人口は、年少人口が横ばい傾向、生産年齢人口が減少傾向、高齢者人口が微増傾向で推移しています。令和4（2022）年における年齢別人口構成比は、東京都全体の構成比と比較すると年少人口割合がやや少なく、高齢者人口割合がやや多くなっています。



※各年4月1日時点

出典：北区 世帯人口の増減表



※各年1月1日時点

※各年1月1日時点

出典：北区 人口統計表

◆人口の将来推計※



※令和3年の総人口数は1月1日時点

出典：北区人口推計調査報告書（令和3年10月）

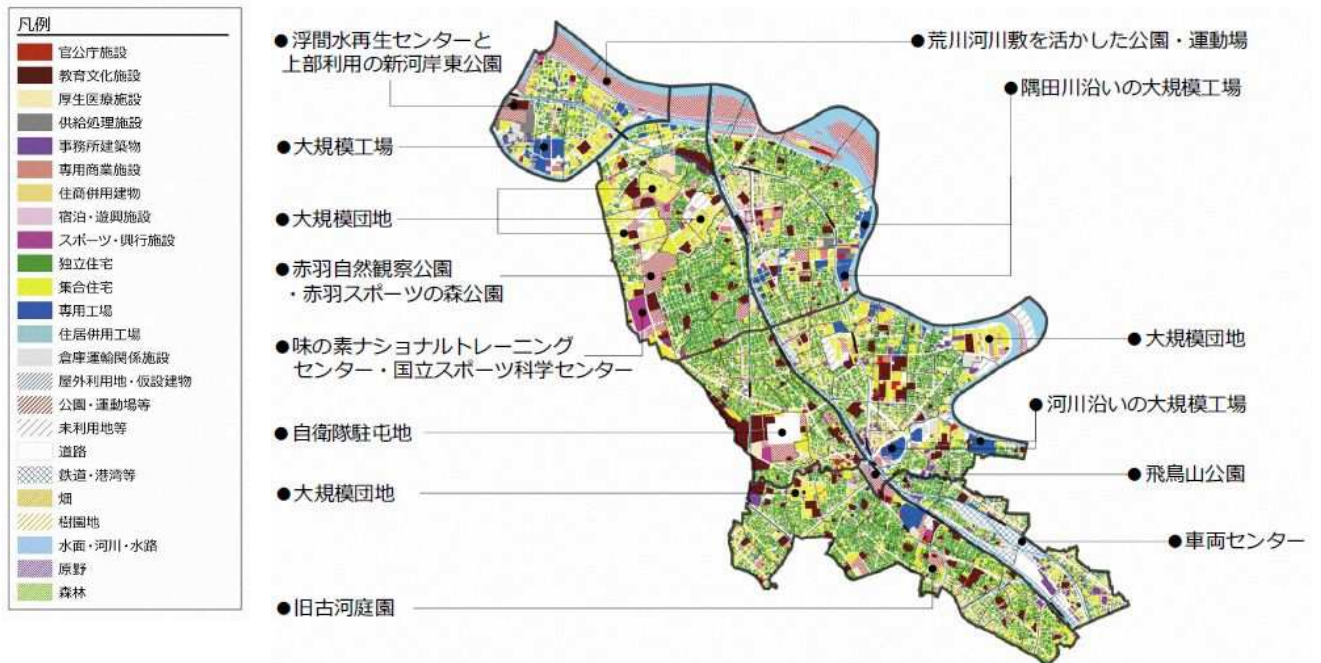
土地利用・市街地構造

平成29（2017）年時点における北区全域の土地利用割合は、住宅用地が30%以上を占めており、商業用地は約7%、工業用地は約5%を占めています。緑被地や水面の割合を示すみどり率は約26%となっています。

また、区の全域が都市計画区域となっており、住居系用途が965.8haで約50%、商業系用途が411.9ha及び工業系用途が419.4haとそれぞれ約20%となっています。

北区の市街地は、赤羽、王子、田端などの鉄道駅を中心に業務・商業系の市街地、台地部が住居系の市街地、低地部が住・商・工が複合した市街地、河川沿いが住・工が複合した市街地構造となっています。

◆北区土地利用現況図（平成29年現在）



出典：北区都市計画マスタープラン2020（令和2年）

建築物・住宅

令和2（2020）年における北区の建物棟数は63,840棟となっており、うち約93%の59,183棟が戸建て住宅・アパート・マンションなどの住居系の建物となっています。

さらに、平成30（2018）年現在における住宅の建て方を見ると、一戸建てが21%、アパート・マンション等の共同住宅が79%となっています。さらに住宅の所有状況では、持ち家が39%、借家が61%となっています。

交通

鉄道は、西側台地と東側低地との境界線上、区のほぼ中央を南北にJR京浜東北線、東北本線が通り、ほぼ沿った形で東北・上越・北陸新幹線が通過しています。その西側を埼京線、概ね東側を東京メトロ南北線が通っています。

道路は、首都高速道路王子線をはじめ、中山道、北本通り、明治通り、環状7号線・8号線など、東京都区部における重要な道路が通っています。

また、路線バスとして、都営バス、国際興業バス、関東バス、東武バスが運行しているほか、地域公共交通として、北区のコミュニティバス「Kバス」が運行しています。

産業

産業別事業所及び従業者数

産業別事業所数及び従業者数は、平成28（2016）年時点で、第一次産業が3事業所・16人、第二次産業が1,917事業所・21,004人、第三次産業が10,616事業所・103,745人となっており、第三次産業の比率が高くなっています。

事業所数、従業者数とも、多少の増減はあるものの減少傾向で推移しています。

商業

卸売・小売業について、平成24（2012）年以降、商店数は微減、従業者数は増加傾向で推移し、平成28（2016）年時点で2,299店、従業員数18,885人となっています。

年間商品販売額も平成24（2012）年以降は増加傾向にあり、平成28（2016）年時点では、約10,239億円となっています。

工業

平成30（2018）年時点で事業所数が224事業所、従業員数は8,539人、製造品出荷額は1,752億円となっています。

事業所数、製造品出荷額等は減少傾向で推移していますが、従業者数は微増しています。

平成29（2017）年の事業所数の内訳は、印刷・同関連業が全体の31.3%と最も多く、次いで金属製品製造業が8.5%、その他の製造業が8.5%となっています。

3

前計画の検証

計画改定にあたり、前計画で示されている基本目標が達成され、望ましい環境像「自然環境共生都市 ～みんなが環境を考え・行動するまち～」の実現へとつながっているかどうか、成果指標の達成状況及び区民アンケート調査における「環境の満足度」の増減をもとに、総合的な評価を実施しました。（詳細は資料編「2. 北区の環境に関する意識・意向調査結果の概要」及び「3. 北区環境基本計画2015の進捗評価」を参照）

基本目標ごとの検証結果の概要は、次のとおりです。

◆前計画の進捗状況と見直し課題

- 計画期間内で新たに実施または実績が向上した施策
- 未実施または実績が低下した施策

【基本目標1】北区の環境を育むきずなづくり (施策の柱) ① 環境保全・創造のための人・地域づくり ② 環境経営の促進 ③ 環境に関する情報共有の仕組みづくり	
進捗状況 ○各種の環境情報の発信・共有、学校などにおける環境教育*の推進、自然観察会の開催、北区環境大学をはじめとする環境人材づくりなどの取組みを実施している。 ○区民の参加を前提とする成果指標（講座の開催数や参加者数等）の多くが計画当初の目標を上回って達成した。 ●優れた取組みに対する表彰制度や環境経営に関するセミナーなど、一部の施策について未実施あるいは終了している。 ●区民の環境活動についての施策に対する重要度の認識が低い。	見直し課題 ◆区民や事業者の興味をひきつける情報発信の方法の検討 ◆区民等が参加したくなる講座及びイベントの企画、実施
【基本目標2】安全・安心な区民生活環境の確保 (施策の柱) ① 身近な環境問題に関する取組み ② 包括的な化学物質対策 ③ 広域的な環境問題の解決に向けた取組み	
進捗状況 ○法令に基づく監視、規制・指導、啓発活動などの取組みを実施 ○大気、水質、騒音・振動、ダイオキシン類とも環境基準*をほぼ達成 ○北区の環境に関する満足度では、「静けさ」「空気のきれいさ」「水辺のきれいさ」等の身近な生活環境に対し、概ね上昇した。 ●「地域内の清潔さ」に対する区民の満足度については減少した。	見直し課題 ◆地域内の環境美化について、対策の改善・強化

<p>【基本目標3】みんなで目指す低炭素・循環型の北区</p> <p>(施策の柱) ① 積極的な参加が期待されるエネルギー対策 ② 災害時も活用可能なエネルギーシステムの導入 ③ 健全な物質循環の確保と循環型社会の構築</p>	
<p>進捗状況</p> <p>○省エネ行動の周知・啓発活動、新エネ・省エネ機器等の導入支援、3R*行動の周知、区有施設における新エネ・省エネ設備の導入などの取組みを実施している。</p> <p>○新エネ・省エネ機器等の導入助成件数をはじめとする、成果指標の多くが計画当初の目標を上回って達成した。</p> <p>○地球温暖化*対策に関する区の実施に対する区民の満足度が上昇した。</p> <p>●区域から排出される温室効果ガス*排出量は、基準年である平成25(2013)年の1,272千t-CO₂から令和元(2019)年は1,163千t-CO₂と減少したが、削減率は約8.6%にとどまっている。</p> <p>なお、温室効果ガスのうち、二酸化炭素の排出量については、基準年である平成25(2013)年の1,211千t-CO₂から令和元(2019)年は1,061千t-CO₂と12.4%の削減となっているが、その他ガスは62千t-CO₂から101千t-CO₂と62.9%の増加となっている。</p>	<p>見直し課題</p> <p>◆2050年カーボンニュートラル*の実現を目指し、新たな地球温暖化対策、ごみの減量・資源循環対策の充実・強化</p> <p>◆区の特性を踏まえた気候変動適応策*の充実・強化</p>
<p>【基本目標4】区民と自然が共生できる仕組みづくり</p> <p>(施策の柱) ① 生物多様性の重要性に対する理解の促進 ② 地域に密着した緑の保全と創出の仕組みづくり ③ 環境保全上健全な水循環の回復</p>	
<p>進捗状況</p> <p>○生物多様性*の保全に向けた調査の実施、生物保全対策、公園・緑地などの整備、まちなか緑化などの取組みを実施している。</p> <p>○自然に関する環境学習講座や河川生物生息調査の実施など、成果指標については、概ね当初計画の目標を達成した。</p> <p>○生きものの豊かさ、自然の豊かさ、みどりの豊かさなど、全ての項目で区民の満足度が上昇した。</p> <p>●緑被率に関して若干の低下が見られた。</p>	<p>見直し課題</p> <p>◆生物多様性の保全を含めた、みどりの「質」を高めていくための対策の充実・強化</p> <p>◆「保全」だけでなく、みどりのさらなる「活用」の検討</p>

4

計画策定に向けた視点

環境をめぐる社会の動きや北区の地域特性、前計画からの見直し課題などを踏まえて、以下に示す視点のもとで、本計画の策定を行いました。

SDGs の考え方を取り入れた計画

環境・経済・社会の統合的解決

持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向け、環境・経済・社会の統合的課題解決に取り組む観点から、環境保全に関する総合的・横断的な施策を強化し、区の施策全体を環境面から支える計画とします。

環境施策の実施が、社会・経済などの複数の異なる課題の解決と相互に関連していることを庁内及び区民や事業者等各主体と共有し、強化した連携体制のもとで計画の推進を図ります。

バックカスティング～目指す未来の姿から逆算して考える

現状から将来を予測するフォアカスティングの立場から客観的な分析を行いつつも、あるべき持続可能な社会を作ろうとする理想追求型・未来志向型のバックカスティングの考え方に基づいた計画とします。

あらゆる主体同士のパートナーシップの強化

北区が目標とする環境像の達成のためには、区民や事業者、区、国及び東京都、関係団体等さまざまな立場にあるあらゆる主体が、それぞれの役割を実践し、力を発揮することができる、環境に貢献できる仕組みづくりが求められることから、各主体同士のパートナーシップの強化をより一層図るための計画とします。

地域循環共生社会（ローカル SDGs）の実現

SDGs を地域で実践するためのビジョンである「地域循環共生圏」の考え方に基づき、北区の風土や地域に根ざした環境がもたらす人の交流や相互の支え合い、地方とのつながりを基盤とした、地域の活力が最大限発揮されるまちづくりを目指すための計画とします。

さらに、地域全体で SDGs 「環境・経済・社会の統合的課題解決」に取り組むことで、シビックプライド※¹の醸成と「共創」による新しい地域価値の創造が行われ、誰もが暮らし続けたいと思えるまち、誰もが自分らしく活躍できるまちの実現へとつなげていくための計画とします。

2050年カーボンニュートラルの実現に向けた計画

脱炭素社会の実現に向けたロードマップ

パリ協定*が定める「産業革命前からの世界の平均気温上昇を1.5℃に抑えること」を可能な限り追求していくため、「2050カーボンニュートラル*」を掲げ、脱炭素*社会の実現に向けた取組みを先導していきます。そのために、これまでの「低炭素*」の考え方から「脱炭素」の考え方へシフトし、中長期的な視点から、二酸化炭素排出削減量等の新たな目標設定を行い、2050年へのロードマップを示し、特に2030年までの期間を取組みの重要な集中期間と位置づけます。

脱炭素に向けた活動を日常にするしくみづくり

脱炭素*に向けた生活行動・経済活動が日常的な習慣として定着するよう、区民、事業者の行動変容を促進する計画とします。

行動変容がどのように二酸化炭素排出削減に貢献するのかを「見える化」するなどの情報発信を行うことで、区民、事業者が行う環境活動の取組みを拡大していくとともに、区民、事業者とのパートナーシップによる取組みの充実・強化を図ります。

気候変動への適応と持続可能でレジリエントなまちづくり

いつまでも安心して住み続けられるまちへ

誰もが健康で快適に暮らし、働くことができる安全・安心なまちづくりのためには、気候変動をはじめとする環境問題に迅速かつ的確に対応することが必要です。

近年、気候変動との関連性が指摘されている集中豪雨などの深刻化する自然災害、熱中症や感染症による健康被害などから区民の命と安全・安心な生活を守るため、国や東京都と連携しながら気候変動への適応策*の強化を図り、まちの防災力向上と災害をはじめとしたあらゆる危機に柔軟に対応できる「持続可能でレジリエント^{※2}なまちづくり」を実現する計画とします。

コロナ禍からのグリーン・リカバリー

サステナブルな活動を行う区民・事業者を支援

新型コロナウイルス感染症*がもたらした多くの変化を考慮し、環境や社会の持続可能性を優先した経済回復「グリーン・リカバリー^{※3}」の視点を取り入れた計画とします。

区民や事業者に過度な負担を与えることなく、気候変動や生態系*の保全に配慮しながら経済や社会の回復を目指すことを意識し、サステナブル（持続可能）な生活行動・経済活動を行う区民、事業者の活動を支援していきます。

ポストコロナ時代を見据えた環境施策

「新しい生活様式」の定着を背景とする、身近に楽しめる自然への関心の高まりを踏まえた地域の魅力の再発見につながる取組みとともに、テレワークやリモート会議といった働き方をはじめとした社会の変化に対応するため、DX（デジタルトランスフォーメーション）^{※4}、その他さまざまな革新的イノベーション*の推進によるデジタル化・オンライン化・AI活用等、ポストコロナ時代を見据えた環境施策の推進を図ります。

※1 「都市に対する市民の誇り」、「まちづくりに対して持つ責任感」、「自らまちを形成している一人である」という認識を持つこと」という意味合い。

※2 弾力や柔軟性があるさま。「レジリエントなまち」とは、自然災害などにより都市機能が壊れない強さ（強靭さ）ではなく、都市機能が壊れてしまってもすぐに回復する強さ（強靭さ）を持った「まち」のこと。

※3 新型コロナウイルスの感染*拡大による景気後退への対策で、単にもとどおりの生活状況に戻すのではなく、脱炭素社会の実現など環境を重視した投資などを通して経済を浮上させようとする手法のこと。

※4 進化したデジタル技術を浸透させることで、社会や人々の生活をより良いものへと変革すること。

第3章 目標とする環境像

- 1 目標とする環境像
- 2 10年後の将来イメージ

1

目標とする環境像

区民、事業者、区の共通の目標として、令和 32（2050）年頃における北区のあるべき環境の姿を示す「目標とする環境像」は、前計画を踏襲し、より深化させることを目指して、以下のとおりとします。

一人ひとりが環境を考え、ともに行動するまち
～持続可能な環境共創都市の実現～

【目標とする環境像の意味】

わたしたちは、誰もが豊かで健康に暮らし続けることのできる権利とともに、かけがえのない地球とこのまちを、将来世代に継承する責務を有しています。

地球や地域の環境の保全と創造のために、誰もが気候危機をはじめとする環境の問題を我が事として受け止め、「今、自分たちにできること」を意識し、実現に向け取組んでいくことが必要です。そのためには、現在及び将来のすべての区民が、健康で快適な生活を送ることができる環境共生都市の実現に向け、一人ひとりがお互いに手を取り、望ましい環境を「共に創る」こと、「共創」していくことが重要となります。

すべての区民、事業者及び区が協働し、誇りと愛着を持って環境活動やまちづくりに取り組むことのできる仕組みが整っている「活力ある持続可能な北区」、限りない恵みをもたらしてくれる環境を守り育み、いつまでも平穏に過ごしたいという一人ひとりの願いが実現できる「安全・安心で快適に暮らせる北区」を目指します。

2

10年後の将来イメージ

北区が目標とする環境像「一人ひとりが環境を考え、ともに行動するまち ～持続可能な環境共創都市の実現～」の実現に向けて、本計画が目指す10年後の北区のイメージを5つの分野（P.3「北区環境基本計画2023の対象範囲」参照）ごとに描きました。

これらの将来イメージを「目標とする環境像」を実現するための基本目標として位置づけ、区民、事業者及び区のパートナーシップのもとで、将来イメージの実現に向けた取組みを進めていきます。



第1章
第2章
第3章
第4章
基本目標1
基本目標2
基本目標3
基本目標4
基本目標5
第5章
第6章
資料編

分野：脱炭素、気候変動への適応

基本目標 1

気候変動に適応し、脱炭素を実現するまち
【北区地球温暖化対策地域推進計画】
【北区気候変動適応計画】

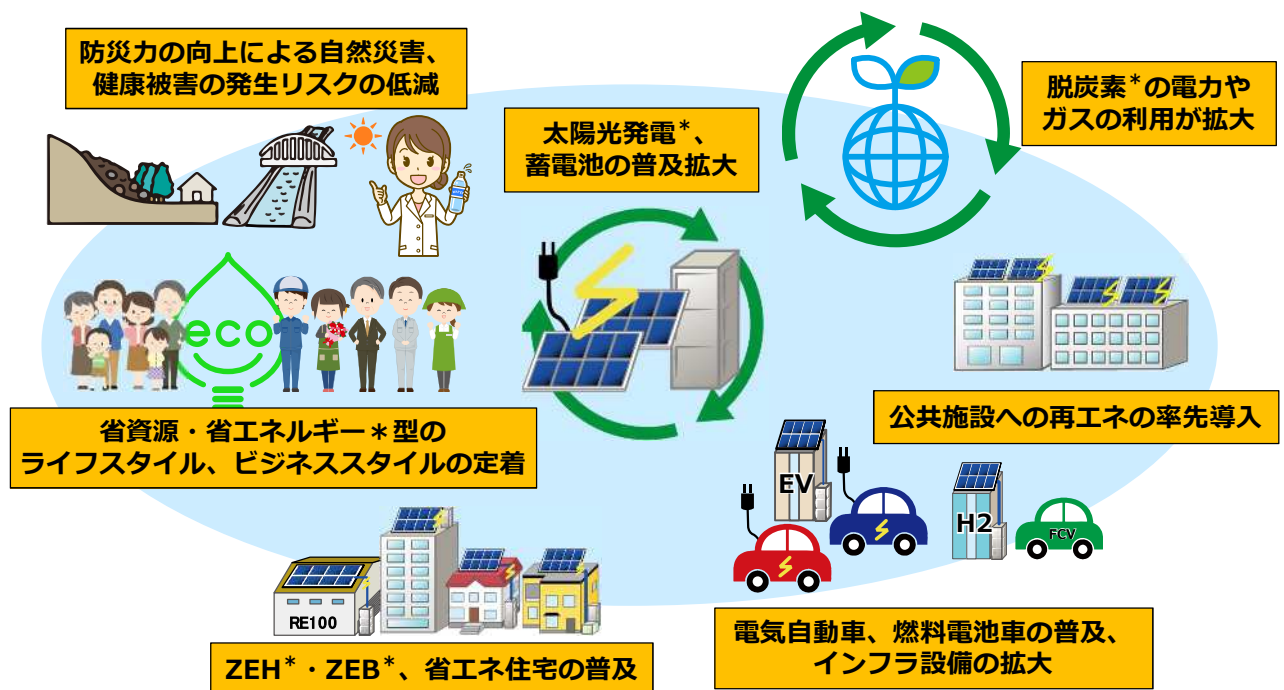
10年後の将来イメージ

集中豪雨に対する防災対策や異常高温に伴う熱中症予防のための意識が高まるなど、気候変動の影響による被害を最小限とする行動が定着しており、まちなかにおける暑熱対策や風水害対策、熱中症などの健康被害対策が実施され、いつまでも安心して住み続けられるまちづくりが実現されています。

脱炭素*に貢献する省資源・省エネルギー*型の賢いライフスタイル、ビジネススタイルを選択することは、区民や事業者にとって日常的な習慣になっており、「北区ゼロカーボンシティ宣言」の実現に向けて、区域から排出される温室効果ガス*排出量は着実に減少しています。

家庭や地域での再生可能エネルギー*設備などの導入、利用が拡大しているほか、他の自治体や事業者との連携による再生可能エネルギーの調達が進んでいます。

エネルギーの創出に加え断熱性などの省エネルギー性能を追求したエネルギー収支がプラスマイナス「ゼロ」の住宅や工場、ビルの建設が進んだほか、電気自動車や燃料電池*自動車が普及するなど、日常生活や事業活動、住まい、移動手段といった、まちのあらゆるシーンにおける脱炭素化が進んでいます。



分野：安全・安心、快適

基本目標2 安全・安心で、快適に暮らせるまち

10年後の将来イメージ

国や東京都と連携し、短時間の集中豪雨などによる浸水被害や土砂災害の防止対策、建築物等の耐震性能・浸水対策の強化が図られ、災害に強く安全・安心に暮らせるまちになっています。

区民の健康の保護及び生活環境の保全を進めるために、大気や水質等の継続的なモニタリングと情報発信が行われているとともに、揮発性有機化合物（VOC）の排出削減や工場排水等における適正な化学物質の管理についての指導が徹底されています。

生活や経済活動を行ううえで発生が避けられない騒音などの身近な生活環境に関する困りごとについては、多様化する暮らしの価値観を互いに尊重しながら、解決に向けた家庭や事業所などにおける自主的な環境配慮の取組みが広がっています。

区民や地域、事業者等と連携した取組みによって、ポイ捨て等が防止されたり、北区らしいみどりあふれる景観が広がるなど、清潔で快適なまちになっています。

防災力の向上による自然災害
の発生リスクの低減

うるおいのある魅力的な都市空間



生活環境が守られた清潔で快適なまち

分野：資源循環

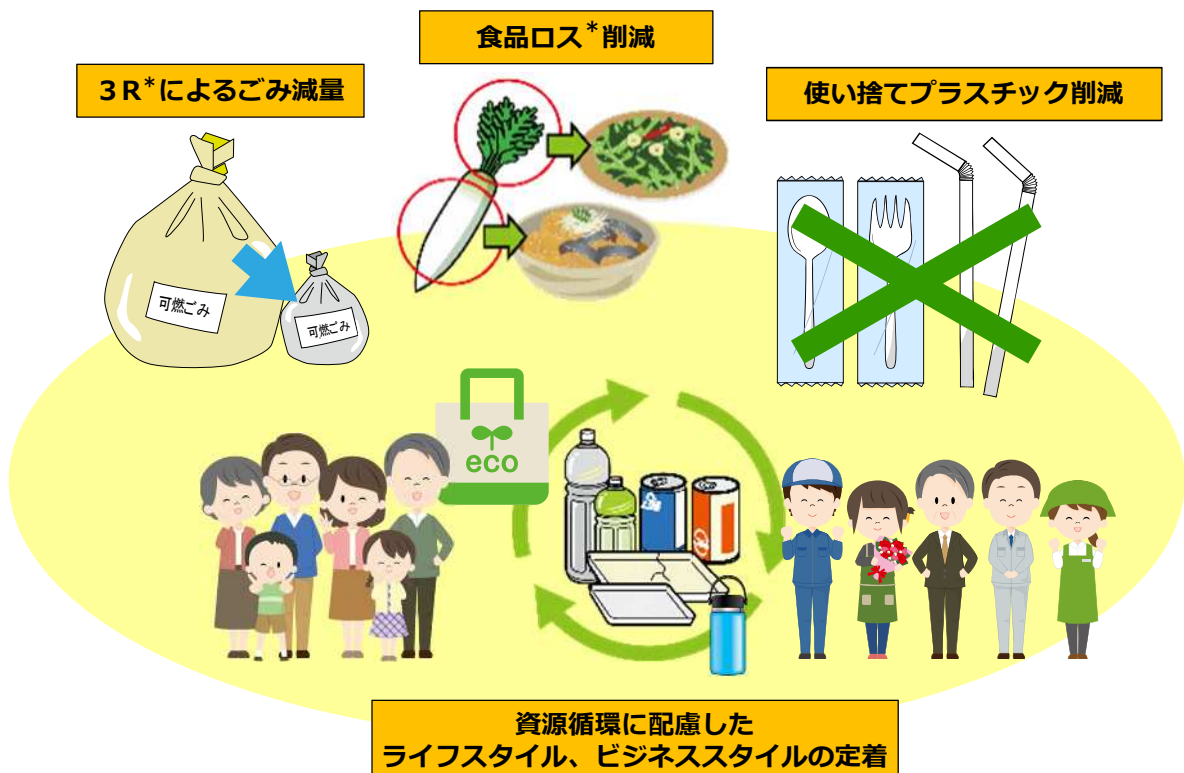
基本目標3 資源循環の輪をつなげるまち

10年後の将来イメージ

サステナブルな社会の実現に向けて、資源循環に配慮したライフスタイル、ビジネススタイルを選択することは、区民や事業者にとって日常的な習慣になっています。

食品ロス*の削減やプラスチックごみ削減に向けた意識が高まり、区民や事業者は、ごみになりにくいもの、リユース*が容易な商品やリサイクル*された商品を購入・購入したり、本当に必要な量だけを購入する、不要なものをもらわないなど、区民1人が1日当たりに排出するごみの量が少ないまちになっています。

資源をできるだけ長く使い続ける循環経済への移行が進み、ごみとして捨てられていたものでも資源として活用できるよう分別して排出することが当たり前に行われ、焼却処理されたり、最終処分されるごみの量が減っています。



分野：自然・みどり、生物多様性

基本目標4 身近な自然を守り育て、活用するまち

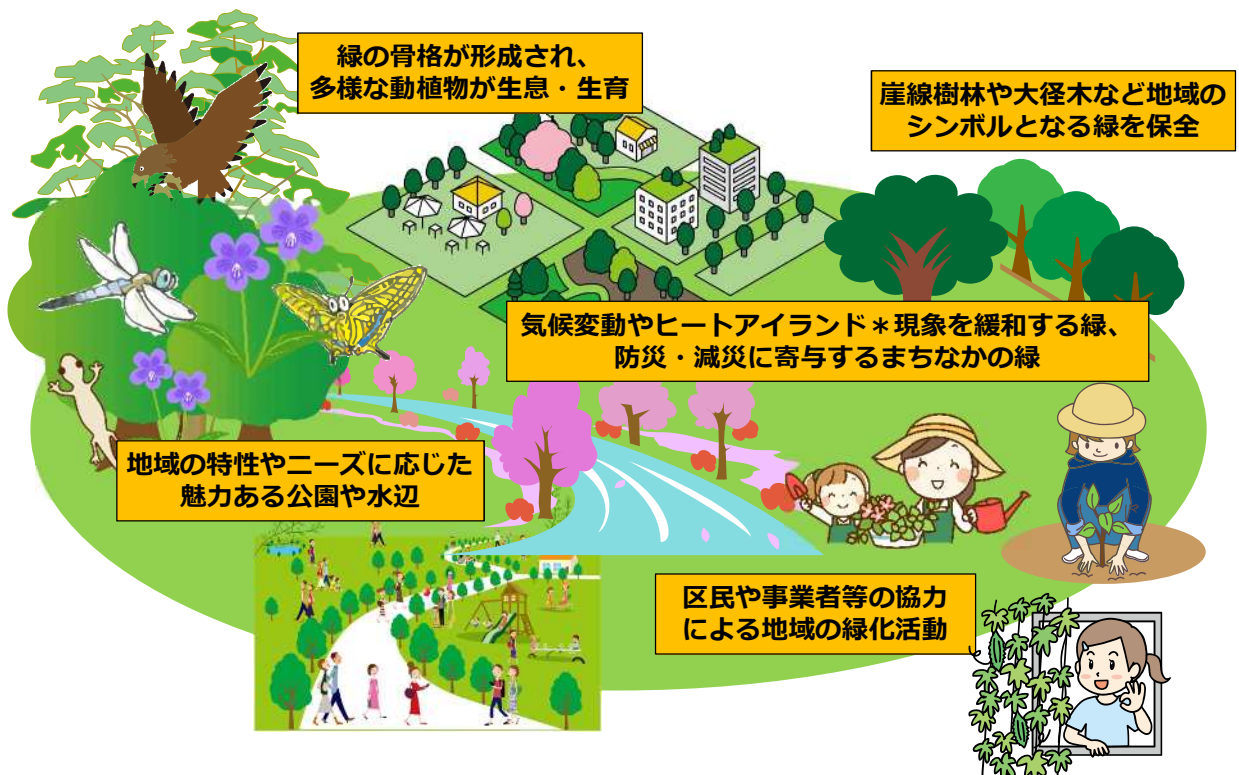
10年後の将来イメージ

公共施設やまちなかの緑化、緑地等の整備が進み、気候変動やヒートアイランド*現象を緩和する緑、防災・減災に寄与する緑として機能しています。また、暮らしの安全・安心を高めるため、市街地や崖地における樹林や樹木が適切に維持管理されているとともに、健全な水循環が保全されています。

誰もが自然にふれあえる場、安らぎ楽しめる場として、地域の特性やニーズに応じた魅力ある公園や水辺環境が整備されています。

崖地樹林や河川敷草地、水辺などの緑が保全され、緑の骨格を形成するとともに、生きものにぎわいが育まれています。社寺林や大径木など歴史を感じさせる緑が地域のシンボルとして保全され、街路樹や並木とともにまちにうるおいを与え、地域の魅力を高めています。

これら緑の保全と創出が、区民や事業者等の協力によって積極的に進められており、地域の緑化・環境啓発活動を通じて、いきいきとした地域コミュニティが形成されています。



分野：環境施策の基盤づくり

基本目標 5

環境活動の大切さと楽しさを分かち合い、 未来へ共創するまち

10年後の将来イメージ

日々の生活や事業活動によって自らが周囲の環境に及ぼす影響を理解し、環境にやさしい暮らしや環境に配慮した事業活動を実践する区民や事業者が増え、持続可能な消費行動が生活習慣となって定着しています。

子どもから大人まで誰もが気軽に楽しみながら参加できる環境学習会やイベントが数多く開催されるなど、環境学習の機会も増え、区民、事業者、区のパートナーシップによる環境保全活動が積極的に行われています。

環境をより豊かにして未来の子どもたちへ引き継ぐために、家庭や学校、職場など様々な場面で、環境問題について気軽に学ぶ機会が増えたことで、多種多様な取組みが実践されており、環境活動の重要性や楽しさを伝える情報の受発信も盛んに行われています。

一人ひとりが環境のことを考え・行動することで、自分のまちに愛着と誇りが生まれるとともに、地域全体の「共創」による新しい価値の創造が行われ、誰もが暮らし続けたいと思えるまち、誰もが自分らしく活躍できるまちが実現しています。



第4章 目標達成のための取組み

北区環境基本計画 2023 の施策体系

- 基本目標 1 気候変動に適応し、脱炭素を実現するまち
- 基本目標 2 安全・安心で、快適に暮らせるまち
- 基本目標 3 資源循環の輪をつなげるまち
- 基本目標 4 身近な自然を守り育て、活用するまち
- 基本目標 5 環境活動の大切さと楽しさを分かち合い、未来へ共創するまち

北区環境基本計画 2023 の施策体系

目標とする環境像 「 一人ひとりが環境を考え、ともに行動するまち」

基本目標 主に関連する SDGs の目標

脱炭素、気候変動への適応

基本目標 1 気候変動に適応し、脱炭素を実現するまち



安全・安心、快適

基本目標 2 安全・安心で、快適に暮らせるまち



資源循環

基本目標 3 資源循環の輪をつなげるまち



自然・みどり、生物多様性

基本目標 4 身近な自然を守り育て、活用するまち



環境施策の基盤づくり

基本目標 5 環境活動の大切さと楽しさを分かち合い、 未来へ共創するまち

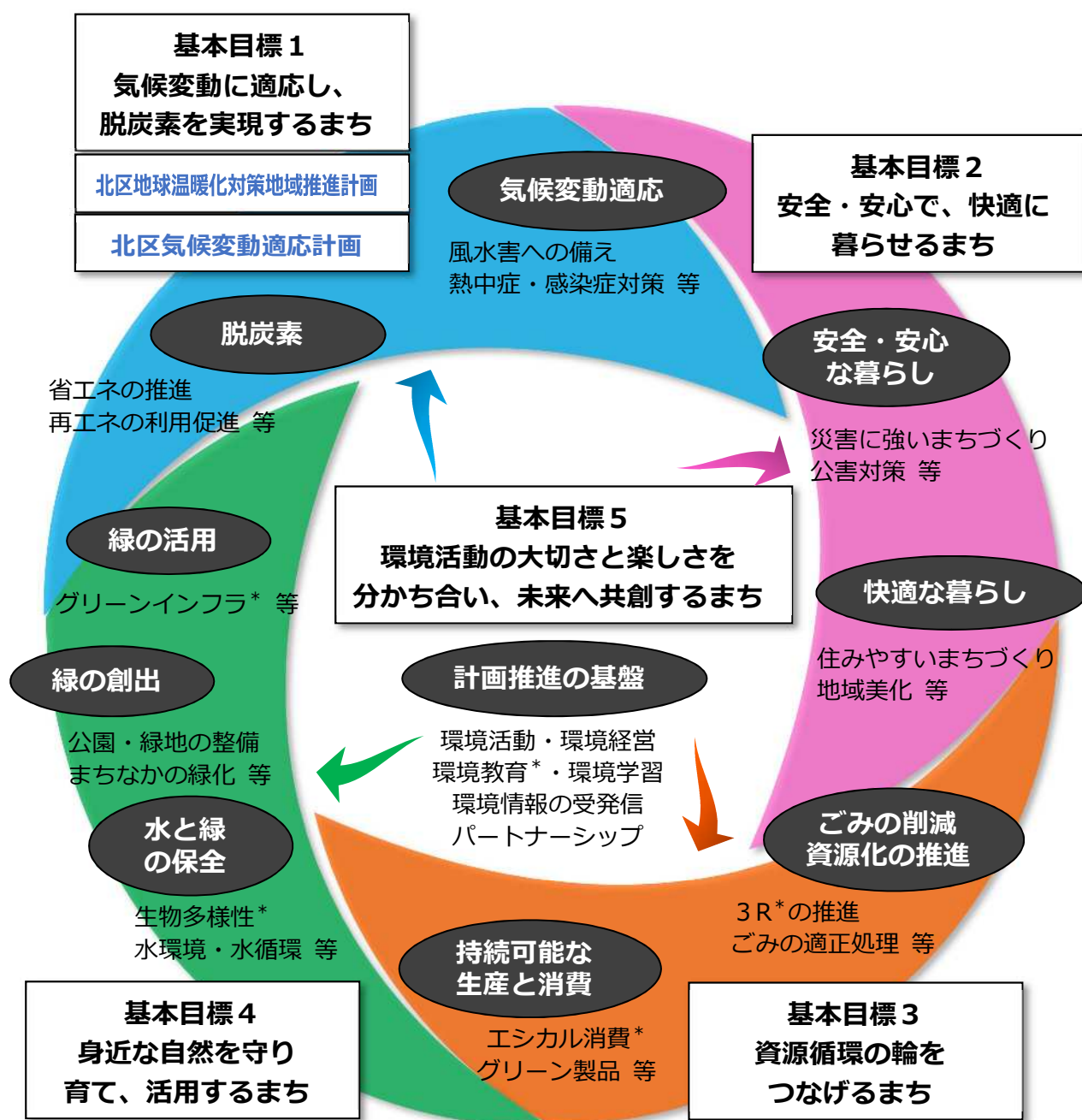


～持続可能な環境共創都市の実現～ 』	
基本施策	区の実践
(1) 脱炭素社会に向けた緩和策の推進 【北区地球温暖化対策地域推進計画】 ⇒P.39	① 省エネルギーの推進 ② 再生可能エネルギーの利用促進 ③ 脱炭素型まちづくりの推進
(2) 気候変動適応策の推進 【北区気候変動適応計画】 ⇒P.57	① 自然災害対策の推進 ② 健康被害対策の推進 ③ 区民生活への影響対策の推進
(3) 安全・安心な生活環境の確保 ⇒P.68	① 環境汚染対策の推進 ② 身近な環境問題に関する取組みの推進 ③ 災害に強く、住み続けられるまちづくりの推進
(4) 快適なまちづくりの推進 ⇒P.72	① まちの美化 ② 良好な景観形成の推進
(5) 資源循環型システムの推進 ⇒P.76	① ごみの減量化の推進 ② 資源の有効利用の推進 ③ 持続可能な消費行動への転換に向けた普及、啓発
(6) ごみの適正処理の推進 ⇒P.82	① 収集運搬体制の充実 ② 安定的な処理体制の維持
(7) 豊かで質の高い緑・水辺の保全 ⇒P.86	① 良好な環境を形成する緑の保全 ② 生物多様性の保全と回復 ③ 水辺環境・水循環の保全
(8) 身近な緑の創出と活用による まちづくり ⇒P.90	① 公園・緑地の整備・維持管理 ② まちなかの緑化推進 ③ 区民とともにある緑の活用
(9) 環境に配慮した行動の実践 ⇒P.96	① 環境負荷の少ないライフスタイル・ワークスタイル への転換 ② 環境経営の推進
(10) 環境教育・環境学習の推進 ⇒P.100	① 学校における環境教育の充実 ② 地域における環境学習機会の拡充
(11) パートナーシップによる 環境活動の推進 ⇒P.104	① パートナーシップによる環境保全活動の充実 ② 環境に関する情報受発信の充実

本計画では、目標となる環境像を実現するため、『脱炭素*、気候変動への適応』『安全・安心、快適』『資源循環』『自然・みどり、生物多様性』『環境施策の基盤づくり』の5つの分野に応じた基本目標と、これを実行するための11の基本施策を定めています。

「基本目標1 気候変動に適応し、脱炭素を実現するまち」は、「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び「地域気候変動適応計画」として位置づけ、併せて「基本目標2・3・4」におけるさまざまな施策によって、総合的な推進を図ります。

「基本目標5 環境活動の大切さと楽しさを分かち合い、未来へ共創するまち」は、各基本目標の横断的な基盤づくりとなる取組みを掲げ、すべての施策の中で反映・展開していきます。



各ページの見方

基本目標 4 身近な自然を守り育て、活用するまち ①

基本方針 ②

北区は、北区緑の基本計画に基づいて、「ひといきいき みどりいきいき 育くる つながる 北区」をキャッチフレーズに、区民・事業者との協働のもと、豊かな自然と快適な都市環境を次世代に引き継ぐべく、緑の保全・創出に努めています。

これまでに取り組んできた公園・緑地や水辺環境の整備、生物多様性の保全などの取組みをより一層充実させるだけでなく、気候変動対策において役立つグリーンインフラとしての緑、またコロナ禍において重要性が高まった、身近なレクリエーション・やすらぎの場としての緑といった視点から、質の高い緑の創出と活用を図ります。

基本施策 ③

(7) 豊かな質の高い緑・水辺の保全	① 良好な緑の保全 ② 生物多様性の保全と回復 ③ 水辺環境・水循環の保全
(8) 身近な緑の創出と活用によるまちづくり	① 公園・緑地の整備・維持管理 ② まちなかの緑化推進 ③ 区民とともに育む緑の活用

主に関連する SDGs の目標・関連施策 ④

3 持続可能なエネルギー	11 持続可能な住環境	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう
(2) 気候変動適応の促進 ① 健康被害の軽減 ② 市民生活への影響緩和の促進	(3) 安全・安心な生活環境の確保 ① 災害に強く、住み続けられるまちづくりの促進			

基本施策 (7) 豊かで質の高い緑・水辺の保全 ⑤

1. 現状

北区には、飛鳥山公園、鷹地、河川敷等におおむね豊かな緑が残り、崖線から台地に古くから緑地を設けた公園の緑地の割合を形成し、樹林や大木等の分布も多いという特性がみられます。緑の名所として知られる飛鳥山公園や日本の都市公園 100 選に選ばれた青無親水公園などがあり、みどりのまち並みを形成し、憩いの場となっています。また、良好な自然環境は、子どもたちが多様な生きものの命の営みとふれあい、生きることの尊さを知るためにも大変重要です。

北区では、令和 2 (2020) 年 3 月に策定した「北区緑の基本計画 2020」に「生物多様性* 地域戦略」を位置づけ、豊かな生態系を育みつくりを行っています。取組みとして、動植物の生態に関する基礎的な調査を継続して実施しており、昭和 59 (1984) 年度から実施している「北区河川生物調査」について、令和 3 (2021) 年度の調査ではレッドリスト* 記載種や外来種を含む 31 種類の魚類を確認しました。

また、区民と連携しながらの生きもの調査もっており、平成 17 (2005) 年度から平成 19 (2007) 年度にかけて行った生物調査の結果をもとに、3 種類のガイドブックを作成しました。

◆北区いきものガイドブック

◆河川生物生態調査 (ワンド調査の様子)

北区の緑地を見ると、平成 10 (1998) 年から平成 25 (2013) 年までは増加傾向でしたが、平成 30 (2018) 年に実施した緑地調査結果によれば、区の緑地面積は 379.51ha、緑被率は 18.43%となっており、前回の 2013 年調査時より若干の減少に転じました。集合住宅や都営住宅等の大規模な建築工事等が生え原因と考えられています。

河川環境や水循環の保全については、平成 31 (2019) 年に河川下流川事務所 (国土交通省) の下で策定された「新河川流域水循環マスタープラン」等に基づき、岡や東岸部と連携して流域の総合治水対策に取り組みほか、地下水かん養の促進、区民が楽しむ水辺環境の形成などの取組みを推進しています。

◆緑地の内訳

種別	面積 (ha)	割合 (%)
緑地 (公園・緑地)	379.51	18.43
河川敷	10.00	2.64
その他	170.00	44.93
合計	559.51	100.00

出典：北区緑の基本計画 2020 (令和 2 年)

2. 課題 ⑥

私たちの暮らしは多様な生物が関わりあふ生態系* から得られる恵みによって支えられていることから、生物多様性を守り、保持していくとともに、生物多様性の大切さを区民に広く周知していく必要があります。生きものの生育・生息環境でもある北区の緑の割合を形成している崖地や河川敷、屋敷林や雑木林等の既存緑地を保全し、市街地に残されている大切な緑を将来にわたって保全していくことが必要です。

区内の生物多様性の各種モニタリングの継続的な実施や関係団体の連携によるデータの収集・発信等の体制整備のほか、地域固有の生物や生態系にとって大きな脅威となる外来生物対策に引き続き、取り組んでいく必要があります。

また、都市化に伴う流域の地下浸透・涵養機能の低下等により、河川等の平常時の流量が減少し、その水質や水生生物等の生育・生息環境が失われる恐れがあるほか、短時間豪雨による都市型水害への対策を推進していく必要があります。

3. 成果指標 ⑦

項目	目標	現状値	
		現状	年度
緑被率 (50m以上)	% 20.00 (R11)*	18.43	H30**2
区内で確認した動物/鳥類/魚類の種類	種 維持	1,034/53/31	R3**2
湧水地点数	地点 維持	13	R3

※「北区緑の基本計画 2020」の目標値と一致 **2 緑被率及び動物の種類は、H30 「北区緑の調査報告書」の値

4. 北区取組み ⑧

1. 良好な環境を形成する緑の保全

樹林や樹木は、市街地における貴重な緑であり、生きものに質の高い生息地 (ハビタット) を提供しているため、継続して保全してまいります。また、長年地にある良好な環境形成に資する樹林や樹木、生垣を保護保全し、地域の緑として保全に努めます。

崖線周辺における土地利用調整や開発が行われる際には、安全性に配慮しながら、既存の樹木の保全・再生などによる崖線との一体的な緑化を促進し、親しみのある崖線のみどりの継承を図るとともに、樹木の適正管理などの安全対策を行います。

2. 生物多様性の保全と回復

区内の緑地や水辺などには、環境省のレッドデータブックに記載された貴重な動植物をはじめとする多種多様な動植物が生息・生育しています。

これらの動植物の繁殖を定期的に把握するとともに、生きもの生息地 (ハビタット) となっている既存の緑を保全するとともに、生物多様性に配慮した緑の創出・管理を促進します。また、環境体験学習等の講座やイベント開催を通じて、生物多様性の保全は、わたしたちの衣・食・住をはじめとする日常生活や農業生産などの経済活動に密着した身近な課題であることを区民・事業者へ周知・啓発をしていきます。

さらに、「外来生物法」や「生態系* 被害防止外来種リスト」に基づき、外来生物による生態系* や生活環境等への被害防止に努めます。

3. 水辺環境・水循環の保全

雨水の地下浸透を促進させることで、集中豪雨などにより短期間で下水道や河川が溢水することで生じる都市型水害の被害軽減および湧水の水量や水循環の保全を図ります。

また、河川や湧水地などの身近な水辺の維持管理を推進し、多様な動植物が生息・生育できる良好な環境の保全に努めるとともに、区民が水辺に親しめる機会の提供を目的とする親水空間を利用したイベントや河川清掃活動等を推進します。

区民に期待される行動 ⑨

- 公園や水辺空間、湧水地の美化活動など、地域の環境保全活動に積極的に参加します。
- 保護樹木や保護生垣等の指定を受け、健全な維持管理を図ります。
- 身近な動植物に関心をもち、生物多様性への理解を深めます。
- 地域の生態系* に影響を与える外来生物への理解を深めます。
- 住宅などの新築や改築の際は、雨水の浸透施設や貯留施設の設置に努めるとともに、ごみや落ち葉の除去など設置した施設の定期的なメンテナンスを行います。

事業者へ期待される行動

- 区や地域のコミュニティと協働して、地域の環境保全活動に取り組みます。
- 保護樹木や保護生垣等の指定を受け、健全な維持管理を図ります。
- 動植物の生息状況などに関する調査や情報提供に協力します。
- 地域の生態系* に影響を与える外来生物への理解を深めます。
- 事業所などの新築や改築の際は、雨水の浸透施設や貯留施設の設置に努めるとともに、ごみや落ち葉の除去など設置した施設の定期的なメンテナンスを行います。

① 基本目標の名称	④ 関連する SDGs ・ 他の基本施策	⑦ 施策の成果を図るための指標
② 基本目標で展開する取組みの方向性	⑤ 基本施策の背景となる現状	⑧ 区取組み
③ 基本施策の名称	⑥ 現状における課題	⑨ 区民・事業者へ期待される取組み例



飛鳥山公園

基本目標
1

気候変動に適応し、脱炭素を実現するまち
【北区地球温暖化対策地域推進計画】
【北区気候変動適応計画】

基本方針

北区は、令和3（2021）年6月に表明した「北区ゼロカーボンシティ宣言」に基づき、「2050カーボンニュートラル*」の実現に向けて、省エネルギー*の促進や再生可能エネルギー*の導入など、これまで取り組んできたCO₂排出量の削減に向けた取組み（緩和策*）をより一層推進し、区民や地域、事業者と一体となって、将来的な脱炭素社会*の実現を目指します。

また、近年、地球温暖化*による気候変動との関連が指摘されている集中豪雨などの深刻化する自然災害、熱中症や感染症による健康被害などから区民の命と安全・安心な生活を守るため、国や東京都と連携しながら気候変動の影響に対応する取組み（適応策*）の強化を図ります。

基本施策

<p>(1) 脱炭素社会に向けた緩和策の推進 【北区地球温暖化対策地域推進計画】</p>	<p>① 省エネルギーの推進 ② 再生可能エネルギーの利用促進 ③ 脱炭素型まちづくりの推進</p>
<p>(2) 気候変動適応策の推進 【北区気候変動適応計画】</p>	<p>① 自然災害対策の推進 ② 健康被害対策の推進 ③ 区民生活への影響対策の推進</p>

主に関連するSDGsの目標・関連施策



<p>(3) 安全・安心な生活環境の確保 ③ 災害に強く、住み続けられるまちづくりの推進</p>	<p>(5) 資源循環型システムの推進 ① ごみの減量化の推進 ② 資源の有効利用の推進</p>
<p>(8) 身近な緑の創出と活用によるまちづくり ③ 区民とともにある緑の活用</p>	

第1章
第2章
第3章
第4章
基本目標1
基本目標2
基本目標3
基本目標4
基本目標5
第5章
第6章
資料編

気候変動の動向

IPCC*第5次評価報告書では、将来的リスクとして「気候システムに対する危険な人為的干渉」による深刻な影響の可能性が指摘されており、確信度の高い複数の分野や地域に及ぶ主要なリスクとして、海面上昇や洪水・豪雨、食料不足、生態系*の損失などが挙げられています。

◆気候変動による将来の主要なリスク

◆2100年末に予測される日本への影響

日本への影響は?
2100年末に予測される日本への影響予測
(温室効果ガス濃度上昇の最悪ケース RCP8.5、1981-2000年との比較)

気温	気温	3.5~6.4℃上昇
	降水量	9~16%増加
	海面	60~63cm上昇
災害	洪水	年被害額が3倍程度に拡大
	砂浜	83~85%消失
	干涸	12%消失
水資源	河川流量	1.1~1.2倍に増加
	水質	クロロフィルaの増加による水質悪化
生態系	ハイマツ	生育可能な地域の消失~現在の7%に減少
	フナ	生育可能な地域が現在の10~53%に減少
食糧	コメ	収量に大きな変化はないが、品質低下リスクが増大
	うんしゅうみかん	作付適地がなくなる
健康	タンカン	作付適地が国土の1%から13~34%に増加
	熱中症	死者, 救急搬送者数が2倍以上に増加
	ヒトスジシマカ	分布域が国土の約4割から75~96%に拡大

出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org/>)

気候変動対策 ~緩和策と適応策~

地球温暖化*の対策には、その原因物質である温室効果ガス*排出量を削減する（または植林などによって吸収量を増加させる）「緩和」と、気候変化に対して自然生態系*や社会・経済システムを調整することにより気候変動の悪影響を軽減する（または気候変動の好影響を増長させる）「適応」の二本柱があります。

緩和とは?
原因を少なく

緩和策の例

- 節電・省エネ
- エコカーの普及
- 再生可能エネルギーの活用
- 森林を増やす

温室効果ガスを減らす

適応とは?
影響に備える

適応策の例

- 感染症予防のため虫刺されに注意
- 熱中症予防
- 災害に備える
- 水利用の工夫
- 高温でも育つ農作物の品種開発や栽培

気候変動による人間社会や自然への影響を回避するためには、温室効果ガスの排出を削減し、気候変動を極力抑制すること（緩和）が重要です。

緩和を最大限実施しても避けられない気候変動の影響に対しては、その被害を軽減し、よりよい生活ができるようにしていくこと（適応）が重要です。

出典：気候変動適応情報プラットフォーム (<https://adaptation-platform.nies.go.jp/>)

基本施策 (1)

脱炭素社会に向けた緩和策の推進
【北区地球温暖化対策地域推進計画】

第1章

第2章

第3章

第4章

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

基本目標5

第5章

第6章

資料編

1. 現状

北区の温室効果ガス排出量

北区の温室効果ガス*排出量は、令和元（2019）年度に1,163千t-CO₂となっており、基準年度である平成25（2013）年度の1,272千t-CO₂から約8.6%の減少となっています。

また、温室効果ガスのうち二酸化炭素が約91%を占めています。

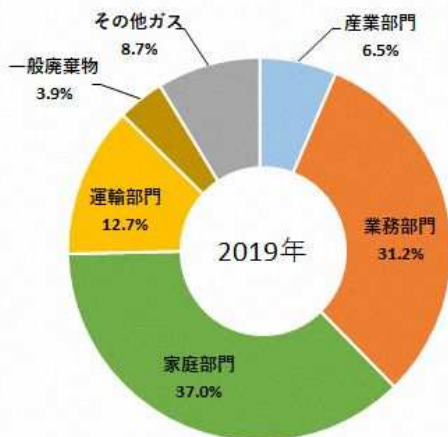
平成25（2013）年度以降の推移を見ると、年度によって増減がありますが、全体としては微減傾向で推移しています。令和元（2019）年度は、前年度の平成30（2018）年度に比べて、業務部門、家庭部門において暖冬による暖房使用の減少が要因と考えられる排出量の減少がみられます。

部門別では、家庭部門が430千t-CO₂、37.0%を占めており、次いで業務部門362千t-CO₂、31.2%、運輸部門148千t-CO₂、12.7%などとなっています。産業部門、業務部門、家庭部門、運輸部門は減少傾向にありますが、廃棄物部門、その他の温室効果ガスは増加傾向にあります。

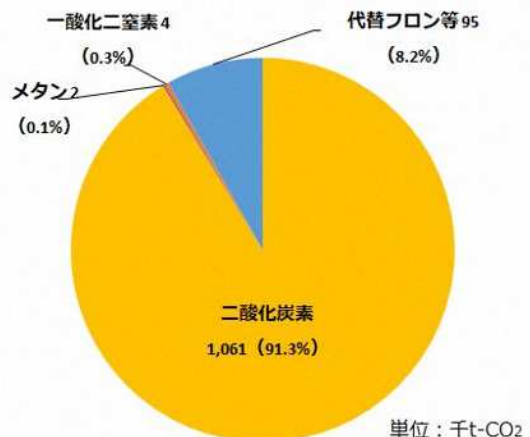
◆温室効果ガス排出量の推移



◆温室効果ガス排出量の部門別構成比



◆温室効果ガス別の排出割合



温室効果ガス排出量の増減の要因

温室効果ガス*排出量の増減の主な要因としては、以下のものがあげられ、これら複数の要因が絡み合って増減します。

- ・天候（気温）による冷暖房の使用状況
- ・人口・世帯の増減
- ・事業所の増減、経済活動の増減
- ・自動車保有台数、走行距離の増減
- ・日常生活や事業活動における省エネ型の生活家電、設備機器の増加
- ・日常生活や事業活動における省エネ活動の実践状況
- ・日常生活や事業活動における再生可能エネルギー*の導入、活用状況
- ・ごみ排出量の増減
- ・生活家電や産業用機器、自動車などにおける省エネ化に向けた技術革新
- ・電力排出係数*の増減

北区においては、令和元（2019）年度に 1,163 千 t-CO₂ となっており、前年度である平成 30（2018）年度の 1,229 千 t-CO₂ から 5.4%減少しましたが、総排出量の約 7 割を占める業務部門、家庭部門からの排出量が大きく減少したことが総排出量の減少につながっています。

また、各部門の増減の要因としては、以下のことが考えられます。

●産業部門

電力排出係数が改善したことや省エネ設備への更新などによりエネルギー消費量が減少したことが要因と考えられます。

●業務部門

電力排出係数が改善したことや省エネ設備への更新、冬季の平均気温が暖冬であった前年度より高く暖房需要が減少したことが要因と考えられます。

●家庭部門

電力排出係数が改善したことや再生可能エネルギーの活用、省エネ型の生活家電の普及のほか、冬季の平均気温が暖冬であった前年度より高く暖房需要が減少したことが要因と考えられます。

●運輸部門

自動車燃費が改善したことや旅客輸送、貨物輸送ともに輸送量が減少したことが要因と考えられます。

●一般廃棄物*

排出量が前年度から増加した要因として、可燃ごみに含まれるプラスチック類が増加したことが考えられます。

●その他ガス

排出量が前年度から増加した要因として、家庭用のエアコン、冷蔵庫から排出される HFCs（ハイドロフルオロカーボン類）が増加したことが考えられます。

北区のエネルギー消費量

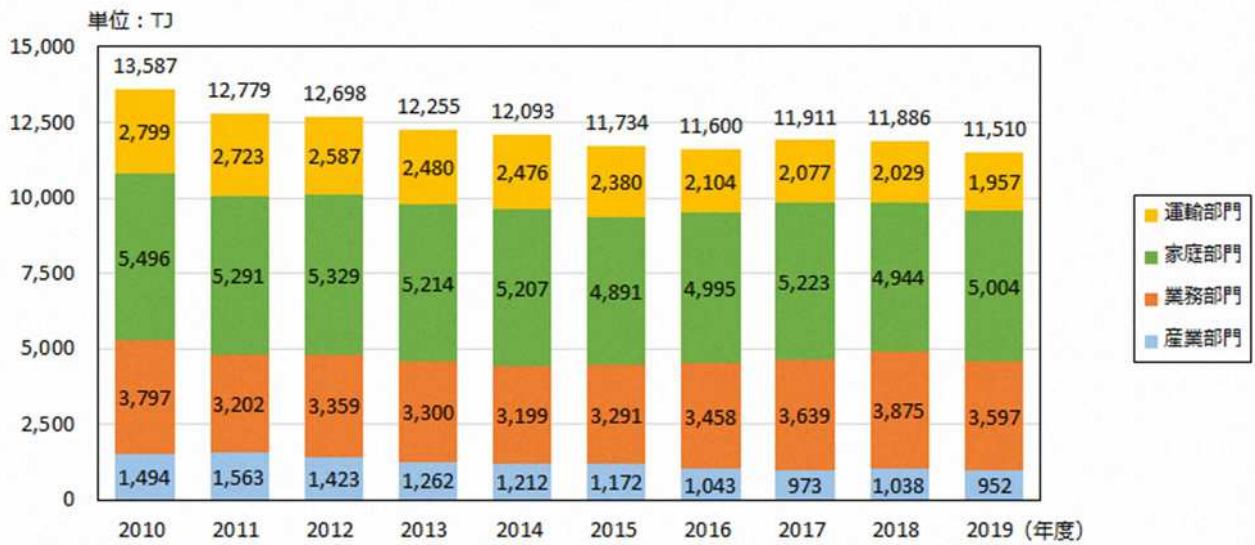
北区のエネルギー消費量は、令和元（2019）年度に 11,510 TJ となっており、基準年度である平成 25（2013）年度の 12,255 TJ から約 6.1% の減少となっています。

部門別では、家庭部門が 5,004 TJ、43.5% を占めており、次いで業務部門 3,597 TJ、31.3%、運輸部門 1,957 TJ、17.0% となっています。

平成 25（2013）年度以降の総エネルギー消費量の推移を見ると、平成 28（2016）年度までは減少傾向で推移していましたが、平成 29（2017）年度に増加し、その後、再び減少傾向となっています。平成 25（2013）年度以降の部門別のエネルギー消費量の推移では、業務部門は増加傾向にありますが、家庭部門は横ばい、産業部門、運輸部門は減少傾向にあります。

また、家庭部門をみると、区民 1 人あたりのエネルギー消費量は、東京都全域と比較して、やや上回る傾向にありましたが、平成 30（2018）年度以降は下回っています。

◆エネルギー消費量の推移



◆エネルギー消費量の部門別構成比



◆家庭部門における 1 人、1 世帯あたりのエネルギー消費量の推移



エネルギー起源別の二酸化炭素排出量の推移

①産業部門

北区の排出傾向を業種別にみると、東京都全域と比較して「出版・印刷業」の割合が大きいことが特徴です。

エネルギー起源別の内訳をみると、主に軽油、灯油、重油^{※1}で構成されている燃料油からの排出量が約20%を占め、都市ガスが約27%を占めています。また、電力からの排出量が約53%を占めていますが、年々その割合は減少しています。

	ガソリン	灯油	軽油	A重油	C重油	LPG等	都市ガス	購入電力	千t-CO ₂
2013	0	2	13	3	2	0	24	68	
2014	0	2	13	3	2	0	23	62	
2015	0	2	12	2	3	0	22	60	
2016	0	2	11	2	1	0	22	49	
2017	0	2	11	2	1	0	21	44	
2018	0	2	13	1	0	0	23	42	
2019	0	1	11	2	1	0	20	40	

②家庭部門

エネルギー起源別の内訳としては、電力と都市ガスで約96%を占め、排出量が最も多い電力が全体の約69%を占めています。

	ガソリン	灯油	軽油	A重油	C重油	LPG等	都市ガス	購入電力	千t-CO ₂
2013	0	14	0	0	0	10	115	364	
2014	0	15	0	0	0	13	116	333	
2015	0	12	0	0	0	4	111	325	
2016	0	12	0	0	0	4	115	321	
2017	0	14	0	0	0	6	119	325	
2018	0	11	0	0	0	6	111	312	
2019	0	12	0	0	0	6	115	297	

③業務部門

北区の排出傾向を業種別にみると、東京都全域と比較して、「事務所ビル」の割合が少なく、「飲食店」などのサービス業の割合が大きいことが特徴です。

エネルギー起源別の内訳としては、電力からの排出量が最も多く、約84%を占めています。

	ガソリン	灯油	軽油	A重油	C重油	LPG等	都市ガス	購入電力	千t-CO ₂
2013	0	2	0	2	0	1	56	304	
2014	0	2	0	1	0	1	53	286	
2015	0	2	0	1	0	1	51	298	
2016	0	2	0	1	0	1	54	305	
2017	0	2	0	1	0	1	54	325	
2018	0	2	0	1	0	1	51	359	
2019	0	2	0	1	0	1	53	305	

④運輸部門

エネルギー起源別の内訳としては、ガソリンからの排出量が最も多く、約50%を占めていますが、年々減少傾向にあることが顕著です。なお、エネルギーのうち電力は主に鉄道において消費されています。

	ガソリン	灯油	軽油	A重油	C重油	LPG等	都市ガス	購入電力	千t-CO ₂
2013	96	0	47	0	0	7	0	41	
2014	97	0	44	0	0	9	0	37	
2015	89	0	46	0	0	9	0	36	
2016	82	0	37	0	0	6	0	35	
2017	77	0	37	0	0	8	0	35	
2018	78	0	36	0	0	6	0	35	
2019	74	0	34	0	0	6	0	33	

※1 A重油は中小工場のボイラーやビル暖房用に使用され、C重油は化学・紙パルプ工場等のボイラーに主に使用される。

コラム～Column～

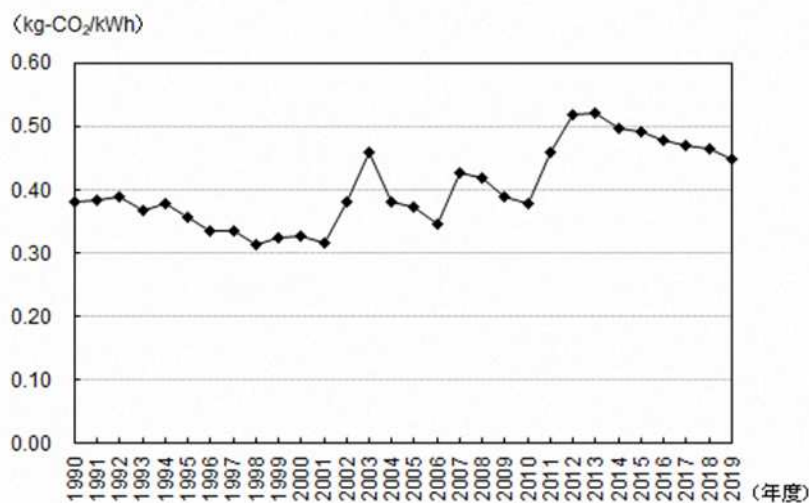
電力の二酸化炭素排出係数

電力事業者は、火力、水力、原子力など様々な方法を用いて発電を行っています。同じ電気を発電するにも、石油や天然ガスなどの化石燃料を使った火力発電は多くの二酸化炭素を排出しますが、太陽光や風力などの再生可能エネルギー*による発電は、発電設備等の製造時や廃棄時には二酸化炭素が排出されますが、発電（設備稼働）の際にはほとんど二酸化炭素を排出しません。そのため、電気の供給 1kWh あたりどれだけの二酸化炭素を排出しているかを排出係数*で表しています。

電力の需要や社会情勢によって電力事業者は発電方法を組み合わせて対応するため、各年で排出係数は変動しています。なお、2011年に発生した東日本大震災による原子力発電所の稼働停止に伴う火力発電の増加によって排出係数が大きくなりましたが、その後は減少傾向にあります。

直近年度である2019年度のCO₂排出係数は、0.448kg-CO₂/kWhとなり、2013年度（0.522kg-CO₂/kWh）より14%の減少となりました。これは、最新鋭の高効率火力発電設備の導入や再生可能エネルギーの活用などがCO₂排出量の削減に寄与したと考えられます。

◆都内の電力の二酸化炭素排出係数の推移



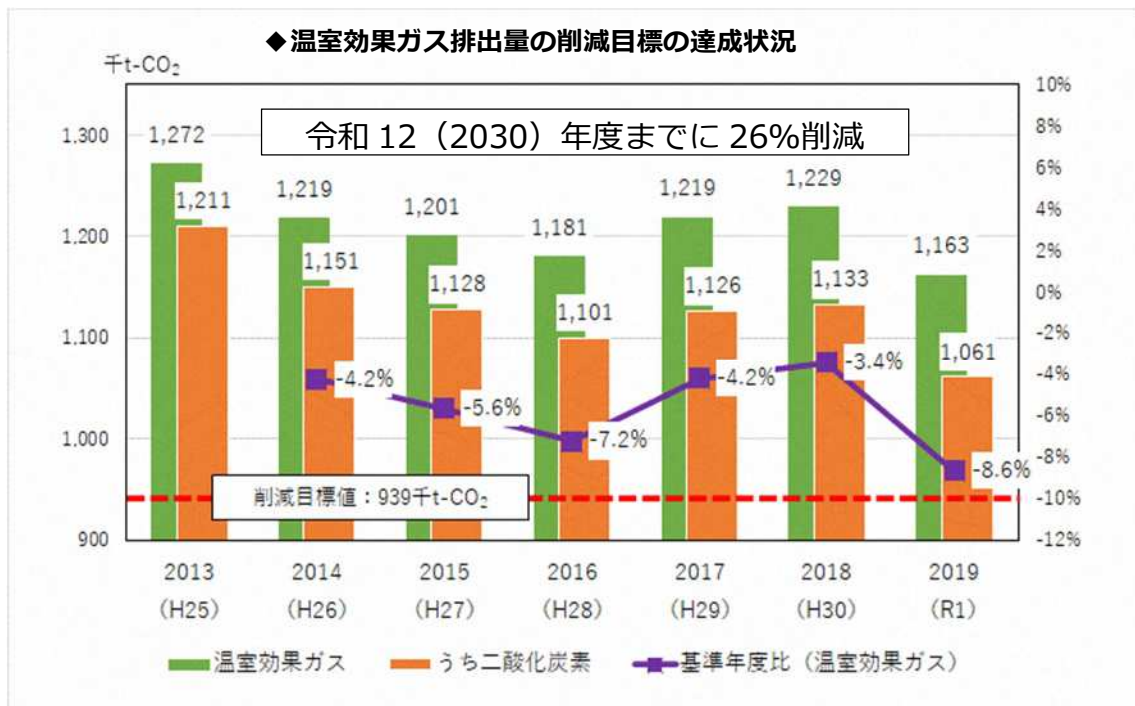
出典：オール東京 62 市区町村共同事業 みどり東京・温暖化防止プロジェクト 資料より作成

温室効果ガス排出量の削減目標の達成状況

北区の温室効果ガス*排出量は、令和元（2019）年度に1,163千t-CO₂となっており、基準年度である平成25（2013）年度の1,272千t-CO₂から約8.6%の減少にとどまり、第2次北区地球温暖化対策地域推進計画における削減目標である26%削減を達成していません。

排出量の増減に関わりの深い業務部門における商業・業務系延床面積、家庭部門における世帯数や住宅が増加したことが、未達成となった要因と考えられます。

炭素集約度（エネルギー消費量単位あたりの二酸化炭素排出量）は全ての部門で減少傾向にあり、電力排出係数*の改善や効率の良い省エネ機器への更新などが進んだ様子が見えます。



◆炭素集約度の推移

単位：t-CO₂/TJ

部門	平成25 (2013) 年度	令和元 (2019) 年度	削減率
産業部門	89.7	79.1	-11.8%
業務部門	110.3	100.8	-8.7%
家庭部門	96.4	86.0	-10.8%
運輸部門	76.9	75.5	-1.8%

◆温室効果ガス排出量の削減状況

単位：千t-CO₂

部門	平成25 (2013) 年度	令和元 (2019) 年度	削減率	削減目標値*
産業部門	113	75	-33.5%	-29%
業務部門	364	362	-0.4%	-25%
家庭部門	502	430	-14.4%	-25%
運輸部門	191	148	-22.5%	-32%
廃棄物部門	40	46	13.1%	-21%
二酸化炭素合計	1,211	1,061	-12.3%	-26%
その他ガス	62	101	64.2%	-24%
合計	1,272	1,163	-8.6%	-26%

※「第2次北区地球温暖化対策地域推進計画」における2030年度目標値

エネルギー消費量の削減目標の達成状況

北区のエネルギー消費量は、平成29（2017）年度及び平成30（2018）年度に一時的に増加しましたが、令和元（2019）年度は11,510 TJ となっています。基準年度である平成25（2013）年度の12,255 TJ から約6%の減少にとどまり、第2次北区地球温暖化対策地域推進計画における削減目標である9%削減を達成していません。

エネルギー消費量の増減に関わりの深い業務部門について、商業・業務系の建築物（延床面積）が増加したことが、未達成となった要因と考えられます。

◆エネルギー消費量の削減目標の達成状況



◆エネルギー消費量の削減状況

単位：TJ

部門	平成25 (2013) 年度	令和元 (2019) 年度	削減率	削減目標値※
産業部門	1,262	952	-24.6%	-14%
業務部門	3,300	3,597	9.0%	-0.1%
家庭部門	5,214	5,004	-4.0%	-2%
運輸部門	2,480	1,957	-21.1%	-30%
合計	12,255	11,510	-6.1%	-9%

※「第2次北区地球温暖化対策地域推進計画」における2030年度目標値

再生可能エネルギーの導入状況

北区における再生可能エネルギー*の導入容量※は、一定の増加傾向にあります。

◆再生可能エネルギーの導入容量累積



※FIT制度で認定された設備のうち、買取を開始した設備の導入容量。
 なお、北区におけるバイオマス*発電は、北清掃工場によるごみ焼却発電。

2. 課題

北区全体の温室効果ガス*排出量の約7割を家庭部門と業務その他部門が占めており、家庭や事業所においては、エネルギーの効率的な利用をはじめとした脱炭素*型のライフスタイル・ワークスタイルへの転換を、これまで以上に進めていくことが必要です。

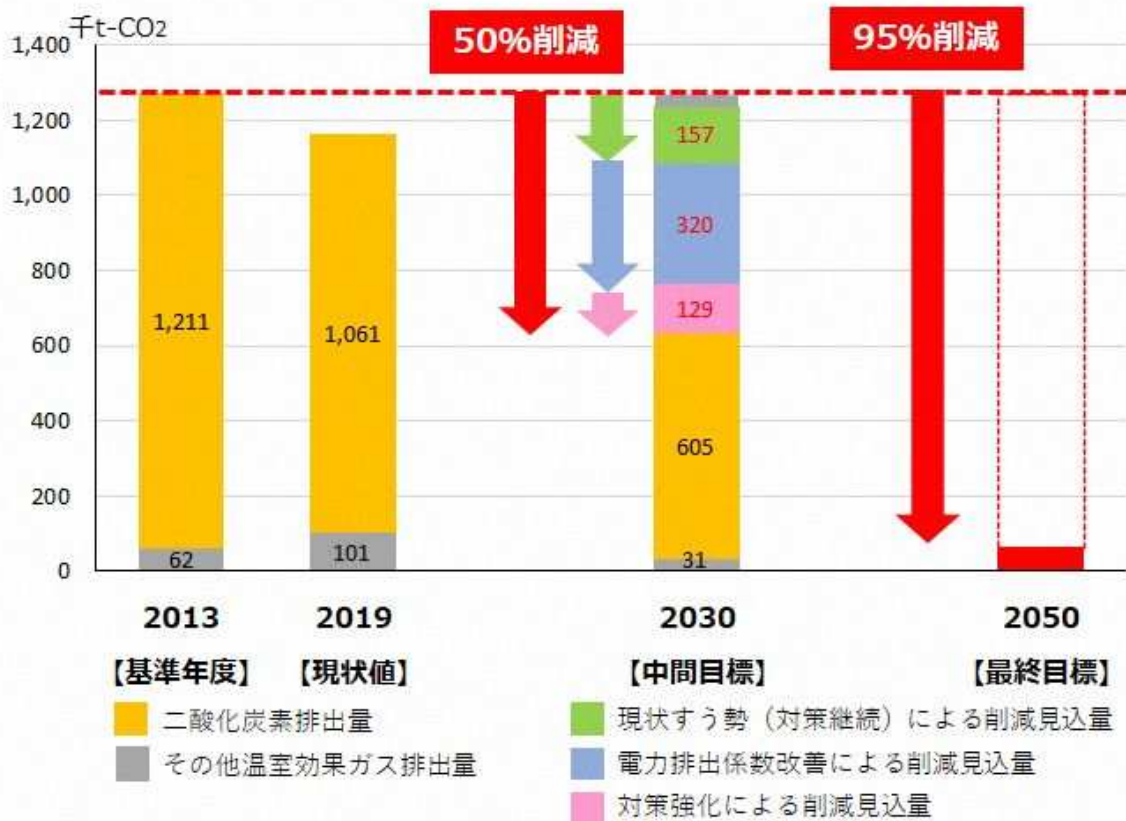
省エネ機器や高気密・高断熱な住宅・建物の普及、蓄電池や再エネ設備の設置、再エネ電力の利用など、省エネ・再エネの導入を促進するためのさらなる取組みが求められます。

個人単位の取組みとともに、まちづくりの視点から、地域全体における効率的なエネルギーの利用や環境負荷*の少ない移動手段の活用を進めていく必要があります。

区内の温室効果ガス排出削減目標

本計画における削減目標は、北区が大都市東京を構成する一員として、「2050 カーボンニュートラル*」の実現に向けた責務を果たすため、以下のとおり設定します。

令和 12（2030）年度までに平成 25（2013）年度比で 50%削減



※小数点以下を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない年度があります。

削減量の内訳（部門別）

2030年度目標 温室効果ガス排出量及び削減量の部門別内訳

部門	基準年度 排出量 (千t-CO ₂)	基準年度（2013）からの削減量 (千t-CO ₂)			2030年度 目標排出量 (千t-CO ₂)	基準年度比削減率 (%)			
		現状すう勢 (対策継続) 分	排出係数改善分	対策強化分		うち対策強化分			
CO ₂	産業	113.2	-70.2	-49.8	-14.9	-5.5	39.1	-64.2%	-5.0%
	業務	364.1	-167.0	5.3	-147.3	-25.0	189.3	-46.9%	-7.0%
	家庭	502.4	-289.8	-64.4	-142.9	-82.5	224.5	-56.3%	-16.0%
	運輸	190.6	-75.0	-50.9	-14.6	-9.5	115.7	-39.3%	-5.0%
	廃棄物	40.4	-4.1	2.4	0.0	-6.5	36.3	-10.1%	-16.1%
	計	1,210.8	-606.0	-157.4	-319.6	-129.0	604.9	-50.0%	-10.7%
その他ガス 合計	61.7	-30.8	-	-	-	30.8	-50.0%	-	
温室効果ガス 合計	1,272.5	-636.8	-	-	-	635.7	-50.0%	-	

※四捨五入の関係で内訳と合計が一致しない場合があります。

削減量の考え方

基準年度からの削減量は、現状すう勢（現在実施中の対策を継続した場合）による削減見込量、電力の二酸化炭素排出係数*（P.42 参照）改善による削減見込量、対策強化による削減見込量を積み上げた数値とします（算定方法の詳細は、資料編「5. 温室効果ガス排出量の算定方法」を参照）。

削減の根拠	将来推計の考え方	削減見込量に含まれる事項
現状すう勢 (対策継続)	排出量と関連の大きい社会経済情勢（人口・世帯、事業活動などの「活動量」）が、現状の傾向で将来も推移すると仮定。	「活動量」（世帯数、業務延床面積、自動車走行量、焼却ごみ量等）の変化率による排出量の増減。
	「活動量あたりのエネルギー消費量」には国や事業者等と連携して進めてきた各種対策の効果がこれまでの推移に反映されていると捉え、その効果が現状の傾向で将来にも反映されると仮定。	日常生活や事業活動において、省エネ活動、高効率な省エネ機器、省エネ住宅の導入等の取り組みが、現状の水準で継続された場合の排出量の減少。
電力の二酸化炭素排出係数の改善	国から示された、2030年度における電力の二酸化炭素排出係数の目標値が達成されると仮定。	排出係数（単位 kg-CO ₂ /kWh）改善による電力由来 CO ₂ 排出量の減少。 0.463 (2018)⇒0.25 (2030 目標)
対策強化*	区として実施可能な行動変容の促進、設備機器の導入・更新の支援や指導・誘導などの対策を中心に、削減可能性を試算（次頁に部門別・対策項目における試算結果を掲載）し、これに基づき削減見込量を設定。	再生可能エネルギー*の導入やプラスチックごみの削減、建築物の脱炭素*化などによる排出量の減少。

※現状すう勢(対策継続)に含まれる削減見込量と重複を避けるため、新規の取組みやこれまでの水準を上回る取組みを検討する。

排出量と吸収量の考え方

温室効果ガス*排出量を完全にゼロにすることは現実的に困難なため、2050年時点で一定の排出量は存在し、それは樹木による吸収やCO₂の地下貯留・再利用*といった吸収量と相殺するという前提のもとに目標値を設定しています。

【排出量の考え方】2030年：吸収量を見込まずに2013年排出量から50%削減した数値
2050年ゼロカーボン：排出量=吸収量となる数値



部門別・対策項目における削減可能量試算※結果

区として実施可能な行動変容の促進、設備機器の導入・更新の支援や指導・誘導などの施策・対策を強化した場合に削減が見込める削減可能量の試算結果は以下のとおりです。

なお、削減目標において設定した対策強化による削減量は、この削減可能量を上限として設定を行っています。

部門	対策項目	削減可能量 (t-CO ₂)	対応する主な施策 ※ 4 北区の取組み(P.50～)参照
産業	建築物の省エネ化	1,955	①省エネルギー*の推進（建築物の省エネルギー促進）
	省エネ設備・技術の導入	1,274	①省エネルギーの推進（事業所の省エネルギー促進）
	FEMS*等によるエネルギー管理	247	
	省エネ行動の推進	846	
	再生可能エネルギー*の活用	1,810	②再生可能エネルギーの利用促進 ③脱炭素*型まちづくりの推進（スマートコミュニティ*の推進）
	合計	6,131	
業務	建築物の省エネ・ZEB*化	5,805	①省エネルギーの推進（建築物の省エネルギー*促進）
	省エネ機器の導入	5,224	①省エネルギーの推進（事業所の省エネルギー促進）
	BEMS*等によるエネルギー管理	471	
	省エネ行動の推進	3,474	
	再生可能エネルギーの活用	10,283	②再生可能エネルギーの利用促進 ③脱炭素型まちづくりの推進（スマートコミュニティの推進）
	合計	25,257	
家庭	住宅の省エネ・ZEH*化	29,495	①省エネルギーの推進（建築物の省エネルギー促進） ③脱炭素型まちづくりの推進（スマートコミュニティの推進）
	省エネ機器の導入	14,026	①省エネルギーの推進（家庭の省エネルギー促進）
	HEMS*等によるエネルギー管理	3,450	
	省エネ行動の推進	17,944	
	再生可能エネルギーの活用	23,351	②再生可能エネルギーの利用促進 ③脱炭素型まちづくりの推進（スマートコミュニティの推進）
	合計	88,266	
運輸	次世代自動車*の普及	9,600	③脱炭素型まちづくりの推進（移動における脱炭素化の促進）
	エコドライブ*、徒歩、自転車、公共交通機関の利用促進	1,105	
	合計	10,705	
廃棄物	廃棄物の減量	7,009	③脱炭素型まちづくりの推進（ごみの発生抑制*・3R*の推進）
削減可能量（合計）		137,369	

※削減可能量の試算手順は以下のとおり。

- ① 省エネ行動 1 回当たりや設備機器 1 台当たりなどの削減見込量（原単位）を各種統計資料などから設定
- ② 「北区の環境に関する意識・意向調査」で得られた今後の行動実施意向率及び設備等の導入意向率をもとに、施策・対策を強化した場合の令和 12（2030）年度における実施率、導入率を設定
- ③ 上記の設定条件をもとに、原単位に実施率、導入率を乗じて令和 12（2030）年度までに削減可能な CO₂ 排出量、エネルギー消費量を算定

区内のエネルギー消費量削減目標

本計画では、火力発電電力量の増加等の外的な要因により変化する電力の「二酸化炭素排出係数*」の影響を受けずに、取り組みの成果を図る指標として、エネルギー消費量についての削減目標を以下のとおり設定します。

令和12（2030）年度までに平成25（2013）年度比で18%削減



区内の再生可能エネルギー導入目標

本計画では、「北区のエネルギー施策に係る提言」（平成25年3月）における新エネルギーの導入可能量調査結果や区民・事業者アンケート調査の結果などを踏まえ、区内の再生可能エネルギー*の導入目標を以下のとおり設定します。

**令和12（2030）年度までに
太陽光発電*の設備容量（累計）を28,059 kWまで増加**

3. 成果指標

項目		目標		現状値	
		数値	年度	数値	年度
北区域の温室効果ガス*排出量	千t-CO ₂	636	R12*	1,163	R1
北区域のエネルギー消費量	TJ	10,020	R12*	11,510	R1
北区域の太陽光発電設備容量（累計）	kW	28,059	R12*	7,882	R3
区民が省エネ行動を意図的に取り組んでいる割合	%	62.6	R14	47.0	R3

※目標年次を計画終了年度である2032年度（R14）ではなく、2030年度（R12）とする。

4. 北区の取組み

2030年までの北区の取組みによる脱炭素ロードマップ

北区の取組み	2023年～2030年	
	2023年～2026年	2023年～2030年
①省エネルギー*の推進	家庭の省エネルギー促進 約 35,500 t-CO ₂	
	・省エネ機器の導入 約 7,000t-CO ₂	約 14,000t-CO ₂
	・HEMS*等によるエネルギー管理 約 1,700t-CO ₂	約 3,500t-CO ₂
	・省エネ行動の推進 約 9,000t-CO ₂	約 18,000t-CO ₂
	事業所の省エネルギー促進 約 10,200 t-CO ₂	
	・省エネ機器の導入 約 2,500t-CO ₂	約 5,000t-CO ₂
	・BEMS*等によるエネルギー管理 約 300t-CO ₂	約 700t-CO ₂
	・省エネ行動の推進 約 2,000t-CO ₂	約 4,500t-CO ₂
	建築物の省エネルギー促進 約 37,500 t-CO ₂	
・ZEH*、ZEB*の普及 約 10,000t-CO ₂	約 20,000t-CO ₂	
・既存建築物の断熱改修等 約 8,500t-CO ₂	約 17,500t-CO ₂	
②再生可能エネルギー*の利用促進	再生可能エネルギー設備の導入 約 15,000 t-CO ₂	
	・戸建て住宅、集合住宅 約 5,500t-CO ₂	約 11,000t-CO ₂
	・商業・業務ビル、工場等 約 2,000t-CO ₂	約 4,000t-CO ₂
	再生可能エネルギー電力の導入 約 20,500 t-CO ₂	
	・家庭での導入 約 6,000t-CO ₂	約 12,000t-CO ₂
・事業所での導入 約 4,000t-CO ₂	約 8,500t-CO ₂	
③脱炭素型*まちづくりの推進	スマートコミュニティの推進	
	・スマートコミュニティ*形成に向けた検討	
	移動における脱炭素化の促進 約 10,600 t-CO ₂	
	・エコドライブ*、自転車利用の促進等 約 500t-CO ₂	約 1,100t-CO ₂
	・ZEV*の普及 約 4,500t-CO ₂	約 9,500t-CO ₂
	ごみの発生抑制・3Rの推進 約 7,000 t-CO ₂	
	・廃棄物の減量 約 3,500t-CO ₂	約 7,000t-CO ₂
区外における二酸化炭素吸収量の増加への貢献		
・森林整備やカーボンオフセット*の検討		

1 省エネルギーの推進

家庭の省エネルギー促進

区民にとって、取り組みやすく効果的な省エネルギー*対策に関する情報の提供や学習講座等を開催し、省エネ行動の啓発と習慣化を促進します。また、個人住宅・集合住宅に省エネタイプの機器・設備導入を進めるための支援を行います。

◇省エネルギーに関する情報の提供

省エネ行動や活動に取り組んだ家庭への表彰を行う「COOL CHOICE」チャレンジ事業の検討をはじめとして、「東京ゼロエミポイント*」や「家庭向け省エネハンドブック」等の周知、カーボンオフセット*商品に関する情報提供、「マンション省エネガイドブック」の作成・配布などを推進し、区民に対する省エネ行動の啓発と習慣化を促進します。

◇省エネルギーに関する学習講座

小学生を対象とした環境講座「省エネ道場」の対象・テーマの拡充や、環境かるた「北区 eco かるた」の更新などを実施し、省エネについて楽しく学べる学習講座を開催していきます。

◇省エネ機器・設備等の導入支援

個人住宅・集合住宅における省エネ機器の導入助成を行うとともに、省エネ診断の有用性や省エネ機器についての情報提供を行い、省エネルギー意識の向上や機器更新の促進を図っていきます。

事業所の省エネルギー促進

事業者にとって、取り組みやすく効果的な省エネ対策に関する情報の提供やセミナーを開催し、省エネルギーとなる行動（省エネ行動）の啓発と習慣化を促進します。また、より効果的な省エネ行動へのステップアップを狙い、省エネ診断の周知と受診の促進、設備の適切な運転管理と保守点検実施の周知と普及、カーボンオフセット*の活用などの取組みを促進します。

◇省エネルギーに関する情報の提供・普及啓発

事業者に向けた環境経営セミナーの開催等により省エネ行動の普及啓発を図ります。
省エネ行動をはじめとする環境活動を含め、SDGs に向けた取組みを行う事業者を区が登録・認証する制度を構築します。

◇省エネルギー機器・設備等の導入支援

事業所向けの無料省エネルギー診断の利用促進や事業所における効果的な省エネ化の取組み事例についての情報提供を図るほか、省エネ機器の導入助成を行い、事業所における省エネ意識の向上や機器更新の促進を図っていきます。

◇北区役所における事務の省エネルギー化

区内事業所における率先垂範として「第5次北区役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を「北区役所ゼロカーボン実行計画」として改定し、脱炭素*に向けた取組みを強化していきます。

エコアクション 21 による環境マネジメントシステム*を着実に実施し、全庁的に省エネ、省資源、グリーン購入等の環境配慮活動を推進していきます。

建築物の省エネルギー促進

建築物の新築及び増改築時には、省エネルギー*化に配慮した建物・設備とするよう普及・啓発を行います。

公共施設の更新・整備等の機会を捉えて、建物における省エネ技術、エネルギーマネジメント技術の積極的な導入を行い、継続的なエネルギー消費量及びエネルギーコストの削減を図ります。

◇建築物の省エネルギー化・エネルギー利用の効率化

断熱性の確保と設備の効率化により省エネ性能等をより一層向上させた「東京ゼロエミ住宅*」の普及に向け、都と連携した情報提供や補助金の周知等の充実を図ります。

建築物省エネ法の制度や省エネ技術に関する情報の収集と提供を行っていきます。

◇公共施設等の省エネルギー化・エネルギー利用の効率化

公共施設のうちエネルギー消費が大きい施設等においては、BEMS*導入により使用するエネルギーの適正管理を行い、省エネ化を図っていくほか、新設の公共施設については、設計段階からのZEB*化を目指していきます。

商店街や区道における街路灯のLED化などを推進します。

2 再生可能エネルギーの利用促進

再生可能エネルギー設備の導入

自然環境や生活環境への影響に配慮しながら、災害時にも役立つ再エネ設備の導入拡大を進め、家庭や地域でのエネルギー創出を促進します。

建築物の省エネ化とともに再生可能エネルギー*の導入を促進し、年間のエネルギー消費ゼロを目指した住宅や建物（ZEH*・ZEB）の普及拡大を図ります。

◇再生可能エネルギー設備の導入支援

一般家庭・管理組合等・中小企業者等向けに太陽光発電*などの再エネ設備の導入助成を行うとともに、再エネ設備についての導入や設置後の効果に関する情報提供や導入に関する専門的な相談対応を行うなど、区民、事業者の省エネ意識の向上や再エネ設備の普及拡大を図っていきます。

◇ZEH・ZEBの普及拡大

ZEH・ZEBや「東京ゼロエミ住宅」の普及に向けた情報提供や補助金の周知等の充実を図り、省エネ性能等をより一層向上させた建築物の普及・拡大を図ります。

公共施設においては、再エネ設備の導入拡大を図り、施設の更新・整備等の機会を活用した設備導入等によるZEB化を検討します。

再生可能エネルギー電力の導入

環境に配慮された電力として、再エネ電力を計画的に公共施設に導入するとともに、区民・事業者に普及啓発を行います。

北区の友好都市をはじめとした他自治体との広域的な取組みや区民・事業者等とのパートナーシップによる、再エネ電力の調達を推進します。

◇再エネ由来電力の利用促進

都と連携して、区民、事業者における「みんなでいっしょに自然の電気」の利用促進を図るほか、公共施設においては、全ての施設について再エネ電力の導入を図っていきます。

さらに、地産地消型 VPP 事業や自治体新電力*など、再エネ電力の地産地消に向けた取組みの検討を進めていきます。

◇企業や地方と連携した再エネ電力推進

電力オークション制度を利用した事業者向け再エネ電力切替への支援、提携事業者との連携協定などの検討のほか、友好都市等からの再エネ電力調達などの検討を進めていきます。

コラム～Column～

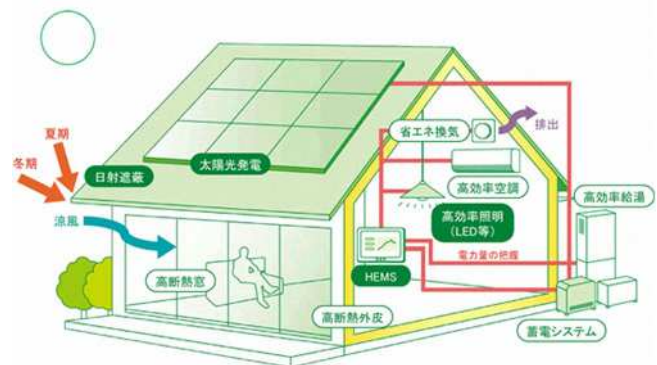
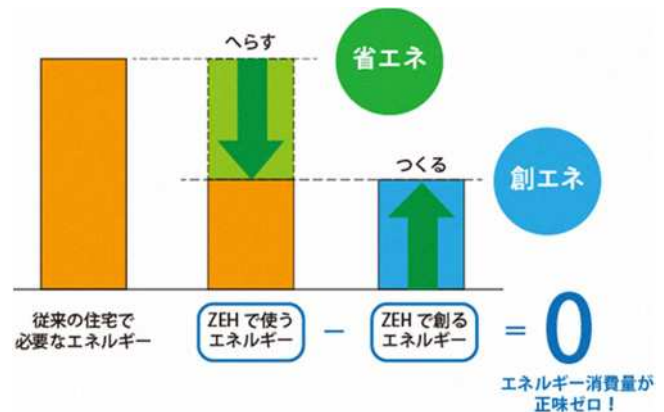
ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）・ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）

●ZEH（ゼッチ）・ZEB（ゼブ）とは？

建物の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備の導入により、大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入し、室内環境の質を維持したまま年間のエネルギー消費量の収支をゼロにすることを目指した建物のことで、住宅の場合はZEH（ゼッチ）、ビルの場合はZEB（ゼブ）といいます。

●ZEH・ZEBのメリット

高い断熱性能や高効率設備の利用により、月々の光熱費を安く抑えることができるほか、台風や地震等、災害の発生に伴う停電時においても、太陽光発電や蓄電池を活用すれば電気を使うことができるなどのメリットがあります。



出典:資源エネルギー庁ウェブサイト(<https://www.enecho.meti.go.jp/>)

3 脱炭素型まちづくりの推進

スマートコミュニティの推進

地域の特性に応じた分散型エネルギーシステムの構築や、エネルギーの面的利用の推進など、個人や建物単位による省エネルギー*等の取組みだけではなく、地域全体でエネルギーの効率化を図る取組みを推進します。

◇スマートコミュニティの推進

市街地再開発や公共施設の更新などまちづくりの機会を捉え、自立分散型エネルギーシステムの構築やカーシェアリング、電気自動車充電設備の設置などスマートコミュニティ*形成に向けた検討を図り、地域の魅力向上やレジリエンス*強化につなげていきます。

2050年カーボンニュートラル*の実現に資する基盤整備の1つとして、水素ステーションの誘致等を検討します。

移動における脱炭素化の促進

自動車の使用について電気自動車（EV）・燃料電池*自動車（FCV）の普及を図るとともに、エコドライブ*への心がけを啓発します。また、鉄道やバスなどの公共交通機関や自転車、徒歩により快適に移動ができる利便性の高いまちづくりを推進します。

◇次世代自動車の普及拡大

講習会や区イベント時のEV活用、EVやFCV導入に係る支援を図るほか、公共施設におけるEV充電設備の設置など、次世代自動車*への転換を促進していきます。

区民や事業者が率先してEVやFCVを庁有車に導入することを目指します。

◇移動の利便性向上・環境負荷の低減

駅前広場の整備、バリアフリー化など公共交通機関の利便性向上に向けた取組みを推進するほか、歩行・自転車利用環境の整備、まちの回遊性向上などウォークアブルなまちづくりを推進します。

ごみの発生抑制・3Rの推進

廃棄物の処理に伴う温室効果ガス*排出量の削減を図るため、ごみの減量化や資源化など3R*の活動が、区民生活や事業活動の中で促進するよう取り組みます。

◇ごみの発生抑制・3Rの推進

3Rの活動による温室効果ガスの削減効果を見える化し、区民、事業者のごみの発生抑制*と温室効果ガス削減を促進していきます。

廃棄物処理においては、清掃工場の機能向上や収集運搬車の低公害化、効率的なごみ回収などに取り組み、脱炭素*化を推進していきます。

区外における二酸化炭素吸収量の増加への貢献

広域的な連携による木材活用や森林整備を通じて、二酸化炭素の吸収を促進します。

◇区外における二酸化炭素吸収量の増加への貢献

森林環境譲与税を活用し、公共施設においては国産木材の活用を推進していくほか、地方都市・友好都市と連携した環境学習の場ともなる森林整備やカーボンオフセット*について検討を進めていきます。

区民に期待される行動

1. 「COOL CHOICE」運動に参加します。
2. 「省エネ診断」の受診や省エネ型の家電製品や照明を購入・利用します。
3. 再エネ電力、太陽光発電*・蓄電池等導入の方法や効果の知識を身につけ、再エネ設備の導入に努めます。
4. 再生可能エネルギー*由来の電力契約への見直しやカーボンオフセット商品の活用など、脱炭素*に配慮したエネルギー使用に努めます。
5. 住宅の新築や改築、引っ越しの際には、省エネ性能・断熱性能の高い住宅の選択に努めます。
6. ゼロカーボン・ドライブ**や、公共交通・自転車などの利用、徒歩による移動を心がけます。
7. 自動車を購入する際は、EVやFCVなどの次世代自動車*の購入に努めます。
8. プラスチックごみをはじめとする分別やリサイクル*の徹底、食べ残しをしないなど、日々の生活から出るごみの量を減らすよう努めます。

事業者期待される行動

1. 「COOL CHOICE」運動に参加します。
2. 「省エネ診断」の受診、高効率の設備や照明の導入など、事務所の省エネ化に努めます。
3. 再エネ電力、太陽光発電・蓄電池等導入の方法や効果の知識を身につけ、再エネ設備の導入に努めます。
4. 再生可能エネルギー由来の電力契約への見直しやカーボンオフセット商品の活用など、脱炭素に配慮したエネルギー使用に努めます。
5. 事務所の建築や改築、移転の際には、省エネ性能・断熱性能の高い建築の選択に努めます。
6. ゼロカーボン・ドライブ**や、通勤時の移動を公共交通・自転車などに転換し、自動車の利用を極力抑えます。
7. 自動車の購入やリースをする際は、EVやFCVなどの次世代自動車の購入・リースに努めます。
8. 事業系ごみの排出抑制*に努めるとともに、家庭でごみが出にくい商品の販売を推進します。
9. 事務所の建築や改築・改修の際には、国産木材の活用に努めます。

※再生可能エネルギー電力（再エネ電力）で充電された電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド車（PHEV、EVモード走行時）、燃料電池*自動車（FCV）を活用した、走行時のCO₂排出量がゼロのドライブ。

COOL CHOICE

脱炭素社会*の実現には一人ひとりのライフスタイルの転換が重要であるとして、環境省では「COOL CHOICE」運動を推進しており、「ゼロカーボンアクション30」を紹介しています。暮らしを脱炭素化することで、快適やおトクといったメリットにつながることもあります。できることから一つずつ、取り組んでみましょう。

<p>エネルギーを節約・転換しよう!</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 再エネ電気への切り替え 2 クールビズ・ウォームビズ 3 節電 4 節水 5 省エネ家電の導入 6 宅配サービスをできるだけ一回で受け取ろう 7 消費エネルギーの見える化 	<p>太陽光パネル付き・省エネ住宅に住もう!</p> <ol style="list-style-type: none"> 8 太陽光パネルの設置 9 ZEH（ゼッチ） 10 省エネリフォーム 窓や壁等の断熱リフォーム 11 蓄電池（車載の蓄電池） ・省エネ給湯器の導入・設置 12 暮らしに木を取り入れる 13 分譲も賃貸も省エネ物件を選択 14 働き方の工夫 	<p>CO2の少ない交通手段を選ぼう!</p> <ol style="list-style-type: none"> 15 スマートムーブ 16 ゼロカーボン・ドライブ 	<p>食ロスをなくそう!</p> <ol style="list-style-type: none"> 17 食事を食べ残さない 18 食材の買い物や保存等での食品ロス削減の工夫 19 旬の食材、地元の食材でつくった菜食を取り入れた健康な食生活 20 自宅でコンポスト
<p>環境保全活動に積極的に参加しよう!</p> <ol style="list-style-type: none"> 30 植林やゴミ拾い等の活動 	<p>CO2の少ない製品・サービス等を選ぼう!</p> <ol style="list-style-type: none"> 28 脱炭素型の製品・サービスの選択 29 個人のESG投資 	<p>3R（リデュース、リユース、リサイクル）</p> <ol style="list-style-type: none"> 24 使い捨てプラスチックの使用をなるべく減らす。マイバッグ、マイボトル等を使う 25 修理や修繕をする 26 フリマ・シェアリング 27 ゴみの分別処理 	<p>サステナブルなファッションを!</p> <ol style="list-style-type: none"> 21 今持っている服を長く大切に着る 22 長く着られる服をじっくり選ぶ 23 環境に配慮した服を選ぶ



出典：環境省ウェブサイト (<https://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice>)

基本施策 (2)

気候変動適応策の推進
【北区気候変動適応計画】

第1章

第2章

第3章

第4章

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

基本目標5

第5章

第6章

資料編

1. 現状

気温・降水等の現状

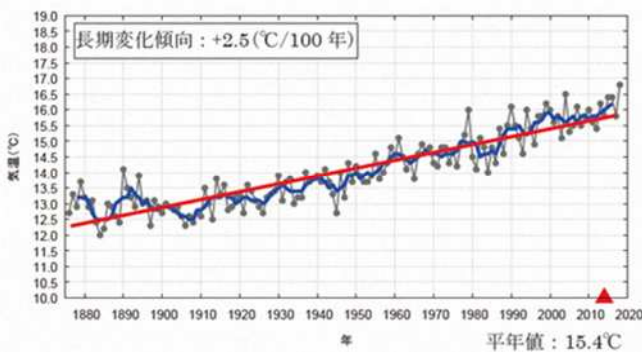
・年平均気温・年降水量の現状

東京管区気象台の年平均気温は、1897年～2016年において、100年あたり2.5℃の割合で上昇しています。特に冬の平均気温の上昇幅が他の季節に比べて大きくなっています。

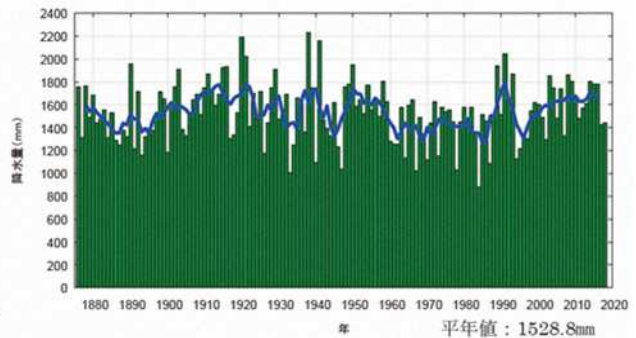
年降水量には、有意な変化傾向はみられません。

なお、短時間強雨（1時間降水量50mm以上）の年間発生回数は、観測データが少なく、明確な変化傾向は確認できませんが、気象庁がまとめた全国1,300地点の発生回数では、最近10年間（2010～2019年）の平均年間発生回数（約327回）は、統計期間の最初の10年間（1976～1985年）の平均年間発生回数（約226回）と比べて約1.4倍に増加しています。

◆東京の年平均気温の変化



◆東京の年降水量の変化

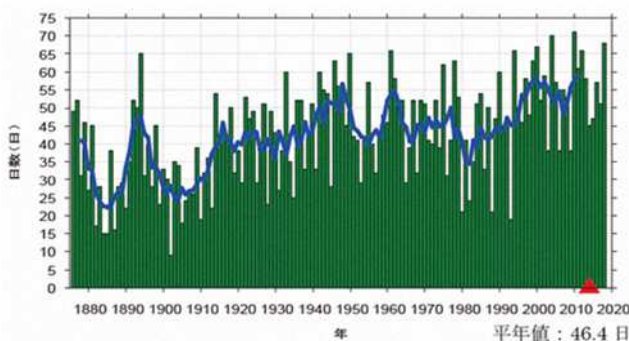


出典：気候変化レポート 2018 - 関東甲信・北陸・東海地方 -

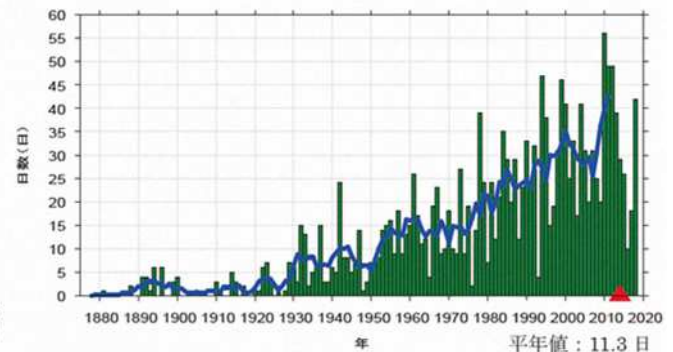
・真夏日・熱帯夜、冬日の日数の推移

東京管区気象台で観測された真夏日、熱帯夜の年間日数は増加傾向で変化しており、冬日日数は減少傾向となっています。

◆東京の真夏日日数の変化



◆東京の熱帯夜日数の変化

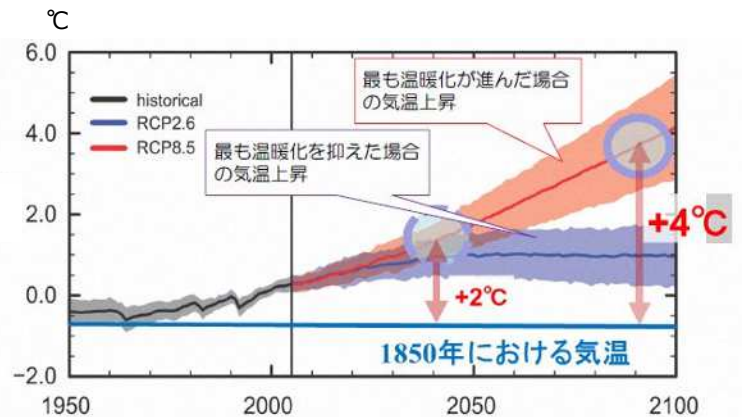


出典：気候変化レポート 2018 - 関東甲信・北陸・東海地方 -

気温・降水等の将来予測

地球温暖化*が進行すると、気温の上昇に加えて降水パターンが変化するなど、さまざまな気候の変化が生じると考えられています。令和2（2020）年度に文部科学省において作成されたアンサンブル気候予測データベースを用いて行われた実験結果*から、北区周辺における気候の将来予測を行いました。

世界の平均気温が、産業革命（1850年）以前より2℃上昇した2040年頃（温室効果ガス*濃度の増加を最も多く想定した場合：RCP8.5シナリオ、IPCC*第5次報告書）の北区周辺における気象の予測結果は、以下のとおりとなっています。



出典：2020年度 気候変動への適応策に関する調査研究報告書に加筆
（オール東京 62 市区町村共同事業 みどり東京・温暖化防止プロジェクト）

※高解像度の気象モデルを用いて、多数のアンサンブル実験（初期値にわずかなばらつきを与えて複数の計算を行う手法）により作成しているため、稀にしか起こらない気象現象の頻度や規模の変化を適切に把握できるという特徴がある。

過去の気象は1951年～2010年の60年間における気象観測所のデータをもとに、将来の気象は世界の平均気温が産業革命（1850年）以前より2℃及び4℃上昇した条件の2パターンで実験を実施した。

・日最低気温、日平均気温、日最高気温の月別の平均値の予測

日最低気温、日平均気温、日最高気温は通年で1.6℃～2.6℃の気温上昇が予測されます。

◆ 「2℃昇温実験の値」と「過去実験の値」との差

	(℃)											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
日最高気温	+2.4	+2.3	+2.0	+1.8	+1.7	+1.7	+1.6	+1.8	+1.9	+2.1	+2.1	+2.3
日平均気温	+2.5	+2.3	+2.0	+1.7	+1.7	+1.7	+1.7	+1.8	+2.0	+2.2	+2.2	+2.4
日最低気温	+2.6	+2.4	+2.0	+1.7	+1.7	+1.7	+1.7	+1.9	+2.1	+2.3	+2.3	+2.5

出典：2020年度 気候変動への適応策に関する調査研究報告書に加筆
（オール東京 62 市区町村共同事業 みどり東京・温暖化防止プロジェクト）

・真夏日、猛暑日、熱帯夜の年間日数の予測

真夏日日数は年間 63.4 日と約 1.4 倍に、熱帯夜は年間 44.0 日と約 2 倍に増加すると予測されます。

◆真夏日日数の予測

	過去平均 (1951-2010)	将来 2℃昇温 (2040 頃)
3月	0.0 日	0.0 日
4月	0.0 日	0.0 日
5月	0.3 日	1.1 日
6月	2.5 日	5.5 日
7月	14.7 日	18.9 日
8月	21.6 日	25.5 日
9月	7.0 日	11.9 日
10月	0.1 日	0.5 日
11月	0.0 日	0.5 日
合計	46.1 日	63.4 日

◆熱帯夜日数の予測

	過去平均 (1951-2010)	将来 2℃昇温 (2040 頃)
3月	0.0 日	0.0 日
4月	0.0 日	0.0 日
5月	0.0 日	0.0 日
6月	0.2 日	1.4 日
7月	6.4 日	13.9 日
8月	11.8 日	22.2 日
9月	2.1 日	6.5 日
10月	0.0 日	0.0 日
11月	0.0 日	0.0 日
合計	20.5 日	44.0 日

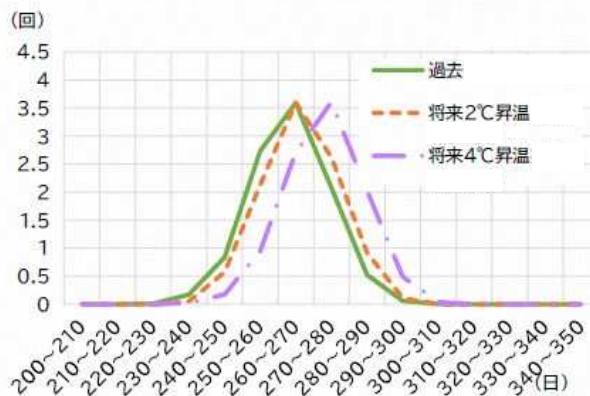
・年最大 1 時間降水量の確率降水量の予測

確率降水量（ある期間に 1 度発生すると考えられる降水量）は、30 年に 1 度の豪雨は、過去の約 78mm/時間に対し、約 95mm/時間に増大すると予測されます。

	確率降水量 (mm/時間)		
	30 年に 1 度	50 年に 1 度	100 年に 1 度
過去平均 (1951-2010)	78	84	91
将来 2℃昇温 (2040 頃)	95	103	108

・無降水日の日数の頻度分布（10年あたりの回数）の予測

将来は無降水日（雨の降らない日）がやや増加する傾向にあると予測されます。



実験名	平均値	中央値
過去平均 (1951-2010)	262.9	263.0
将来 2℃昇温 (2040 頃)	265.9	266.0
将来 4℃昇温 (2090 頃)	272.4	273.0

単位：日

出典：2020 年度 気候変動への適応策に関する調査研究報告書に加筆
(オール東京 62 市区町村共同事業 みどり東京・温暖化防止プロジェクト)

2. 課題

地球温暖化*対策として、温室効果ガス*排出を削減する「緩和策*」とともに、短時間豪雨の増加や気温上昇による熱中症の増加など、気候変動による影響に備える「適応策*」を進める必要があります。

「適応策」を進めるにあたっては、北区の地域特性を考慮して、分野横断的に適切な情報収集や対策の検討を行うとともに、積極的な情報発信により「適応策」の必要性、日常生活や事業活動との関係を区民や事業者認識してもらうことが重要です。

コラム～Column～

気候変動の影響 ～主要7分野

環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、気象庁の共同で、「気候変動の観測・予測及び影響評価統合レポート2018～日本の気候変動とその影響～」が作成されており、農業、森林・林業、水産業、水環境・水資源、自然生態系*、自然災害、健康、産業・経済活動、国民生活・都市生活に関して、地球温暖化に伴う気候変動の様々な影響が懸念されています



出典：気候変動適応情報プラットフォーム (<https://adaptation-platform.nies.go.jp/>)

北区気候変動適応計画の目標

温室効果ガス*の排出を削減する対策（緩和策*）とあわせて、気候変動がもたらす影響被害を可能な限り回避、軽減する適応策*に取り組み、生命や財産、暮らしや活動を守ることにより、人々・事業者から選ばれ続けるまちを実現する。

【基本戦略】

① 区の施策全般にわたって、気候変動適応に取り組む

気候変動による影響は、自然災害だけでなく、生活や産業の幅広い分野にわたり現れています。関連するあらゆる施策に気候変動適応の考え方を取り込み、現在及び将来の気候変動による影響に対処していきます。

② 優先的に取り組む分野を設定する

幅広い分野に及ぶ気候変動の影響ですが、区民にとって影響が大きいと考えられる分野・項目に重点を置くなど、優先順位をつけて取り組みます。

③ あらゆる主体と連携・協働して、地域特性に応じた対策を講じる

流域治水をはじめとした面的対策を必要とする施策は、国や東京都、近隣自治体と連携して取り組むとともに、区民や事業者と相互に協働して、区の特徴を考慮した取組みを推進していきます。

④ 気候変動に関する情報の収集・提供体制を整備する

区民や事業者をはじめとしたあらゆる主体と連携・協働して気候変動適応の施策を推進するために、科学的知見に基づいた気候変動に関する情報の収集、積極的な情報の周知や啓発に取り組みます。

【優先的に取り組む分野】

区における気候変動影響の評価について検討を行った結果、緊急性・重要性が高い以下3つの分野について、優先的に取り組むこととします（検証結果の詳細については、資料編「6. 北区における気候変動影響の評価」を参照）。

- **自然災害** 洪水・内水氾濫、地すべり等の水害・土砂災害、強風 等
- **健康** 熱中症、感染症 等
- **区民生活** インフラ・ライフラインへの影響、ヒートアイランド現象* 等

3. 成果指標

項目		目標	現状値	
			数値	年度
「マイ・タイムライン作成講座」参加者数	人	増加	134	R3
「マイ・タイムライン普及リーダー」登録者数	人	増加	11	R3
気候変動の影響として認知している区民の割合	熱中症	%	90.0	R3
	感染症		60.0	

4. 北区の取組み

1 自然災害対策の推進

豪雨の増加や台風の大型化等による河川氾濫、浸水や土砂崩れなどの自然災害対策について、国及び東京都と連携した河川改修や建築物における対策などのハード対策と、災害時の行動指針やハザードマップの作成・公表など、区民等に向けた情報発信・普及啓発などのソフト対策の両面を推進します。

取組みの推進にあたっては、平成 30（2018）年に改定した「北区地域防災計画」、令和 4（2022）年に策定した「北区国土強靱化地域計画」や「大規模水害避難行動支援計画」など、防災に関する計画に示す方針に基づき、今後、より大きくなるリスクに対応できるよう、適宜検証と見直しを図っていきます。

◇災害に備える施設整備・まちづくり

公共施設をはじめ住宅や民間施設における雨水貯留・浸透施設の設置、透水性の高い舗装等による雨水の地下浸透、緑化による雨水流出抑制を促進し、内水氾濫による被害の軽減を図ります。また、国及び東京都と連携し、堤防や下水道施設・貯留施設の整備、避難ルートの確保や高台まちづくりを推進することで、水害への対応力を高めていきます。

区内のがけ・擁壁については、専門家による診断や改修提案、改修経費への助成などを行い、安全対策を強化します。

◇災害に備える体制強化

国、東京都及び周辺自治体などの関係機関と連携し、災害に対する施設の脆弱性を検証するとともに、気候変動による複合的な影響を想定した避難確保計画の作成や避難訓練の実施、関係者間協議の促進を図ります。

避難所等における衛生環境の確保のほか、災害廃棄物処理計画に基づき、がれき、し尿などの災害廃棄物の適正かつ円滑な処理を行います。

公共施設においては、蓄電池やコージェネレーションシステム*等を用いた自立電源の確保、ZEV*の電源活用を図り、災害時の安定的なエネルギー確保を図ります。

◇風水害・土砂災害に関する情報発信・意識啓発

北区メールマガジンや SNS 等を活用し、多言語化にも対応した防災情報の発信、河川の水位や雨量に関するライブ情報の発信を行っていきます。

洪水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップの作成・配布による避難場所等に関する情報提供を行うほか、マイ・タイムライン作成支援など避難行動に関する区民、事業者の災害発生時に対する意識啓発を図ります。

2 健康被害対策の推進

真夏日や猛暑日の増加などにより、暑熱による熱ストレスが増大し、熱中症のリスクがより高まっていることから、施設における熱ストレスを軽減する設備の導入、利用時間等の変更や注意喚起などを行うとともに、予防に関する情報提供などの普及啓発を推進します。特に、高齢者や子どもなど影響を受けやすい区民を対象にした取組みを充実させます。また、まちなかの避暑地として、公共施設をはじめ、事業者へ「クールスポット」の設置を呼びかけます。

今後、気温上昇などにより感染症を媒介する生き物（蚊やマダニなど）の分布領域が変化し、感染症のリスクが増加する可能性があることから、感染症の傾向や予防に関する情報発信などを推進します。

◇熱中症予防の啓発

北区ニュース等の配布物、北区ホームページ、北区メールマガジンや SNS 等を活用し、暑さ指数（WBGT）を用いた注意喚起や熱中症予防に関する情報発信を行います。

高齢者や子ども、障害者等の熱中症弱者を中心に、施設利用時やイベント時などでの積極的な普及啓発・注意喚起を行います。また、クールスカーフ配布等を通じた見守り優先度の高い一人暮らし高齢者などへの見守りを強化します。

クールシェアの普及啓発に向けて、クールスポットの創出を図るほか、クールシェアに取り組むメリットや方法などに関する情報発信等を行います。

◇暑熱対策となる設備等の整備

公共施設や避難所等においては、区民に対する暑熱対策とする空調設備の設置や適切な運転をおこなうほか、歩道における街路樹整備による緑陰形成など快適な歩行空間の創出を図ります。

熱中症リスクが高い方が多く利用する施設などに遮熱性の日除けの設置や、ドライ型ミスト等の導入を検討します。

◇感染症対策の推進

感染症を媒介する生き物の分布領域が気候変動により変化する可能性などについて情報発信します。

感染症の発生状況・発生動向の情報提供や衛生害虫などの対策方法を周知します。

3 区民生活への影響対策の推進

ヒートアイランド現象*による温度上昇を抑制するため、建築物の蓄熱抑制や、まちなかの緑化を推進します。また、関係機関等と連携し、災害時における各種ライフラインや交通網の強靭性を確保します。

これら区民生活への影響が大きい分野の対策に取り組むことにより、緑や憩いの場にあふれるまち、災害に強いまちなど、区民や事業者等がより暮らしやすく、働きやすいまちとしての魅力を創出していきます。

◇ヒートアイランド対策の推進

公共施設をはじめ住宅や民間施設における屋上緑化や緑のカーテン、高反射率塗料の活用など、ヒートアイランド対策の技術導入を推進します。

公園・緑地とともに、道路、河川、鉄道沿線、崖線などの緑化による水と緑のネットワークづくりを進め、連続した緑陰形成を図ります。

◇インフラ・ライフラインへの影響・対策の推進

道路や橋梁等の道路施設を適正に管理するとともに、都市計画道路の整備や狭あい道路の拡幅、無電柱化を推進し、災害時でも機能する体系的な道路ネットワークの構築を進めます。

コラム～Column～

「気候変動×防災」戦略

想定を超える気象災害が各地で頻発し、気候変動はもはや「気候危機」と言える状況の中、こうした時代の災害に対応するためには、気候変動リスクを踏まえた抜本的な防災・減災対策が必要であるとして、SDGsの成長も視野に入れながら、気候変動対策と防災・減災対策を効果的に連携して取り組む戦略（気候危機時代の「気候変動×防災」戦略）が、内閣府（防災担当）と環境省による共同メッセージとして、令和2（2020）年6月に公表されました。

あらゆる分野の政策において「気候変動×防災」を組み込み、政策の主流にすることが必要



出典：内閣府・環境省報道発表資料（令和2年6月30日）

区民に期待される行動

1. ハザードマップの確認やマイ・タイムラインの作成、防災グッズの常備など風水害の発生に備えた防災対策を行います。
2. 住宅などの新築や改築の際は、雨水貯留施設や雨水浸透施設の設置に努めるとともに、ごみや落ち葉の除去など定期的なメンテナンスを行います。
3. 緑のカーテンや打ち水など、住まいを涼しくする工夫をします。
4. 冷暖房を適切に使用し、空調排熱を抑制します。
5. 熱中症・感染症対策の情報を収集し、予防に努めます。
6. 電力需給ひっ迫注意報、警報が発令された時は、熱中症などに注意しつつ、無理のない範囲で節電に協力します。

事業者期待される行動

1. ハザードマップの確認やマイ・タイムラインの作成、日常から備品や設備の点検を行うなど、風水害の発生に備えた防災対策を行います。
2. 事業所などの新築や改築の際は、雨水貯留施設や雨水浸透施設の設置に努めるとともに、ごみや落ち葉の除去など定期的なメンテナンスを行います。
3. 屋上緑化や壁面緑化などを行うとともに、まちなかのクールスポット創出や休憩スペースの設置に協力します。
4. 冷暖房を適切に使用し、空調排熱を抑制します。
5. 熱中症・感染症対策の情報を収集し、事業活動中の予防に努めます。
6. 電力需給ひっ迫注意報、警報が発令された時は、熱中症などに注意しつつ、無理のない範囲で節電に協力します。

作ろう！マイ・タイムライン

●マイ・タイムラインとは？

マイ・タイムラインとは、風水害の発生に備えた避難行動を時系列に整理して作成する計画のことで、いざというときに慌てることがないように、避難に備えた行動を一人ひとりがあらかじめ決めておくものです。風水害からの「逃げ遅れゼロ」を実現するために、区民一人ひとりやご家族がマイ・タイムラインの作成・活用をすることがとても大切です。

●東京マイ・タイムライン

東京都は住民一人ひとりが水害発生時に適切な避難行動を取れるようにするためのツールとして、東京マイ・タイムラインを作成し、活用を呼びかけています。

「東京都防災ホームページ」では動画でマイ・タイムラインの作成方法を紹介しているほか、デジタル版のマイ・タイムラインの作成（スマートフォンの利用も可能）を行うことができます。



●北区の取組み

北区では、荒川や石神井川といった区の特徴に合わせた北区用マイ・タイムライン作成シートを作成するとともに、地域でのマイ・タイムラインの作成・活用に向けて、以下の取組みを実施しています。

マイ・タイムライン (私の事前防災行動計画)		台風が近づいているとき！				作成日 令和 年 月 日
■ 避難をはじめらタイムラインとなる避難・防災発生情報						
日時時刻 (荒川に準ずる)	5時前〜7時前開始	7時前〜一般前開始	一般前〜12時前開始	12時前〜15時前開始	15時前〜18時前開始	18時前〜24時前開始
警戒レベル	警戒レベル1	警戒レベル2	警戒レベル3	警戒レベル4	警戒レベル5	警戒レベル6
北区が実施する避難情報	<input type="checkbox"/> 注意、自主避難の呼びかけなど	<input type="checkbox"/> 避難場所開設のお知らせ	<input type="checkbox"/> 高水警報	<input type="checkbox"/> 避難指示	<input type="checkbox"/> 避難指示	<input type="checkbox"/> 緊急安全確保
防災発生情報 (警戒レベル相当情報)	<input type="checkbox"/> 大雨に関する気象情報 <input type="checkbox"/> 暴風注意情報 (警戒レベルの可能性) <input type="checkbox"/> 荒川氾濫に防する情報 <input type="checkbox"/> 石神井川氾濫に関する情報 <input type="checkbox"/> 高水に関する情報 <input type="checkbox"/> 土砂災害に関する情報 <input type="checkbox"/> 風に関する気象情報	<input type="checkbox"/> 大雨・洪水注意報 <input type="checkbox"/> 荒川氾濫注意情報 <input type="checkbox"/> 石神井川氾濫注意報 <input type="checkbox"/> 高水注意報 <input type="checkbox"/> 大雨注意報 <input type="checkbox"/> 強風注意報	<input type="checkbox"/> 大雨・洪水警報 <input type="checkbox"/> 荒川氾濫警報 <input type="checkbox"/> 石神井川氾濫警報 <input type="checkbox"/> 土砂災害警報 <input type="checkbox"/> 暴風警報	<input type="checkbox"/> 避難指示 <input type="checkbox"/> 避難指示 <input type="checkbox"/> 避難指示 <input type="checkbox"/> 避難指示 <input type="checkbox"/> 避難指示	<input type="checkbox"/> 緊急安全確保 <input type="checkbox"/> 緊急安全確保 <input type="checkbox"/> 緊急安全確保 <input type="checkbox"/> 緊急安全確保 <input type="checkbox"/> 緊急安全確保	災害発生 又は 切迫
■ 台風が近づいているときの避難行動！あなたのとる防災行動！に、 <input checked="" type="checkbox"/> チェック又は <input checked="" type="checkbox"/> 塗りつぶしましょう。 ※すでに塗りつぶされている行動は、ぜひ行って欲しい行動です。						
避難先の転写	<input type="checkbox"/> 親戚・知人宅 () <input type="checkbox"/> A・高齢者福祉センター () <input type="checkbox"/> 避難所 ()	<input type="checkbox"/> 避難所 () <input type="checkbox"/> 避難所 () <input type="checkbox"/> 避難所 ()	<input type="checkbox"/> 避難所 () <input type="checkbox"/> 避難所 () <input type="checkbox"/> 避難所 ()	<input type="checkbox"/> 避難所 () <input type="checkbox"/> 避難所 () <input type="checkbox"/> 避難所 ()	<input type="checkbox"/> 避難所 () <input type="checkbox"/> 避難所 () <input type="checkbox"/> 避難所 ()	<input type="checkbox"/> 避難所 () <input type="checkbox"/> 避難所 () <input type="checkbox"/> 避難所 ()
避難開始のタイムライン	<input type="checkbox"/> 避難準備の開始 <input type="checkbox"/> 避難場所までの移動 <input type="checkbox"/> 避難所での準備 <input type="checkbox"/> ハザードマップで避難経路の確認 <input type="checkbox"/> 携帯電話・バッテリーの充電 <input type="checkbox"/> 備品で避難場所を確保する <input type="checkbox"/> 準備が完了したら避難所へ	<input type="checkbox"/> 避難所までの移動 <input type="checkbox"/> 避難所での準備 <input type="checkbox"/> 避難所での準備 <input type="checkbox"/> 避難所での準備 <input type="checkbox"/> 避難所での準備	<input type="checkbox"/> 避難所までの移動 <input type="checkbox"/> 避難所での準備 <input type="checkbox"/> 避難所での準備 <input type="checkbox"/> 避難所での準備 <input type="checkbox"/> 避難所での準備	<input type="checkbox"/> 避難所までの移動 <input type="checkbox"/> 避難所での準備 <input type="checkbox"/> 避難所での準備 <input type="checkbox"/> 避難所での準備 <input type="checkbox"/> 避難所での準備	<input type="checkbox"/> 避難所までの移動 <input type="checkbox"/> 避難所での準備 <input type="checkbox"/> 避難所での準備 <input type="checkbox"/> 避難所での準備 <input type="checkbox"/> 避難所での準備	<input type="checkbox"/> 避難所までの移動 <input type="checkbox"/> 避難所での準備 <input type="checkbox"/> 避難所での準備 <input type="checkbox"/> 避難所での準備 <input type="checkbox"/> 避難所での準備
避難行動 (知と準備のこと)	<input type="checkbox"/> () の避難所の確認 <input type="checkbox"/> 避難所 () へ連絡 <input type="checkbox"/> 持ち出し品又は避難所の準備	<input type="checkbox"/> 避難所 () へ連絡 <input type="checkbox"/> 避難所 () へ連絡 <input type="checkbox"/> 避難所 () へ連絡	<input type="checkbox"/> 避難所 () へ連絡 <input type="checkbox"/> 避難所 () へ連絡 <input type="checkbox"/> 避難所 () へ連絡	<input type="checkbox"/> 避難所 () へ連絡 <input type="checkbox"/> 避難所 () へ連絡 <input type="checkbox"/> 避難所 () へ連絡	<input type="checkbox"/> 避難所 () へ連絡 <input type="checkbox"/> 避難所 () へ連絡 <input type="checkbox"/> 避難所 () へ連絡	<input type="checkbox"/> 避難所 () へ連絡 <input type="checkbox"/> 避難所 () へ連絡 <input type="checkbox"/> 避難所 () へ連絡
避難行動 (地域のこと)	<input type="checkbox"/> 自主防災組織の役割分担を再確認 <input type="checkbox"/> 避難所 () へ連絡 <input type="checkbox"/> 持ち出し品又は避難所の準備	<input type="checkbox"/> 避難所 () へ連絡 <input type="checkbox"/> 避難所 () へ連絡 <input type="checkbox"/> 避難所 () へ連絡	<input type="checkbox"/> 避難所 () へ連絡 <input type="checkbox"/> 避難所 () へ連絡 <input type="checkbox"/> 避難所 () へ連絡	<input type="checkbox"/> 避難所 () へ連絡 <input type="checkbox"/> 避難所 () へ連絡 <input type="checkbox"/> 避難所 () へ連絡	<input type="checkbox"/> 避難所 () へ連絡 <input type="checkbox"/> 避難所 () へ連絡 <input type="checkbox"/> 避難所 () へ連絡	<input type="checkbox"/> 避難所 () へ連絡 <input type="checkbox"/> 避難所 () へ連絡 <input type="checkbox"/> 避難所 () へ連絡

◆マイ・タイムライン作成講座の開催

マイ・タイムラインの理解の促進や水害への事前の備えとして、区民の方を対象に「マイ・タイムライン作成講座」を開催しています。

◆マイ・タイムライン普及リーダーの募集

北区では、個人での取組みだけでなく、地域でのマイ・タイムラインの普及を目的として、「マイ・タイムライン普及リーダー」を区民の皆さまから募集し、認定しています。普及リーダーは北区が開催する「マイ・タイムライン普及リーダー育成講習会」を受講後、認定を受けてお住まいの地域でマイ・タイムラインの普及活動を行います。

※開催・募集につきましては北区公式ホームページ、北区ニュース等でお知らせしております。

基本目標
2

安全・安心で、快適に暮らせるまち

基本方針

良好な生活環境と区の魅力は密接に関係しており、北区は生活環境の保全に対する取組みを推進してきました。大気汚染、水質汚濁、騒音・振動に関する取組みについては、国や東京都との連携のもと、計画的に実施していきます。また、身近な生活環境に関する課題として、北区では世帯の約8割が集合住宅に居住しており、住宅の過密化や生活様式の多様化といった地域課題、さらには新型コロナウイルス感染症*がもたらした多くの変化なども含め、適切に対策を進めていきます。

さらに、気候変動がもたらす風水害をはじめとして、都市において想定されるさまざまな災害に対応するため、環境面からの取組みを推進していきます。

これらの取組みとあわせて、北区を特徴づける優れた景観の保全や地域美化を推進し、環境汚染が少なく、だれもが安全・安心で快適に暮らせるまちを目指します。

基本施策

(3) 安全・安心な生活環境の確保

- ① 環境汚染対策の推進
- ② 身近な環境問題に関する取組みの推進
- ③ 災害に強く、住み続けられるまちづくりの推進

(4) 快適なまちづくりの推進

- ① まちの美化
- ② 良好な景観形成の推進

主に関連する SDGs の目標・関連施策



- (1) 脱炭素社会に向けた緩和策の推進
- ③ 脱炭素型まちづくりの推進

- (2) 気候変動適応策の推進
- ① 自然災害対策の推進

- (8) 身近な緑の創出と活用によるまちづくり
- ③ 区民とともにある緑の活用

基本施策 (3)

安全・安心な生活環境の確保

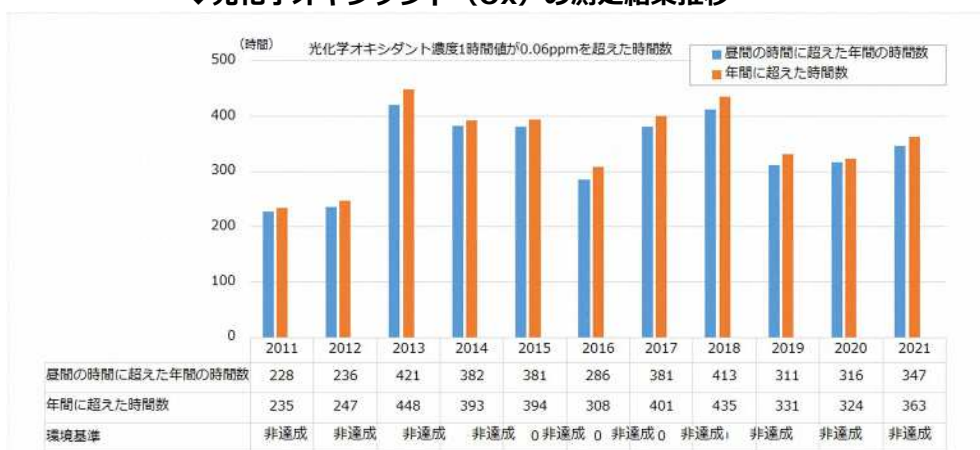
1. 現状

区民の健康の保護及び生活環境の保全のためには、大気汚染や化学物質による環境汚染に対し、継続的な監視・測定や情報発信、正しい知識の普及や事業所等への指導の徹底など、包括的に対応していくことが重要です。

区内では、北区役所第1庁舎、滝野川分庁舎、なでしこ小学校で大気汚染の常時監視（窒素酸化物、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント*、微小粒子状物質）が行われており、令和3（2021）年度は光化学オキシダントを除いて環境基準*を達成しています。

そのほか、区内を流れる荒川、隅田川、新河岸川、石神井川と浮間ヶ池、赤羽自然観察公園における定期的な水質調査や、区内の主要道路における騒音調査などが実施されています。

◆光化学オキシダント（Ox）の測定結果推移



出典：北区の環境（令和3年度）

近年、公害苦情の件数が微増傾向にあり、かつては工場・指定作業場から発生する騒音・振動・悪臭・ばい煙などが主でしたが、最近では、建設現場から発生する騒音・振動、一般家庭から発生するエアコン・ピアノなどの騒音、飲食店等から発生するカラオケ・人声などの深夜騒音への苦情などが多くなっています。

また、新型コロナウイルス感染*対策としてのテレワーク等が一般的となり、これまでより自宅を中心とした身近な生活環境に対する意識が高まってきていると考えられます。

◆現象別苦情件数



出典：北区の環境（令和3年度）

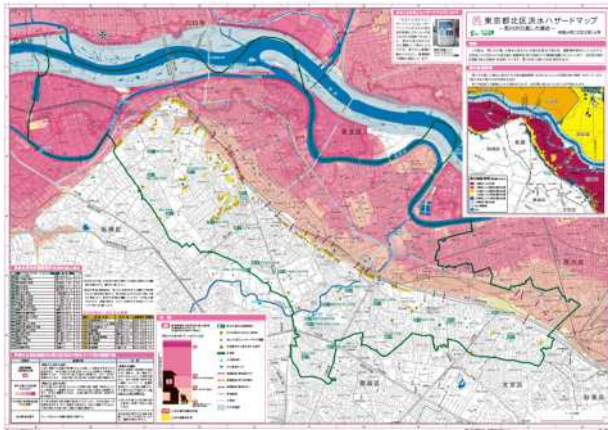
東日本大震災という未曾有の大災害により、インフラの途絶や多数の帰宅困難者の発生、震災後も長期的に継続するがれきへの対応等、大規模地震が招くさまざまな課題が顕在化し、これまでの防災・減災対策のあり方が大きく問われることとなりました。

北区には4つの河川（荒川、新河岸川、隅田川、石神井川）が流れており、台風の接近・上陸に伴う大雨や集中豪雨、高潮によって、これら河川が氾濫し、大規模水害に見舞われる可能性があります。また、区内の公共下水道は、1時間当たり50ミリメートルの降雨を想定した整備をおおむね完了していますが、一時的にそれを上回るような強い雨が降ると、下水管の排水能力を超えてしまい、浸水被害発生の懸念が生じます。

さらに、台地と低地の境にある崖線においては、台風や大雨、梅雨時の長雨などにより急傾斜地の崩壊による土砂災害が発生する危険性があります。

北区では洪水及び土砂災害に関するハザードマップを作成し、公表・配布を行っているほか、風水害の発生に備えた避難行動を時系列に整理する「マイ・タイムライン」の作成・活用を促す講座を実施するなど、区民の防災意識向上を図る取組みを推進しています。

◆北区洪水ハザードマップ



◆マイ・タイムライン作成講座



2. 課題

土壌汚染対策やアスベスト対策等、漸次強化される規制への迅速な対応が求められています。大気、水質、騒音・振動、化学物質などの監視・測定を継続するとともに、住工混合が進むなか、工場を発生源とする騒音・振動をはじめとした多様化する課題について、地域特性に応じたきめ細やかな対応が必要となっています。

また、コロナ禍における「新しい生活様式」も踏まえつつ、近隣に配慮した暮らし方に関する継続的な啓発活動が必要です。

豪雨や水害の発生頻度などを踏まえ、国や東京都との連携を強化し、河川や下水道の整備等の流域治水対策、高台まちづくり、急傾斜地の対策などを進めていく必要があります。

また、都市の防災機能向上のため、災害時の貴重なオープンスペースとなる公園や緑地の整備を進めるほか、自立型・分散型のエネルギーシステムの導入など、庁舎をはじめとする公共施設等の機能維持・向上を図る対策が求められています。

3. 成果指標

項目		目標	現状値	
			数値	年度
光化学スモッグ注意報の発令日数	回/年	0	3	R3
北区的环境に関する区民満足度	空気のきれいさ、さわやかさ	90.2	82.0	R3
	静かで穏やかな生活	90.2	81.8	R3
	災害などからの安全性	87.6	77.1	R3

4. 北区の実践

1 環境汚染対策の推進

大気、水質、土壌など、化学物質をはじめとする区内の環境状態の監視・測定を継続的に実施していくとともに、国や東京都との連携のもと、指導の徹底と正しい知識の普及によって、区民や事業者との適切なリスクコミュニケーションを図ります。

◇良好な大気環境保全

大気汚染状況の常時測定や有害物質の定期測定を実施、測定結果の公表を行うとともに、光化学オキシダント*やPM2.5等に関する注意喚起情報につき多様な手段を用いて発信します。

公共施設をはじめとする建築物等の解体、改修時におけるアスベストの飛散防止対策の徹底を図ります。

◇河川の水環境の監視

定期的な河川水質調査を実施し、水環境の監視と測定結果の情報提供を行います。

◇有害化学物質等への対策

化学物質の適正管理や土壌・地下水汚染拡散防止に向けて、法令等に基づく事業所・工場等への指導・助言など、環境基準*の達成に向けた取組を実施します。

2 身近な環境問題に関する取組みの推進

生活環境を保全するため、法令等に基づく事業所・工場等への指導・認可、立ち入り検査の実施など、環境基準の達成及び区民の環境に対する満足度向上に向けた取組みを実施します。

◇騒音、振動、悪臭等の防止の推進

都市・生活型公害の未然防止のための啓発や情報発信を行うとともに、発生時においては迅速な相談対応を図ります。

産業型公害の防止に向けては、法令等に基づく事業所・工場等への指導・認可、立ち入り検査の実施、パンフレット等による啓発を図ります。

◇有害鳥獣対策・特定外来生物対策

区民の健康や住宅に被害を及ぼす有害鳥獣や特定外来生物*について、注意喚起等の啓発、侵入や拡散の防止に向けた対策を推進します。

3 災害に強く、住み続けられるまちづくりの推進

日頃からの防災意識を高め、災害への備えを十分なものとするための普及啓発や情報発信により一層取り組みます。

関係機関と連携しながら、風水害等に備えたハード整備や施設・設備の点検・維持管理を推進するとともに、災害時に災害対策本部として機能を担う庁舎や避難所となる公共施設・学校等において、自立的エネルギーとして活用できるシステムの導入を図ります。

道路の拡幅整備やバリアフリー等による避難路の確保、緑地等の整備による避難地の確保や延焼防止機能の強化など都市防災機能の強化を図ります。また、今後想定される首都直下地震などによる被害に備え、東京都や他自治体、関係機関と連携した災害廃棄物対策を実施します。

◇防災意識の啓発

省エネ道場などを活用した防災の視点から環境を考える学習プログラムを検討します。

洪水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップの作成・配布による避難場所等に関する情報提供を行うほか、マイ・タイムライン作成支援など避難行動に関する区民、事業者の災害発生時に対する意識啓発を図ります。

◇災害時における公共施設の機能継続

公共施設においては、蓄電池やコージェネレーションシステム*等を用いた自立電源の確保、ZEV*の電源活用を図り、災害時の安定的なエネルギー確保を図ります。また、耐震性能・浸水防止性能の向上などの安全対策を講じます。

◇地域レジリエンスの強化

密集住宅市街地における防災まちづくりの整備促進、無電柱化の推進、主要生活道路の拡幅、ブロック塀の生垣化などの防災まちづくりを推進するほか、防災・減災に寄与するオープンスペースの確保を図ります。

公共施設をはじめ住宅や民間施設における雨水貯留・浸透施設の設置などによる雨水流出抑制や、国、東京都及び流域自治体と連携し、堤防や下水道施設・貯留施設の整備などの流域治水を推進するなど、地域レジリエンス*の強化を図ります。

区民に期待される行動

1. 大気や水質等に関する情報を収集し、環境汚染問題に対する理解を深めます。
2. 家電や自転車等を廃棄する際には、リサイクル*の決まりにしたがって処分します。
3. 暮らしの中から生じる騒音の防止など、近隣に配慮した生活を心がけます。
4. エアコンや洗濯機などの家電の購入時には、できるだけ低騒音型を選択します。
5. ハザードマップの確認やマイ・タイムラインの作成、防災グッズの常備など風水害の発生に備えた防災対策を行います。

事業者期待される行動

1. 事業活動から生じる大気汚染、騒音、振動、悪臭などの防止に努めます。
2. 有害物質を含んだ排水やその他化学物質の適正管理、事業系廃棄物の適正処理を行います。
3. 防音・防振対策の徹底など、騒音や振動、その他環境規制の基準遵守に努めます。
4. 低騒音・低振動型の機械や設備の導入に努めます。
5. ハザードマップの確認やマイ・タイムラインの作成、日常から備品や設備の点検を行うなど、風水害の発生に備えた防災対策を行います。

基本施策（4）

快適なまちづくりの推進

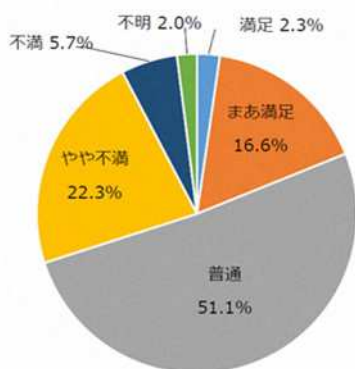
1. 現状

住む人が愛着を感じ、訪れる人にもやすらぎとうるおいを与える都市空間の形成には、美しいまち並みの創造が必要です。

清潔で快適なまちを維持するため、町会・自治会をはじめ地域の学校や事業者にも働きかけ、区民と協働して環境美化推進事業など、まちの美化活動を推進してきました。

一方、東京都受動喫煙防止条例により、原則屋内禁煙となったため、屋外における喫煙者の増加に伴うポイ捨てや歩行喫煙、受動喫煙に対する苦情への対策が求められています。また、不法投棄*問題や、廃棄物等の堆積に起因する管理不全な家屋、いわゆる「ごみ屋敷」問題など、生活環境に関する問題は多岐にわたっています。

◆「まち並みの美しさ」に対する区民満足度



◆ポイ捨て防止キャンペーンの様子



区の景観については、「みんなでつくる北区景観百選 2019」の認定などにより、区を特徴づける魅力的な景観について区民が主体となった景観づくりを推進しています。また、「北区景観づくり計画」（平成 27 年 9 月）に基づき、景観法に基づく届出や屋外広告物に関する事前相談等の制度運用を行っています。

そのほか、区民にとって身近な公園や水辺環境の整備、駅前の違法駐車や放置自転車の防止に取り組み、美しいまち並みの維持、まちの魅力向上を図っています。

2. 課題

地域美化に関しては、アンケート調査による区民の満足度が低下しており、生活環境の改善に向け、区民一人ひとりの自覚を高めることが重要です。区民や事業者など、地域における多様な主体と協働して美化活動を推進していく必要があります。また、たばこのポイ捨て、歩行喫煙防止のため、喫煙マナーの向上に関する啓発とともに、指定喫煙場所の環境改善等、屋外における喫煙者と非喫煙者が共存できる環境の整備が必要です。

地域の特性を活かした、区民や事業者の自主的な取組みによる景観づくりを進める一環として、地域住民との協働や景観づくりに対する機運の醸成、意識啓発が重要です。

違法駐車や放置自転車は、まちの美観だけでなく、消防活動や救急救命活動、ゴミの収集などを妨げ、区民生活に大きな影響を及ぼす迷惑行為であることから、モラル向上を図る啓発とともに、利用しやすい駐車場・自転車駐車場の整備・促進を図る必要があります。

3. 成果指標

項目		目標	現状値		
			数値	年度	
ポイ捨て防止キャンペーンへの年間参加人数		人	480	163	R3
北区的环境に関する区民満足度	まち並みの美しさ	%	83.0	70.1	R3
区内駅周辺の放置自転車数		台	減少	404	R3

4. 北区の実践

1 まちの美化

ごみの散乱や不法投棄*を防止するため、環境美化に対する区民・事業者のモラルを向上させるとともに、地域との協働によるまちの美化の取組みとして、「ポイ捨て防止キャンペーン」等を実施し、ごみの少ないきれいなまちを目指します。

路上喫煙防止条例の周知をより一層図るとともに、助成制度を活用した民間による屋内公衆喫煙所の整備など、指定喫煙場所の環境改善を行います。また、いわゆる「ごみ屋敷」問題について、居住者に寄り添った福祉的支援を含め、関係機関と連携して対応を検討します。

◇ごみのない清潔なまちづくり

町会・自治会等と連携し、区民や事業者が自主的に行う環境美化活動を支援するほか、区内駅周辺におけるポイ捨て防止キャンペーンの実施など、ごみのポイ捨て防止や喫煙者のマナー向上を図ります。

不法投棄の予防・防止に向けた対策について、関係機関と連携した対応を推進します。

◇喫煙者と非喫煙者が共存できる環境の創出

路上喫煙防止条例の周知・啓発に向けたキャンペーンや看板・ステッカーの作成・配布等を実施するほか、路上喫煙禁止地区の指定や指定喫煙場所の整備や環境改善を図ります。

◇堆積物等による管理不全な状態にある居住建築物への対応

個々の事例に合わせたきめ細かないわゆる「ごみ屋敷」対策を実施するとともに、医療・福祉等関連所管と連携、見守り等による改善・防止策を講じます。

2 良好な景観形成の推進

良好なまちの景観を形成するため、「北区景観づくり計画」等に基づく取組みを実施し、地域の特色を活かした北区らしい景観づくりを推進します。また、区内駅周辺の違法駐車・放置自転車削減に向けた取組みを継続して実施します。

◇景観まちづくりの推進

景観法や北区景観づくり条例に基づいた建築物等の規制・誘導を行い、地域と調和した景観形成を図ります。

区民や事業者との協働による北区を特徴づける優れた景観の保全や景観形成重点地区の指定など北区らしい魅力ある景観形成を図り、景観意識の啓発などを通じて区内外へ北区の魅力を発信していきます。

◇自動車・自転車利用の適正化

駐車場・駐輪場の整備とあわせて、違法駐車・放置自転車対策を推進します。

安全で快適な交通空間の形成、まちの回遊性向上などウォークアブルなまちづくりを推進します。

区民に期待される行動

1. ごみやたばこのポイ捨て、歩きたばこをしないなどのルールを守ります。
2. 地域の清掃・美化活動に積極的に参加します。
3. 建築物を新築・改修する際、周辺の景観に配慮します。
4. 景観に関するさまざまなイベントに参加し、まちの魅力や課題を発見し、人へ伝えます。
5. 自動車や自転車は駐車場・駐輪場を利用し、路上の通行を妨げないようにします。

事業者期待される行動

1. 助成制度を活用した屋内型公衆喫煙所の設置を検討します。
2. 事業所の周囲や自動販売機周りの清掃・美化に努めます。
3. 建築物を新築・改修する際、周辺の景観に配慮します。
4. 屋外広告物を設置する際は、北区景観づくり条例に基づく事前相談制度により景観へ配慮し、東京都屋外広告物条例を遵守します。
5. 来客用に十分な駐車場・駐輪場の確保に努め、路上の通行を妨げないようにします。

基本目標 3

資源循環の輪をつなげるまち

基本方針

北区は、これまで将来世代に継承できる持続的発展が可能なまちをつくるため、3R*（リデュース*・リユース*・リサイクル*）を区民・事業者との協働により推進してきました。

さらなるごみの減量化と資源の有効利用の推進のため、プラスチック使用製品の分別回収や食品ロス*対策などの取組みとともに、区民や事業者へのきめ細かい情報提供など、ごみの発生抑制*・排出抑制を第一とした施策により、「区民1人1日あたりのごみ総排出量※」の削減を図ります。

これらの取組みにより、「2050 カーボンニュートラル*」「持続可能な資源循環型地域社会*の形成」を目指します。また、有害・危険なごみは安全に処理し、ごみ出し困難者へのきめ細かな対応や、災害廃棄物を円滑に処理できる体制を構築することで、安全で安心なごみの適正処理を推進します。

※ 区が収集する可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、区の許可業者が収集する持込ごみの合計量（ごみ排出量）に、区が回収する資源と集団回収により回収される資源を加えた量。

基本施策

(5) 資源循環型システムの推進

- ① ごみの減量化の推進
- ② 資源の有効利用の推進
- ③ 持続可能な消費行動への転換に向けた普及、啓発

(6) ごみの適正処理の推進

- ① 収集運搬体制の充実
- ② 安定的な処理体制の維持

主に関連する SDGs の目標・関連施策



- (1) 脱炭素社会に向けた緩和策の推進
- ③ 脱炭素型まちづくりの推進

- (2) 気候変動適応策の推進
- ① 自然災害対策の推進

基本施策（5）

資源循環型システムの推進

1. 現状

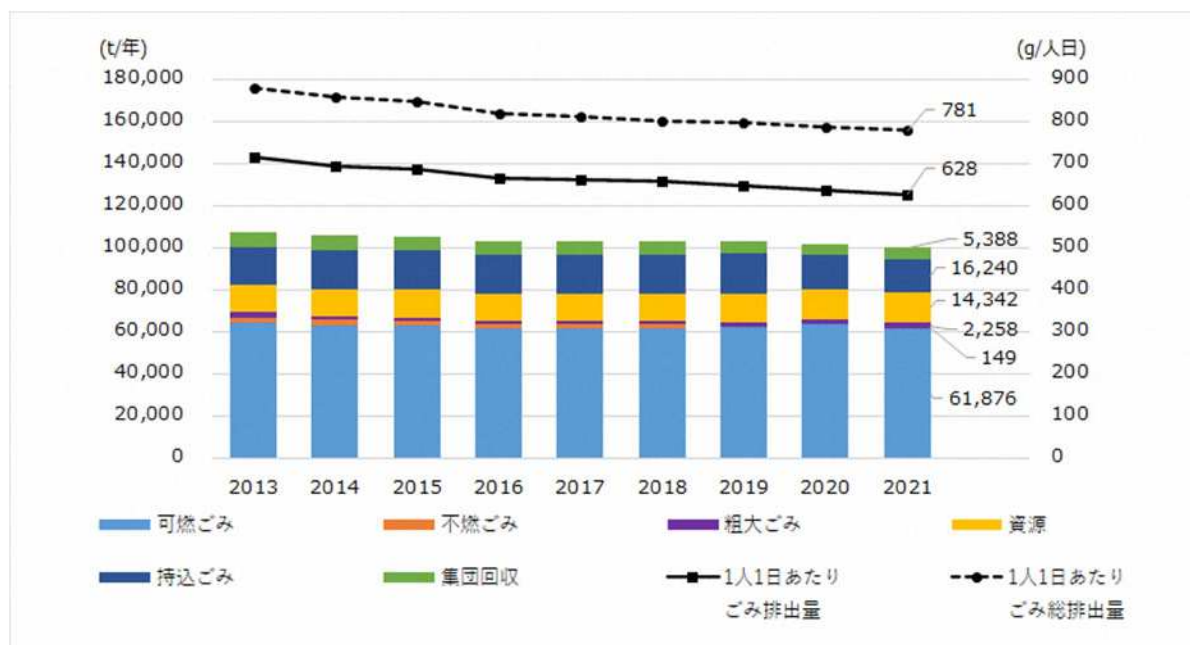
令和3（2021）年度の北区のごみ（可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ）の収集量は64,284 tであり、平成27（2015）年度までは減少傾向にありましたが、近年は65,000 t前後で推移しています。

北区では、3R*の中でも優先順位の高い2R*（リデュース:発生抑制*・リユース:再使用*）の取組みを評価するために、ごみの収集量に回収した資源量を加えたごみ総排出量を目標指標としています。令和3（2021）年度において、区民一人一日当たりのごみ総排出量は781g/人・日となっており、特別区の平均883g/人・日を下回っています。

北区では、古紙をはじめ、びん、缶、ペットボトル、紙パック、発泡トレイなどを、資源や地域の特性に応じた回収を行っているほか、紙類などは集団回収を推奨し、ごみの再資源化に努めています。

令和3（2021）年度の資源回収量は14,342 tとなっており、近年は増加傾向にある一方、集団回収量は5,388 tとなっており、平成26（2014）年度以降、減少傾向が続いています。

◆ごみ総排出量の推移



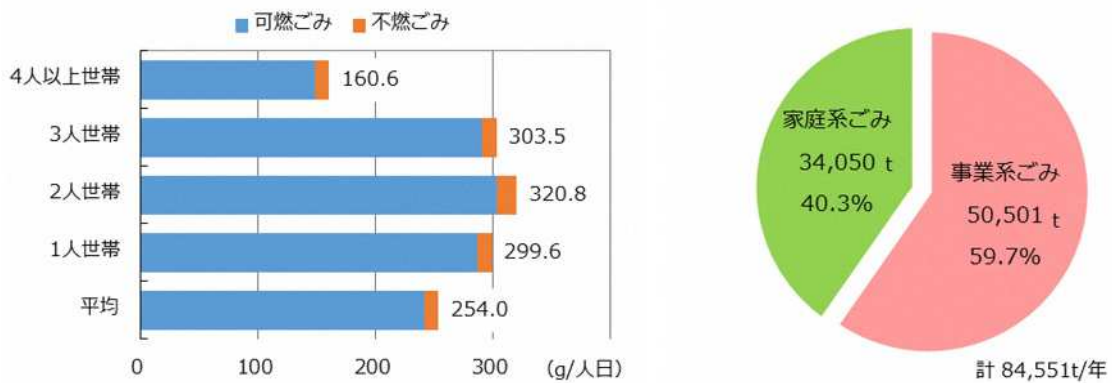
出典：北区の環境ほか（令和3年度）

北区のごみの組成に着目すると、令和元（2019）年度に実施した北区のごみの排出原単位調査から推計される、家庭ごみと事業系ごみの割合は約40：60となっており、世帯人数別のごみ排出量の平均は可燃ごみが242g、不燃ごみが14gです。

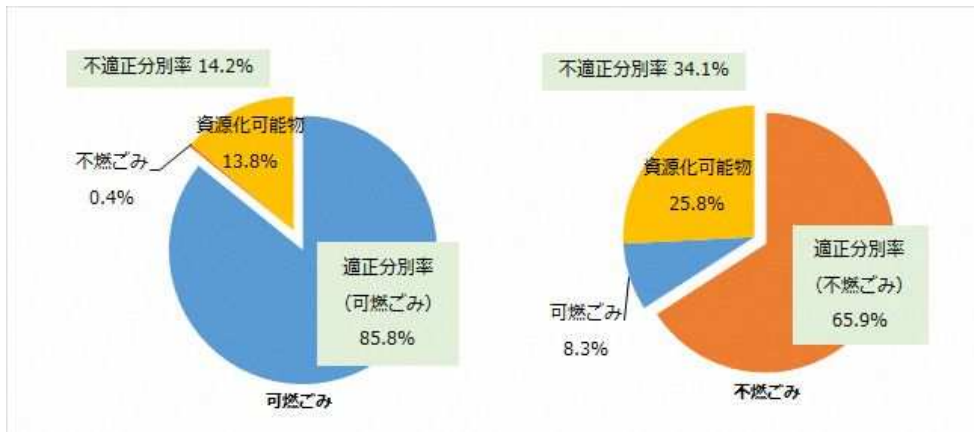
可燃ごみの中には資源化可能物が13.8%、不燃ごみが0.4%、合計で14.2%の分別不適物が混入しており、不燃ごみの中には資源化可能物が25.8%、可燃ごみが8.3%、合計で34.1%の分別不適物が混入しています。

また、大量の食品ロス*が発生していることが問題となる中で、北区における食品ロスの削減に向け、令和3（2021）年10月、北区食品ロス削減推進計画を策定しました。

◆世帯人数別のごみ排出量（令和元年度） ◆家庭ごみと事業系ごみの割合（令和元年度）



◆資源化可能物及び不適正分別の割合（令和元年度）



出典：北区一般廃棄物処理基本計画 2020（令和2年）

2. 課題

ごみが排出される前の段階で「ごみを作らない」というライフスタイルやビジネススタイルの普及に努めつつ、ごみとして排出されたものを再生利用*（リサイクル）するなど、より一層のごみ減量化を進めていく必要があります。リデュース*・リユース*に加えて、サーキュラーエコノミー*やシェアリングエコノミー*などの意識が浸透しつつありますが、ごみ集積所や資源回収ステーションの維持管理の担い手確保は難しくなっています。

北区では事業系ごみのごみ排出量の約6割を占めていると推計され、排出事業者の規模や業種に合わせた指導・助言を行うことにより、事業系ごみの減量を促進する必要があります。

また、ごみの中には、資源として利用できるものも混入しており、分別の徹底を周知・啓発するとともに、資源化を行う品目の拡大を検討する必要があります。

このほか、食品ロス*削減の強化が求められているほか、海の生態系*に甚大な影響を与え、世界的な問題となっているプラスチック製品についての生産・使用の削減が必要とされています。特にレジ袋やペットボトルなど、使い捨てが中心の容器包装等のワンウェイ（使い捨て）プラスチックの使用抑制に向けた一層の取組みが必要となっています。

3. 成果指標

項目			目標	現状値	
				数値	年度
リサイクル率（資源化率）	%	21.4	19.7	R3	
外出時の持ち歩き	マイバック	%	90.1	88.7	R3
	マイボトル	%	65.5	50.3	R3

4. 北区の取組み

1 ごみの減量化の推進

広報紙やホームページ、SNS、パンフレット、ポスター等を活用して、ごみの発生抑制*（リデュース）と再使用*（リユース）によるごみの減量化のための情報を継続して提供します。

また、区民や事業者の主体的な発生抑制の取組みを推進するために、地域と連携し、ごみをつくらない、出さないための行動を呼びかけていきます。

◇家庭におけるごみの発生抑制

可燃ごみのさらなる減量を促すとともに、マイバッグ・マイボトルの持参やリユース商品の推奨や海洋プラスチック*ごみ問題に関する普及啓発を行い、ワンウェイプラスチックの使用抑制を図ります。

◇事業所におけるごみの発生抑制

事業系ごみの排出に関する事業者に合わせて啓発・指導（立入検査、再利用計画書の届出など）を行います。

ワンウェイプラスチックの使用抑制や食品ロス*削減等に取り組む事業者の表彰や取り扱う商品・事業の紹介など、ごみ減量等に取り組む優良事業者を支援する制度の創設を検討します。

◇食品ロス削減に向けた取組み

リデュースクッキングレシピの活用、フードドライブ等の制度運用などを推進し、食品ロスの削減を含めた生ごみの減量を図ります。

2 資源の有効利用の推進

プラスチック資源循環法施行の機を捉えてプラスチックの資源化を進めるとともに、ごみとして出される資源がごみとして排出されないよう、ごみの分け方や出し方について必要な情報を分かりやすく区民や事業者を提供し、分別排出の徹底を図ります。

また、不用となったものを再使用、再生利用*するなど、ごみにしない仕組みづくりを行うとともに、びん・缶・ペットボトルのステーション回収をはじめ、集団回収活動への支援など、誰もが参加しやすい資源循環の輪をつなげていきます。

事業者に対しては、自己処理の原則に則った適正な処理を促進するための啓発及び指導を行うとともに、リサイクルへの取組みにつなげるための情報発信を行っていきます。

◇家庭における資源循環

区民まつり・環境展・消費生活フェア等の区内イベントやエコ広場館を活用し、プラスチックや雑がみなどの資源化に関する情報発信を行っていきます。また、清掃車等を活用した環境学習、リサイクル体験など、ごみや資源に関する環境学習の機会を拡充します。

集団回収活動の担い手発掘や登録制度による回収事業者支援など、区民主体の集団回収を支援します。

◇事業所における資源循環

事業系ごみの排出実態の把握に努め、事業者の希望や業種に合わせた効果的な排出指導や小規模事業者への支援を進めます。

3 持続可能な消費行動への転換に向けた普及、啓発

持続可能な経済成長・発展を実現する経済システムである循環経済への転換に向けて、循環経済の意義について周知するとともに、区民に対してエシカル消費*行動を呼びかけ、ワンウェイプラスチックの使用抑制や食品ロス*削減に向けた行動変容を促していきます。事業所に対する環境配慮型商品・製品の設計・製造・販売を呼びかけていきます。

◇サーキュラーエコノミー（循環経済）への移行推進

環境等に対して十分配慮された商品やサービスを選択・購入するエシカル消費の普及・啓発や、不用となったものを再使用*や再生利用*するなど、ごみにしない仕組みづくりを行うとともに、静脈産業*の活性化に向けた支援を推進し、サーキュラーエコノミー*、シェアリングエコノミー*への移行を促進していきます。

区民に期待される行動

1. ごみの分別を徹底し、混入物のない適正なごみ排出をします。
2. マイバッグ・マイボトルの持参を習慣化し、ワンウェイプラスチックの使用を減らします。
3. 食品は、食品ロス削減レシピの活用による調理法の工夫、必要な分だけの計画的な購入、「ローリングストック*」の実践など、無駄な廃棄をなくすよう心がけます。
4. リサイクル・リユースできるものは資源として分別して排出するとともに、生ごみの水切りなど、ごみの減量化に努めます。
5. 集団回収やごみ収集・リサイクル回収に関心を持ち、積極的に参加するよう努めます。
6. エコマークやグリーンマークなど環境に配慮した商品の購入やリターナブル（再使用できる）な製品の利用を心がけます。

事業者期待される行動

1. 事業活動に伴い発生した一般廃棄物*は自己処理の原則に則り、適正に処理します。
2. 産業廃棄物は処理業者に委託して適正に処理し、マニフェストにて管理します。
3. マイバックの推奨や過剰包装の抑制など、ワンウェイプラスチックの使用削減やごみの減量化に資する取組みを進めます。
4. 調理法の工夫や宴会時の「30・10 運動*」啓発など、食品ロス削減に資する取組みを進めます。
5. リターナブル（再使用できる）な製品や再生材料を利用した商品など、環境負荷*の少ない商品の製造・販売に努めます。

エシカル消費

●エシカル消費とは？

エシカルとは、「人や地球環境、社会、地域におもいやりのある考え方や行動」を意味し、エシカル消費*とは、地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のことで、持続可能な開発目標(SDGs)の17のゴールのうち、特にゴール12「つくる責任 つかう責任」に関連する取組です。

●エシカル消費の取組

人・社会への配慮

私たちの身の周りには、食品や製品には、原材料が作られ、加工され、私たちの手元に届くまでにたくさんの人が関わっています。原材料の多くを生産する発展途上国には、安い賃金で働いており十分に生活することができず、貧困に苦しむ人たちがいます。

人・社会に配慮された商品を見つけて、選んで購入することで、より多くの人々が持続可能な生活を送れるようになります。

- ・フェアトレード認証商品
- ・売上金の一部が寄付につながる商品
- ・障がい者支援につながる商品を選択するなど

地域への配慮

遠方で生産・製造された食材や商品がインターネットを通じて、いつでもどこでも好きなだけ購入できるネットワークが私たちの生活の中に浸透しています。

「簡単」、「便利」に購入できることは魅力的ですが、「地域の振興」も買物では大事な視点の一つです。地元の食材を「選ぶ」ことや地元のお店で商品を「買う」ことは、地元を「応援する」ことにつながります。

- ・地産地消
- ・被災地で作られたものを購入することで被災地を応援する
- ・伝統工芸品を購入する など

環境への配慮

大量生産・大量消費・大量廃棄の暮らしによって、地球温暖化*や海洋汚染などが発生し、生態系*が破壊され、エネルギー資源が減少し、異常気象による農作物への被害などが深刻化しています。

地球環境の現状や問題を「自分には関係ない遠い話」と見過ごすのではなく、より良い未来に向かって、一歩を踏み出しましょう。

- ・エコ商品を選ぶ
- ・レジ袋の代わりにマイバッグを使う
- ・資源保護の認証がある商品やCO₂削減の工夫をしている商品を購入する
- ・マイボトルを利用する
- ・食品ロス*を減らす
- ・電球を省エネLEDに交換する
- ・地域のルールに沿ったゴミの分別を徹底するなど

みんなで支え合う社会へ

一人一人が、思いやりを持った消費行動を心掛けて、商品が届くまでの背景や廃棄された後の影響を考え、そこにある課題を知り、その解決につながるようなモノやサービスを利用することが、次の世代へバトンをつないでいく私たちの役割です。

消費と社会のつながりを「自分ごと」として捉え、世界の未来を変えるために、今から行動しましょう！

- ・必要なものを必要な分だけ購入する
- ・今のことだけを考えず、未来への影響を考える
- ・海外で問題となっている社会的課題に目を向ける
- ・自分のことだけを考えず、相手のことを考えて行動する
- ・ユニバーサルデザイン
- ・ダイバーシティ（多様性の尊重等） など

出典：エシカル消費特設サイト（消費者庁）

基本施策（6）

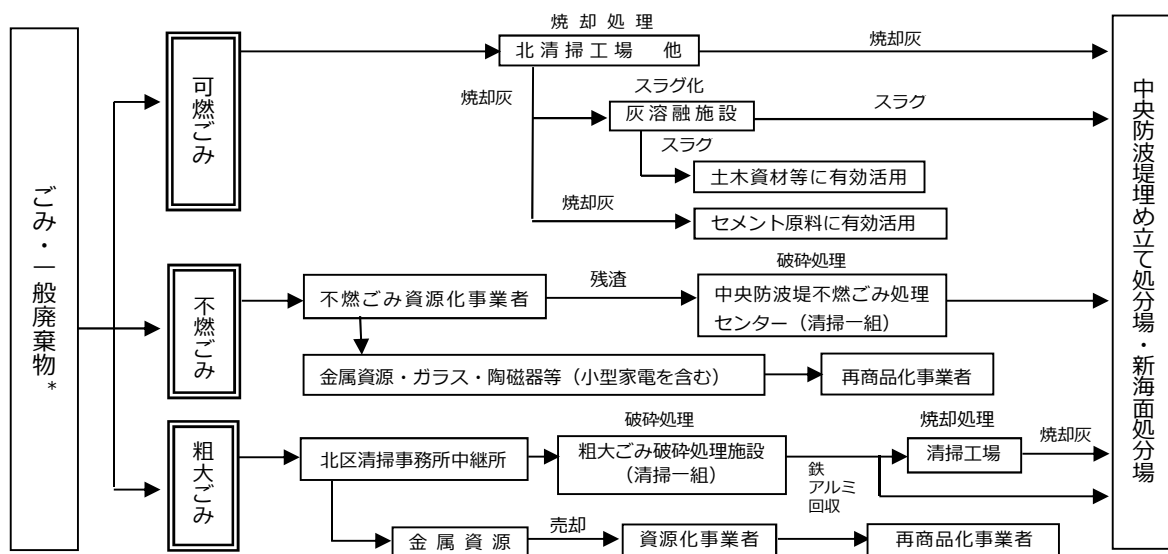
ごみの適正処理の推進

1. 現状

ごみ収集では、毎日多くの車両が稼働しており、二酸化炭素の排出といった環境への負荷を与えています。また、高齢化が進行する中、ごみ出しが困難な世帯の増加や、在宅医療の普及に伴い、家庭ごみに医療廃棄物が混入するなどの問題が発生しています。

東日本大震災の教訓も踏まえ、災害発生後の早期復旧・復興のためには、膨大な量の災害廃棄物を迅速かつ適正に処理できる体制を平時から築いておくことが重要であることから、平成31（2019）年3月に「北区災害廃棄物処理計画」を策定しました。

◆北区のごみ処理経路



※清掃一組：東京二十三区清掃一部事務組合

2. 課題

区民にとって分かりやすく、利便性の高い清掃リサイクル事業が求められているとともに、脱炭素社会*に向けた環境負荷*の少ない効率的な収集運搬体制の構築が必要です。また、高齢者等のごみの排出が困難な区民などに対し、地域や個別の状況に応じたよりよい収集の方法について検討を進めていく必要があります。

最終処分場への影響を最小化するために、焼却処理や選別処理などごみの中間処理について、安定的な体制の維持が求められています。

また、水銀含有廃棄物や医療廃棄物など有害性や危険性のある廃棄物については、安全かつ適正に処理することが必要です。さらに、各地で頻発する自然災害を踏まえて、災害廃棄物を適正に処理する体制を予め構築しておくことや、感染症等にも対応する事業継続可能な体制を整備する必要があります。

3. 成果指標

項目		目標	現状値	
			数値	年度
区民1人1日あたりのごみ総排出量	g	700 (R11※)	781	R3
区民1人1日あたりのごみ排出量	g	563 (R11※)	628	R3

※「北区一般廃棄物処理基本計画 2020」の目標設定年度

4. 北区の取組み

1 収集運搬体制の充実

プラスチック資源の回収や高齢者世帯の増加など将来のごみを取り巻く環境の変化に対応するとともに、環境と安全、経済性に配慮した収集・運搬を行います。

◇効率的・効果的なごみの収集・運搬の推進

高齢者等のごみの排出が困難な区民に対する効果的なケアや戸別収集の拡大、集合住宅への対応など、排出者や地域の特性に応じた効率的なごみの収集・運搬を推進します。

◇プラスチックごみ回収事業の展開

国や都におけるプラスチックの資源化に向けた取組みを踏まえ、可燃ごみとして収集しているプラスチックごみの分別回収を滝野川地区で先行して実施します。また、令和5(2023)年度より区内全域に展開し、容器包装プラスチックや製品プラスチックについて資源化への取組みを推進します。

2 安定的な処理体制の維持

東京二十三区清掃一部事務組合や民間の事業者と連携し、ごみの安定的な処理と確実な資源化の推進を図るほか、清掃工場が安定して操業するためにも搬入基準を満たさないものや水銀等有害物質が混入しないよう、広く周知を行います。

◇ごみの安定的な処理体制に向けた取組み

東京二十三区清掃一部事務組合と連携し、搬入指導の強化を図り、安定的な中間処理を推進します。また、事業者との連携により確実な資源化を推進することで、最終処分量の削減に向けた協力体制を強化していきます。

北清掃工場は、最新の公害防止設備を導入し、環境負荷*を抑えるとともに、燃焼による熱エネルギーを発電や地域への熱供給として還元する処理施設へと建て替えを行います。

◇ごみの適正排出に向けた取組み

水銀混入ごみ、医療廃棄物など有害性や危険性のある廃棄物については、法令に基づく安全かつ適正な処理がなされるよう分別・排出ルールの啓発・指導を実施します。

不適正排出の予防・対策を関連所管の連携により推進します。

区民に期待される行動

1. ごみと資源の円滑な収集回収のため、分別を徹底するほか、排出場所や日時を守ります。
2. ごみの埋立最終処分場の使用可能年数を伸ばすため、ごみの排出抑制やリサイクル*に努めます。
3. PC、テレビ、洗濯機、冷蔵庫、エアコンを廃棄する際は、ルールを守ります。
4. 蛍光管や水銀体温計など、水銀を含む廃棄物やバッテリー、カセットボンベ等の危険性のある廃棄物の適正な排出を徹底します。
5. 区で収集を行っていないものを捨てる場合は、販売店や指定の回収業者に依頼する等、適正な処理を行います。

事業者期待される行動

1. 自己処理の原則に則り適正に処理を行うほか、ごみと資源の円滑な収集回収のため、分別を徹底し、決められた排出方法を守ります。
2. ごみの埋立最終処分場の使用可能年数を伸ばすため、ごみの排出抑制やリサイクルに努めます。
3. PC、テレビ、洗濯機、冷蔵庫、エアコンを廃棄する際は、ルールを守ります。
4. 蛍光管や水銀体温計など、水銀を含む廃棄物の適正な排出を徹底します。
5. 区が収集・処理しない資源のうち、店舗等で回収可能なものについて、区民に周知を行います。



名主の滝公園

**基本目標
4**

身近な自然を守り育て、活用するまち

基本方針

北区は、北区緑の基本計画に基づいて、「ひといきいき みどりいきいき 育てる つながる 北区」をキャッチフレーズに、区民・事業者との協働のもと、豊かな自然と快適な都市環境を次世代に引き継ぐべく、緑の保全・創出につとめてきました。

これまでに取り組んできた公園・緑地や水辺環境の整備、生物多様性*の保全などの取組みをより一層充実させるだけでなく、気候変動対策において役立つグリーンインフラ*としての緑、またコロナ禍において重要性が高まった、身近なレクリエーション・やすらぎの場としての緑といった視点から、質の高い緑の創出と活用を図ります。

基本施策

(7) 豊かで質の高い緑・水辺の保全

- ① 良好な環境を形成する緑の保全
- ② 生物多様性の保全と回復
- ③ 水辺環境・水循環の保全

(8) 身近な緑の創出と活用によるまちづくり

- ① 公園・緑地の整備・維持管理
- ② まちなかの緑化推進
- ③ 区民とともにある緑の活用

主に関連する SDGs の目標・関連施策



- (2) 気候変動適応策の推進
 - ② 健康被害対策の推進
 - ③ 区民生活への影響対策の推進

- (3) 安全・安心な生活環境の確保
 - ③ 災害に強く、住み続けられるまちづくりの推進

※本計画内では、原則として「緑」と「みどり」を以下の通り使い分けています。

緑：緑地、公園、森林、農地 等

みどり：緑よりも広義の概念。緑に加え、グラウンドなどのオープンスペース、水辺、池、河川等を含んだもの

第1章

第2章

第3章

第4章

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

基本目標5

第5章

第6章

資料編

基本施策（7）

豊かで質の高い緑・水辺の保全

1. 現状

北区には、飛鳥山公園、崖地、河川敷等に今なお貴重な緑が残っており、崖線から台地部に古くから緑地を活かした公園の緑地が緑の骨格を形成し、樹林や大径木の分布も多いという特性がみられます。桜の名所として知られる飛鳥山公園や日本の都市公園 100 選に選ばれた音無親水公園などがあり、みどりのまち並みを形成し、憩いの場となっています。また、良好な自然環境は、子どもたちが多様な生きものの命の営みとふれあい、生きることの尊さを知るためにも大変重要です。

北区では、令和2（2020）年3月に策定した「北区緑の基本計画2020」に「生物多様性*地域戦略」を位置づけ、豊かな生態系*を育む緑づくりを行っています。取組みとして、動植物の生息に関する基礎的な調査を継続して実施しており、昭和59（1984）年度から実施している「北区河川生物生息調査」について、令和3（2021）年度の調査ではレッドリスト*記載種や外来種*を含む31種類の魚類を確認しました。

また、区民と連携しながらの生きもの調査も行っており、平成17（2005）年度から平成19（2007）年度にかけて行った生物調査の結果をもとに、3種類のガイドブックを作成しました。

◆北区いきものガイドブック

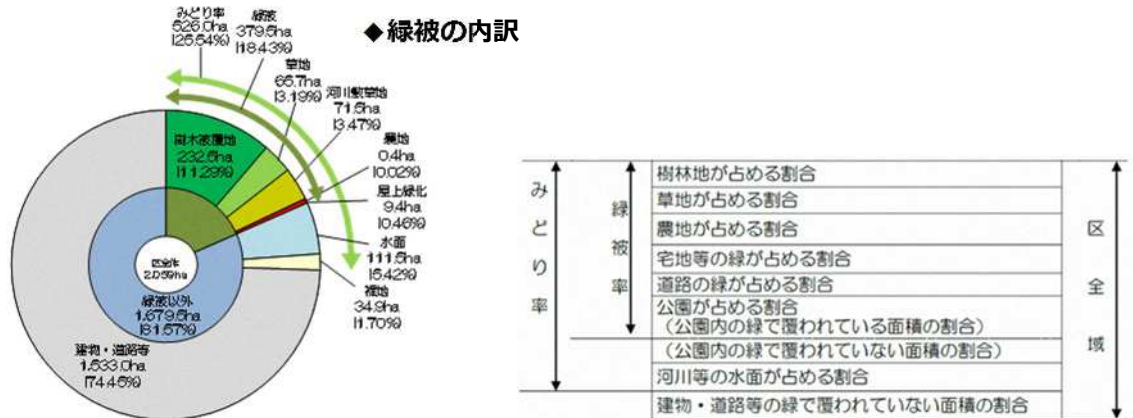


◆河川生物生息調査（ワンド調査の様子）



北区の緑被を見ると、平成 10 (1998) 年から平成 25 (2013) 年までは増加傾向でしたが、平成 30 (2018) 年に実施した緑被調査結果によれば、区の緑被面積は 379.51ha、緑被率は 18.43%となっており、前回の 2013 年調査時より若干の減少に転じました。集合住宅や都営住宅等の大規模な建替え工事などが主な要因と考えられています。

河川環境や水循環の保全については、平成 31 (2019) 年に荒川下流河川事務所 (国土交通省) の下で策定された「新河岸川流域水循環マスタープラン」等に基づき、国や東京都と連携して流域の総合治水対策に取り組むほか、地下水かん養の促進、区民が集う水辺環境の形成などの取組みを推進しています。



出典：北区緑の基本計画 2020 (令和 2 年)

2. 課題

私たちの暮らしは多様な生物が関わりあう生態系*から得られる恵みによって支えられていることから、生物多様性*を守り、保持していくとともに、生物多様性の大切さを区民に広く周知していく必要があります。生きものの生育・生息環境でもある北区の緑の骨格を形成している崖地樹林や河川敷、屋敷林や雑木林等の既存緑地を保全し、市街地に残されている大切な緑を将来にわたって保全していくことが必要です。

区内の生物多様性の各種モニタリングの継続的な実施や関係団体の連携によるデータの収集・発信等の体制整備のほか、地域固有の生物や生態系にとって大きな脅威となる外来生物対策に引き続き、取り組んでいく必要があります。

また、都市化等に伴う流域の地下浸透・涵養機能の低下等により、河川等の平常時の流量が減少し、その水質や水生生物等の生育・生息環境が失われる恐れがあるほか、短時間豪雨による都市型水害への対策を推進していく必要があります。

3. 成果指標

項目	目標	現状値		
		数値	年度	
緑被率 (50 m ² 以上)	%	20.00 (R11※)	18.43	H30※ ²
区内で確認した植物/鳥類/魚類の種類	種	維持	1,034/53/31	R3※ ²
湧水地点数	地点	維持	13	R3

※「北区緑の基本計画 2020」の目標設定年度

※ 2 緑被率及び植物の現状値のみ、H30 (「北区緑の実態調査報告書」) の値

4. 北区の取組み

1 良好な環境を形成する緑の保全

樹林や樹木は、市街地における貴重な緑であり、生きものに質の高い生息地（ハビタット）を提供しているため、継続して保全していきます。また、民有地にある良好な環境形成に資する樹林や樹木、生垣を保護指定し、地域の緑として保全に努めます。

崖線周辺における土地利用転換や開発が行われる際には、安全性に配慮しながら、既存の樹林地の保全・再生などによる崖線との一体的な緑化を促進し、親しみのある崖線のみどりの継承を図るとともに、樹木の適正管理などの安全対策を行います。

◇貴重な緑の保全

民有地にある区の指定基準にあった良好な環境形成に資する樹林や樹木、生垣などを、所有者の同意を得て保護樹林や保護樹木、保護生垣などに指定し、剪定等の維持管理費用の助成や樹木診断による管理アドバイスの提供などの支援を実施していきます。

区内にわずかに残る生産緑地地区を大切に保全し、農のある風景を残します。

◇崖線の緑における安全な適正管理

自然度の高い崖地樹林等を特別保全樹林の指定などにより貴重な緑地として保全を図ります。さらに、崖地樹林の樹木を適正管理し、安全対策を行います。

2 生物多様性の保全と回復

区内の緑地や水辺などには、環境省のレッドデータ*ブックに記載された貴重な動植物をはじめとする多種多様な動植物が生息・生育しています。

これらの動植物の実態を定期的に把握するとともに、生きものの生息地（ハビタット）となっている既存の緑を保全するとともに、生物多様性*に配慮した緑の創出・管理を促進します。

また、環境体験学習等の講座やイベント開催を通じて、生物多様性の保全は、わたしたちの衣・食・住をはじめとする日常生活や農業生産などの経済活動に密着した身近な問題であることを区民・事業者へ周知・啓発をしていきます。

さらに、「外来生物法」や「生態系被害防止外来種リスト」に基づき、外来生物による生態系*や生活環境等への被害防止に努めます。

◇生物多様性を保全・再生する緑づくり

区民や大学等と連携しながら、区内における生きものの生息・生育状況の実態を把握するための調査を継続し、調査結果を保全対策などに活用していきます。

生きものにぎわいを提供する樹林地や水辺環境、公園・緑地などの緑の保全を進め、緑のネットワークに資する適正な配置を進めることで、生きものとのふれあいの場となるエコロジカル・ネットワークの形成を図ります。

◇生物多様性の普及啓発

ビオトープやワンドを活用した自然観察講座や区内の生きものの学習講座などを通じて、生物多様性の重要性を区民、事業者へ普及・啓発していきます。

生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組むために必要な情報を事業者へ支援できる方策を検討していきます。

3 水辺環境・水循環の保全

雨水の地下浸透を促進させることで、集中豪雨などにより短期間で下水道や河川が増水することで生じる都市型水害の被害軽減および湧水の水量や水循環の保全を図ります。

また、河川や湧水地などの身近な水辺の維持管理を推進し、多様な動植物が生息・生育できる良好な環境の保全に努めるとともに、区民が水辺に親しめる機会の提供を目的とする親水空間を利用したイベントや河川清掃活動等を推進します。

◇健全な水循環の構築

国や東京都、流域自治体等と連携した堤防、貯留施設や流域治水の整備並びにまちなかにおける対策として透水性の高い舗装等による雨水の地下浸透、緑化による雨水流出抑制を促進し、内水氾濫による被害の軽減を図ります。

◇うるおいのある水辺環境づくり

区の自然の骨格を形成している荒川、隅田川、新河岸川、石神井川については、水辺の生きものの生息地として保全するとともに、親水空間の整備や河川敷（荒川緑地：豊島ブロックなど）の有効活用、イベント開催を推進し、区民が水辺に親しめる機会と場を提供していきます。

区民に期待される行動

1. 公園や水辺空間、湧水地の美化活動など、地域の環境保全活動に進んで参加します。
2. 保護樹木や保護生垣等の指定を受け、健全な維持管理を図ります。
3. 身近な動植物に関心を持ち、生物多様性*への理解を深めます。
4. 地域の生態系*に影響を与える外来生物への理解を深めます。
5. 住宅などの新築や改築の際は、雨水の浸透施設や貯留施設の設置に努めるとともに、ごみや落ち葉の除去など設置した施設の定期的なメンテナンスを行います。

事業者期待される行動

1. 区や地域のコミュニティと協働して、地域の環境保全活動に取り組みます。
2. 保護樹木や保護生垣等の指定を受け、健全な維持管理を図ります。
3. 動植物の生息状況などに関する調査や情報提供に協力します。
4. 地域の生態系*に影響を与える外来生物への理解を深めます。
5. 事業所などの新築や改築の際は、雨水の浸透施設や貯留施設の設置に努めるとともに、ごみや落ち葉の除去など設置した施設の定期的なメンテナンスを行います。

基本施策（8）

身近な緑の創出と活用によるまちづくり

1. 現状

緑は、私たちの生活に豊かさやうるおいを与えるとともに、大気の浄化や二酸化炭素の吸収による地球環境への寄与、ヒートアイランド現象*の抑制や災害時の防災機能など、快適で安全・安心な都市環境への寄与等、多様な機能を有しています。

北区では、「東京都北区みどりの条例（昭和61年4月施行）」に基づき、樹木や樹林、生け垣の保護、緑化計画書の認定による緑化の推進など、公共施設や民間施設をはじめとした、まちなかの緑の保全・創出を、区民や事業者との連携により進めてきました。

◆緑化計画書による緑化の実績

面積：単位㎡

年度	民間			公共			合計		
	敷地面積	件数	緑化面積	敷地面積	件数	緑化面積	敷地面積	件数	緑化面積
29	126,137	60	16,628	68,442	15	11,512	194,579	75	28,140
30	180,462	73	21,029	87,780	14	19,260	268,242	87	40,289
元	165,895	71	19,653	41,615	7	13,476	207,510	78	33,129
2	109,570	58	14,241	36,184	13	6,284	145,754	71	20,525
3	140,800	43	16,834	68,336	10	9,258	209,136	53	26,092

出典：北区の環境（令和3年度）

令和3（2021）年3月には、「北区公園総合整備構想」を策定し、「魅力ある公園づくり」の視点から「整備」「管理」「運営」を踏まえた公園づくりを推進しており、区民参画として公園の計画策定段階からのワークショップを開催するなど、地域の特性を生かした身近に親しめる公園づくりを行っています。



清水坂公園



飛鳥山公園（アスカルゴ）



音無親水公園



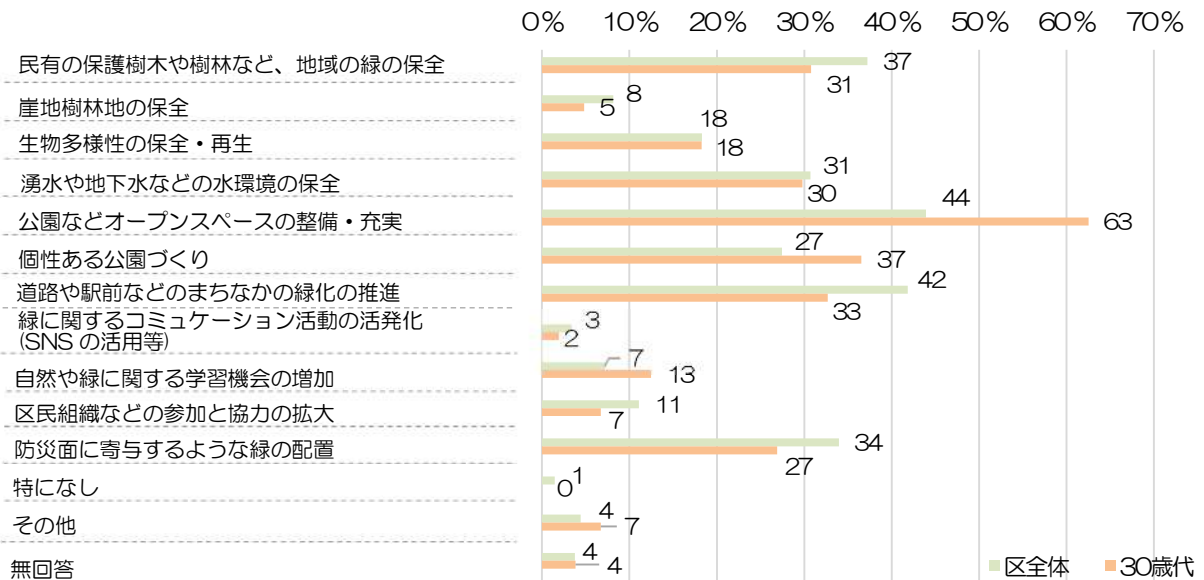
都立浮間公園



赤羽桜堤緑地

自然や緑をより豊かにするために区が優先すべき取組みについてのアンケート結果では、「公園などオープンスペースの整備・充実」、「道路や駅前などまちなかの緑化の推進」、「地域の緑の保全」に次いで、「防災面に寄与するような緑の配置」が比較的高い割合を占めていました。また、特に小学生以下の子どもをもつ割合が高い30歳代では、「公園などオープンスペースの整備・充実」の割合が全体の6割以上を占めています。

◆緑に関して区が優先して取り組むべき施策についてのアンケート



出典：北区緑の基本計画 2020（令和2年）

2. 課題

区民1人あたりの公園面積は近年増加傾向にあるものの、公園の分布が地域によって偏在していること、また区民の公園に対するニーズも多様化していることから、緑の量だけでなく、地域の特徴をふまえ、魅力を実感できる質の高い緑づくりが求められています。

さらに、まちなかの緑化や公園・緑地等オープンスペースの確保などは、水辺環境の保全とあわせて、気候変動や自然災害への対応、環境学習やレクリエーション、健康増進といった豊かな生活空間の形成に寄与するグリーンインフラ*の活用という考え方にに基づき、より一層推進していく必要があります。

3. 成果指標

項目		目標値	現状値	
			数値	年度
区民1人あたりの公園面積	m ²	2.5 (R11※)	2.43	R3
都市建築物緑化促進事業による屋上緑化、壁面緑化、ベランダ緑化面積 (累計)	m ²	4,390 (R11※)	3,777	R3
緑や自然環境の豊かさに対する区民満足度	%	90.5	83.0	R3

※「北区緑の基本計画 2020」の目標設定年度

4. 北区の取組み

1 公園・緑地の整備・維持管理

公園等の整備を着実に推進し、自然とのふれあいの場、やすらぎの場の創出に努めます。

また、公園・緑地の機能や個性を引き出しながら地域の魅力を高めていく管理と運営などを促進し、誰もが安全で安心した利用を続けられるよう適正な維持管理に努めます。

◇魅力的な公園・緑地の整備

地域の歴史や文化、景観資源を活かした公園、防災機能やトイレの快適性が保たれた快適でやすらげる公園、地域在来種の植栽などによる生物多様性*に配慮した公園など、区民に愛される魅力ある公園づくりを推進します。

公園管理サポーター制度や美化ボランティアの活用など区民をはじめとする多様な主体による公園の管理や緑地の整備を促進していきます。

2 まちなかの緑化推進

区民の生活に豊かさやうるおいを与える、自然豊かなまち並みの形成を図ります。

また、公共施設の緑化をはじめ、生垣造成や屋上緑化、ベランダ緑化、壁面緑化などによる民有地の緑化を促進するため、これらの緑化活動を支援する各種助成制度をより積極的に広報し、拡大に努めます。

◇公共空間における緑化の推進

学校をはじめとした多くの人が集まる公共施設においては、区民の緑づくりの規範となるような緑化を推進します。

幹線道路や大規模な公園・緑地に接続する主要生活道路をはじめとして、沿道敷地の接道部緑化・緑陰形成を促進します。

◇民有地における緑化の推進

一定規模以上の開発行為においては、事業者に対し、緑化計画書の提出、緑化基準に基づく緑の確保を指導・誘導していきます。

生垣造成助成制度や、屋上・ベランダ・壁面緑化に関する都市建築物緑化促進事業助成金について、積極的な広報と運用を実施するとともに、区民や事業者などによるみどりの協定の締結促進や、みどりのモデル地区の指定拡大を図ります。さらに、みどりの協定事業者・管理者等に対し、花苗などの供給や樹木の選定の助言・指導など、緑の育成に必要な措置を行います。

3 区民とともにある緑の活用

スポーツやレクリエーションの場、自然や生きものたちとのふれあいの場、地震や火災、風水害に対する防災機能など、緑の持つ多様な機能に着目しながら、より多くの人々が自然とふれあい、楽しめるような緑づくりと活用を進めていきます。

緑への関心を高めるため、緑に関する情報を発信するとともに、区民相互の情報交換の活発化を図ります。

また、緑を活用したイベントや環境学習講座の継続、更なる充実に取り組み、緑について楽しみながら学べる機会をつくります。

◇緑の多面的価値を実感できる仕組みづくり

環境負荷*低減、生物多様性*保全、レクリエーション、景観形成、防災・減災、コミュニケーションという緑の様々な役割を活用し、人と水と緑のネットワークの普及啓発を図ります。

◇緑に関する活動を通じた地域コミュニティの創出

区の環境白書「北区の環境」をはじめとした、自然ふれあい情報館・みどりと環境の情報館（エコベルデ）等環境学習拠点発行の情報誌や SNS 等などを活用しながら、子育て世代を中心とした緑に関する情報発信を強化します。

区民植木市、桜草祭りなど区民や民間団体、事業者と連携したイベントの活性化、及び環境学習拠点を活用した緑に関する様々な世代の交流の場の創出を進めます。

◇緑に関する学びを通じた環境学習の推進

北区環境大学事業による子どもから大人まで楽しみながら学べる講座の開催、友好都市等と連携した自然観察体験や植樹体験、環境リーダーの育成と活用など、緑に関わる環境学習講座の充実と活性化を図ります。

区民に期待される行動

1. 地域の公園等の維持管理に協力し、快適に過ごせるようにします。
2. 自宅で花や緑を育てる、生垣をつくるなど、まちなかの緑を増やします。
3. みどりに関するボランティア活動に参加します。
4. 自然観察会やみどりに関する体験型学習イベントなどに参加します。
5. 住宅の建築や家具購入の際、木材の積極的利用に努めます。
6. 北区の公園や緑の魅力について SNS 等を通じて発信します。

事業者期待される行動

1. 地域の公園等の維持管理に協力し、快適に過ごせるようにします。
2. 敷地内や屋上にて花や緑を育てる、生垣をつくるなど、まちなかの緑を増やします。
3. 一定規模以上の開発・建築時には、緑化基準等に基づき、敷地の緑化を行います。
4. 自然観察会やみどりに関する体験型学習イベントなどに従業員の積極的な参加を促します。
5. 建物の建築や備品調達の際、木材の積極的利用に努めます。
6. 北区の公園や緑の魅力について SNS 等を通じて発信します。

北区が大切にす緑の役割

緑は、北区をより住みやすくするまちづくりにおいて、重要な役割を果たしており、「北区緑の基本計画 2020」では、緑の持つ役割を以下の6つの観点から整理しています。

北区の暮らしをより豊かにしていく、グリーンインフラ*としての多面的価値を区民が享受できるように、「緑を保全する施策」、「緑を創出する施策」、「緑とのふれあいの場と機会を広げる施策」を効果的に展開していきます。

①地球環境保全

- 樹木は、日差しを遮ったり、風を弱めるなど、気象を人にやさしい状態に緩和・調節します。
- 地球温暖化やヒートアイランド現象*など、気候変動に影響を与える二酸化炭素を吸収し、気温を下げる効果があります。
- 大気の浄化や防塵など、快適な生活環境を形成します。
- 海や河川から蒸発した水は、上空で冷やされ雲を形成し、雨や雪となり地上に戻ります。土壌は雨水を地下水として涵養したり、河川の水質や水量を安定させるなど、水循環を助けます。

②生物多様性保全

- 動植物が生息・生育・繁殖する環境を提供し、豊かな生態系を育みます。
- 豊富な樹種や高さの異なる樹木といった緑の多様性は、生物多様性の確保に寄与します。
- ネットワーク状につながった緑は、野生生物に食べものや隠れ場所など生息環境を備えた生息地（ハビタット）を提供します。

③レクリエーション

- 自然や生きものとのふれあいや散策、休養を通じて、人々にやすらぎをもち、心身のリフレッシュにより健康を増進する効果があります。
- スポーツなどのレクリエーションを楽しむ場となります。
- 人々に花や緑を育てる楽しみを与えてくれます。

④景観形成

- 河川敷草地や崖地樹林といった豊かな緑や大径木などは、地域の魅力を引き立て、まちにうるおいを与えます。
- 公園や社寺林など、歴史や文化と結びついた緑は、地域のシンボルとなります。
- 公共施設や集合住宅などの建築物の緑化や、一般家庭などの身近な緑を創出することで、やすらぎある景観をつくれます。

⑤防災

- 災害発生時、緑地や防災施設を設置した公園などのオープンスペースは、区民の避難場所、救援・援助活動の拠点となり、また、街路樹や生垣の道路植栽は延焼を遅らせ、避難経路になります。
- 樹林地や緑地といった豊かな緑は、雨水の貯留機能があり、集中豪雨などによる都市型水害や土砂崩れなどに対して減災機能を持ちます。

⑥コミュニケーション

- 地域で緑を育てることを通じ、いきいきとした地域コミュニティ形成の一助となります。
- 緑を通じて区民、事業者、区の協力関係を築くことができます。
- 自然や生きものなどについて、体験を通じた学ぶ機会を得ることができ、緑の役割や重要性を理解し、実践できる場となります。

出典：北区緑の基本計画 2020（令和2年）

**基本目標
5**

**環境活動の大切さと楽しさを分かち合い、
未来へ共創するまち**

基本方針

今日の環境問題を解決するためには、区民・事業者・区がそれぞれの役割を実践し、力を発揮することで、環境に貢献できる仕組みづくりが必要です。

北区は、「北区環境大学」をはじめとする環境学習事業により、持続可能な社会の担い手としての人づくり、活動できる地域づくりを推進し、区民や事業者の環境に関する意識向上や行動の促進を図るための情報整備・情報提供を行ってきました。

今後は、これまでの取組みをさらに充実させるとともに、コロナ禍から回復しようとしている社会において、環境負荷*の少ない持続可能な活動や経営に取り組む区民や事業者を支援するほか、環境に関する取組みの裾野が広がるよう、地域の多様な主体がつながるコミュニティの醸成を図ります。

これらの取組みによって、区民の一人ひとりが環境について主体的に考え、行動するまちづくりを目指します。さらに、いつまでも暮らしやすく住み続けたいと思えるまちの環境形成に、自分たちが関わっているという誇らしさ、楽しさを実感できるまちづくりを目指します。

基本施策

<p>(9) 環境に配慮した行動の実践</p>	<p>① 環境負荷の少ないライフスタイル・ワークスタイルへの転換 ② 環境経営の推進</p>
<p>(10) 環境教育・環境学習の推進</p>	<p>① 学校における環境教育の充実 ② 地域における環境学習機会の拡充</p>
<p>(11) パートナーシップによる 環境活動の推進</p>	<p>① パートナーシップによる環境保全活動の充実 ② 環境に関する情報受信の充実</p>

主に関連する SDGs の目標・関連施策



基本目標5では、あらゆる施策・取組みと関連する、包括的な視点で施策を展開します

基本施策（9）

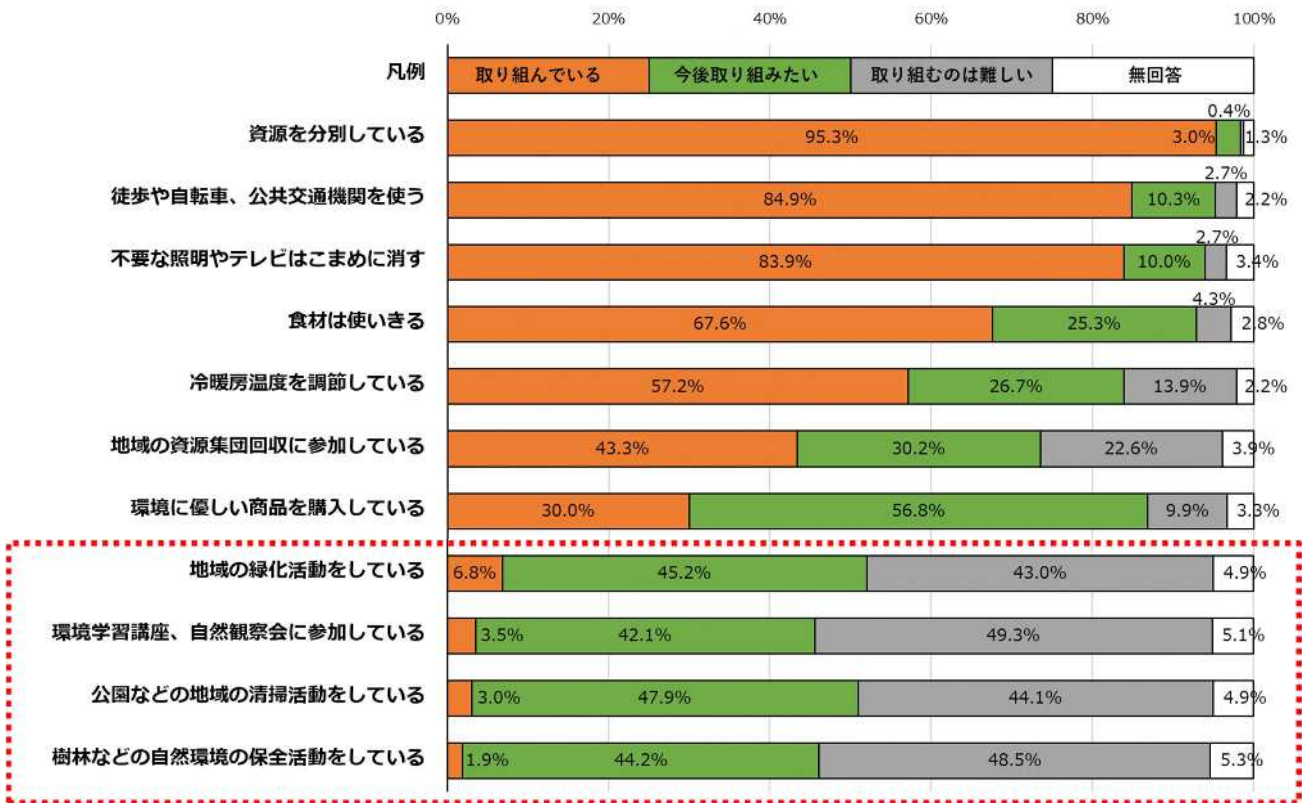
環境に配慮した行動の実践

1. 現状

地球温暖化*や気候変動をはじめ、生物多様性*の保全や廃棄物や都市・生活型公害の問題など、身近なものから地球規模に至るものまで、様々なレベルで環境問題が顕在化しています。これらの問題は家庭での日常生活や事業所等での業務活動に起因するものも多く、解決のためには、私たち一人ひとりが環境に配慮したライフスタイル・ワークスタイルへの転換と定着を図っていく必要があります。

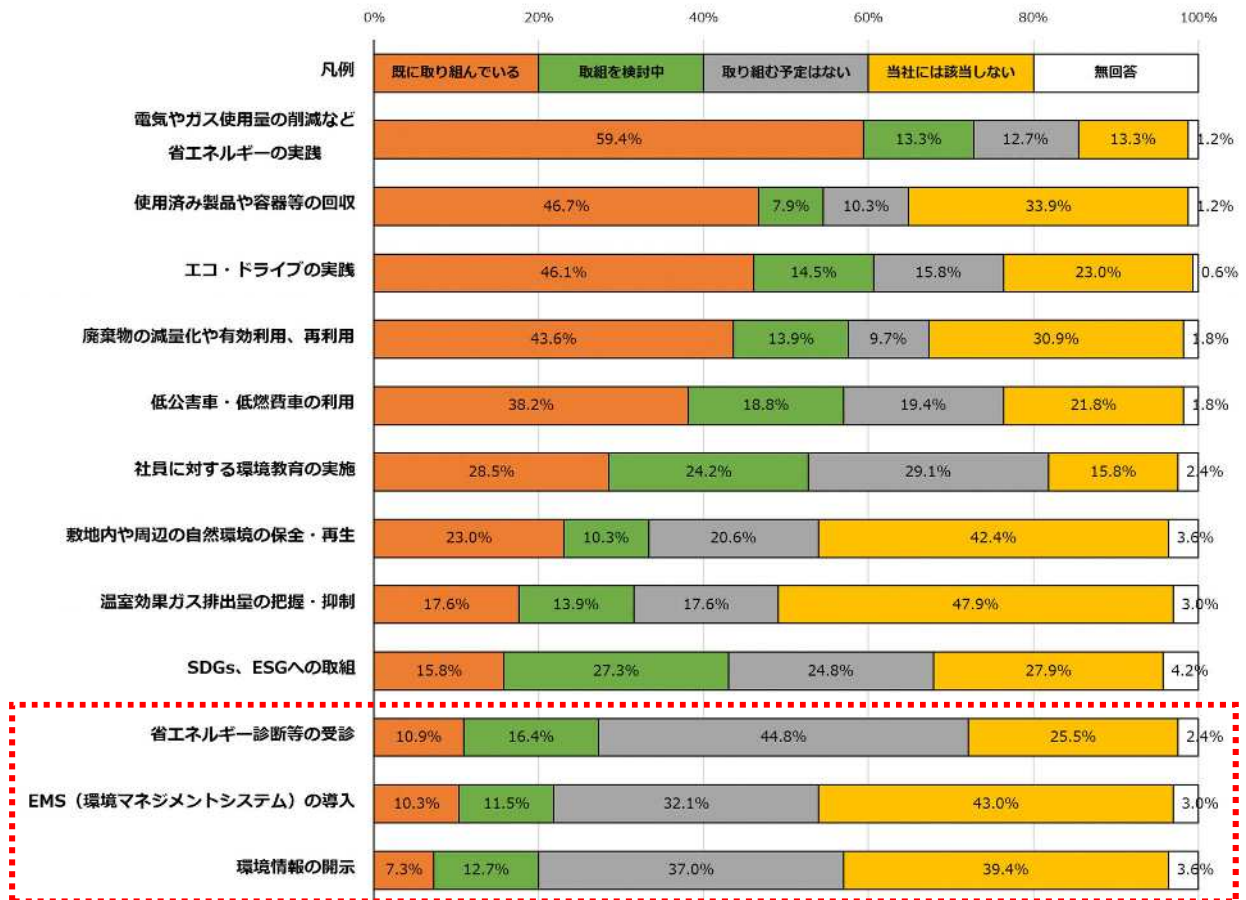
普段取り組んでいる環境活動について区民へ意識調査を行ったところ、日常的な省エネ行動や資源の分別活動は、習慣として定着しており、また、今後の取組意欲も高い傾向がみられますが、地域活動や環境学習講座・自然観察会などへの参加率は1割以下となっています。

◆環境活動の取組み状況（区民）



また、事業所の環境活動についての調査では、実施率が高かったのは省エネルギー*やエコドライブの実践、使用済み製品や容器等の回収、廃棄物の減量化や有効利用などで4割以上の事業者で取り組まれています。今後取り組むことを検討している項目としては、低公害車等の利用、社員に対する環境教育*の実施、SDGs・ESGへの取組みなどがあり、一方で、省エネルギー診断等の受診や環境情報の開示、ISO14001やエコアクション21等のEMS（環境マネジメントシステム*）の導入などは、取り組む予定がないとする事業所の割合が多いという結果となりました。

◆環境活動の取組み状況（事業所）



地球温暖化*対策となる温室効果ガス*の排出削減をはじめ、環境への負荷を減らしていくためには、これまで環境活動に参加していなかった区民や事業者にも関心をもってもらうことが必要です。

衣・食・住・移動など、私たちが普段の生活の中で消費する製品・サービスのライフサイクル（製造、流通、使用、廃棄等の各段階）において生ずる温室効果ガスが、我が国のCO₂排出量の約6割を占めていることから、日々の生活の中で少しの工夫を積み重ねていくことが重要です。こうした背景のもと、環境省では、「COOL CHOICE」として、環境に配慮した商品やサービス、ライフスタイルを「賢く選択」していこうという取組みを推進しています。

2. 課題

地域の環境活動や環境学習事業への参加については、時間的な制約のほか、そもそも活動があることを知らないという背景があり、より興味をひきつける情報発信の工夫や、参加したくなるようなコンテンツの企画・実施が必要です。

また、事業者においては、これまでの環境活動に対する手間やコストに対する懸念を払拭し、昨今の社会的要請を踏まえた環境経営へ転換する必要性を伝えていくことが重要です。

さらに、環境活動の輪を広げていくためには、実践例や取組みの具体的な効果についてわかりやすく紹介していくとともに、区民や事業者等の取組みや功績が評価されるような仕組みづくりが必要です。

3. 成果指標

項目			目標	現状値	
				数値	年度
区民の 環境活動への 取り組み率	清掃活動	%	27.2	3.1	R3
	エシカル消費*の意識		58.6	30.4	R3
	環境学習事業等 への参加		24.9	3.7	R3
E M S 認証取得区内事業者数		社	40	34	R3

4. 北区の取組み

1 環境負荷の少ないライフスタイル・ワークスタイルへの転換

環境に配慮した行動及び生活の実践と定着に向けて、取組みの実践例や効果・メリットなど、区民・事業者に対する適切な情報提供を行うとともに、区民・事業者の環境に配慮した活動に対する表彰制度や認定制度などの創設を検討します。

◇環境活動の実践・定着に向けた普及啓発

環境に関するイベントや講座、助成制度の情報、日々の生活で役立つ情報、環境活動に取り組む区民・団体・事業者の紹介、環境活動の効果についてのデータサイト等の役割を持った環境に関する総合ポータルサイトの構築を推進します。

「COOL CHOICE」チャレンジをはじめとする脱炭素*に関わる取組み行動や各種支援制度、地域美化活動、ごみ減量や緑化促進に関わる情報など、一般区民、町会・自治会、事業者等の各活動主体に合わせた情報提供の方法を検討・発信し、区民・事業者の環境に配慮した行動の習慣化を図ります。

◇環境活動に対する表彰・認定制度

「COOL CHOICE」チャレンジや省エネを含めた SDGs に向けた取組みを行う事業者を区が認証する制度など、環境に配慮した自主的な活動を実践する区民・事業者に対する表彰・認定制度の創設を検討し、取組みの実践例や効果・メリットの共有を図ります。

2 環境経営の推進

ISO14001 やエコアクション 21 などの環境マネジメントシステム*の認証の取得支援のほか、ごみの減量やリサイクル*、省エネ等に取り組む事業者や、環境に配慮した商品やサービスの提供・開発を行う事業者などを応援する仕組みづくりを行います。

北区も区内における大規模事業者として、事務事業のさらなる環境配慮や効率化など、区内事業者の模範となるよう、「環境経営方針」に基づき、率先した環境経営に努めます。

◇環境経営に取り組む事業者への支援

環境経営に取り組む事業者の拡大を図るため、脱炭素*やごみ減量に関わる情報発信や窓口相談、エコアクション 21 などの環境マネジメントシステム取得に関する支援などを実施します。

◇SDGs への貢献に向けた取組み

SDGs に関する公民連携によるセミナーを実施するとともに、SDGs におけるゴールとの関連を明確にした事業展開を検討します。

基金の運用において SDGs 債（ESG 債）の活用を検討するなど、SDGs の推進に貢献するための具体的な取組みを展開します。

◇環境経営と自治体経営の一体化

北区役所ゼロカーボン実行計画の策定やエコアクション 21 に基づく全庁的な省資源化、グリーン購入等の環境配慮活動の推進、SDGs に関する職員研修などを実施し、職員に環境経営の視点を定着させます。

区民に期待される行動

1. 省エネやごみの減量、リサイクルなど環境に配慮した生活や行動を心がけます。
2. 環境に配慮した商品やサービスを積極的に選択します。
3. 環境に配慮した取組みの実践例や効果・メリットについて、情報を収集するとともに、実践結果を SNS 等で発信します。
4. 日頃から行っている環境に配慮した取組みの効果や体験を周囲と共有します。
5. 豊かさの価値観を見直し、環境に配慮した行動が健康で心豊かな生活につながることを認識します。

事業者期待される行動

1. 省エネやごみの減量、リサイクルなど環境に配慮した事業活動を心がけます。
2. 環境に配慮した商品の開発やサービスの展開、環境マネジメントシステムの導入に努めます。
3. 環境に配慮した取組みの実践例や効果・メリットについて、情報を収集するとともに、実践結果を SNS 等で発信します。
4. 日頃から行っている環境に配慮した取組みの効果や体験を事業の PR につなげます。
5. 環境に配慮した行動が健康で心豊かな生活につながるという価値観を提供します。

1. 現状

北区では、「北区環境大学」事業として、環境問題を自ら考え行動する力を養うことを目的とした講座を、幼児とその家族、小学生、中高生、大学生、社会人など、それぞれの年代に応じて開催しているほか、「みどりと環境の情報館（エコベルデ）」では、区民のみどりへの関心高揚を目的とした園芸や自然に関する講座、「自然ふれあい情報館」では、区民が楽しみながら自然環境への理解を深めるための講座、荒川河川敷にある「北区・子どもの水辺」や「荒川知水資料館」でも環境教育*の場として活用しています。

また、子どもの頃から環境に関心を持ち、地球にやさしい生活を心がけることが習慣化できるよう、「北区 eco かるた」を活用したかるた遊びなどを行う「省エネ道場」や、夏休みの間に日常生活での省エネ*行動やリサイクル*活動などをチェックする取組みが行われています。

資源循環に関する学びの機会としては、リサイクル施設などの見学を行う「エコエコツアー」、清掃車の試乗やごみの分別クイズなどを行う、小学校等への出張講座などを開催しています。



自然ふれあい情報館（清水坂公園内）



みどりと環境の情報館（エコベルデ）



省エネ道場でのかるた遊び

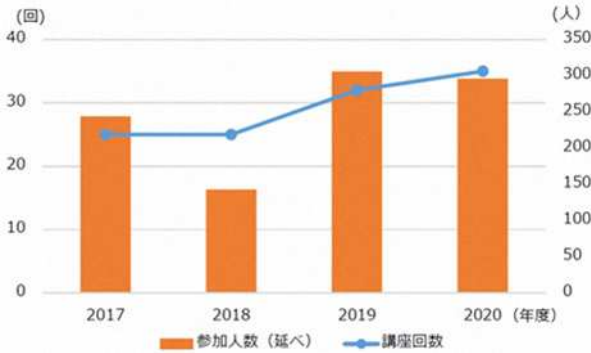


ごみと資源の環境学習

このほか、地域において環境活動や環境教育を実践し、持続可能な社会の担い手となる人材を育成する「環境学習リーダー養成講座」、中高生を対象にした「ジュニア環境リーダー養成講座」を実施しています。

◆「環境リーダー養成講座」

講座開催数と参加者数の推移 及び 講座の様子



活動のための基礎知識や、
環境ボランティアとしての
心がまえ等を学ぶ、
「スタンダードコース」



分野別に、活動のための
専門知識を学ぶ
「フォローアップコース」

学校における環境教育*としては、「北区教育ビジョン2020」（令和2年3月）において、特色ある教育活動の1つとして「環境教育の推進」を掲げ、「各教科や総合的な学習の時間等における環境についての学習を通して、環境や環境問題に関心・知識をもち、環境への責任ある行動を自主的にとることのできる児童・生徒を育成する」としています。

各学校の現場では、植物やペットボトル、廃材等を利用した工作、滝野川ごぼうの栽培を通じた地域文化の学習、校内ビオトープの管理、SDGsの目標に関する調べ学習など、児童・生徒の意欲・関心を高めるさまざまな環境教育が行われています。

また、令和元（2019）年に文部科学省から打ち出された「多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、子供たち一人ひとりに公正に個別最適化され、資質・能力を一層確実に育成できる教育 ICT 環境の実現」を目指す「GIGA スクール構想」に基づき、北区でも学習用端末の整備をはじめとした、学校教育の ICT 化を推進しています。ICT 活用の特性を活かし、情報の収集や蓄積、共有の効率化により、教材のペーパーレスや表現方法の多様化、児童・生徒の主体性や学習意欲の向上を図っており、今後も環境教育へのさらなる活用が期待されます。

2. 課題

将来の担い手となる子どもたちが、環境について考え、行動することで、保護者や地域への波及効果も期待できることから、子どもたちへの環境教育の充実が重要です。

これまで以上に区民、事業者の持つ能力や地域の活力を、環境づくりに生かす取組みが求められることから、より多くの区民、事業者が環境保全活動の担い手となるよう、子どもから大人までが気軽に参加できるプログラムの構築と、学んだ知識を実践する活躍の場の充実と拡大が求められています。

また、情報化が加速度的に進む Society5.0[※]時代に向けて ICT 化が進む、学校教育とのさらなる連携が必要です。

※狩猟社会（Society1.0）農耕社会（Society2.0）工業社会（Society3.0）情報社会（Society4.0）に続く新たな社会。

仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会課題の解決を両立させることを目指す。

3. 成果指標

項目		目標	現状値	
			数値	年度
環境学習講座の延べ参加者数 [※]	人	600	519	R3
環境リーダー養成講座の延べ参加者数	人	450	345	R3
外部人材を活用した 環境学習実施校（園）の割合	%	20	新規	

※環境学習施設（自然ふれあい情報館、みどりと環境の情報館）における講座、省エネ道場やごみと資源の環境学習などの講座への参加者数の合算値。

4. 北区の取組み

1 学校における環境教育の充実

次世代における環境問題解決の担い手となる児童・生徒への環境教育*について、なお一層の充実を図るため、学習用端末などのICTを活用しながら、身近な環境問題やSDGs、気候変動問題などに関する教育の取組みを推進します。

また、環境教育に関して、専門家のほか、民間の環境活動団体や事業者、環境リーダーなどの地域の人材を積極的に活用します。

◇さまざまな学びをつなげる環境教育の推進

各学校の環境関連施設・設備や学習用端末などのICTを活用しながら、気候変動問題などを含みSDGsにつながる環境教育を推進します。

民間の環境活動団体や事業者、環境リーダーや大学生などの地域の人材の育成と活用を進め、既存のみどりや自然に関連した事業以外にも様々な分野の学びをつなげる環境教育を推進します。

2 地域における環境学習機会の拡充

環境リーダー養成講座等により、地域で活躍する環境活動・環境教育*の担い手を育成するとともに、環境リーダーが活躍する場や機会の創出を行います。

幅広い世代の区民が参加できる環境学習の機会の拡充を図るため、より一層興味を引き付ける企画の立案や、ICTを活用した情報発信や気軽に参加しやすくなる工夫を行い、環境活動の裾野の拡大を目指します。

◇地域で活躍する環境学習の担い手育成

環境リーダー養成講座による環境活動・環境教育の担い手の育成に加えて、中高生などの中間層の取組みを図るため、ジュニア環境リーダー養成講座を展開します。

さらに、環境リーダーが学校や地域で活躍できるような環境学習企画の立案や情報発信などの支援策を実施します。

◇環境学習の充実・参加機会の拡充

区民や事業者が自らの興味や参加条件に適った環境学習メニューを充実させ、子どもから大人まで楽しみながら学べる環境学習講座の企画・立案、開催により、環境学習の生涯学習化を図ります。

区民に期待される行動

1. 地域で行われる環境に関する活動やイベントに積極的に参加します。
2. 環境に関する講座に積極的に参加します。
3. 書籍やホームページなどを活用して、自主的に環境学習に取り組みます。
4. 環境学習で得たことを、日常生活における環境配慮行動に活かします。
5. 自らの知識や経験、技術を活かして、地域の環境保全活動に貢献します。

事業者期待される行動

1. 地域で行われる環境に関する活動やイベントに積極的な協力を行います。
2. 体験型のプログラム提供など、環境に関する講座に積極的な協力を行います。
3. 環境に配慮した事業活動に関する研修や勉強会等を開催し、従業員の環境意識向上を図ります。
4. 研修や勉強会等で得た知識や技術を、環境に配慮した商品開発やサービスの提供につなげます。
5. 事業者同士で活動のノウハウを共有するなどして、地域のネットワークづくりにつなげます。

基本施策（11）

パートナーシップによる環境活動の推進

1. 現状

「活力あふれる持続可能な北区」を未来へとつないでいくためには、区や区民、事業者、民間団体等、さまざまな立場にあるあらゆる主体同士が連携した取組みを行うことが重要です。

北区では、「地域のきずなづくり推進プロジェクト」として、地域への愛着や関心を深めるきっかけづくり、町会・自治会活動の活性化、地域のさまざまな活動団体同士が連携する仕組みづくりなど、区民との協働による地域づくりを推進しています。

また、令和6（2024）年に一新される一万円札の肖像に、北区にゆかりのある渋沢栄一翁が選定されたことを受けて、「東京北区渋沢栄一プロジェクト」を立ち上げました。渋沢翁の功績を広める事業や渋沢翁にちなんだ商品の開発を行う事業者等への助成をはじめとした、北区の知名度・イメージの向上や地域社会の活性化につながる事業を官民連携で実施しています。

◆東京北区渋沢栄一プロジェクト



環境保全等に係る施策については、環境美化や緑化等に関するボランティア制度、協定・モデル地区制度等を運用し、地域コミュニティを基盤とした区民等の活動を支援しているほか、地域やさまざまな民間団体、事業者等がネットワークをつくりながら協働している事業として、「北区環境展」を毎年区内の学校で開催しており、展示や体験を通して、子どもたちが自然や環境について楽しく学ぶ機会となっています。

◆北区環境展



◆美化ボランティアによる活動



平成 27（2015）年の「国連持続可能な開発サミット」において採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中核をなす、地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現を目指す「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に向けては、環境分野の取組みだけでなく、経済面や社会面の多岐にわたる課題解決が必要です。そのためには、国家レベルだけでなく、他自治体を含めたあらゆるステークホルダーが連携して行動することが求められています。

環境のほか観光・産業・福祉・教育等、多方面において、国や東京都、周辺自治体と連携・協力した取組みのほか、「特別区全国連携プロジェクト」など、地域活性化と相互発展を目指して、友好都市をはじめとした全国の自治体、さらには国外都市との交流を推進しています。

各主体同士のパートナーシップを強化していくためには、それぞれのニーズに応じた情報提供や情報の共有が不可欠です。

北区では、区内の環境の現状や環境に関する施策の進捗状況を毎年「北区の環境」として取りまとめて公開しているほか、区役所として環境経営に取り組んでいる成果を毎年「環境活動レポート」として取りまとめて公開しています。そのほか、北区ホームページや北区ニュース等の広報媒体により、各種助成制度や環境学習講座などさまざまな環境情報の提供を行っています。



2. 課題

地球温暖化*対策をはじめとした環境問題の解決や、さまざまな分野におけるSDGsの目標達成に向けて、区民・事業者・民間団体等あらゆる主体同士のパートナーシップや、国や東京都、他自治体と連携・協力した広域的な取組みが不可欠です。

そのため、「地域循環共生圏」の考え方に基づき、北区の風土や地域に根ざした環境がもたらす人の交流や相互の支え合い、地方とのつながりを基盤とした、地域の活力が最大限発揮されるまちづくりを推進する必要があります。

環境に対する区民等の意識向上に伴って、情報の種類や提供方法へのニーズが多様化しています。SNSなどのICTを活用しながら、いつでも誰でも、環境に関する情報をわかりやすいかたちで容易に入手できるようにすることが求められています。

また、情報の蓄積により、これまでの取組みが環境にどのような影響を及ぼしたかなどを把握し、本計画における成果指標や取組みの評価を行う際に有効活用することが必要です。

3. 成果指標

項目		目標	現状値	
			数値	年度
区民及び事業者・団体と連携した環境に関する年間事業数	回	12	6	R3
他自治体と連携した環境に関する年間事業数	回	5	新規	
SNS による環境に関する情報発信の平均エンゲージメント率*	%	2.0	新規	

※記事や動画の投稿に対して視聴者が起こしたアクション率。「いいね」やリツイート、コメント、フォローなどのエンゲージメントを閲覧数で割った百分率。北区公式 SNS アカウントにて集計が可能なものを対象とする。

4. 北区の取組み

1 パートナーシップによる環境保全活動の充実

環境に関するボランティア活動や事業の各種制度について、改善や普及啓発を図り、地域における区民や事業者等の取組みを後押しします。また、環境学習施設や講座・イベントの機会等の活用により、地域で環境活動に取り組む産学官の多様な主体同士がつながり、情報や知識・スキルを共有することができる、コミュニティの醸成を図ります。

広域的な課題や、環境に関するビジネスモデルの構築や新技術の導入、インフラ整備など、東京都や特別区全体と連携して取り組むことが効果的な取組みについて、情報共有や意見交換、プラットフォームの構築など、連携をスムーズに進めるための仕組みづくりを行います。

さらに、友好都市をはじめとする地方の自治体と連携し、人材や再生可能エネルギー*、森林など地域資源の相互活用を図ります。

◇パートナーシップによる環境保全・創造のための地域づくり

環境展に参加する様々な団体との活動ネットワーク構築をはじめとして、地域で環境活動に取り組む産学官の多様な主体同士のつながりを強化していきます。

エコベルデ、自然ふれあい情報館等の環境学習拠点を活用した交流の場を創出します。

◇課題解決のための公民連携・自治体連携に向けた取組み

東京都や特別区全体と連携して取り組むことが効果的な取組みについて、情報共有や意見交換による相互連携を図ります。

友好都市をはじめとする地方の自治体と連携した再エネ電力の調達やカーボンオフセット*、里山などを活用した自然観察体験の実施について検討します。

2 環境に関する情報受発信の充実

地域に密着した環境関連の情報や、環境への取組み状況や成果について、メディアや SNS を含めたさまざまな媒体や ICT の活用により、効果的な発信を行います。

また、区民や事業者等の各主体が持つ情報や知識・経験などが共有できる、双方向の情報受発信を積極的に展開できる仕組みづくりを行います。

◇多様な媒体による効果的な環境情報の発信

環境に関する総合ポータルサイトの構築をはじめとして、広報紙やホームページ、パンフレット、ポスター、SNS 等、各媒体の特性を活かしながら環境情報を情報発信していきます。

総合的・多角的な情報発信として SDGs の視点も踏まえた環境分野以外の部署、民間団体等と連携した情報発信を進めます。

◇環境情報に関する双方向コミュニケーションの充実

会場参加型の講習会のみならずウェビナー等を用いた映像コンテンツの配信や SNS の活用など、双方向性のある情報発信を強化し、区民・事業者等からの意見・情報の収集・施策への反映を図ります。

区民に期待される行動

1. ボランティアなどの環境に関する協働事業に積極的に参加します。
2. 地域の環境問題に目を向け、区に意見の発信や提案を行います。
3. 区と関わりのある都市に関心を持ち、交流イベント等に参加します。
4. 環境に関心を持ち、情報収集を行います。
5. 区の魅力的な景観やスポットなどを発掘し、SNS 等を活用して広く発信します。

事業者期待される行動

1. 地域の環境に資する区や区民等との協働事業を実施します。
2. 地域の環境問題に目を向け、区に意見の発信や提案を行います。
3. 事業活動を通して地域及び地域外との多様な関わりを創出します。
4. 環境に関心を持ち、情報収集を行います。
5. 事業活動と関連する環境に配慮した取組みを、SNS 等で広く発信します。



西ヶ原みんなの公園

第5章 重点施策

- 基本目標 1 気候変動に適応し、脱炭素を実現するまち
- 基本目標 2 安全・安心で、快適に暮らせるまち
- 基本目標 3 資源循環の輪をつなげるまち
- 基本目標 4 身近な自然を守り育て、活用するまち
- 基本目標 5 環境活動の大切さと楽しさを分かち合い、未来へ共創するまち

北区環境基本計画 2023 の重点施策一覧

基本目標 1 気候変動に適応し、脱炭素を実現するまち

基本施策	重点施策
(1) 脱炭素社会に向けた緩和策の推進 【北区地球温暖化対策地域推進計画】	<ul style="list-style-type: none"> ・「COOL CHOICE」チャレンジ事業 ・「省エネ道場」事業の拡充 ・省エネルギー機器等導入助成制度の拡充 ・「（仮称）北区役所ゼロカーボン実行計画」の推進 ・再生可能エネルギー機器等導入助成制度の拡充 ・ZEH・ZEB 化の推進 ・再生可能エネルギー由来電力の利用促進 ・再開発や公共施設の更新などまちづくりの機会を捉えたスマートコミュニティの検討 ・自治体連携による森林整備の取組み
(2) 気候変動適応策の推進 【北区気候変動適応計画】	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の安定的なエネルギー確保・公共施設の機能継続 ・マイ・タイムラインの普及啓発 ・熱中症弱者に対する普及啓発・見守り ・民間開発・公共施設における暑熱対策の推進

基本目標 2 安全・安心で、快適に暮らせるまち

基本施策	重点施策
(3) 安全・安心な生活環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な大気・河川環境の保全と向上に向けた監視・啓発 ・有害鳥獣や特定外来生物への対策 ・「防災×環境」教育の推進 ・防災に寄与するまちづくり・緑地等の整備
(4) 快適なまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域美化活動の推進・ポイ捨て防止事業の充実 ・北区らしい魅力ある景観形成

基本目標 3 資源循環の輪をつなげるまち

基本施策	重点施策
(5) 資源循環型システムの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ワンウェイ（使い捨て）プラスチックの削減 ・プラスチックの資源化推進 ・静脈産業の活性化 ・緑のリサイクル事業の促進
(6) ごみの適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭ごみへのきめ細かい対応、ごみの効率的な収集・運搬の実施 ・災害廃棄物への対応

基本目標 4 身近な自然を守り育て、活用するまち

基本施策	重点施策
(7) 豊かで質の高い緑・水辺の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・自然度の高い崖地樹林・市街地の緑等の保全 ・エコロジカル・ネットワークの形成 ・生きものとのつきあい方を学ぶ機会の充実 ・親水空間の整備・活用
(8) 身近な緑の創出と活用によるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・地域資源を活かした個性ある公園づくり ・緑化推進に関する助成制度の充実 ・緑の多面的価値を実感できる支援・仕組みづくり

基本目標 5 環境活動の大切さと楽しさを分かち合い、未来へ共創するまち

基本施策	重点施策
(9) 環境に配慮した行動の実践	<ul style="list-style-type: none"> ・エシカル消費の普及啓発 ・SDGs の展開・環境経営の促進
(10) 環境教育・環境学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・SDGs につながる環境教育の推進 ・学校支援ボランティア活動事業 ・北区環境大学事業の推進
(11) パートナーシップによる環境活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・環境活動の裾野を広げる取組み ・北区環境ポータルサイト ・環境情報の双方向受発信

基本目標 1

気候変動に適応し、脱炭素を実現するまち

基本施策 (1)

脱炭素社会に向けた緩和策の推進 【北区地球温暖化対策地域推進計画】

1 省エネルギーの推進

施策	「COOL CHOICE」チャレンジ事業
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ・区民、事業者の「COOL CHOICE」の実践に向け普及啓発を推進します。 ・取り組み行動の見える化など活動実践に対する自己診断、改善に取り組んだ区民や団体、事業所への表彰制度の構築を図ります。 ・「東京ゼロエミポイント*」「家庭向け省エネハンドブック」等の周知、「東京省エネマイスター店」と連携した省エネアドバイスの実施など、国や都と連携した省エネルギー*対策事業の普及啓発を行います。
期待される効果	・区民・事業者が省エネ行動を理解し実践することで、活動による温室効果ガス*の排出量を削減することができます。
各主体の役割	区民・事業者：省エネ行動の実践 区：取組みの普及啓発・支援
関連する基本施策	基本目標5 環境活動の大切さと楽しさを分かち合い、未来へ共創するまち (9) 環境に配慮した行動の実践

施策	「省エネ道場」事業の拡充
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生向けに実施している省エネ学習講座の充実を図ります。 ・さらに、大人向けの省エネ学習講座の開設の検討を進めます。
期待される効果	・子どもから大人まで環境・省エネについて考える機会を提供し、家庭における環境・省エネ行動が浸透・定着します。
各主体の役割	区民：講座への参加 区：講座の開催、講座内容・開催情報の発信
関連する基本施策	基本目標5 環境活動の大切さと楽しさを分かち合い、未来へ共創するまち (10) 環境教育・環境学習の推進

施策	省エネルギー機器等導入助成制度の拡充
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ・一般家庭・集合住宅の管理組合等・中小企業者等向けに、省エネルギー機器等の導入に対する助成制度を実施します。 ・省エネルギー機器の情報提供を行い、省エネ意識の向上や機器更新等につなげていきます。
期待される効果	・省エネルギー機器等が普及することで、温室効果ガスの排出量を削減することができます。
各主体の役割	区民・事業者：省エネルギー機器への更新 区：機器の更新・設置の支援
関連する基本施策	基本目標5 環境活動の大切さと楽しさを分かち合い、未来へ共創するまち (9) 環境に配慮した行動の実践

施 策	「(仮称) 北区役所ゼロカーボン実行計画」の推進
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ・第 5 次北区役所地球温暖化対策実行計画を「北区役所ゼロカーボン実行計画」として改定し、区の事務事業から排出される温室効果ガス* 排出量の削減を進めます。 ・公共施設等の省エネ化・脱炭素* 化を進めます。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・北区役所の事務及び事業における温室効果ガス排出量を削減します。 ・民間事業者における脱炭素の取組みの率先垂範となります。
各主体の役割	区：取組みの実施、取組み結果の公表
関連する基本施策	基本目標 5 環境活動の大切さと楽しさを分かち合い、未来へ共創するまち (9) 環境に配慮した行動の実践

2 再生可能エネルギーの利用促進

施 策	再生可能エネルギー機器等導入助成制度の拡充
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ・一般家庭・集合住宅の管理組合等・中小企業者等向けに、再生可能エネルギー* 機器の導入に対する助成制度を実施します。 ・再生可能エネルギー機器の情報提供を行い、二酸化炭素を排出しない自然エネルギーの利用に対する知識の向上や機器導入等につなげていきます。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギー機器が普及することで、温室効果ガスの排出量を削減することができます。
各主体の役割	区民・事業者：再生可能エネルギー機器の設置 区：機器の更新・設置の支援
関連する基本施策	基本目標 5 環境活動の大切さと楽しさを分かち合い、未来へ共創するまち (9) 環境に配慮した行動の実践

施 策	ZEH・ZEB 化の推進
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ・国や東京都が実施している「ゼロエミ住宅*」事業等補助金の周知・情報提供や相談セミナー等の開催を検討します。 ・公共施設に対し、設計段階から ZEB* 化を目指した省エネ・創エネを検討します。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー* 性能の高い住宅やビルが普及することで、エネルギー使用量の削減、温室効果ガス排出量の削減をすることができます。
各主体の役割	区民・事業者：取組みの実施 区：情報提供・公共施設の ZEB 化
関連する基本施策	基本目標 5 環境活動の大切さと楽しさを分かち合い、未来へ共創するまち (9) 環境に配慮した行動の実践

施策	再生可能エネルギー由来電力の利用促進
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ・区民に対し、東京都が実施している「みんなでいっしょに自然の電気」等の周知など、再生可能エネルギー*由来電力の利用を促進します。 ・事業者に対し、電力オークション制度を利用した事業者向け再エネ電力切替支援、提携事業者との連携協定を図っていきます。 ・全ての公共施設への再生可能エネルギー由来電力の導入を図ります。また、友好都市等からの再エネ電力調達などを検討します。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・二酸化炭素排出係数*の低い電力に切り替えることで、区域の脱炭素*化が推進されます。
各主体の役割	区民・事業者：再生可能エネルギー由来電力への切り替え 区：公共施設における再生可能エネルギー由来電力への切り替え、区民等への再生可能エネルギー由来電力調達の推進
関連する基本施策	基本目標5 環境活動の大切さと楽しさを分かち合い、未来へ共創するまち(9) 環境に配慮した行動の実践

3 脱炭素型まちづくりの推進

施策	再開発や公共施設の更新などまちづくりの機会を捉えたスマートコミュニティの検討
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ・自立分散型エネルギーシステムの構築やカーシェアリング、EV充電設備の設置を推進し、地域の魅力向上やレジリエンス*強化につなげます。 ・国や都と連携したEVやFCV導入に係る助成制度の拡充を図り、次世代自動車*の普及を促進します。また、EVやFCVを庁有車に積極的に導入することを目指します。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・自立分散型のエネルギー供給のシステムが構築されることで、災害発生時においても安定的な自立電源の確保が可能となります。 ・温室効果ガス*を排出しない自動車が普及することで、区域の脱炭素化が推進できます。
各主体の役割	区民・事業者：再生可能エネルギーの導入・活用、EV・FCVの導入、更新ZEH*・ZEB*やV2H*の導入 区：公共施設のZEB化、庁有車のEV・FCV化、自立分散型エネルギーシステム構築の推進
関連する基本施策	基本目標2 安全・安心で、快適に暮らせるまち(3) 安全・安心な生活環境の確保

施策	自治体連携による森林整備の取組み
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ・森林環境譲与税を活用した地方都市との連携による森林整備の促進とカーボンオフセット*の仕組みづくりを検討します。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・森林整備による温室効果ガスの吸収量を確保することで、区から排出される温室効果ガスの排出量を相殺することができます。 ・森林整備を通じて環境学習の取組みが拡充されます。
各主体の役割	区：カーボンオフセットの仕組みづくりの検討
関連する基本施策	基本目標5 環境活動の大切さと楽しさを分かち合い、未来へ共創するまち(11) パートナーシップによる環境活動の推進

基本施策（2）

気候変動適応策の推進 【北区気候変動適応計画】

1 自然災害対策の推進

施策	災害時の安定的なエネルギー確保・公共施設の機能継続
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設においては、蓄電池やコージェネレーションシステム*等の導入を推進し、災害発生時における安定的な自立電源の確保を図ります。 事業者等と車両貸与の連携協定も視野にいれながら、ZEV*の電源活用を推進します。
期待される効果	自立分散型のエネルギー供給のシステムが構築されることで、災害発生時においても電源の安定確保が可能となります。
各主体の役割	区：公共施設への再生可能エネルギー*設備等の設置
関連する基本施策	基本目標2 安全・安心で、快適に暮らせるまち (3) 安全・安心な生活環境の確保

施策	マイ・タイムラインの普及啓発
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> マイ・タイムライン作成支援等、避難行動に関する区民や事業者の意識啓発を図ります。 地域でのマイ・タイムラインの普及を目的として、マイ・タイムライン普及リーダーの認定やコミュニティタイムラインの作成を推進します。
期待される効果	区民・事業者が気候変動の影響を理解し、その影響に備えることで防災意識の向上と災害発生時における被害の軽減が期待できます。
各主体の役割	区民・事業者：マイ・タイムライン、コミュニティタイムラインの作成 区：普及啓発、作成支援
関連する基本施策	基本目標5 環境活動の大切さと楽しさを分かち合い、未来へ共創するまち (11) パートナーシップによる環境活動の推進

2 健康被害対策の推進

施策	熱中症弱者に対する普及啓発・見守り
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者や子ども、障害者等に関する施設やイベントなどを中心に、熱中症予防に関する積極的な普及啓発・注意喚起を実施します。 クールスカーフ配布等を通し、優先度の高い一人暮らし高齢者などへの見守りを強化します。
期待される効果	熱中症による被害減少が期待できます。
各主体の役割	区：普及啓発・注意喚起の実施
関連する基本施策	基本目標2 安全・安心で、快適に暮らせるまち (3) 安全・安心な生活環境の確保

3 区民生活への影響対策の推進

施策	民間開発・公共施設における暑熱対策の推進
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒートアイランド現象*による気温上昇を抑制するため、高反射率塗料等ヒートアイランド対策技術の導入に関する助成を実施します。 ・緑化基準に基づく適切な指導を図り、まちなかの緑化を誘導し、木陰等のクールスポットの創出などを促します。 ・公共施設においても民間開発をリードする率先した暑熱対策設備等の導入を進めます。
期待される効果	・緑化や設備導入により人工被覆面の温度上昇が軽減され、快適な住環境の確保が期待できます。
各主体の役割	区民・事業者：緑化等の実施 区：普及啓発、支援・緑化等の実施
関連する基本施策	基本目標4 身近な自然を守り育て、活用するまち (8) 身近な緑の創出と活用によるまちづくり

基本目標 2

安全・安心で、快適に暮らせるまち

基本施策（3）

安全・安心な生活環境の確保

1 環境汚染対策の推進

施 策	良好な大気・河川環境の保全と向上に向けた監視・啓発
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染状況の常時測定や有害物質の定期測定及び光化学オキシダント*やPM2.5等に関する注意喚起や情報発信を多様な手段を用いて発信します。 ・河川水質調査を実施し、水環境の監視と測定結果の情報提供を行います。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・安全・安心に暮らせる環境が確保されるとともに、生活環境の保全、区民の健康被害の防止が期待できます。
各主体の役割	区：監視・啓発の実施
関連する基本施策	基本目標4 身近な自然を守り育て、活用するまち (7) 豊かで質の高い緑・水辺の保全

2 身近な環境問題に関する取組みの推進

施 策	有害鳥獣や特定外来生物への対策
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ・在来の生物種だけでなく、区民の健康や住宅に被害を及ぼす有害鳥獣や特定外来生物*について、注意喚起等の啓発、侵入や拡散の防止に向けた対策を推進します。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・区の生物多様性*の保全が期待できます。 ・区民の健康被害や住宅被害の軽減につながります。
各主体の役割	区民・事業者：外来種*による影響についての学習 区：注意喚起等の啓発、駆除
関連する基本施策	基本目標4 身近な自然を守り育て、活用するまち (7) 豊かで質の高い緑・水辺の保全

3 災害に強く、住み続けられるまちづくりの推進

施 策	「防災×環境」教育の推進
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ・防災の視点から環境を考える学習プログラム（省エネ道場で非常灯作成、非常食でリデュースクッキング（食品ロス*削減）など）を検討します。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・防災意識の向上と災害発生時における被害の軽減が期待できます。
各主体の役割	区民：講座への参加 区：講座の開催、講座内容・開催情報の発信
関連する基本施策	基本目標5 環境活動の大切さと楽しさを分かち合い、未来へ共創するまち (10) 環境教育・環境学習の推進

施策	防災に寄与するまちづくり・緑地等の整備
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ・火災時の延焼防止機能や水害時の遊水池機能、避難場所としての機能など、災害時に発揮される緑地等の防災機能を活用し、被災後からの復旧も意識した、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めます。 ・地震発生時における区民の安全と緑豊かな生活環境を確保するため、ブロック塀などの除却工事にかかる経費や生垣を造成する費用に対する助成を行います。 ・地区計画等による防災に寄与する地区のまちづくりルールにより、良好な住環境空間を創出します。
期待される効果	・区民・事業者の防災意識の向上と災害発生時における被害の軽減が期待できます。
各主体の役割	区民・事業者：防災意識の向上、ブロック塀などの生け垣化 区：公園・緑地の整備、ブロック塀などの生け垣化の支援
関連する基本施策	基本目標4 身近な自然を守り育て、活用するまち (8) 身近な緑の創出と活用によるまちづくり

基本施策（4）

快適なまちづくりの推進

1 まちの美化

施策	地域美化活動の推進・ポイ捨て防止事業の充実
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ・美化活動に関する普及啓発を推進し、町会・自治会との連携、各地区が行う環境美化活動への支援を行います。 ・区民・事業者と連携し、ごみのポイ捨て防止や喫煙者のマナー向上を目的としたキャンペーンを実施します。
期待される効果	・まちなかを清潔に保つことで、衛生環境の確保及びまちの魅力が向上します。
各主体の役割	区民・事業者：美化活動への参加 区：普及啓発、美化活動の支援
関連する基本施策	基本目標5 環境活動の大切さと楽しさを分かち合い、未来へ共創するまち (11) パートナーシップによる環境活動の推進

2 良好な景観形成の推進

施策	北区らしい魅力ある景観形成
施策内容	・区民や事業者との協働による、北区を特徴づける優れた景観の保全、景観形成重点地区の指定、景観意識の啓発など、区民等が愛着を持ち、訪れる人が魅力を感じる北区の景観づくりを推進します。
期待される効果	・北区らしい景観が保全・形成されることで、まちの魅力が向上します。
各主体の役割	区民・事業者：景観づくりへの理解・届出 区：景観づくりの事前協議や助言・指導
関連する基本施策	基本目標4 身近な自然を守り育て、活用するまち (8) 身近な緑の創出と活用によるまちづくり

基本目標 3

資源循環の輪をつなげるまち

基本施策（5）

資源循環型システムの推進

1 ごみの減量化の推進

施策	ワンウェイ（使い捨て）プラスチックの削減
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ・マイバッグ・マイボトルの推奨やリユース*商品の購入など、ワンウェイプラスチックの使用削減に関する普及啓発を推進します。 ・世界的な問題となっている海洋プラスチック*ごみに関する環境教育*や海洋プラスチック問題の一因であるポイ捨て禁止の普及啓発活動を実施します。
期待される効果	・意識醸成により可燃ごみの発生が抑制され、ごみの減量につながります。
各主体の役割	区民・事業者：ワンウェイプラスチックの使用削減 区：普及啓発
関連する基本施策	基本目標 5 環境活動の大切さと楽しさを分かち合い、未来へ共創するまち（9）環境に配慮した行動の実践

2 資源の有効利用の推進

施策	プラスチックの資源化推進
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル*品の区職員による率先した使用など、リサイクル品の PR も併せて推進します。 ・可燃ごみとして収集しているプラスチックを資源としてリサイクルできるよう分別回収を推進します。
期待される効果	・プラスチックのリサイクル利用を促進し、廃棄物処理に伴う温室効果ガス*排出量を削減することができます。
各主体の役割	区民・事業者：分別の徹底 区：普及啓発・分別回収の実施
関連する基本施策	基本目標 5 環境活動の大切さと楽しさを分かち合い、未来へ共創するまち（9）環境に配慮した行動の実践

3 持続可能な消費行動への転換に向けた普及、啓発

施策	静脈産業の活性化
施策内容	・循環性の高いビジネスモデルの紹介、事業者への支援（シェアリング、リペア等）、デジタル化推進など、静脈産業*の活性化をはかります。
期待される効果	・サーキュラーエコノミー*の視点及びリサイクル等のビジネスが活性化することで、資源の有効利用や可燃ごみ・最終処分量の減量化が期待できます。
各主体の役割	事業者：使用済み製品の回収、再使用*、再生利用*、適正処分、再生品の販売 区：普及啓発
関連する基本施策	基本目標 5 環境活動の大切さと楽しさを分かち合い、未来へ共創するまち（11）パートナーシップによる環境活動の推進

施策	緑のリサイクル事業の促進
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> 公園樹木の剪定枝等の利活用を進めます。 事業者との協働や友好都市等との協力により、間伐材を利用した普及啓発を検討します。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> 木チップや腐葉土にリサイクル*することで、焼却処分量を削減することができます。 自然環境の保全や森林生態系*への意識が醸成されます。
各主体の役割	区民・事業者：緑のリサイクル品・間伐材製品の利用 区：リサイクルの実施・友好都市等との連携
関連する基本施策	基本目標5 環境活動の大切さと楽しさを分かち合い、未来へ共創するまち(11) パートナーシップによる環境活動の推進

基本施策(6) ごみの適正処理の推進

1 収集運搬体制の充実

施策	家庭ごみへのきめ細かい対応、ごみの効率的な収集・運搬の実施
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ごみ出しが困難な世帯に実施しているふれあい訪問収集などについて、回収品目を追加するなど制度の充実を図ります。 収集運搬車の低公害化や定期的に収集ルートの見直しを行うなど、脱炭素*に配慮した効率的な収集運搬体制を構築します。
期待される効果	ごみ出しが困難な世帯の環境改善を図れるほか、効率的な収集・運搬を行うことで移動に伴う温室効果ガス*排出量を削減することができます。
各主体の役割	区：取組みの実施
関連する基本施策	基本目標1 気候変動に適応し、脱炭素を実現するまち(1) 脱炭素社会に向けた緩和策の推進

2 安定的な処理体制の維持

施策	災害廃棄物への対応
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> 大規模災害に伴い発生したがれきなどの災害廃棄物やし尿・ごみを、迅速かつ適正に処理するため、関係機関と連携しながら、「災害廃棄物処理計画」「対応マニュアル」に基づいた取り組みを実施します。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> 早期の復旧・復興に資するほか、災害発生時における衛生環境が保たれることで、健康被害の発生を低減できます。
各主体の役割	区民・事業者：適正な分別と排出、廃棄物の自主的な管理 区：取組みの実施
関連する基本施策	基本目標1 気候変動に適応し、脱炭素を実現するまち(2) 気候変動適応策の推進

基本目標 4

身近な自然を守り育て、活用するまち

基本施策（7）

豊かで質の高い緑・水辺の保全

1 良好な環境を形成する緑の保全

施 策	自然度の高い崖地樹林・市街地の緑等の保全
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ・特別保全樹林の指定などにより、貴重な崖地樹林、屋敷林の着実な保全を図ります。 ・保護樹木・保護樹林等の指定制度として、基準に基づいた樹木、樹林、生け垣の保護指定、維持管理に対する助成などを実施し、市街地における貴重な緑を保全します。
期待される効果	・貴重な緑が保全されることで、生物多様性*の保全やまちの魅力向上につながります。
各主体の役割	区民・事業者：保護樹木・保護樹林等の保全への協力 区：取組みの実施
関連する基本施策	基本目標4 身近な自然を守り育て、活用するまち (8) 身近な緑の創出と活用によるまちづくり

2 生物多様性の保全と回復

施 策	エコロジカル・ネットワークの形成
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ・生きものの生息拠点となる大小さまざまな緑地の適正配置など緑の連続性の確保や、地域在来種による緑化の推進を図ります。 ・形成のための個別の空間である崖地樹林や河川敷草地、公園等における、自然環境の保全・再生を目指した取組みや、学校改築時のビオトープ整備・既存のビオトープの維持管理を進めます。 ・河川生物生息調査や野鳥調査など、生きものの生息・生育に関する調査を継続するとともに調査データをわかりやすく整理し、情報発信を行います。
期待される効果	・生物多様性の保全や都市環境における生態系*の回復につながる緑の創出など、エコロジカル・ネットワークが形成されることで豊かな生態系を育むことができます。
各主体の役割	区：取組みの実施
関連する基本施策	基本目標4 身近な自然を守り育て、活用するまち (8) 身近な緑の創出と活用によるまちづくり

施策	生きものとのつきあい方を学ぶ機会の充実
施策内容	・区内のビオトープやワンドを活用した自然観察や環境学習講座を開催し、貴重な在来種の紹介や外来種*の問題など、生物多様性*について学ぶ機会の場の創出、情報発信を図ります。
期待される効果	・区内の生きものを学ぶことで、生物多様性の理解・保全につながります。
各主体の役割	区民：講座への参加 区：講座の開催、講座内容・開催情報の発信
関連する基本施策	基本目標 5 環境活動の大切さと楽しさを分かち合い、未来へ共創するまち (10) 環境教育・環境学習の推進

3 水辺環境・水循環の保全

施策	親水空間の整備・活用
施策内容	・河川に隣接する公園や緑地等を活用した親水空間の整備や、親水空間を活用したまちづくりを推進します。 ・荒川緑地（豊島ブロック）の有効活用を図ります。
期待される効果	・自然を身近に感じられる親水空間の整備・活用という地域特性に応じた環境形成により水辺環境への関心が高まります。
各主体の役割	区：取組みの実施
関連する基本施策	基本目標 5 環境活動の大切さと楽しさを分かち合い、未来へ共創するまち (10) 環境教育・環境学習の推進

基本施策（8）

身近な緑の創出と活用によるまちづくり

1 公園・緑地の整備・維持管理

施策	地域資源を活かした個性ある公園づくり
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の歴史や文化、景観資源を活かした北区ならではの個性ある公園づくりを推進します。 ・Park-PFI や指定管理者制度などによる民間を活用した公園整備・管理運営を推進します。
期待される効果	・地域資源を活用した公園づくりや運営を通じて、身近なレクリエーション・やすらぎの場として、また、新たな観光拠点となり得る場を創出します。
各主体の役割	区：取組みの実施
関連する基本施策	基本目標 1 気候変動に適応し、脱炭素を実現するまち (1) 脱炭素社会に向けた緩和策の推進

2 まちなかの緑化推進

施策	緑化推進に関する助成制度の充実
施策内容	・生垣造成助成制度や、屋上・ベランダ・壁面緑化に関する都市建築物緑化促進事業助成制度の積極的な広報に努め、まちなかの緑化を推進します。
期待される効果	・建築物に附随した緑化面積が拡大することにより、ヒートアイランド現象*の緩和や、みどりあふれる都市景観が形成されます。
各主体の役割	区民：緑化の実施 区：普及啓発、支援
関連する基本施策	基本目標 1 気候変動に適応し、脱炭素を実現するまち (1) 脱炭素社会に向けた緩和策の推進 (2) 気候変動適応策の推進

3 区民とともにある緑の活用

施策	緑の多面的価値を実感できる支援・仕組みづくり
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全、生物多様性*保全、レクリエーション、景観形成、防災、コミュニケーションなど緑の多面的価値に関する普及啓発を行います。 ・緑づくりに取り組みたい区民・事業者への支援として一個人、一事業所からでも活動に参加できる、参加しやすくするための体制づくりを検討します。
期待される効果	・緑の果たす役割や効果を区民、事業者が実感・認識し、みどりの保全と創出を目的とした協働体制を構築します。
各主体の役割	区民：自然・みどりに関連した環境活動の実施 区：普及啓発、体制構築・支援
関連する基本施策	基本目標 5 環境活動の大切さと楽しさを分かち合い、未来へ共創するまち (11) パートナーシップによる環境活動の推進

基本目標 5

環境活動の大切さと楽しさを分かち合い、 未来へ共創するまち

基本施策（9）

環境に配慮した行動の実践

1 環境負荷の少ないライフスタイル・ワークスタイルへの転換

施 策	エシカル消費の普及啓発
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ・環境等に対して十分配慮された商品やサービスを選択・購入するエシカル消費*の啓発を行います。 ・エシカル消費に関する講座をはじめ、環境に配慮した商品やサービスの情報提供、エシカル消費に取り組んでいる区内事業者への支援などを行います。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・エシカル消費が拡大することで、地域経済の活性化や資源循環の促進、温室効果ガス*排出量の削減が期待できます。
各主体の役割	区民・事業者：エシカル消費の実践 区：普及啓発、活動支援
関連する基本施策	基本目標3 資源循環の輪をつなげるまち (5) 資源循環型システムの推進

2 環境経営の推進

施 策	SDGs の展開・環境経営の促進
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ・率直的な環境活動を行う事業者や SDGs に向けた取組みを行う事業者の認証制度を構築します。 ・環境経営に関する普及啓発や認証取得への支援を行います。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者各々が SDGs を意識した環境経営を行うことでごみ減量やエネルギー消費の削減、温室効果ガス排出量の削減などの取組みが拡大・定着します。
各主体の役割	事業者：登録・認証申請、セミナーへの参加 区：普及啓発、認証、活動支援
関連する基本施策	基本目標1 気候変動に適応し、脱炭素を実現するまち (1) 脱炭素社会に向けた緩和策の推進

基本施策（10）

環境教育・環境学習の推進

1 学校における環境教育の充実

施 策	SDGsにつながる環境教育の推進
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> 学校においてSDGsの実現に寄与するESDを推進するなかで、その一つの側面である地球環境や気候変動などの課題について、学校に整備した太陽光発電*・ビオトープ・壁面緑化や地域資源（公園や子どもの水辺、荒川知水資料館等）を活用し、児童・生徒が自分事として捉え、その解決に向けて自ら行動を起こす力を育てます。 環境学習にICTの利活用を検討します。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒の環境学習を通じて、家庭や地域でのSDGsにつながる環境活動の取組みが拡大・定着します。
各主体の役割	区：取組みの実施
関連する基本施策	基本目標1 気候変動に適応し、脱炭素を実現するまち (1) 脱炭素社会に向けた緩和策の推進 (2) 気候変動適応策の推進

施 策	学校支援ボランティア活動事業
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> 学校における環境教育*の支援等を含むボランティア活動事業を推進します。 大学生や地域住民等、環境学習支援の裾野を広げていきます。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> 子どもから大人まで環境学習や環境活動を通じた新たなつながりの形成、広い世代での環境に関する理解が深まります。
各主体の役割	区民・事業者：活動への参加・協力 区：取組みの実施
関連する基本施策	基本目標5 環境活動の大切さと楽しさを分かち合い、未来へ共創するまち (11) パートナーシップによる環境活動の推進

2 地域における環境学習機会の拡充

施 策	北区環境大学事業の推進
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> 東京家政大との連携により、子どもから大人まで楽しみながら学べる講座を推進します。 学校教育及び自然・みどりを含む多様な環境学習事業との連携を図ります。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> 様々な世代の環境に対する理解が深まります。 地域で活動できる人材を育成し、活躍の場を提供することにより、よりよい環境を未来に継承します。
各主体の役割	区民・事業者：講座への参加 区：取組みの実施
関連する基本施策	基本目標4 身近な自然を守り育て、活用するまち (8) 身近な緑の創出と活用によるまちづくり

基本施策（11） パートナーシップによる環境活動の推進

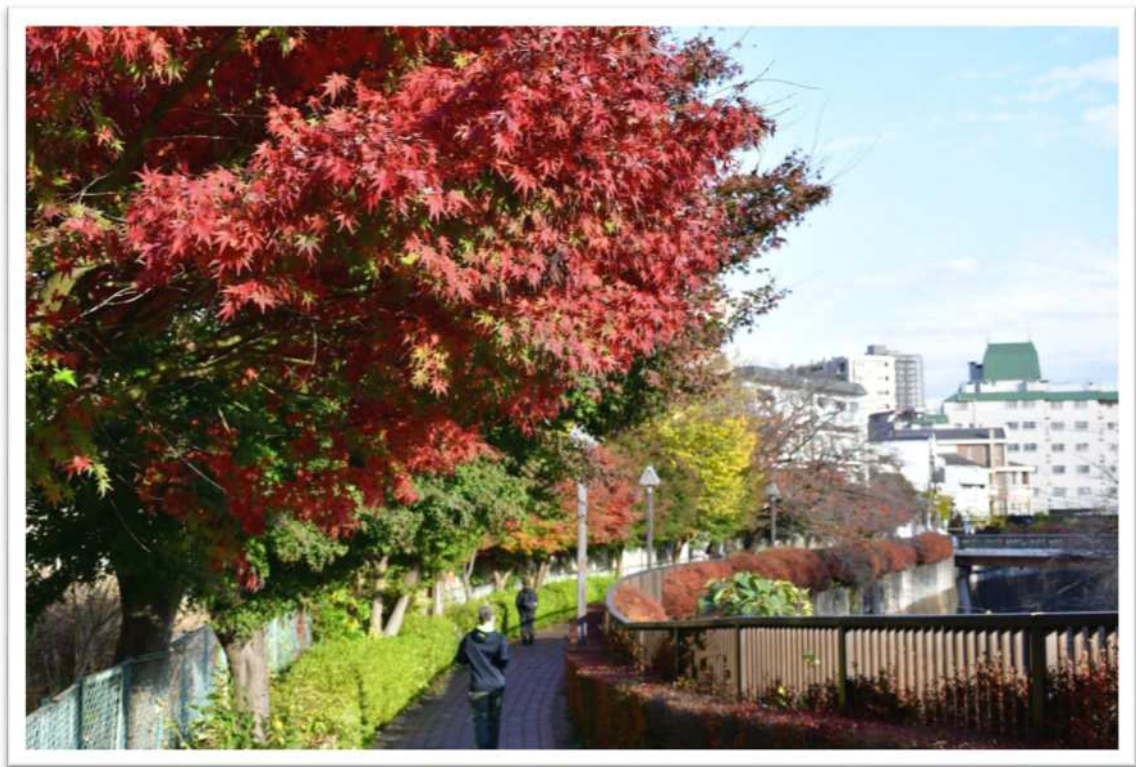
1 パートナーシップによる環境保全活動の充実

施策	環境活動の裾野を広げる取組み
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> 環境に関するボランティア活動や事業の各種制度について、改善や普及啓発を図り、地域における区民や事業者等の取組みを後押しします。 環境学習施設や講座・イベント開催の機会等の活用により、地域で環境活動に取り組む産学官の多様な主体同士がつながり、情報や知識・スキルを共有する仕組みを構築します。
期待される効果	多様な主体の連携により、環境学習やイベントなどの充実やメニューの多様化が期待され、区民一人ひとりの環境活動への取組みが推進されます。
各主体の役割	区民・事業者：取組みの実施 区：活動の支援
関連する基本施策	基本目標 5 環境活動の大切さと楽しさを分かち合い、未来へ共創するまち (10) 環境教育・環境学習の推進

2 環境に関する情報受発信の充実

施策	北区環境ポータルサイト
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> 環境に関するイベントや講座、助成制度の情報、日々の生活で役立つ情報、環境活動に取り組む区民・団体・事業者の紹介、環境活動の効果についてのデータ等、環境に関する総合的なポータルサイトを作成・発信します。
期待される効果	地球環境から身近な活動やごみに関する問題まで、環境に関する情報へのアクセスが容易になることで、区民や事業者の環境に関する意識の底上げが期待できます。
各主体の役割	区民・事業者：サイトの活用、サイトへの情報提供 区：サイトの構築、情報発信
関連する基本施策	基本目標 5 環境活動の大切さと楽しさを分かち合い、未来へ共創するまち (9) 環境に配慮した行動の実践

施策	環境情報の双方向受発信
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> 会場参加型の講習会のみならずウェビナー等を用いた映像コンテンツの配信やSNSの活用など、双方向性のある情報発信の活用を図り、区民・事業者等からの意見・情報を収集する仕組みを検討します。
期待される効果	環境に関する情報受発信がしやすくなることで、区民や事業者の省エネ行動やごみ減量をはじめとする環境活動の活発化が期待できます。
各主体の役割	区民・事業者：公式サイトへの活用 区：SNS等の運用
関連する基本施策	基本目標 5 環境活動の大切さと楽しさを分かち合い、未来へ共創するまち (9) 環境に配慮した行動の実践 (10) 環境教育・環境学習の推進



石神井川

第6章 計画の進行管理

1

計画の推進体制

2

計画の進行管理

3

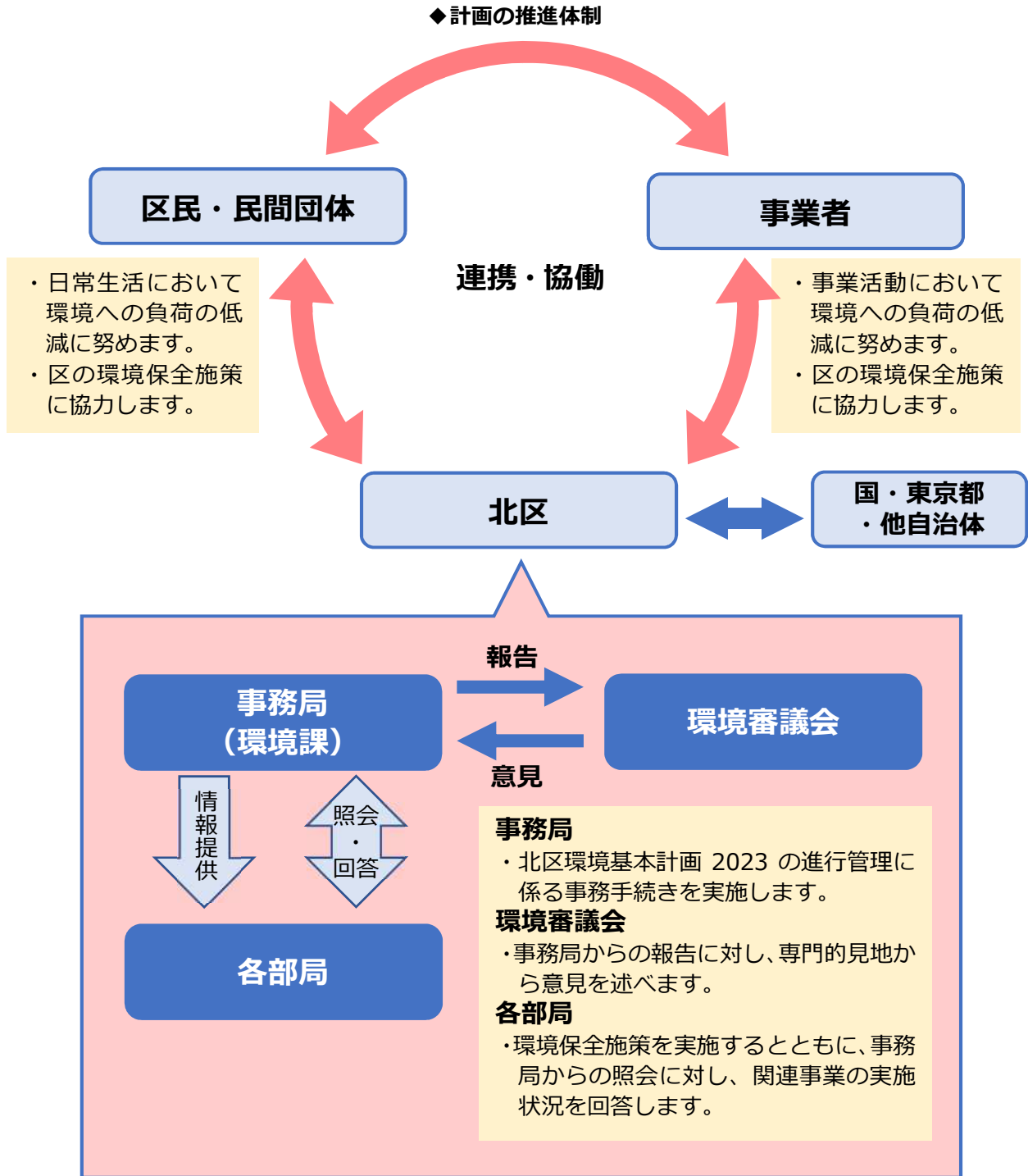
管理指標（各基本施策 成果指標一覧）

1

計画の推進体制

この計画では、目標達成に向けた取組みを進めるため、区民・民間団体と事業者、区が連携して環境活動を行います。

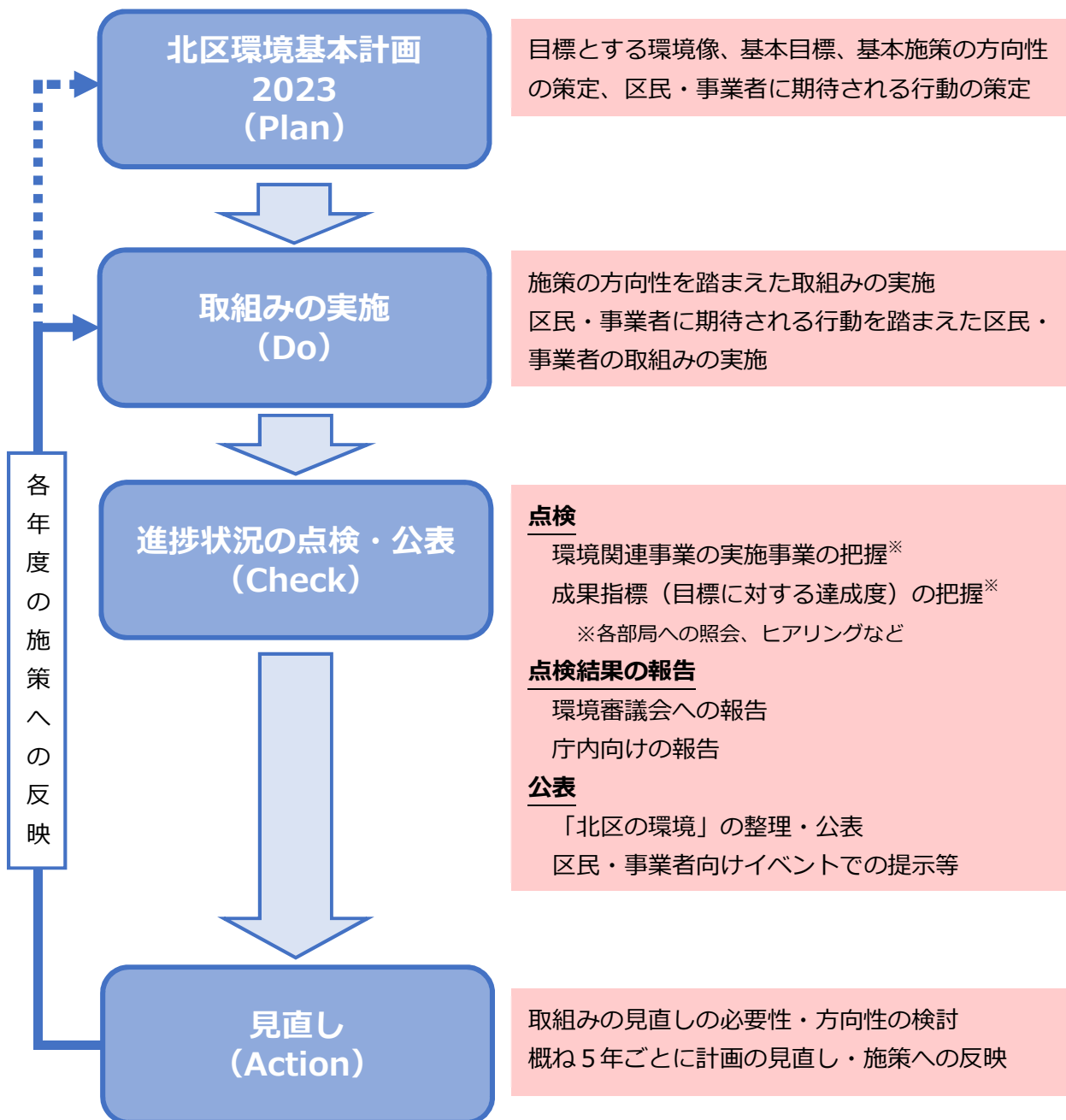
区は、環境の保全と創造に係る活動の主体となる区民・事業者の参画を、様々な場面で推進し、各主体が連携して取組みを進めることができるよう、仕組みづくりを図っていきます。



2 計画の進行管理

計画の進行管理にあたっては、北区環境基本計画 2023 (Plan) → 取組みの実施 (Do) → 進捗状況の点検・公表 (Check) → 見直し (Action) という PDCA サイクルによって環境保全の取組みや、計画の内容の継続的な改善を図ります。

◆計画の進行管理



3

管理指標（各基本施策 成果指標一覧）

管理指標は、基本目標の達成度合いを評価する数値目標で、基本施策ごとに設定した「成果指標」を用います。毎年度の計画の進捗状況の点検において、基本目標の達成度を客観的に把握し、取組みの点検・見直しにつなげます。

基本目標1 気候変動に適応し、脱炭素を実現するまち

基本施策（1） 脱炭素社会に向けた緩和策の推進

項目		目標		現状値	
		数値	年度	数値	年度
北区域の温室効果ガス排出量	千t-CO ₂	636	R12	1,163	R1
北区域のエネルギー消費量	TJ	10,020	R12	11,510	R1
北区域の太陽光発電設備容量（累計）	kW	28,059	R12	7,882	R3
区民が省エネ行動を意識的に取り組んでいる割合	%	62.6	R14	47.0	R3

基本施策（2） 気候変動適応策の推進

項目		目標		現状値		
		数値	年度	数値	年度	
「マイ・タイムライン作成講座」参加者数	人	増加	R14	134	R3	
「マイ・タイムライン普及リーダー」登録者数	人	増加	R14	11	R3	
気候変動の影響として認知している区民の割合	熱中症	%	90.0	R14	78.7	R3
	感染症		60.0	R14	40.2	

基本目標2 安全・安心で、快適に暮らせるまち

基本施策（3） 安全・安心な生活環境の確保

項目		目標		現状値		
		数値	年度	数値	年度	
光化学スモッグ注意報の発令日数	回/年	0	R14	3	R3	
北区に関する区民満足度	空気のきれいさ、さわやかさ	%	90.2	R14	82.0	R3
	静かで穏やかな生活		90.2	R14	81.8	R3
	災害などからの安全性		87.6	R14	77.1	R3

基本施策（4） 快適なまちづくりの推進

項目		目標		現状値		
		数値	年度	数値	年度	
ポイ捨て防止キャンペーンへの年間参加人数	人	480	R14	163	R3	
北区に関する区民満足度	まち並みの美しさ	%	83.0	R14	70.1	R3
区内駅周辺の放置自転車数	台	減少	R14	404	R3	

基本目標3 資源循環の輪をつなげるまち

基本施策（5） 資源循環型システムの推進

項目		目標		現状値		
		数値	年度	数値	年度	
リサイクル率（資源化率）	%	21.4	R14	19.7	R3	
外出時の持ち歩き	マイバック	%	90.1	R14	88.7	R3
	マイボトル	%	65.5	R14	50.3	R3

基本施策（6） ごみの適正処理の推進

項目		目標		現状値	
		数値	年度	数値	年度
区民1人1日あたりのごみ総排出量	g	700	R11	781	R3
区民1人1日あたりのごみ排出量	g	563	R11	628	R3

基本目標4 身近な自然を守り育て、活用するまち

基本施策（7） 豊かで質の高い緑・水辺の保全

項目		目標		現状値	
		数値	年度	数値	年度
緑被率（50㎡以上）	%	20.00	R11	18.43	H30
区内で確認した植物/鳥類/魚類の種類	種	維持	R14	1,034/53/31	R3
湧水地点数	地点	維持	R14	13	R3

基本施策（8） 身近な緑の創出と活用によるまちづくり

項目		目標値		現状値	
		数値	年度	数値	年度
区民1人あたりの公園面積	㎡	2.5	R11	2.43	R3
都市建築物緑化促進事業による屋上緑化、壁面緑化、ベランダ緑化面積（累計）	㎡	4,390	R11	3,777	R3
緑や自然環境の豊かさに対する区民満足度	%	90.5	R14	83.0	R3

基本目標5 環境活動の大切さと楽しさを分かち合い、未来へ共創するまち

基本施策（9） 環境に配慮した行動の実践

項目		目標		現状値		
		数値	年度	数値	年度	
区民の環境活動への取り組み率	清掃活動	%	27.2	R14	3.1	R3
	エコ消費の意識		58.6	R14	30.4	R3
	環境学習事業等への参加		24.9	R14	3.7	R3
E M S 認証取得区内事業者数	社	40	R14	34	R3	

基本施策（10） 環境教育・環境学習の推進

項目		目標		現状値	
		数値	年度	数値	年度
環境学習講座の延べ参加者数	人	600	R14	519	R3
環境リーダー養成講座の延べ参加者数	人	450	R14	345	R3
外部人材を活用した環境学習実施校（園）の割合	%	20	R14	新規	-

基本施策（11） パートナーシップによる環境活動の推進

項目		目標		現状値	
		数値	年度	数値	年度
区民及び事業者・団体と連携した環境に関する年間事業数	回	12	R14	6	R3
他自治体と連携した環境に関する年間事業数	回	5	R14	新規	-
SNS による環境に関する情報発信の平均エンゲージメント率	%	2.0	R14	新規	-



赤羽自然觀察公園

資料編

- 1 計画改定の経過
- 2 北区の環境に関する意識・意向調査結果の概要
- 3 北区環境基本計画 2015 の進捗評価
- 4 北区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の進捗評価
- 5 温室効果ガス排出量の算定方法と将来予測の方法
- 6 北区における気候変動影響の評価
- 7 東京都北区環境基本条例・東京都北区環境審議会規則
- 8 用語集

1

計画改定の経過

委員名簿

(1) 東京都北区環境審議会

	氏名	所属	備考
学識経験者	小川 芳樹	東洋大学 名誉教授	会長
	品川 明	学習院女子大学 国際文化交流学部 日本文化学科環境教育センター 教授	副会長
	柳井 重人	千葉大学大学院 園芸学研究科 教授	
	村上 公哉	芝浦工業大学 建築学部建築学科 教授	
	益永 茂樹	横浜国立大学 名誉教授	令和3年8月～
区民	原 茂樹	公募区民	
	檜垣 昌子	公募区民	
	松本 晴光	北区町会自治会連合会	
民間団体	小山 文大	トライネットワーク	
	原 芳子	北区グリーンクラブ 会長	
事業者	尾花 秀雄	北区商店街連合会 会長	
	高橋 伸忠	一般社団法人北産業連合会	
区議会	渡辺 かつひろ	北区議会 議長	～令和3年5月
	坂口 勝也	北区議会 副議長	～令和3年5月
	小田切 かずのぶ	区民生活委員会 委員長	～令和3年5月
		北区議会 副議長	令和3年5月 ～令和4年5月
	宇都宮 章	区民生活委員会 副委員長	～令和3年5月
	名取 ひであき	北区議会 議長	令和3年5月～
	近藤 光則	区民生活委員会 委員長	令和3年5月 ～令和4年5月
	せいの 恵子	区民生活委員会 副委員長	令和3年5月 ～令和4年5月
	大島 実	北区議会 副議長	令和4年5月～
	花見 たかし	区民生活委員会 委員長	令和4年5月～
	野口 将人	区民生活委員会 副委員長	令和4年5月～

(2) 東京都北区環境審議会 専門部会

① 地球温暖化対策専門部会

	氏名	所属	備考
学識経験者	村上 公哉	芝浦工業大学 建築学部建築学科 教授	部会長
	小川 芳樹	東洋大学 名誉教授	
	田中 充	法政大学 社会学部 教授	
区民	檜垣 昌子	公募区民	
	竹内 桃菜	東洋大学 ライフデザイン学部 人間環境デザイン学科 学生	区内在学
	鈴木 陽太	東洋大学 ライフデザイン学部 人間環境デザイン学科 学生	区内在学
	宮本 侑吾	東洋大学 ライフデザイン学部 人間環境デザイン学科 学生	区内在学
民間団体	小山 文大	トライネットワーク	
	小松原 和恵	Ecosophia 代表	
事業者	越野 充博	東京商工会議所 北支部会長	
	岡野 俊也	東京ガス株式会社 東京東支店長	～令和4年3月
	伊藤 あすか	東京ガス株式会社 東京東支店長	令和4年4月～
	土岐 有紀子	東京電力パワーグリッド株式会社 大塚支社長	

② 環境共生まちづくり専門部会

	氏名	所属	備考
学識経験者	品川 明	学習院女子大学 国際文化交流学部 日本文化学科環境教育センター 教授	部会長
	柳井 重人	千葉大学大学院 園芸学研究科 教授	
	水川 薫子	東京農工大学農学部環境資源科学科 助教	
区民	原 茂樹	公募区民	
	松本 晴光	北区町会自治会連合会	
	鈴木 優羽	東京家政大学 家政学部 環境教育学科 学生	区内在学
	吉田 美咲	東京家政大学 家政学部 環境教育学科 学生	区内在学
民間団体	原 芳子	北区グリーンクラブ 会長	
	林 四郎	東京都北区環境教育を進める会 会長	
事業者	尾花 秀雄	北区商店街連合会 会長	
	高橋 伸忠	一般社団法人北産業連合会	
	鰐淵 雄二郎	北区リサイクラー事業協同組合 専務理事	

検討の経過

(1) 令和2年度

日程	項目	内容
令和2年11月2日	令和2年度 第1回 東京都北区環境審議会	・北区環境基本計画改定の諮問
令和3年2月 (書面開催)	令和2年度 第2回 東京都北区環境審議会	・検討体制 ・北区環境基本計画改定方針(案)
令和3年3月		・北区環境基本計画改定方針策定

(2) 令和3年度

日程	項目	内容
令和3年5月 (書面開催)	令和3年度 第1回 東京都北区環境審議会	・改定方針 ・検討体制・検討の進め方 ・区民・事業者意識意向調査票の内容
令和3年7月29日	令和3年度 第1回 環境共生まちづくり専門 部会	・計画改定の基本的事項 ・現行計画の進捗状況 ・区の現況、国・都の動向
令和3年8月4日	令和3年度 第1回 地球温暖化対策専門部会	・気候変動適応計画のあり方 ・区民・事業者意識意向調査報告
令和3年8月30日	令和3年度 第3回 東京都北区環境審議会	・北区環境基本計画骨子案検討 ・区民・事業者意識意向調査報告
令和3年11月10日	第1回 「ミライ×環境」高校生 ワークショップ	(討議テーマ) ・10年後には実現したい北区の環境の 将来イメージについて
令和3年11月17日	第2回 「ミライ×環境」高校生 ワークショップ	(討議テーマ) ・区役所からの効果的な情報発信方法に ついて
令和3年12月7日	令和3年度 第2回 環境共生まちづくり専門 部会	・北区環境基本計画骨子案検討 ・気候変動適応計画検討 ・施策検討
令和3年12月9日	令和3年度 第2回 地球温暖化対策専門部会	・北区環境基本計画骨子案検討 ・気候変動適応計画検討 ・温室効果ガス削減目標検討 ・施策検討
令和4年2月 (書面開催)	令和3年度 第4回 東京都北区環境審議会	・「北区環境基本計画2023」骨子案策定

(3) 令和4年度

日程	項目	内容
令和4年5月16日	令和4年度 第1回 環境共生まちづくり専門 部会	・ 施策検討 (区の実施重点施策・個別施策)
令和4年5月23日	令和4年度 第1回 地球温暖化対策専門部会	
令和4年5月30日	令和4年度 第1回 東京都北区環境審議会	・ 「北区環境基本計画2023」(素案) 検討 ・ 重点施策例
令和4年8月 (書面開催)	令和4年度 第2回 環境共生まちづくり専門 部会	・ 目標とする環境像 ・ 区の実施重点施策及び成果指標
	令和4年度 第2回 地球温暖化対策専門部会	
令和4年8月25日	令和4年度 第2回 東京都北区環境審議会	・ 「北区環境基本計画2023」(案)
令和4年10月3日 ～11月1日	パブリックコメント	(閲覧場所) ・ 区政資料室、環境課、地域振興室、区立図書館、北区ホームページ (実施結果) ・ 意見提出者数：7名 ・ 意見総数：61件
令和4年10月29日	区政モニター会議	(討議テーマ) ・ 環境活動を広げていくために、効果的な普及啓発の方法とは ・ 環境活動について無関心層の興味をどう引き付けるか
令和5年1月25日	令和4年度 第3回 東京都北区環境審議会	・ 「北区環境基本計画2023」(答申)

2 北区の環境に関する意識・意向調査結果の概要

意識・意向調査の実施概要

北区では、「北区環境基本計画*」と「地球温暖化対策地域推進計画*」を策定し、環境の保全と地球温暖化*対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

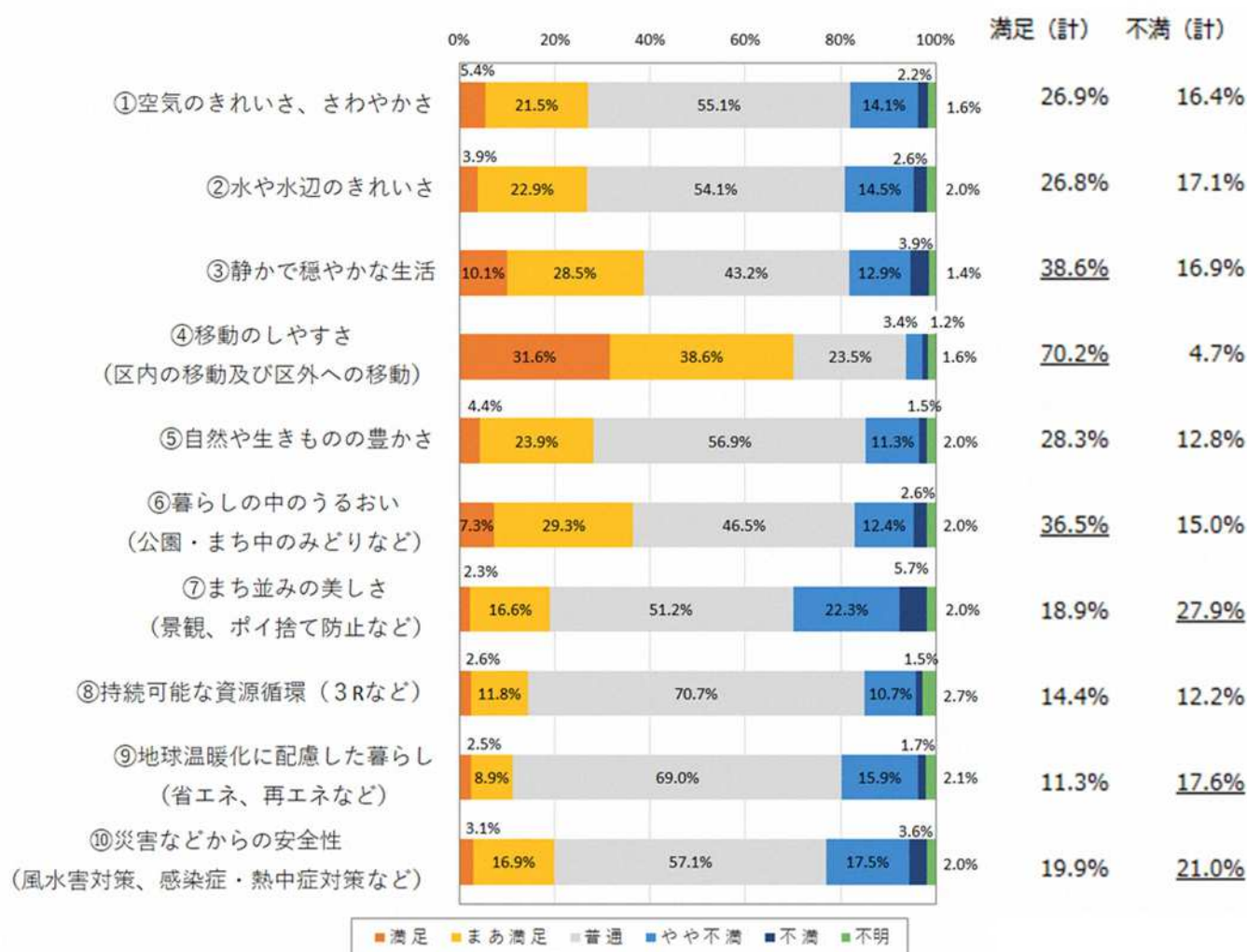
昨今の国内外の気候変動対策の変化を受け、「地球温暖化対策地域推進計画」及び「地域気候変動適応計画」を包含した新たな「北区環境基本計画 2023」（計画期間：令和 5（2023）年度から令和 14（2032）年度）を策定することとなりました。計画策定に向け、区民・事業者の環境活動への取組状況や地球温暖化対策関連設備の導入状況、今後の取組の可能性等を把握し、計画へ反映させるために、アンケート調査を実施しました。

	区民	事業者
調査対象	北区に住む満 18 歳以上の 2,000 人	北区内に本社を置く、公務を除く 従業員 5 人以上の事業所 500 か所
抽出法	「住民基本台帳」からの無作為 抽出	北区の産業大分類従業者数の比 率に応じ、無作為抽出
調査方法	配付方法：調査票の郵送 回収方法：返信用封筒による郵送及び WEB 回答	
調査期間	令和 3 年 6 月 4 日 ～6 月 30 日	令和 3 年 6 月 9 日 ～7 月 5 日
配布数	2,000	500
回収数 (うち WEB 回答)	813 (189)	177 (40)
回収率	40.7%	35.4%

区民アンケート結果の概要

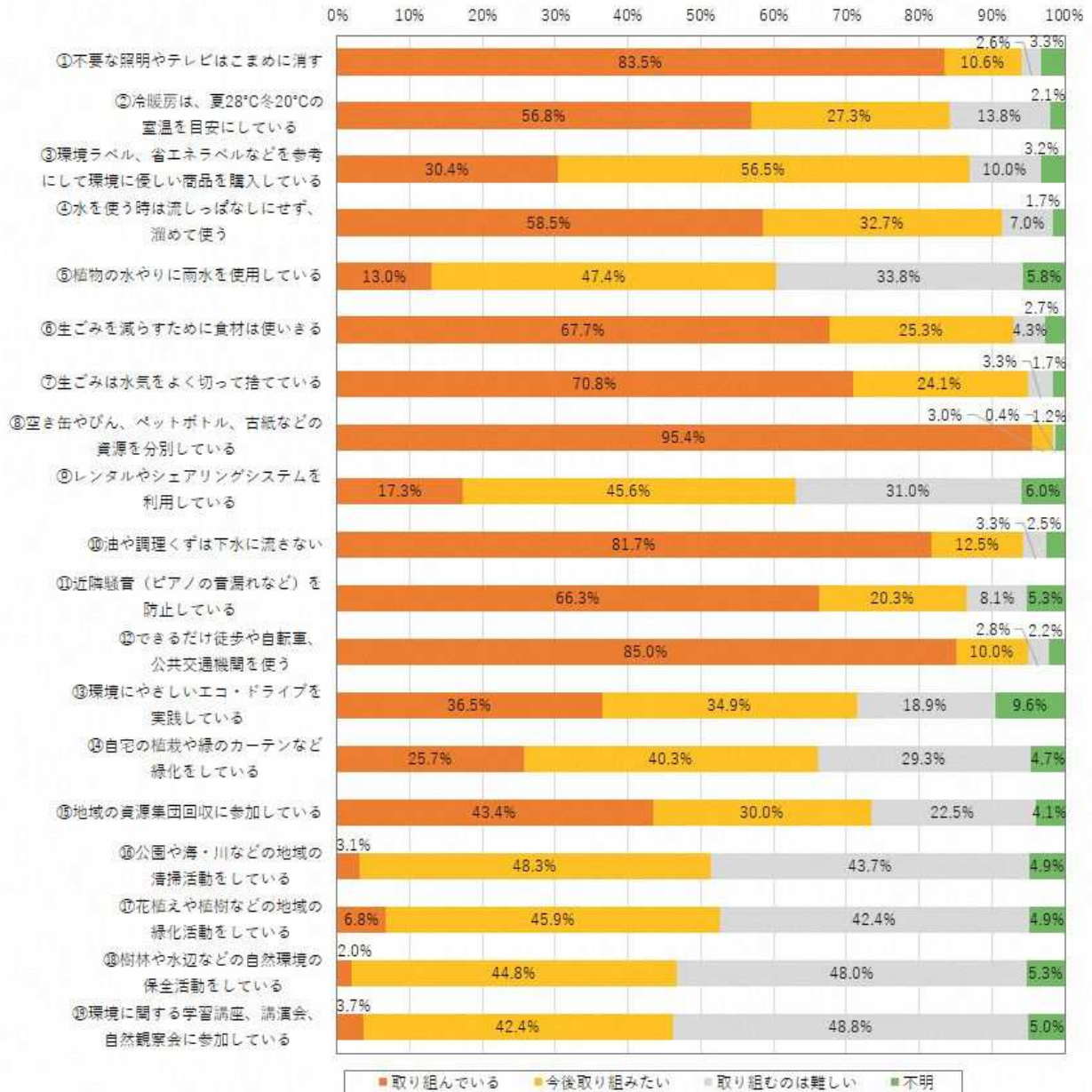
1 北区の環境に関する満足度

- ◆北区の環境について、7割以上の人々が「移動のしやすさ」に満足と感じている。
- ◆「まちなみの美しさ」、「災害からの安全性」については、不満と感じている人がやや多い。
- ◆「静かで穏やかな生活」、「暮らしのなかのうるおい」については、全体的に満足度は高い。



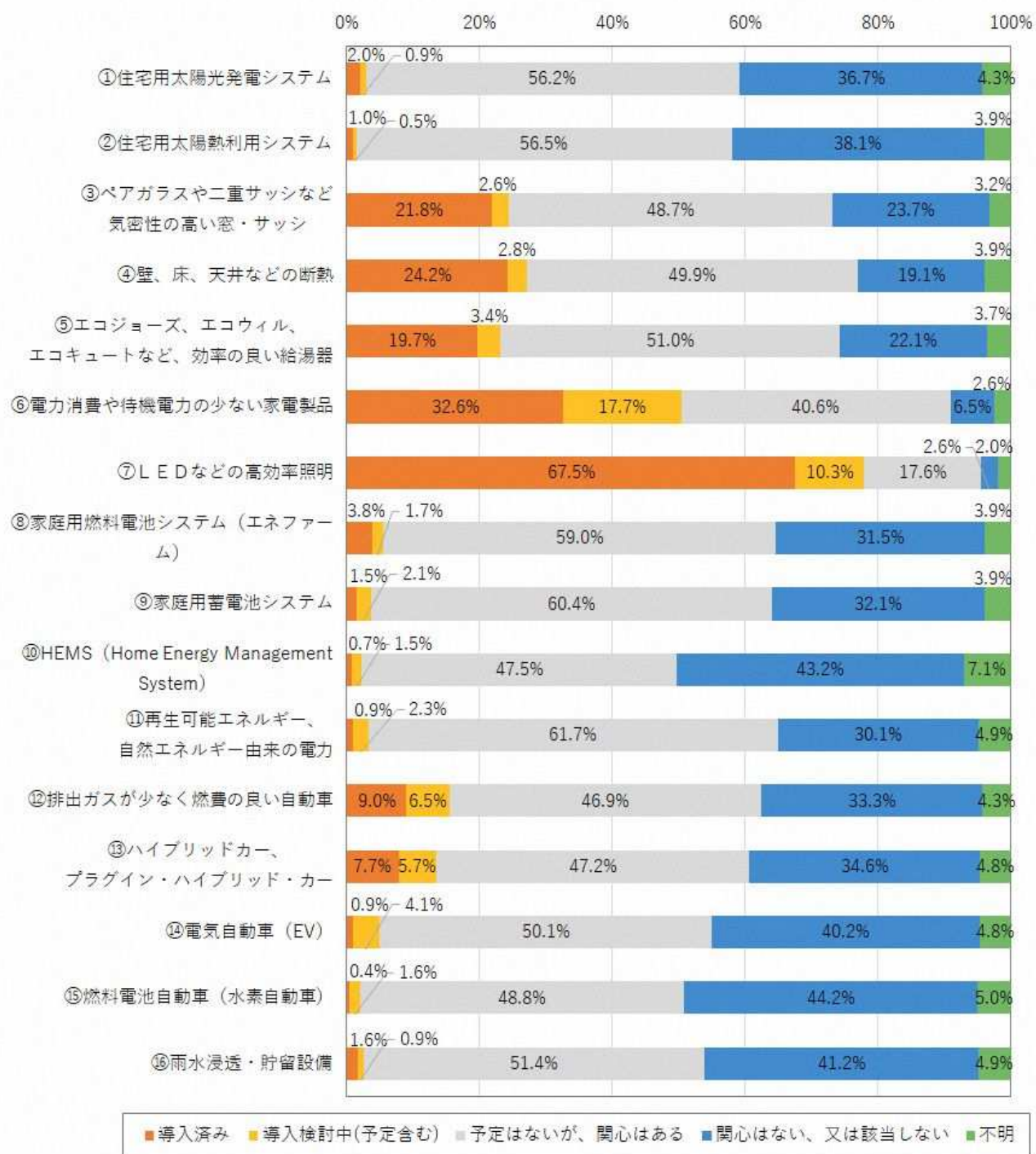
2 普段取り組んでいる環境活動

- ◆「空き缶やびん、ペットボトル、古紙などの資源を分別している」が最も多い。
- ◆次いで、「できるだけ徒歩や自転車、公共交通機関を使う」、「不要な照明やテレビはこまめに消す」、「油や調理くずは下水に流さない」に8割以上の人に取り組んでいる。
- ◆資源集団回収以外の地域活動（清掃活動・緑化活動等）については、取り組んでいる人は1割以下となっている。



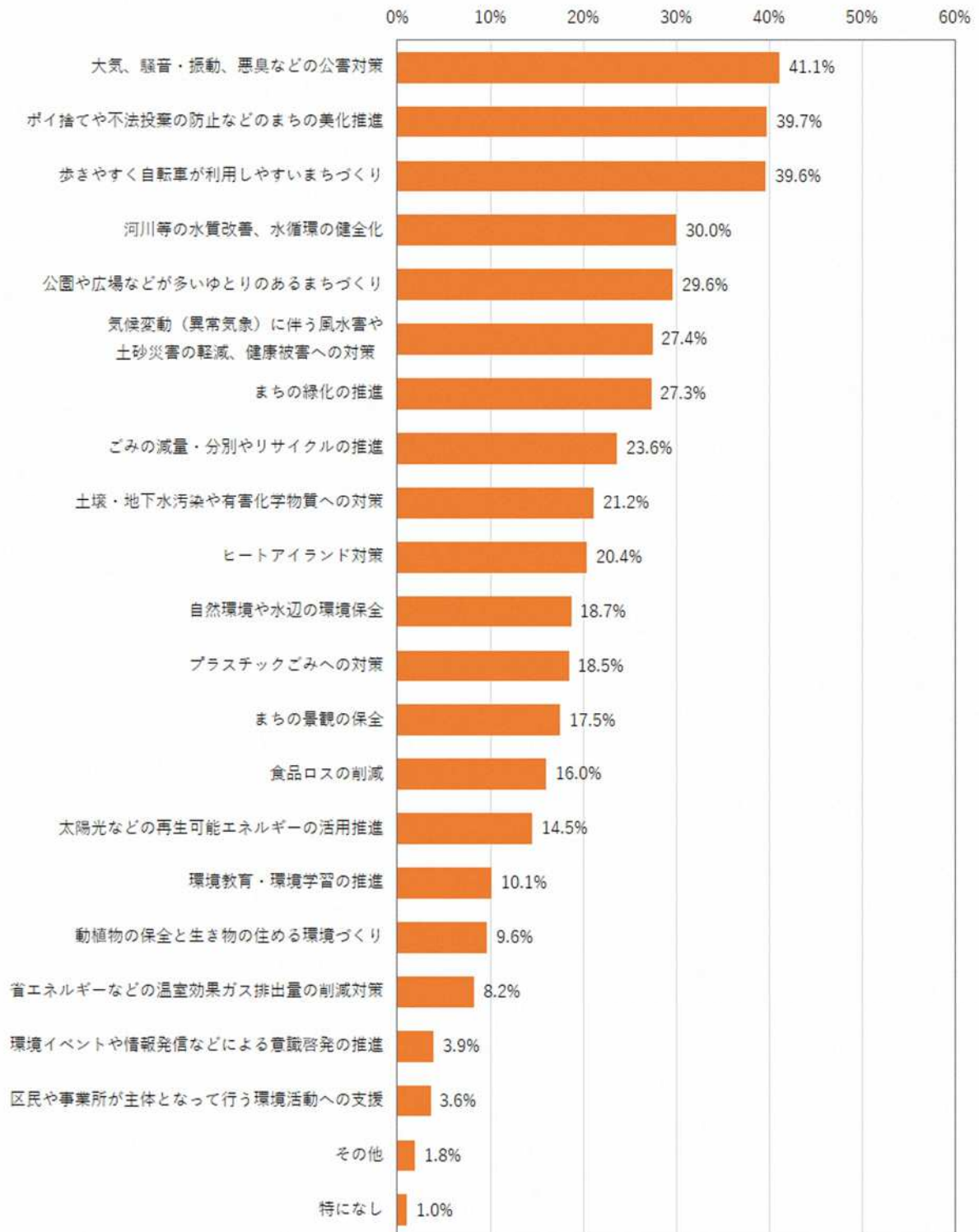
3 地球温暖化対策設備機器の導入状況

- ◆ 「LED などの高効率照明」が 67.5% と最も導入率が高い。
- ◆ 「電力消費や待機電力の少ない家電製品」、「壁、床、天井などの断熱」、「ペアガラスや二重サッシなど気密性の高い窓・サッシ」、「エコジョーズ、エコウィル、エコキュートなど、効率の良い給湯器」と、住居形態に関わらず導入できるものについては導入率が高い。
- ◆ 「再生可能エネルギー*、自然エネルギー由来の電力」、「家庭用蓄電池システム」、「家庭用燃料電池*システム（エネファーム）」は、5 割以上の人々が『予定はないが、関心はある』と回答。



4 区が重点的に取り組むべき環境施策

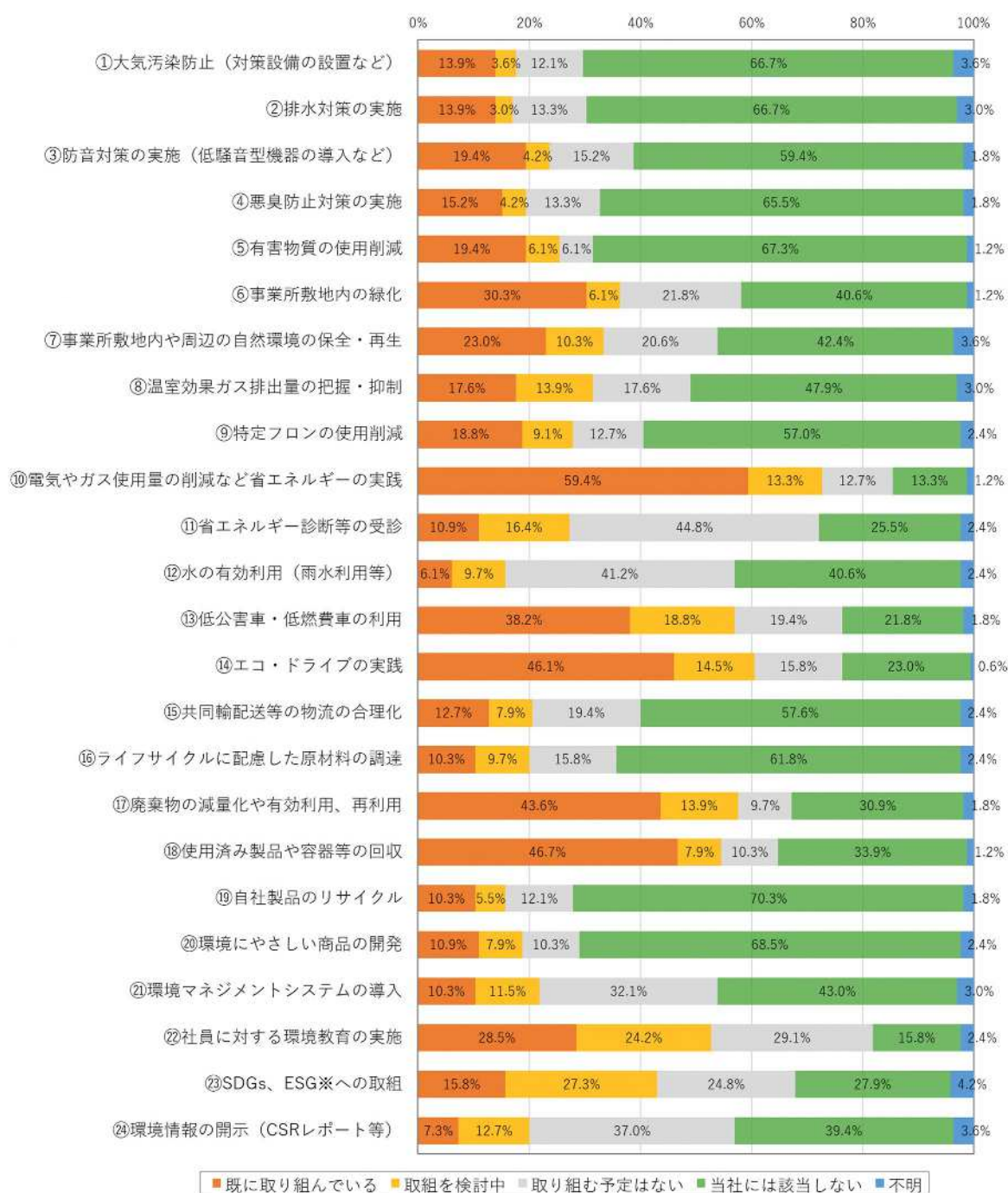
- ◆「大気、騒音・振動、悪臭などの公害対策」、「ポイ捨てや不法投棄の防止などのまちの美化推進」、「歩きやすく自転車が利用しやすいまちづくり」が多くなっており、生活環境の快適さに関する項目が重視されていることが伺える。
- ◆地球温暖化*対策・エネルギー対策に関する項目の回答率は低く、施策の目的や成果などの情報発信がさらに必要と考えられる。



事業者アンケート結果の概要

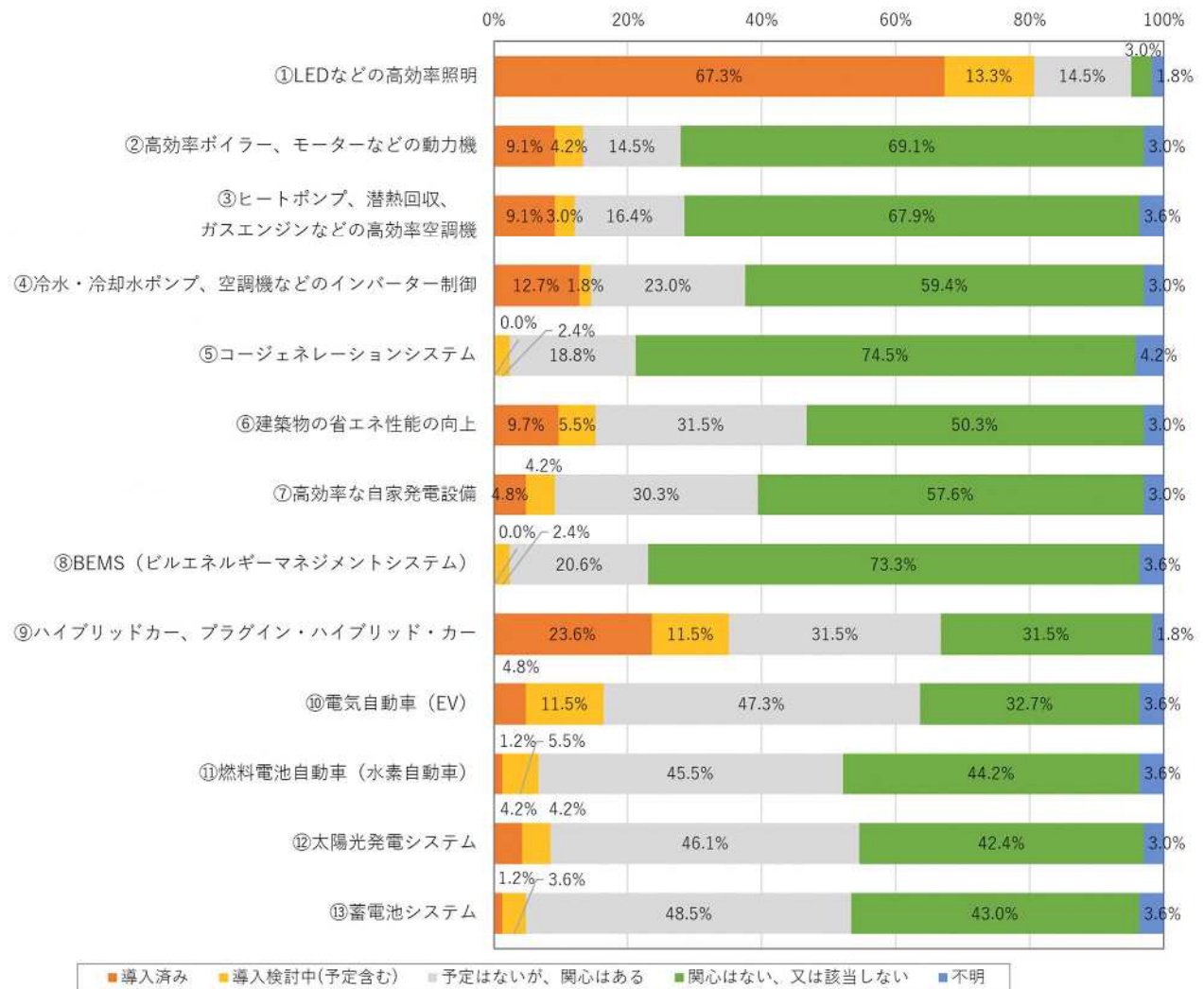
1 事業所で取り組んでいる環境活動

- ◆実施率が高かったのは「電気やガス使用量の削減など省エネルギー*の実践」、「エコ・ドライブ*の実践」、「使用済み製品や容器等の回収」、「廃棄物の減量化や有効利用、再利用」で4割以上の事業者で取り組まれている。
- ◆『取組を検討中』を併せると、上記のほか「低公害車・低燃費車の利用」、「社員に対する環境教育*の実施」、「SDGs、ESG への取組」の回答率が高い。
- ◆一方『取り組む予定はない』とされたのは「省エネルギー診断等の受診」「水の有効利用（雨水利用等）」「環境情報の開示（CSRレポート等）」となっている。



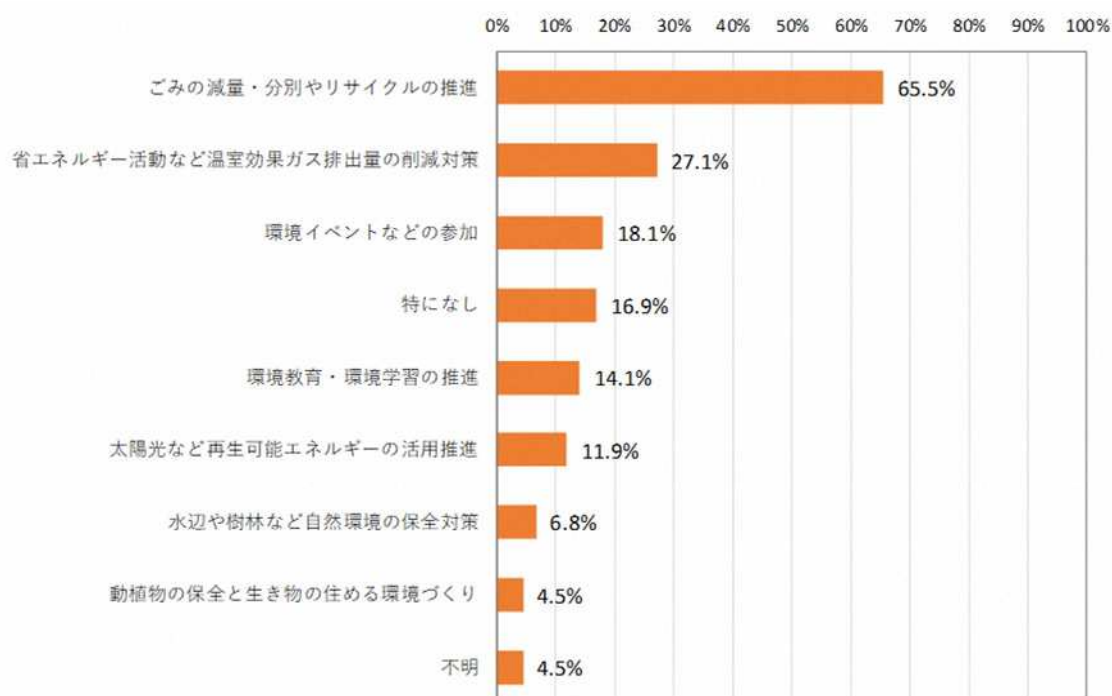
2 地球温暖化対策設備機器の導入状況

- ◆ 『導入済み』は、「LED などの高効率照明」が最も高く、次いで「ハイブリッドカー、プラグイン・ハイブリッド・カー」となっている。
- ◆ 『導入検討中』を併せると、次いで「電気自動車（EV）」が多い。
- ◆ 『予定はないが、関心はある』については、「蓄電池システム」、「電気自動車（EV）」、「太陽光発電システム*」、「燃料電池*自動車」で回答率が高い。
- ◆ 「BEMS」については、建物の形態に関わらず総じて導入意向が低い。



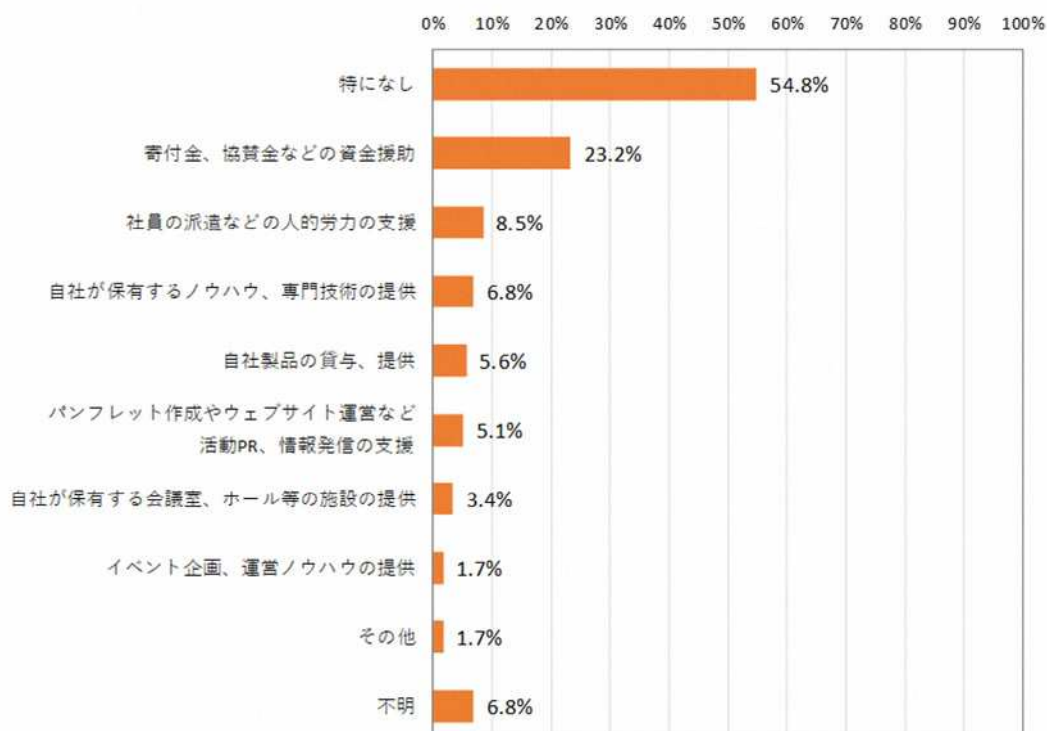
3 区や市民と協力、支援できる活動分野

- ◆「ごみの減量・分別やリサイクル*の推進」が最も多く、次いで、「省エネルギー*活動など温室効果ガス*排出量の削減対策」、「環境イベントなどの参加」となっている。



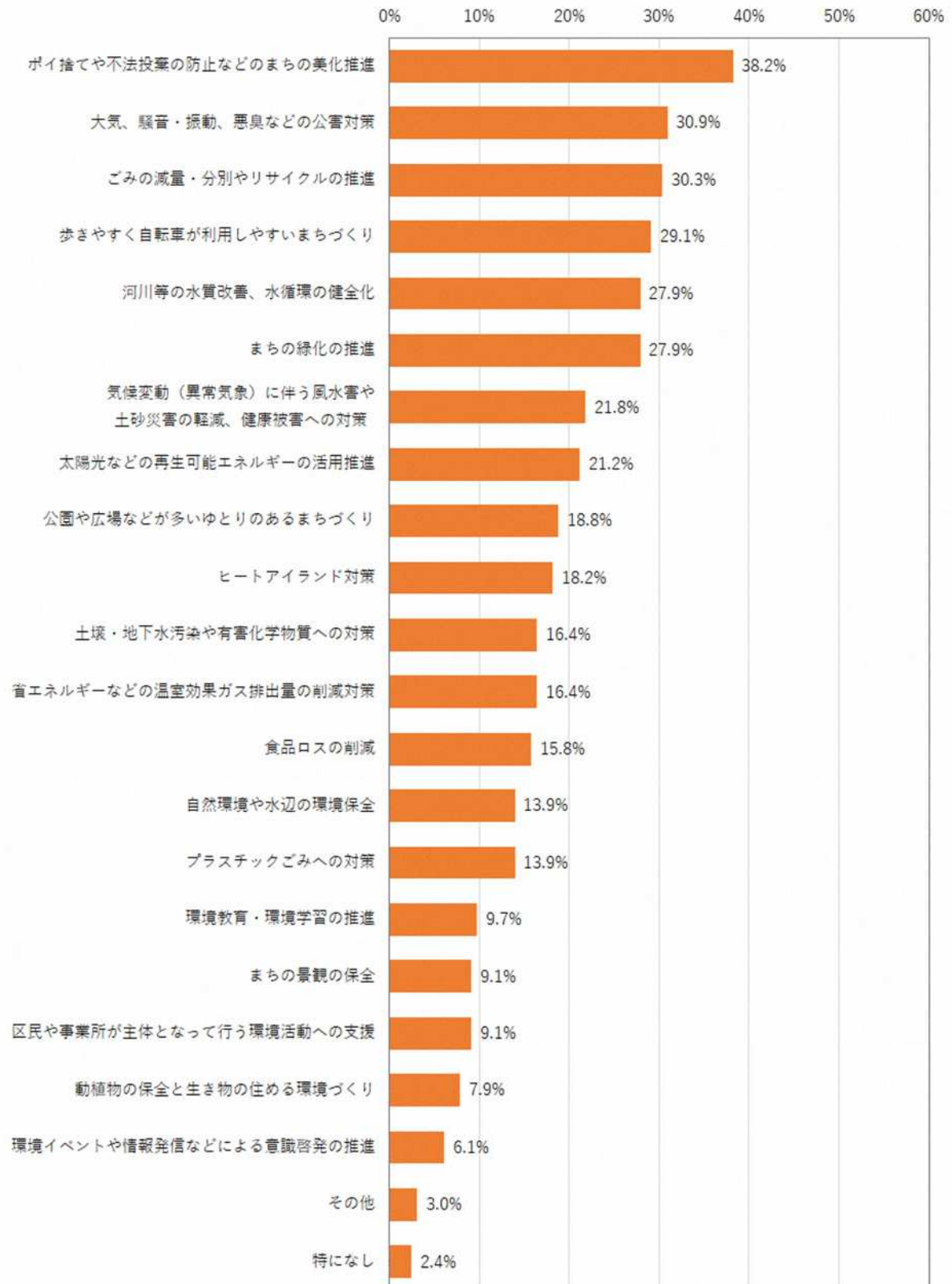
4 区や市民に協力、支援できる取組み

- ◆「特になし」が半数以上の中、「寄付金、協賛金などの資金援助」、「社員の派遣などの人的労力の支援」などの回答を得た。



5 区が重点的に取り組むべき環境施策

- ◆「ポイ捨てや不法投棄の防止などのまちの美化推進」が36.7%と最も多い。
- ◆次いで「大気、騒音・振動、悪臭などの公害対策」、「ごみの減量・分別やリサイクル*の推進」、「まちの緑化の推進」が約3割となっている。



3 北区環境基本計画 2015 の進捗評価

評価の考え方

- ・現行の「北区環境基本計画 2015」で示されている環境目標が達成され、目標とする環境像「自然環境共生都市～みんなが環境を考え・行動するまち～」の実現へとつながっているかどうか、総合評価を実施します。
- ・成果指標の定量的な目標に対する評価とともに、取り組み状況に対する定性的な評価を加えた総合評価を実施します。

評価基準の設定

- ・評価基準のうち、「成果指標」については、「目標達成済み」を◎、「目標は達成していないが、計画策定時より向上」を○、「取り組みを実施したが、計画策定時より改善が見られず。」を△、「検討中」及び「未実施」を×としました。
- ・また、区民の目線による計画の進捗評価として、令和3年6月に実施した環境に関する区民アンケート調査における「環境の満足度」の回答結果をふまえ、◎、○、△の3段階評価としました。

評価指標		示すもの	評価基準
施策実施の成果	成果指標	施策の実施成果を現したもの	◎：目標達成済み ○：目標は達成していないが、計画策定時より向上 △：取り組みを実施したが、計画策定時より改善が見られず。 ×：検討中及び未実施
	満足度	施策の実施効果を示すもの	◎：策定時より5%以上増加 ○：策定時と同程度 △：策定時より5%以上減少
総評		実施状況、満足度を総合的に評価したもの	A：現行計画の方針、事業を継続 B：現行計画を継続しつつ、一部の事業内容等を見直し C：現行計画の方針、事業内容等を再検証

満足度の評価基準：地区の環境について「満足」「まあ満足」「普通」と回答した区民の割合

評価項目	満足	まあ満足	普通	満足度	やや不満	不満	不明
①空気のきれいさ、さわやかさ	5.4%	21.5%	55.1%	82.0%	14.1%	2.2%	1.6%
②水や水辺のきれいさ	3.9%	22.9%	54.1%	80.9%	14.5%	2.6%	2.0%
③静かで穏やかな生活	10.1%	28.5%	43.2%	81.8%	12.9%	3.9%	1.4%
④移動のしやすさ（区内の移動及び区外への移動）	31.6%	38.6%	23.5%	93.7%	3.4%	1.2%	1.6%
⑤自然や生きものの豊かさ	4.4%	23.9%	56.9%	85.2%	11.3%	1.5%	2.0%
⑥暮らしの中のうるおい（公園・まち中のみどりなど）	7.3%	29.3%	46.5%	83.0%	12.4%	2.6%	2.0%
⑦まち並みの美しさ（景観、ポイ捨て防止など）	2.3%	16.6%	51.2%	70.1%	22.3%	5.7%	2.0%
⑧持続可能な資源循環（3R*など）	2.6%	11.8%	70.7%	85.1%	10.7%	1.5%	2.7%
⑨地球温暖化*に配慮した暮らし（省エネ、再エネなど）	2.5%	8.9%	69.0%	80.3%	15.9%	1.7%	2.1%
⑩災害などからの安全性（風水害対策、感染症・熱中症対策など）	3.1%	16.9%	57.1%	77.0%	17.5%	3.6%	2.0%

評価結果

「基本目標1 北区の環境を育むきずなづくり」の進捗評価

基本目標

北区でくらすあらゆる世代が、北区の特徴である豊かな自然を「ふるさと」として感じられるような意識づくりとともに、体験教室や交流会といった環境関連イベント開催によって、経験をおとした行動の定着を目指します。

区の自然環境を維持したい（守りたい）という意識を世代間で共有し、あらゆる区民が身近な自然を感じるとともに、区民・中小企業の活動の支えとなる基盤の整備を進めます。

施策の方向性

- 1-1 環境保全・創造のための人・地域づくり
- 1-2 環境経営の促進
- 1-3 環境に関する情報共有の仕組みづくり

◆成果指標の評価（目標・進捗状況）

成果指標	具体的な目標	策定時	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	評価
北区環境大学事業での開催講座数	維持	68回	67回	68回	36回	34回	34回	38回	26回	○
環境学習拠点の利用人数 ①エコー広場館 ②自然ふれあい情報館 ③みどり環境の情報館	増加	①7.32万人 ②4.14万人 ③1,990人	①7.83万人 ②3.70万人 ③278人※	①5.76万人 ②5.40万人 ③265人※	①7.66万人 ②4.67万人 ③2,942人	①7.49万人 ②5.03万人 ③4,202人	①7万人 ②4.68万人 ③4,202人	①7万人 ③2,710人	①4.34万人 ②4.40万人 ③3,469人	○
家庭・事業所での優れた取組みに対する表彰・公表数	表彰・公表制度の構築・運用	新規	取組みに向けたプログラムを構築中	取組みに向けたプログラムを構築中	取組みに向けたプログラムを構築中	取組みに向けたプログラムを構築中	取組みに向けたプログラムを構築中	取組みに向けたプログラムを構築中	取組みに向けたプログラムを構築中	×
新エネルギー及び省エネルギー機器等導入助成件数 (中小企業者等)	増加	2件	20件	18件	13件	15件	16件	10件	14件	◎
環境経営に関するセミナーへの参加者数	増加	5社	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	×
環境学習拠点における情報発信回数	現状維持	定期的に実施	46回	56回	50回	50回	52回	50回	53回	◎
区内の環境を学ぶための啓発資料の作成数	現状維持	定期的に実施	1,830回	2,268回	3,730部	3,360部	3,850部	3,660部	4,838部	◎
有識者や高齢者等が有する環境関連情報を継承・蓄積する仕組みの構築	制度構築・運用	新規	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	×

◆参考：区民アンケート調査による重要度（全回答項目中の順位）

評価項目	策定時	令和3年度	評価
環境教育*・環境学習の推進	10/11	17/20	○
環境イベントや情報発信などによる意識啓発の推進	9/11	19/20	○
区民や事業所が主体となつて行う環境活動への支援	11/11	20/20	○

◆総括評価

評価結果	評価
<p>施策の実施状況についてみると、「環境を育むきずなづくり」を目指し、各種の環境情報の発信・共有、学校などにおける環境教育の推進、自然観察会の開催、北区環境大学をはじめとする環境人材づくりなどの取り組みを進めています。</p> <p>成果指標については、区民の参加を前提とする指標のため、新型コロナウイルス感染*拡大防止措置（施設利用制限、講座・イベント開催中止など）の影響もあり、取り組みは実施しましたが計画策定時から目立った成果はあがりません。さらに、未実施の取り組みや当初計画を下回る項目があります。</p> <p>区民アンケート結果でも、環境活動についての施策に対する重要度の認識は低い状態となっています。</p> <p>今後は、より区民や事業者の興味をひきつける情報発信の方法について工夫をこらすとともに、参加したくなる講座やイベント開催を企画、実施していく必要があります。また、既存の取り組みで進捗が滞っているものについて、推進していく必要があります。</p>	B

「基本目標 2 安全・安心な区民生活環境の確保」の進捗評価

基本目標

良好な生活環境と区の魅力は密接に関係しています。

身近な生活環境に関する課題に対しては、地域の実情を熟知した北区が主体的に関わることを基本とし、広域的な課題解決に関しては国や東京都、関係機関と連携しつつ、総合的に対策を進めます。

施策の方向性

- 2-1 身近な環境問題に関する取組み
- 2-2 包括的な化学物質対策
- 2-3 広域的な環境問題の解決に向けた取組み

◆成果指標の評価（目標・進捗状況）

成果指標	具体的な目標	策定時	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	評価
騒音・振動等に関する工場・事業場への指導回数	現状維持	定期的に実施	現況届出書に基づく立入調査、講習会、苦情発生時等に実施	現況届出書に基づく立入調査、講習会、苦情発生時等に実施	現況届出書に基づく立入調査、講習会、苦情発生時等に実施	現況届出書に基づく立入調査、講習会、苦情発生時等に実施	現況届出書に基づく立入調査、講習会、苦情発生時等に実施	現況届出書に基づく立入調査、講習会、苦情発生時等に実施	現況届出書に基づく立入調査、講習会、苦情発生時等に実施	◎
環境美化キャンペーンの開催回数	現状維持	定期的に実施	10回（延べ504名参加）	10回（延べ444名参加）	10回（延べ478名参加）	7回（延べ476名参加）	5回（延べ206名参加）	新型コロナウイルス感染拡大防止のため休止	5回（延べ163名参加）	◎
化学物質の適正管理に関する情報発信	現状維持 情報の充実	定期的に実施	周知方法の拡充を検討中	周知方法の拡充を検討中	周知方法の拡充を検討中	周知方法の拡充を検討中	周知方法の拡充を検討中	周知方法の拡充を検討中	ホームページの内容を拡充	△
有害ガス排出工場・指定作業場調査における規制基準適合状況	すべて 規制基準 以内	2事業所で 規制基準超過	すべて 規制基準 以内	すべて 規制基準 以内	すべて 規制基準 以内	すべて 規制基準 以内	すべて 規制基準 以内	すべて 規制基準 以内	すべて 規制基準 以内	◎
光化学オキシダントやPM2.5に関する情報発信	現状維持 情報の充実	定期的に実施	北区ニュース：1回 ホームページ：公表中	北区ニュース：1回 ホームページ：公表中	北区ニュース：1回 ホームページ：公表中	北区ニュース：1回 ホームページ：公表中	北区ニュース：1回 ホームページ：公表中	北区ニュース：1回 ホームページ：公表中	北区ニュース：1回 ホームページ：公表中	◎
ヒートアイランド対策に関する情報発信	情報の充実	新規	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	×
大気汚染物質の測定	現状維持	定期的に実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	◎

◆区民アンケート調査による評価（満足+まあ満足+普通）

評価項目	策定時	令和3年度	評価
空気のさわやかさ、きれいさ	77.7%	82.0%	○
におい（悪臭がしないこと）	78.4%	82.0%	○
水と水辺のきれいさ	76.2%	80.9%	○
まわりの静けさ	73.5%	81.8%	◎
星のみやすさ	77.7%	82.0%	○
地域内の清潔さ	77.2%	70.1%	△
地球温暖化*・ヒートアイランド現象*に関する取り組み	69.1%	80.3%	◎

◆総括評価

評価結果	評価
<p>施策の実施状況についてみると、「安全・安心な区民生活環境の確保」を目指し、法令に基づく監視、規制・指導、啓発活動などの取り組みを進めており、大気、水質、騒音・振動、ダイオキシン類とも環境基準*をほぼ達成しています。</p> <p>成果指標については、概ね当初計画を達成しています。</p> <p>区民アンケート結果では、地域内の環境美化に関する満足度が落ち込んだ以外は上昇しています。</p> <p>引き続き、区民の高い満足度を維持していくため、実施中の事業を継続しながら、地域内の環境美化についての対策の改善・強化を行っていく必要があります。</p>	A

「基本目標3 みんなで目指す低炭素・循環型の北区」の進捗評価

基本目標

区民や中小企業に対する省エネ促進や再エネ導入などの低炭素社会*推進の取組みとともに、3R*の一層の徹底など、循環型社会*を構築していくための取組みを継続的に進めます。

施策の方向性

- 3-1 積極的な参加が期待されるエネルギー対策
- 3-2 災害時も活用可能なエネルギーシステムの導入
- 3-3 健全な物質循環の確保と循環型社会の構築

◆成果指標の評価（目標・進捗状況）

成果指標	具体的な目標	策定時	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	評価
新エネルギー及び省エネルギー機器の導入助成件数	増加	775件	246件	253件	356件	262件	280件	342件	261件	◎
省エネ・再エネ設備導入技術講習の実施	現状維持	新規（平成26年度より実施）	3回	3回	2回	2回	マンション管理無料セミナーにて省エネに関する説明を実施	未実施	未実施	×
環境活動自己診断事業への参加者数	増加	回収数1,655枚	回収数1,641枚	回収数1,854枚	回収数1,680枚	回収数1,674枚	回収数1,841枚	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため休止中	回収数1,781枚	◎
家庭・事業所での優れた取り組みに対する表彰・公表数	表彰・公表制度の構築・運用	新規	取組みに向けたプログラムを構築中	取組みに向けたプログラムを構築中	取組みに向けたプログラムを構築中	取組みに向けたプログラムを構築中	取組みに向けたプログラムを構築中	取組みに向けたプログラムを構築中	取組みに向けたプログラムを構築中	△
区有施設への新エネルギー機器の導入件数	増加	25施設	25施設	27施設	31施設	34施設	35施設	36施設	39施設	◎
区有施設への新エネルギー機器の導入件数	適宜更新	113機	123機	185機	185機	119機	119機	138機	136機	◎
エコ広場館の年間利用人数	増加	7.32万人	7.83万人	5.76万人	7.66万人	7.49万人	7万人	4.29万人	4.34万人	○
区民1人1日あたりのごみ総排出量※	700g	881g	849g	822g	813g	804g	798g	790g	集計中	○
区民1人1日あたりのごみ排出量※	563g	718g	687g	665g	662g	660g	647g	637g	集計中	○

「ごみ排出量」：区が収集する可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、区の許可業者が収集する持ち込みごみの合計量
「ごみ総排出量」：ごみ排出量に区が回収する資源と集団回収により回収される資源を加えた量

◆区民アンケート調査による評価（満足+まあ満足+普通）

評価項目	策定時	令和3年度	評価
省エネルギー*活動の周知	75.3%	80.3%	◎
地球温暖化*・ヒートアイランド現象*に関する取り組み	69.1%	80.3%	◎
災害からの安全性	69.2%	77.0%	◎
リサイクル*への取り組み	88.1%	85.1%	○

◆総括評価

評価結果	評価
<p>施策の実施状況についてみると、「みんなで目指す低炭素*・循環型の北区」を目指し、省エネ行動の周知・啓発活動、省エネ・再エネ機器の導入支援、3R*行動の周知などの取り組みを進めています。</p> <p>成果指標については、概ね当初計画の見込みどおりの進捗となっていますが、ごみ排出量は計画策定時に比べて進捗しましたが、目標は未達成となっています。</p> <p>区民アンケート結果では、地球温暖化対策に関する満足度が上昇していますが、リサイクルへの取り組みについては満足度が下降しています。</p> <p>引き続き、2050年カーボンニュートラル*の実現を目指し、実施中の事業に加え、新たな地球温暖化対策、気候変動対策、ごみ減量・資源循環対策の充実・強化を行っていく必要があります。</p>	A

「基本目標4 区民と自然が共生できる仕組みづくり」の進捗評価

基本目標

北区には、人々に親しまれる河川と崖線の緑や湧水などの自然が残っています。

緑は、日差しを遮る、気温を下げる、風を弱めることで、人に潤いややすらぎを与えます。さらには、火災の延焼防止、生け垣化による地震発生時のブロック塀等の倒壊による災害減少など、防災上の機能も期待されます。このようなかけがえのない水辺や緑を守るため、北区では、長期的な視野を持ち、生物多様性*に係る意識の醸成、緑の保全と創出、健全な水循環を確保していくための仕組みづくりを進めます。

施策の方向性

- 4-1 生物多様性の重要性に対する理解の促進
- 4-2 地域に密着した緑の保全と創出の仕組みづくり
- 4-3 環境保全上健全な水循環の回復

◆成果指標の評価（目標・進捗状況）

成果指標	具体的な目標	策定時	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	評価
環境リーダー養成講座の実施	継続	実施	25回	25回	19回	19回	32回 延べ参加者計 306名	35回 延べ参加者計 296名	41回 延べ参加者計 345名	○
区内の生きものの調査結果を活用した学習会等の参加者数	増加	502名	404名	498名	279名	426名	437名	427名	424名	○
北区環境大学講座の参加者数	増加	延べ1,457名	延べ1,168名	延べ1,505名	延べ871名	延べ721名	延べ829名	延べ766名	延べ289名	○
生垣造成助成の長さ（累計）	増加	5,576m	5,701m	5,792m	5,800m	5,858m	5,874m	5,897m	5,922m	◎
延長20m以上の接道緑化の総延長（累計）	増加	31,610m	40,888m	48,084m	47,878m	52,364m	56,317m	59,828m	64,188m	◎
緑被率（1㎡以上）	20%	19.05%	19.05%	19.05%	19.05%	18.43%	18.43%	18.43%	18.43%	△
区内の生きものの調査を活用した緑化指針等の策定	策定	新規	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	×
湧水地点数	現状維持	12地点	12地点	12地点	13地点	14地点	14地点	13地点	13地点	◎
河川生物生息調査によるモニタリング	継続	実施	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	◎

◆区民アンケート調査による評価（満足+まあ満足+普通）

評価項目	策定時	令和3年度	評価
生きものの豊かさ	72.8%	85.2%	◎
自然の豊かさ	74.9%	85.2%	◎
公園・街路樹、生垣、屋敷地などのみどりの豊かさ	78.6%	83.0%	○
自然との親しみやすさ	76.9%	83.0%	◎
水と水辺のきれいさ	76.2%	80.9%	○
ゆとりのある空間（公園、広場）の多さ	75.1%	83.0%	◎

◆総括評価

評価結果	評価
<p>施策の実施状況についてみると、「区民と自然が共生できる仕組みづくり」を目指し、生物多様性*の保全に向けた調査の実施、生物保全対策、公園・緑地などの整備、まちなか緑化などの取り組みを進めています。</p> <p>成果指標については、区民の参加を前提とする指標は、新型コロナウイルス感染*拡大防止措置（施設利用制限、講座・イベント開催中止など）の影響もあり、計画策定時から目立った成果はあがりませんが、緑化に関する成果指標は概ね当初計画を達成しています。</p> <p>区民アンケート結果では、生きものの豊かさ、自然の豊かさ、みどりの豊かさなど、全ての項目で満足度が向上しています。</p> <p>引き続き、区民の高い満足度を維持していくため、実施中の事業を継続しながら、みどりの「量」の確保とともに、生物多様性の保全を含めたみどりの「質」を高めていくための対策の充実・強化を行っていく必要があります。</p>	A

4 北区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の進捗評価

評価の考え方

- ・ 現行の「北区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」で示されている基本方針が実施され、削減目標の達成へとつながっているかどうか、総合評価を実施します。
- ・ 成果指標の定量的な目標に対する評価とともに、取組み状況に対する定性的な評価を加えた総合評価を実施します。

評価基準の設定

- ・ 評価基準のうち、「成果指標」については、「目標達成済み」を◎、「目標は達成していないが、計画策定時より向上」を○、「取組みを実施したが、計画策定時より改善が見られず」を△、「検討中」及び「未実施」を×としました。
- ・ また、区民、事業者の目線による計画の進捗評価として、令和3（2021）年6月に実施した環境に関する市民、事業者アンケート調査における「環境配慮行動の実践状況」、「地球温暖化*対策につながる設備機器の導入状況」の回答結果の変化を考慮しました。（平成29（2017）年10月に実施した区民・事業者意識調査における設問や選択肢が今回実施したアンケート調査と異なり、単純比較が困難なため、評価基準は設けずに参考データとしています。）

評価指標		示すもの	評価基準
施策実施の成果	成果指標	施策の実施成果を現したもの	◎：目標達成済み ○：目標は達成していないが、計画策定時より向上 △：取組みを実施したが、計画策定時より改善が見られず ×：検討中及び未実施
	行動実践率	施策の実施効果を示すもの	—
	設備導入率	施策の実施効果を示すもの	—
総評		実施状況、満足度を総合的に評価したものの	A：現行計画の方針、事業を継続 B：現行計画を継続しつつ、一部の事業内容等を見直し C：現行計画の方針、事業内容等を再検証

削減目標の達成状況

温室効果ガス排出量の削減目標

2030（令和12）年度までに2013（平成25）年度比で26%削減

単位：千t-CO₂

	2013年度 (基準年)	2030年度 (目標値)		2018年度※ (実績値)		
		目標値	削減率	排出量	削減率	
二酸化炭素	産業部門	113	80	▲29%	82	▲27%
	業務その他部門	364	275	▲25%	414	14%
	家庭部門	502	376	▲25%	440	▲12%
	運輸部門	191	130	▲32%	154	▲19%
	廃棄物部門	40	32	▲21%	43	8%
	小計	1,211	893	▲26%	1,133	▲1%
その他の温室効果ガス	61	46	▲24%	97	6%	
合計	1,272	939	▲26%	1,229	▲0.3%	

※オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」による公表値

エネルギー消費量の削減目標

2030（令和12）年度までに2013（平成25）年度比で9%削減

	2013年度 (基準年)	2030年度 (目標値)		2018年度※ (実績値)	
		目標値	削減率	消費量	削減率
産業部門	1,262	1,085	▲14%	1,038	▲18%
業務その他部門	3,300	3,296	▲0.1%	3,875	17%
家庭部門	5,214	5,089	▲2%	4,944	▲5%
運輸部門	2,480	1,734	▲30%	2,029	▲18%
合計	12,255	11,204	▲9%	11,886	▲3%

※オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」による公表値

【参考データ】環境に関する取組の取組状況について「取り組んでいる」と回答した区民の割合

評価項目	取り組んでいる	今後 取り組みたい	取り組むのは 難しい	不明
不要な照明やテレビはこまめに消す	83.5%	10.6%	2.6%	3.3%
冷暖房は、夏 28℃冬 20℃の室温を目安にしている	56.8%	27.3%	13.8%	2.1%
水を使う時は流しっぱなしにせず、溜めて使う	58.5%	32.7%	7.0%	1.7%
買い物ときはマイバッグを持参する	88.7%	5.9%	3.4%	2.0%
できるだけ徒歩や自転車、公共交通機関を使う	85.0%	10.0%	2.8%	2.2%
環境にやさしいエコ・ドライブ*を実践している	36.5%	34.9%	18.9%	9.6%
自宅の植栽や緑のカーテンなど緑化をしている	25.7%	40.3%	29.3%	4.7%
環境に関する学習講座、講演会、自然観察会に参加している	3.7%	42.4%	48.8%	5.0%

【参考データ】区民の地球温暖化対策につながる設備機器の導入状況

評価項目	導入済み	導入検討中 (予定含む)	予定はないが 関心はある	関心はない 該当しない	不明
住宅用太陽光発電システム*	2.0%	0.9%	56.2%	36.7%	4.3%
住宅用太陽熱利用システム	1.0%	0.5%	56.5%	38.1%	3.9%
ペアガラスや二重サッシなど気密性の高い窓・サッシ	21.8%	2.6%	48.7%	23.7%	3.2%
壁、床、天井などの断熱	24.2%	2.8%	49.9%	19.1%	3.9%
エコジョーズ、エコウィル、エコキュートなど、効率の良い給湯器	19.7%	3.4%	51.0%	22.1%	3.7%
電力消費や待機電力の少ない家電製品	32.6%	17.7%	40.6%	6.5%	2.6%
LEDなどの高効率照明	67.5%	10.3%	17.6%	2.6%	2.0%
家庭用燃料電池*装置（エネファーム）	3.8%	1.7%	59.0%	31.5%	3.9%
家庭用蓄電池システム	1.5%	2.1%	60.4%	32.1%	3.9%
HEMS*	0.7%	1.5%	47.5%	43.2%	7.1%
再生可能エネルギー*、自然エネルギー由来の電力	0.9%	2.3%	61.7%	30.1%	4.9%
排出ガスが少なく燃費の良い自動車	9.0%	6.5%	46.9%	33.3%	4.3%
ハイブリッドカー、プラグイン・ハイブリッドカー	7.7%	5.7%	47.2%	34.6%	4.8%
電気自動車（EV）	0.9%	4.1%	50.1%	40.2%	4.8%
燃料電池自動車（水素自動車）	0.4%	1.6%	48.8%	44.2%	5.0%
雨水浸透・貯留設備	1.6%	0.9%	51.4%	41.2%	4.9%

【参考データ】 環境に関する取組の取組状況について「取り組んでいる」と回答した事業者の割合

	既に取り組んでいる	取組を検討中	取り組む予定はない	当社には該当しない	不明
温室効果ガス*排出量の把握・抑制	18.1%	14.7%	16.9%	47.5%	2.8%
特定フロンの使用削減	18.1%	9.0%	12.4%	58.2%	2.3%
電気やガス使用量の削減など省エネルギー*の実践	58.8%	13.6%	13.0%	13.6%	1.1%
省エネルギー診断等の受診	10.7%	16.9%	43.5%	26.6%	2.3%
水の有効利用（雨水利用等）	6.2%	10.2%	40.1%	41.2%	2.3%
低公害車・低燃費車の利用	38.4%	19.2%	18.6%	22.0%	1.7%
エコ・ドライブ*の実践	46.9%	13.6%	15.3%	23.2%	1.1%
共同輸配送等の物流の合理化	11.9%	10.2%	18.6%	55.9%	3.4%
ライフサイクルに配慮した原材料の調達	10.7%	10.2%	15.3%	61.0%	2.8%
廃棄物の減量化や有効利用、再利用	42.9%	15.3%	9.0%	31.1%	1.7%
ISO14001 やエコアクション 21 等の EMS(環境マネジメントシステム*)の導入	10.2%	11.9%	32.2%	42.4%	3.4%
社員に対する環境教育*の実施	27.1%	26.0%	29.4%	14.7%	2.8%
環境情報の開示（CSR レポート等）	7.9%	13.0%	36.7%	38.4%	4.0%
再生可能エネルギー*などを電源とした CO ₂ 排出係数*の低い電力会社の利用	6.2%	6.8%	42.9%	40.7%	3.4%
カーボンオフセット*の利用（オフセット・クレジットの購入）	1.1%	2.8%	36.7%	55.9%	3.4%
脱炭素*経営に向けた計画や方針の作成	1.7%	6.2%	35.6%	53.1%	3.4%
SBT の認定取得、RE100、TCFD などへの参画	0.0%	4.0%	27.1%	64.4%	4.5%

【参考データ】 事業者の地球温暖化対策につながる設備機器の導入状況

	導入済み	導入検討中（予定含む）	予定はないが関心はある	関心はない該当しない	不明
LED などの高効率照明	64.4%	14.7%	15.3%	3.4%	2.3%
高効率ボイラー、モーターなどの動力機	9.0%	4.0%	14.1%	69.5%	3.4%
ヒートポンプ、潜熱回収、ガスエンジンなどの高効率空調機	8.5%	3.4%	16.9%	67.2%	4.0%
冷水・冷却水ポンプ、空調機などのインバーター制御	12.4%	1.7%	23.2%	59.3%	3.4%
コージェネレーションシステム*	0.0%	2.8%	18.1%	74.6%	4.5%
建築物の省エネ性能の向上	9.0%	6.2%	31.1%	50.3%	3.4%
高効率な自家発電設備	5.1%	4.5%	30.5%	56.5%	3.4%
BEMS*（ビルエネルギーマネジメントシステム）	0.0%	2.8%	20.3%	72.9%	4.0%
ハイブリッドカー、プラグイン・ハイブリッド・カー	23.2%	12.4%	31.1%	31.1%	2.3%
電気自動車（EV）	4.5%	11.9%	47.5%	32.2%	4.0%
燃料電池*自動車（水素自動車）	1.1%	5.6%	45.2%	44.1%	4.0%
太陽光発電システム*	4.5%	4.5%	46.3%	41.2%	3.4%
蓄電池システム	1.2%	3.6%	48.5%	43.0%	3.6%

評価結果

「基本方針 1 低炭素型のライフスタイル・ワークスタイルの普及」の進捗評価

基本目標

北区から排出される二酸化炭素の内訳を見ると、家庭での日常生活に由来するものが約 40%、事務所等での業務活動に由来するものが約 30%となっています。今後、世帯数や事務所の床面積の増加により、家庭や事務所等からの二酸化炭素の排出量も増加することが見込まれます。

省エネルギー*等の地球環境に配慮した行動は、気軽に取り組むことができるものがあるほか、電気代の節約等のメリットもあります。そうした情報発信を強化しながら、地球環境に配慮した行動の意識啓発を進め、低炭素*型のライフスタイル・ワークスタイルの普及・定着を図っていきます。

施策の方向性

- 1-1 家庭での取組みの促進
- 1-2 事業所での取組みの促進
- 1-3 区民・事業者の連携の促進

◆成果指標の評価（目標・進捗状況）

成果指標	具体的な目標	策定時	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	評価
省エネ技術講習（マンション省エネセミナー等）の実施	増加	新規（平成26年度より実施）	2回	マンション管理無料セミナーにて省エネに関する説明を実施	未実施	未実施	○
環境学習拠点の利用人数 ①エコー広場館 ②自然ふれあい情報館 ③みどりと環境の情報館	増加	①7.32万人 ②4.14万人 ③1,990人	①7.49万人 ②5.03万人 ③4,202人	①7万人 ②4.68万人 ③4,202人	①7万人 ②3.9万人 ③2,710人	①4.34万人 ②4.40万人 ③3,469人	○
HEMS助成件数	累計100件	新規	7件	7件	17件 累積42件	19件 累積61件	○
ごみ減量・3R活動の啓発活動	推進	推進	推進	推進	推進	推進	◎
「北区自転車ネットワーク計画」の策定	策定	新規	検討中	策定	策定	策定	◎
事業所の省エネに関するセミナーへの参加者数	増加	新規	未実施	未実施	未実施	未実施	×
環境マネジメントシステム認証による優遇制度の検討	制度構築・	新規	検討中	検討中	検討中	検討中	×
立入検査の実施件数	維持・推進	35件	36件	34件	12件	6件	◎
廃棄物管理責任者講習会の参加者数	維持・推進	54人	45人	49人	41人※	49人	○
カーボン・オフセット商品に関する情報発信	情報の充実	新規	準備中	準備中	準備中	準備中	×
びん・缶回収量	維持・増進	3,596 t	3,461 t	3,440 t	3,812 t	3,698 t	◎

※新型コロナウイルス感染*拡大防止のため一時休館・イベント中止あり

◆参考：環境に関する取組の取組状況 「取り組んでいる」と回答した区民の割合

評価項目	策定時	令和3年度
不要な照明やテレビはこまめに消す	57.1%	83.5%
冷暖房は、夏 28℃冬 20℃の室温を目安にしている	62.8%	56.8%
水を使う時は流しっぱなしにせず、溜めて使う	54.1%	58.5%
買い物のときはマイバッグを持参する	59.2%	88.7%
できるだけ徒歩や自転車、公共交通機関を使う	58.6%	85.0%
環境にやさしいエコ・ドライブ*を実践している	19.6%	36.5%
自宅の植栽や緑のカーテンなど緑化をしている	23.0%	25.7%
環境に関する学習講座、講演会、自然観察会に参加している	6.9%	3.7%

◆参考：環境に関する取組の取組状況 「取り組んでいる」と回答した事業者の割合

評価項目	策定時	令和3年度
温室効果ガス*排出量の把握・抑制	9.0%	18.1%
電気やガス使用量の削減など省エネルギー*の実践	68.5%	58.8%
省エネルギー診断等の受診	—	10.7%
エコ・ドライブの実践	36.3%	46.9%
ライフサイクルに配慮した原材料の調達	18.7%	10.7%
廃棄物の減量化や有効利用、再利用	85.7%	42.9%

総括評価

評価結果	評価
<p>施策の実施状況についてみると、「みんなで目指す低炭素*・循環型の北区」を目指し、省エネ行動の周知・啓発活動、3R*行動の周知などの取り組みを進めています。</p> <p>成果指標のうち、省エネ技術講習や環境学習拠点の年間利用人数については新型コロナウイルス感染*拡大防止措置のため、令和2（2020）年度以降の実績は休止もしくは減少となっていますが、令和元（2019）年度実績では計画策定時より増加しています。また、ごみ排出量は計画策定時に比べて進捗しましたが、目標は未達成となっています。</p> <p>区民・事業者アンケート結果では、省エネ行動が習慣として定着しつつある様子がうかがえます。</p> <p>引き続き、より区民や事業者の興味をひきつける情報発信の方法について工夫をこらすとともに、参加したくなる講座やイベント開催を企画、実施していく必要があるほか、既存の取り組みで進捗が滞っているものについて、推進していく必要があります。</p>	B

「基本方針2 省エネ・再エネ・蓄エネシステムの普及」の進捗評価

基本目標

家庭や事務所等において、エネルギーの利用効率を高めることや、再生可能エネルギー*等の導入により自らエネルギーを創ること、自ら創り出したエネルギーを蓄電池等で貯めておき、必要に応じて利用することに取り組むことが重要です。

このため、技術動向や市場の動向を把握しながら、省エネ・再エネ・蓄エネシステムの効果的な支援方策を検討し、家庭や事務所等での普及を促進していきます。また、災害時の活用を視野に入れた再生可能エネルギー等の導入を検討します。

さらに、駅周辺における再開発の構想等と合わせて、情報通信技術を活用してエネルギーをマネジメントするシステムや省エネ・再エネ・蓄エネを総合的に組み合わせたシステムなどの導入を検討します。

施策の方向性

- 2-1 住宅・建築物等でのシステムの普及
- 2-2 災害時も活用可能なエネルギーシステムの導入
- 2-3 次世代自動車*の普及

◆成果指標の評価（目標・進捗状況）

成果指標	具体的な目標	策定時	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	評価
区有施設への新エネルギー機器の導入件数	増加	27施設	34施設	35施設	36施設	39施設	◎
街灯のLED照明への改修数	増加	4,996灯	6,226灯	6,946灯	7,463灯	8,215灯	◎
新エネルギー及び省エネルギー機器の導入助成件数	300件	253件	262件	280件	342件	261件	◎
省エネ技術講習（マンション省エネセミナー等）の実施	増加	新規（平成26年度より実施）	2回	マンション管理無料セミナーにて省エネに関する説明を実施	未実施※	未実施※	○
他自治体等との連携による再生可能エネルギーの活用	検討	新規	検討中	検討中	検討中	検討中	×
区有施設への非常用発電機の導入件数	適宜更新	185機 (避難所60箇所全整備)	119機 (避難所58箇所全整備)	119機 (避難所58箇所全整備)	138機 (避難所58箇所全整備)	136機 (避難所57箇所全整備)	◎
公有車導入における環境配慮制度の検討	制度の構築・運用	新規	制度の構築・運用	制度の構築・運用	制度の構築・運用	制度の構築・運用	◎
充電設備等の設置支援事業	支援事業の構築・運用	新規	検討中	検討中	検討中	検討中	×

※新型コロナウイルス感染*拡大防止のため一時休館・イベント中止あり

◆参考：区民の地球温暖化対策につながる設備機器の導入状況

評価項目	策定時	令和3年度
住宅用太陽光発電システム*	2.7%	2.0%
壁、床、天井などの断熱	15.7%	24.2%
エコジョーズ、エコウィル、エコキュートなど、効率の良い給湯器	10.6%	19.7%
電力消費や待機電力の少ない家電製品	—	32.6%
LEDなどの高効率照明	60.7%	67.5%
家庭用燃料電池*装置（エネファーム）	2.4%	3.8%
家庭用蓄電池システム	1.5%	1.5%
HEMS*（ホームエネルギーマネジメントシステム）	1.5%	0.7%
再生可能エネルギー*、自然エネルギー由来の電力	—	0.9%
排出ガスが少なく燃費の良い自動車	9.1%	9.0%
ハイブリッドカー、プラグイン・ハイブリッド・カー		7.7%
電気自動車（EV）		0.9%
燃料電池自動車（水素自動車）		0.4%

◆参考：事業者の地球温暖化対策につながる設備機器の導入状況

評価項目	策定時	令和3年度
LEDなどの高効率照明	31.9%	64.4%
高効率ボイラー、モーターなどの動力機	—	9.0%
コージェネレーションシステム*	0.6%	0.0%
建築物の省エネ性能の向上	5.9%	9.0%
高効率な自家発電設備	—	5.1%
BEMS*（ビルエネルギーマネジメントシステム）	0.8%	0.0%
ハイブリッドカー、プラグイン・ハイブリッド・カー	14.7%	23.2%
電気自動車（EV）		4.5%
燃料電池自動車（水素自動車）		1.1%
太陽光発電システム	2.3%	4.5%
蓄電池システム	—	1.2%

◆総括評価

評価結果	評価
<p>施策の実施状況についてみると、区有施設における省エネ・再エネ設備の導入、区民への省エネ・再エネ設備の導入支援などの取り組みを進めています。成果指標については、概ね当初計画を達成しています。</p> <p>区民・事業者アンケート結果では、建物の省エネ性能の向上、ハイブリッドカーなどの導入が進んでいます。</p> <p>引き続き、省エネ機器への転換、再生可能エネルギー*設備の導入を進めていく必要がありますが、区の市街地構造から再生可能エネルギー設備の大幅な増加が困難な状況となっています。そのため、検討中となっている他自治体等との連携による再生可能エネルギーの活用方策について、積極的に検討・事業化を図っていく必要があります。</p>	B

「基本方針3 気候変動への適応策の推進」の進捗評価

基本目標

北区を含む東京の大都市圏では、地球温暖化*とヒートアイランド現象*による2つの温暖化が同時に進んでおり、局所的な集中豪雨や熱中症等の健康被害が顕在化しています。

このため、区全域で緑地や水辺空間を増やすとともに、その冷却効果を高めるため、水辺や公園の緑を、街路樹や敷地内の緑でつないでいくことにより、水と緑のネットワーク化を図っていきます。あわせて熱中症の予防のための情報提供や意識啓発を図るとともに、まちなかで涼しく快適に過ごすことができる場所の創出や普及を進めていきます。

また、区全域で緑地を含む雨水の浸透面積の拡大を図っていきます。

施策の方向性

3-1 ヒートアイランド現象の緩和

3-2 集中豪雨等による水害への対策

3-3 熱中症対策の推進

◆成果指標の評価（目標・進捗状況）

成果指標	具体的な目標	策定時	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	評価
建築物のヒートアイランド対策支援件数	増加	40件	53件	36件	80件	77件	◎
緑被率（1㎡以上）	20%	19.05%	18.43%	18.43%	18.43%	18.43%	△
生垣造成助成の長さ（累計）	増加	5,576m	5,858m	5,874m	5,897m	5,922m	◎
延長20m以上の接道緑化の総延長（累計）	増加	31,610m	52,364m	56,317m	59,828m	64,188m	◎
緑化指針等の策定	増加	新規	検討中	検討中	検討中	検討中	×
みどりの協定の締結	増加	住民：3箇所 事業所等：2箇所	住民：3箇所 事業所等：1箇所	住民：4箇所 事業所等：0箇所	住民：2箇所 事業所等：0箇所	住民：2箇所 事業所等：0箇所	△
防災気象情報メール配信サービス登録者数	増加	12,117人	13,004人	15,594人	16,822人	34,403人※	◎
学校や公園等への雨水流出抑制施設の整備	推進	10箇所	12箇所	12箇所	9箇所	10箇所	△
雨水浸透施設等の設置支援件数	推進	7件	3件	0件	0件	0件	×
地域版シェアマップの作成	作成	新規	検討中	検討中	検討中	検討中	×
熱中症対策グッズの配布	推進	クールスカーフ 7,600個	クールスカーフ 9,000個	クールスカーフ 9,500個	クールスカーフ 9,000個	クールスカーフ 9,500個	◎

※防災気象情報メールと区民情報メールとの統合に伴い、合算した数値を掲載（策定時は「防災気象情報メール」）

◆参考：区民アンケート調査による評価（満足+まあ満足+普通）

評価項目	策定時	令和3年度	評価
地球温暖化*・ヒートアイランド現象*に関する取り組み	69.1%	80.3%	◎

◆参考：環境に関する取組の取組状況 「取り組んでいる」と回答した区民の割合

評価項目	策定時	令和3年度
自宅の植栽や緑のカーテンなど緑化をしている	9.4%	25.7%

◆参考：区民の地球温暖化対策につながる設備機器の導入状況

評価項目	策定時	令和3年度
雨水浸透・貯留設備	3.0%	1.6%

総括評価

評価結果	評価
<p>施策の実施状況についてみると、建築物等の蓄熱抑制に向けた支援、緑化の支援などの取り組みのほか、水害などの防災意識啓発や熱中症予防に向けた支援などの取り組みを進めています。</p> <p>成果指標については、概ね当初計画を達成している項目が多くなっていますが、未実施の取り組みがあります。</p> <p>区民アンケート結果では、区の適応策*・ヒートアイランド対策に対する評価は高くなっています。</p> <p>引き続き、ヒートアイランドの緩和に向けた緑化支援や防災能力の向上に向けた整備を着実に継続していく必要があります。また、区民の防災意識の向上に向けて、情報発信の方法について検討を行っていく必要があります。</p>	B

「基本方針4 エコ活動を支える人・コミュニティづくり」の進捗評価

基本目標

地球温暖化*は、家庭での日常生活や事務所等での業務活動に起因していることから、その対策は、区民・事業者・区が一体となって取り組むことが重要です。

そのため、これまでエコ活動に参加していなかった区民や事業者にも関心をもってもらえるような工夫を行うことも含めて、環境学習の推進を図るとともに、区民・事業者・区が連携・協働して、エコ活動に取り組むための場や機会の充実を図ります。

また、学校と連携しながら、次世代を担う子どもたちへの環境教育*の充実を図ります。

施策の方向性

4-1 環境リーダーの育成

4-2 子どもの頃からの環境教育・環境学習の推進

4-3 区民・事業者主体の活動支援

◆成果指標の評価（目標・進捗状況）

成果指標	具体的な目標	策定時	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	評価
環境活動自己診断事業への参加者数	増加	回収数1,655枚	回収数1,674枚	回収数1,841枚	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため休止中	回収数1,781枚	◎
省エネ道場への参加者数	増加	103人	179名	151名	33人※	95人※	○
エコエコツアーへの参加者数	増加	36人	65人	56人	休止※	休止※	○
環境学習拠点の利用人数 ①エコー広場館 ②自然ふれあい情報館 ③みどり環境の情報館	増加	①7.32万人 ②4.14万人 ③1,990人	①7.49万人 ②5.03万人 ③4,202人	①7万人 ②4.68万人 ③4,202人	①7万人 ②3.9万人 ③2,710人	①4.34万人 ②4.40万人 ③3,469人	○
家庭・事業所での優れた取り組みに対する表彰・公表数	表彰・公表制度の構築・運用	新規	取組みに向けたプログラムを構築中	取組みに向けたプログラムを構築中	取組みに向けたプログラムを構築中	取組みに向けたプログラムを構築中	×
集団回収実施団体数	維持・推進	369団体	391団体	399団体	393団体	390団体	◎

※新型コロナウイルス感染*拡大防止のため一時休館・イベント中止あり

◆参考：区民アンケート調査による重要度（全回答項目中の順位）

評価項目	策定時	令和3年度	評価
環境教育*・環境学習の推進	10/11	17/20	○
環境イベントや情報発信などによる意識啓発の推進	9/11	19/20	○
区民や事業所が主体となつて行う環境活動への支援	11/11	20/20	○

◆総括評価

評価結果	評価
<p>施策の実施状況についてみると、各種の環境情報の発信・共有、学校などにおける環境教育の推進、北区環境大学をはじめとする環境人材づくりなどの取り組みを進めています。</p> <p>成果指標の多くが区民の参加を前提とする指標としていることから、新型コロナウイルス感染*拡大防止措置の影響を受けています。令和2（2020）年度以降の実績では、休止もしくは数値が減少となっていますが、令和元（2019）年度実績では計画策定時より増加しています。また、未実施の取り組みがあります。</p> <p>区民アンケート結果でも、環境活動についての施策に対する重要度の認識は低い状態となっています。</p> <p>今後は、より区民や事業者の興味をひきつける情報発信の方法について工夫をこらすとともに、参加したくなる講座やイベント開催を企画、実施していく必要があります。また、既存の取り組みで進捗が滞っているものについて、推進していく必要があります。</p>	B

5

温室効果ガス排出量の算定方法と将来予測の方法

北区の温室効果ガス排出量の算定方法

- ・北区の温室効果ガス*排出量は、オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」による公表データを活用しています。
- ・オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」では、東京都内の市区町村が、温室効果ガス排出量を算定する際の標準的な手法の共有化を進めており、新たな知見、取得可能なデータの変更にに基づき、2019（令和元）年度に算定方法の一部見直しを行っています。

部門		電力・都市ガスエネルギーの算定方法	電力・都市ガス以外のエネルギーの算定方法
産業	農業	農業は都のエネルギー消費原単位に活動量（農家数）を乗じる。	
	水産業	水産業は島しょ地域のみ算定とし、エネルギー消費原単位に活動量（漁業生産量）を乗じる。	
	建設業	都の建設業エネルギー消費量を建築着工延床面積で案分する。	
民生	製造業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 電力：「電力・都市ガス以外」と同様に算出する。 ■ 都市ガス：工業用供給量を計上する。 	都内製造業の業種別製造品出荷額当たりエネルギー消費量に当該市区町村の業種別製造品出荷額を乗じることにより算出する。
	業務	<ul style="list-style-type: none"> ■ 電力：市区町村内総供給量のうち他の部門以外を計上する。 ■ 都市ガス：業務用を計上する。 	都の建物用途別の延床面積当たりエネルギー消費量に当該市区町村内の延床面積を乗じることにより算出する。延床面積は、固定資産の統計、都の公有財産等都の統計書や、国有財産等資料から算出する。
運輸	家庭	<ul style="list-style-type: none"> ■ 電力：電灯使用量から家庭用を算出する。 ■ 都市ガス：家庭用都市ガス供給量を計上する。 	LPG、灯油について、世帯当たり支出（単身世帯、二人以上世帯を考慮）に、単価、世帯数を乗じ算出する。なお、LPGは都市ガスの非普及エリアを考慮する。
	自動車	—	特別区、多摩地域では、都から提供される二酸化炭素排出量を基本とする。島しょ域においては、エネルギー消費原単位に活動量（自動車保有台数）を乗じる。
	鉄道	鉄道会社別電力消費量より、乗降車人員別エネルギー消費原単位を計算し、市区町村内乗降車人員数を乗じることにより算出する。	2019年度現在、貨物の一部を除き、都内にディーゼル機関は殆どないため、無視する。
一般廃棄物*		—	廃棄物発生量を根拠に算出する。

将来予測の方法

将来予測にあたっての設定条件

- ・エネルギー消費量、温室効果ガス*排出量の将来予測は、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル 算定手法編」を参考としつつ、以下の考え方のもとで推計を行いました。

- ・基準年度を 2013 年度とする。
- ・将来推計に用いる過去トレンドのデータは、電力排出係数*の影響を受けないエネルギー消費量データ、もしくは活動量データとする。
- ・エネルギー消費量もしくは活動量の将来予測値から温室効果ガス排出量への変換は、電力排出係数を最新の 2018 年度値で固定するという観点から、2018 年度の炭素集約度もしくはエネルギー原単位（2018 年度排出量/2018 年度活動量）をもって変換する。

将来予測にあたっての設定条件

- ・以下の複数の推計手法を設定し、推計を行いました。

推計手法		概要	
1	オール東京 6 2 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」による推計	・エネルギー消費量当たり CO ₂ 排出量（炭素集約度）、活動量当たりエネルギー消費量、活動量の過去実績から変化率を算出して推計	
2	エネルギー消費量のトレンドからの推計	直線回帰を用いた予測	・エネルギー消費量の各部門の過去実績から直線回帰式を設定して推計
3		対前年度増加率平均を用いた予測	・エネルギー消費量の各部門の過去実績から対前年度増加率の相乗平均を算出し、以降も同傾向の増加率が継続すると仮定して推計
4	活動量のトレンドからの推計	直線回帰を用いた予測	・活動量の各部門の過去実績から直線回帰式を設定して推計
5		対前年度増加率平均を用いた予測	・活動量の各部門の過去実績から対前年度増加率の相乗平均を算出し、以降も同傾向の増加率が継続すると仮定して推計
6	活動量及び原単位からの推計	活動量、原単位の近似曲線を用いた予測	・活動量の各部門の過去実績から近似曲線を設定して推計 ・原単位（活動量当たりエネルギー消費量）の過去実績から近似曲線を設定して推計 ・活動量/原単位でエネルギー消費量を推計
7		活動量、原単位の対前年度増加率平均を用いた予測	・活動量の各部門の過去実績から対前年度増加率の相乗平均を算出し、以降も同傾向の増加率が継続すると仮定して推計 ・原単位（活動量当たりエネルギー消費量）の過去実績から対前年度増加率の相乗平均を算出し、以降も同傾向の増加率が継続すると仮定して推計 ・活動量/原単位でエネルギー消費量を推計

将来予測手法の選択結果

- ・前述の7パターンの推計手法を試算した結果、以下のとおり、6の「活動量、原単位の近似曲線を用いた予測」の予測結果を採用し、削減目標設定の基礎データとしました。

推計手法		選択結果	選択の理由	
1	オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」による推計	×	<ul style="list-style-type: none"> ・予測結果が、過去の排出量動向と著しく乖離している。 ・炭素集約度の予測推計には、電力の排出係数*の改善分も含まれている。 	
2	エネルギー消費量のトレンドからの推計	直線回帰を用いた予測	×	<ul style="list-style-type: none"> ・部門によっては、予測値が将来時点にマイナス値になるなど増減の理由の説明がつけられない。
3		対前年度増加率平均を用いた予測	△	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー消費量、二酸化炭素排出量とも過去トレンドの傾向と整合しているが、産業部門における減少幅が大きく、予測結果は不確実性が高い。 ・活動量や原単位（活動量当たりエネルギー消費量）の増減を考慮しておらず、予測精度としては、予測結果は不確実性が高い。
4	活動量のトレンドからの推計	直線回帰を用いた予測	×	<ul style="list-style-type: none"> ・業務部門、家庭部門の予測結果が、過去の排出量動向と著しく乖離している。
5		対前年度増加率平均を用いた予測	×	<ul style="list-style-type: none"> ・業務部門、家庭部門の予測結果が、過去の排出量動向と著しく乖離している。
6	活動量及び原単位からの推計	活動量、原単位の近似曲線を用いた予測	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー消費量、二酸化炭素排出量とも過去トレンドの傾向と整合している。 ・活動量や原単位（活動量当たりエネルギー消費量）の増減を考慮しており、予測精度としては、他の推計パターン3より優る。 ・活動量、原単位とも近似曲線を用いているが、部門によっては採用した近似曲線の相関係数が低く、予測結果は不確実性が高い部門がある。
7		活動量、原単位の対前年度増加率平均を用いた予測	○	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー消費量、二酸化炭素排出量とも過去トレンドの傾向と整合している。 ・活動量、原単位（活動量当たりエネルギー消費量）とも過去トレンドを考慮しているが、産業部門においては採用した増加率平均の増減幅が大きく、予測結果は不確実性が高い。

北区における気候変動影響の評価

北区における気候変動影響の評価について、国の影響評価（環境省「気候変動影響評価報告書（令和2年12月）」）をもとに、北区の地勢や人口構成、気象の将来予測、さらに北区役所各課へのアンケート調査（気候変動による事務事業への影響に関して）などを踏まえて検討を行いました。検討の結果、北区が優先的に取り組む分野・項目は下表のとおりとします。

分野	大項目	小項目	国の影響評価			優先的に取り組む理由
			重大性	緊急性	確信度	
国の影響評価 【重大性】「社会」「経済」「環境」の3つの観点で評価 ○：特に大きい ◇：「特に大きい」とは言えない -：現状では評価できない 【緊急性】「影響の発現時期」「適応の着手・重要な意思決定が必要な時期」の2つの観点で評価 ○：高い △：中程度 □：低い -：現状では評価できない 【確信度】「証拠の種類、量、質、整合性」「見解の一致度」の2つの観点で評価 ○：高い △：中程度 □：低い -：現状では評価できない						
自然災害	河川	洪水	○	○	○	国の影響評価が高い。 荒川などの河川沿いに低地部が分布し、洪水による浸水リスクがある。
		内水	○	○	△	市街地や地下施設等への浸水による人的・経済的な被害が想定される。
	山地	地すべり等	○	○	○	国の影響評価が高い。 台地と低地の境目に土砂災害警戒区域が分布している。
	その他	強風等	○	○	△	台風の強度が増し、強い竜巻の発生頻度の増加が予測されている。
健康	暑熱	死亡リスク等	○	○	○	国の影響評価が高い。 全国平均より気温上昇が大きく、熱ストレスの増加、特に熱中症は人命に直接関わるリスクである。
		熱中症等	○	○	○	
	その他	脆弱性が高い集団への影響	○	○	△	高齢者率が高く、一人暮らしの高齢者の割合も高い。 高齢者や子どもなどは熱や感染症等に対して脆弱であり、健康被害のリスクが高い。
国民生活・都市生活	インフラ、ライフライン等	水道、交通等	○	○	○	国の影響評価が高い。 大雨や台風による電気・ガス・水道等各種ライフラインや交通網の寸断、廃棄物処理施設への影響が大きい。
	その他	暑熱による生活への影響等	○	○	○	国の影響評価が高い。 ヒートアイランド現象*と合わせて熱ストレスが増大し、熱中症のほか睡眠障害や疲労感、屋外活動の制限といった生活への影響が懸念される。

また、優先的に取り組む分野・項目以外に今後の影響を注視すべきものとして、以下の分野・項目が考えられます。

分野	大項目	小項目	国の影響評価			優先的に取り組む理由
			重大性	緊急性	確信度	
水環境・水資源	水資源	水供給	○	○	○	国の影響評価が高い。 首都圏は一人あたりの水資源賦存量（最大限利用可能量）が少ない。 平成以降、主要水源である利根川及び荒川水系で渇水（取水制限）が9回発生している。今後も無降水日数の増加に伴う渇水の増加が懸念される。
自然生態系	その他	生物季節	◇	○	○	「国民生活・都市生活－文化・歴史などを感じる暮らし－生物季節・伝統行事」の項目参照
		分布・個体群の変動（外来生物）	○	○	△	気候変動はヒアリなど危険な特定外来生物*を含めた外来生物の分布拡大や定着を促進することが指摘されている。
国民生活・都市生活	文化・歴史などを感じる暮らし	生物季節・伝統行事	◇	○	○	サクラなど身近な動植物の生物季節の変化は既に顕在化しており、観光や地元経済への影響が考えられる。

東京都北区環境基本条例

平成一八年三月二八日
条例第三号

目次

前文

第一章 総則（第一条～第八条）

第二章 環境の保全に関する基本的施策等

第一節 環境基本計画（第九条）

第二節 区が講ずる環境の保全のための施策等（第十条～第二十一条）

第三節 国及び都その他の地方公共団体との協力等（第二十二条～第二十四条）

第四節 環境審議会（第二十五条）

第三章 雑則（第二十六条）

付則

北区は、荒川の水辺や崖線のみどりに恵まれ、また、江戸時代からの桜の名所である飛鳥山をはじめとして豊かな歴史と文化遺産を有し、これらが私たちにうるおいとやすらぎのある良好な環境をもたらしている。

しかし、物質的に豊かで便利な生活やそれを支える産業活動、都市化の進展は、北区でも大気汚染や化学物質による環境汚染、ヒートアイランド現象など様々な環境問題を発生させ、さらには地球温暖化やオゾン層の破壊、野生生物種の減少など、国を超えた規模での環境破壊を進行させている。

私たちは、快適で良好な環境を享受する権利を有するとともに、かけがえのない北区と青い地球を将来の世代に引き継いでいく責務がある。

そのために、私たち一人ひとりが地球に生きる一員としての自覚を持ち、環境負荷低減に努めるとともに、区民、事業者、民間団体及び区が協働で環境活動に取り組むことにより、すべての息づくものが共生できる環境を目指して、ここに、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、環境の保全についての基本理念を定め、区民、事業者、民間団体及び区の責務及び協働の取組を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もつて現在及び将来のすべての区民が、健康で快適な生活を送ることができる環境共生都市の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 環境の保全 良好な環境を維持し、回復し、及び創出することをいう。
- 二 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる負の影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- 三 公害 事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によつて、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。
- 四 循環型社会 製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が再び資源として適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もつて天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。
- 五 民間団体 環境活動を行うNPO、ボランティア団体等をいう。

(基本理念)

第三条 環境の保全は、区民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の区民へ継承していくことを目的として行わなければならない。

2 環境の保全は、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が構築されることを目的として、すべての者の自主的かつ積極的な取組によつて適切に推進されなければならない。

3 環境の保全は、地域の環境が地球全体の環境と深く係わっていることにかんがみ、すべての者が地球環境の保全を自らの課題として認識し、地球環境問題への貢献をするため、すべての活動において推進されなければならない。

4 区民、事業者、民間団体及び区は、自ら環境の保全を推進するとともに、協働して地域及び地球全体の環境の保全に努めなければならない。

(区の責務)

第四条 区は、前条に定める環境の保全についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのつとり、次に掲げる事項について、基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

一 公害の防止に関すること。

二 大気、水、土壌、動植物等からなる自然環境の保全に関すること。

三 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保に関すること。

四 人と自然との豊かなふれあいの確保に関すること。

五 良好な景観、地域環境美化等に関すること。

六 みどりの保護及び育成に関すること。

七 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に関すること。

八 地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全に関すること。

九 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に関すること。

2 区は、基本理念にのつとり、すべての施策の策定及び実施に当たっては、環境への負荷の低減その他の環境の保全のために必

要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(区民の責務)

第五条 区民は、基本理念にのつとり、日常生活において環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、区民は、基本理念にのつとり、環境の保全に自ら努めるとともに、区が実施する環境の保全に関する施策に積極的に参画し協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのつとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴つて生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境を保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのつとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物の原材料の選定から製造、販売、使用及び廃棄までの各段階において環境への負荷の低減に資するよう努めなければならない。

3 事業者は、基本理念にのつとり、環境の保全に自ら努めるとともに、区が実施する環境の保全に関する施策に積極的に参画し協力する責務を有する。

(民間団体の責務)

第七条 民間団体は、基本理念にのつとり、環境の保全に自ら努めるとともに、区が実施する環境の保全に関する施策に積極的に参画し協力する責務を有する。

(年次報告)

第八条 区長は、毎年度、環境の状況及び環境の保全に関する施策の実施状況の報告書を作成し、公表するものとする。

第二章 環境の保全に関する基本的施策等
第一節 環境基本計画

(環境基本計画)

第九条 区長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、北区環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 環境の保全に関する目標
 - 二 環境の保全に関する施策の方向
 - 三 環境の保全に関する行動及び配慮の指針
 - 四 前三号に掲げるもののほか、環境の保全に関する重要事項
- 3 区長は、環境基本計画を定めるに当たっては、区民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 4 区長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ第二十五条に規定する東京都北区環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 区長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第二節 区が講ずる環境の保全のための施策等

(環境基本計画との整合)

第十条 区は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(新規事業の環境配慮)

第十一条 区は、新規事業を計画し、及び実施するに当たっては、その事業の計画段階から、環境の保全について適切な配慮をしなければならない。

(循環型社会形成の推進)

第十二条 区は、循環型社会の形成を推進するため、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(公共施設の整備)

第十三条 区は、公共施設の整備に当たっては、環境の保全に資する必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習の推進)

第十四条 区は、区民、事業者及び民間団体が環境の保全についての理解を深められるように、環境の保全に関する教育及び学習の推進に必要な措置を講ずるものとする。

(区民等の環境の保全に関する活動の促進)

第十五条 区は、区民、事業者及び民間団体が自発的に行う環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(誘導的措置)

第十六条 区は、区民、事業者及び民間団体が環境への負荷の低減を図るために適切な措置をとることとなるよう誘導するため、特に必要があるときは、適正な助成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報の収集及び提供)

第十七条 区は、環境に関する情報の収集に努めるとともに、その情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(区民等の意見の反映)

第十八条 区は、区民、事業者及び民間団体の意見を環境の保全に関する施策に反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。

(調査の実施)

第十九条 区は、環境の保全に関する施策の適正な推進を図るため、環境に関する必要な調査を実施するものとする。

(監視等の体制の整備)

第二十条 区は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第二十一条 区は、環境の保全に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第三節 国及び都その他の地方公共団体との協力等

(国及び都その他の地方公共団体との協力)

第二十二条 区は、広域的な取組が必要とされる環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、国及び都その他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

(国際協力)

第二十三条 区は、環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

(区民等との協働の組織の整備)

第二十四条 区は、環境の保全に関し、区民、事業者及び民間団体と協働して取り組むための組織を整備するものとする。

第四節 環境審議会
(環境審議会)

第二十五条 環境基本法(平成五年法律第九十一号)第四十四条の規定に基づき、区長の附属機関として東京都北区環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

一 環境基本計画等環境計画の策定、推進及び改定に関すること。

二 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する基本的事項

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、区長に意見を述べることができる。

4 審議会は、環境の保全について学識経験を有する者(以下「学識経験者」という。)、区民、事業者、民間団体、区議会議員及び区職員のうちから、区長が委嘱し、又は任命する委員十八人以内をもつて組織する。

5 委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 特別な事項又は専門的な事項を調査審議するために必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

7 臨時委員は、学識経験者、区民及び区職員のうちから区長が委嘱し、又は任命する。

8 臨時委員は、当該特別な事項又は専門的な事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、東京都北区規則(以下「規則」という。)で定める。

第三章 雑則
(委任)

第二十六条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則
(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(東京都北区みどりの条例の一部改正)

2 東京都北区みどりの条例(昭和六十年九月東京都北区条例第十五号)の一部を次のように改正する。

目次中

「第五章 緑化推進審議会(第二十二條)

第六章 雑則(第二十三條一第二十六條)」

を「第五章 雑則(第二十二條一第二十五條)」に改める。

第五章を削る。

第六章中第二十三條を第二十二條とし、第二十四條から第二十六條までを一条ずつ繰り上げる。

第六章を第五章とする。

東京都北区環境審議会規則

平成一八年三月二八日
規則第一〇号

改正 平成二二年 三月二三日規則第二一号
平成二三年 三月 七日規則第九号

(趣旨)

第一条 この規則は、東京都北区環境基本条例（平成十八年三月東京都北区条例第三号。以下「条例」という。）第二十五条の規定に基づき、東京都北区環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(審議会の組織)

第二条 条例第二十五条第四項に規定する審議会の委員の構成は、次のとおりとする。

- 一 学識経験を有する者 七人以内
- 二 区民、事業者及び民間団体 七人以内
- 三 区議会議員 四人

(会長及び副会長)

第三条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第四条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会議は、公開を原則とする。ただし、出席委員の過半数で決したときは、非公開とすることができる。

(委員以外の者の出席)

第五条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を審議会に出席させて意見を聴くことができる。

(専門部会)

第六条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会は、会長の指名する委員及び臨時委員をもつて組織する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもつて充てる。
- 4 部会長は、部会を招集し、部会の会務を総理し、部会の調査審議の経過及び結果を審議会に報告する。

(庶務)

第七条 審議会の庶務は、生活環境部環境課において処理する。

(委任)

第八条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、審議会が定める。

付 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

付 則（平成二二年三月二三日規則第二一号）

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

付 則（平成二三年三月七日規則第九号）

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

8 用語集 () 内数値は初出ページ

【あ行】

一般廃棄物 (39)

産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類される。

イノベーション (7)

新しい方法、仕組み、習慣などを導入すること。新製品の開発、新生産方式の導入、新市場の開拓、新原料・新資源の開発、新組織の形成などによって、経済発展や景気循環がもたらされるとする概念。

エコドライブ (48)

車を運転する上で簡単に実施できる環境対策で、二酸化炭素(CO₂)などの排出ガスの削減に有効とされている。

主な内容として、余分な荷物を載せない、アイドリング・ストップの励行、急発進や急加速、急ブレーキを控える、適正なタイヤ空気圧の点検などがある。

エシカル消費 (34)

消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うこと。

温室効果ガス (8)

地球は太陽から日射を受ける一方、地表面から赤外線を放射しているが、その赤外線を吸収し、熱を宇宙空間に逃げないように閉じ込めておく温室の効果をもつ気体。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFC_s)、パーフルオロカーボン類(PFC_s)、六ふっ化硫黄(SF₆)、三ふっ化窒素(NF₃)の7種類としている。

【か行】

海洋プラスチック (11)

海洋プラスチックとは、日常生活や事業活動に伴い陸域で発生したプラスチックごみの一部が、適正に回収されず、意図的・非意図的に環境中に排出され、雨や風に流され、河川などを經由して海域に流出するプラスチックごみの中で、生態系を含めた海洋環境の悪化や海岸機能の低下、船舶航行の障害、漁業や観光への影響など、様々な問題を引き起こしている。

海域に流出したプラスチックは、時間が経つにつれ劣化と破碎を重ねながら、次第にマイクロプラスチックと呼ばれる微細片となり、漂流の過程で汚染物質が表面に吸着することから、有害な化学物質が食物連鎖に取り込まれることによる生態系への影響が懸念されている。

外来種 (14)

国外や国内の他地域から人為的(意図的又は非意図的)に移入されることにより、本来の分布域を越えて生息又は生育することとなる生物種でブラックバスなどが知られている。

外来種のうち、生態系や農林水産業、または人の健康に大きな被害を及ぼすものものを「侵略的外来種」とよぶ。平成27(2015)年3月に「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト(生態系被害防止外来種リスト)」が策定され、日本及び海外等での生態系等への被害状況を踏まえ、日本における侵略性を評価し、リスト化された。

カーボンオフセット (50)

日常生活や経済活動において避けることができない温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方。

カーボンニュートラル (2)

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いてゼロを達成することを意味する。

環境基準 (19)

環境基本法第 16 条の規定に基づき、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定めるもの。

この基準は、公害対策を進めていく上で行政上の目標として定められるもので、ここまでは汚染してもよいか、これを超えると直ちに被害が生じるといった意味で定められるものではない。

環境基本計画 (2)

環境基本計画とは、環境基本法第 15 条に基づき、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めるもの。平成 30 (2018) 年に第五次計画が閣議決定された。

『第五次環境基本計画』は SDGs、パリ協定採択後に初めて策定される環境基本計画。SDGs の考え方も活用しながら、分野横断的な 6 つの「重点戦略」を設定し、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくこととしている。

また、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱し、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合う取り組みを推進していくこととしている。

地方公共団体は計画を策定する義務はないが、環境保全のための基本的な計画として、都道府県や市区町村における計画策定が進んでいる。

環境基本法 (2)

環境行政を総合的に進めるため、環境保全の基本理念とそれに基づく基本的施策の枠組を定めた基本的な法律として平成 5 (1993) 年に制定された。

「環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的」としている。

環境教育 (3)

持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習のこと。

環境負荷 (2)

人の活動により環境に加えられる影響で、環境を保全する上で支障をきたすおそれのあるものをいう。工場からの排水、排ガスのほか、家庭からの排水、ごみの排出、自動車の排気ガスなど、事業活動や日常生活のあらゆる場面で環境への負荷が生じている。

環境マネジメントシステム (51)

事業組織が環境負荷低減を行うための管理の仕組み。組織のトップが方針を定め、個々の部門が計画 (Plan) をたてて実行 (Do) し、点検評価 (Check)、見直し (Action) を行う仕組みで、この PDCA サイクルを繰り返すことにより継続的な改善を図ることができる。

代表的なものに ISO14001 やエコアクション 21 がある。

緩和策 (10)

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を抑制するための対策。「緩和策」に対して、地球温暖化の影響による被害を抑える対策を「適応策」という。

気候変動適応法 (4)

気候変動への適応の推進を目的として平成 30 (2018) 年に制定された法律。

地球温暖化その他の気候の変動に起因して、生活、社会、経済及び自然環境における気候変動影響が生じていること並びにこれが長期にわたり拡大するおそれがあることに鑑み、気候変動適応に関する計画の策定、気候変動適応影響及び気候変動適応に関する情報の提供その他必要な措置を講ずることにより、気候変動適応を推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

グリーンインフラ (34)

自然環境が有する多様な機能を積極的に活用して、地域の魅力・居住環境の向上や防災・減災等の多様な効果を得ようとするもの。

光化学オキシダント (67)

大気中の窒素酸化物、炭化水素などが紫外線を受けて光化学反応を起こし生成される二次汚染物質で、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートなどの酸化性物質の総称である。春から秋にかけて、風が弱く晴れた日には、窒素酸化物や光化学オキシダントが大気中に停滞し、遠くがかすんで見えるようになる(光化学スモッグ)。光化学スモッグが発生すると、目がチカチカしたり、呼吸が苦しくなったりする。

コージェネレーション（システム）（62）

コージェネレーション（熱電併給）は、天然ガス、石油、LPガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収・利用するシステム。コジェネとも略する。

【さ行】**サーキュラーエコノミー（76）**

循環経済のこと。従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すもの。

再使用（リユース）（28）

いったん使用された製品や部品、容器等を再使用すること。

再生可能エネルギー（3）

自然の営みから半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギーの総称。太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱、大気中の熱、その他の自然界の存在する熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇せず、二酸化炭素（CO₂）を排出しない（増加させない）地球環境への負荷が少ないエネルギーといわれている。

再生利用（リサイクル）（11）

廃棄物等を「原材料」として再利用すること。

シェアリングエコノミー（76）

インターネットを介して個人と個人の間で使っていないモノ・場所・技能などを貸し借りするサービスのこと。

次世代自動車（48）

運輸部門からの二酸化炭素（CO₂）削減のため、ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車等を「次世代自動車」として政府が定め、2030年までに新車乗用車の5～7割を次世代自動車とする目標を掲げている。

自然共生社会（11）

生物多様性が適切に保たれ、自然の循環に沿う形で農林水産業を含む社会経済活動を自然に調和したものとし、様々な自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会のこと。

自治体新電力（53）

地域内の発電電力を最大限に活用し主に地域内の公共施設や民間企業、家庭に電力を供給する小売電気事業を「地域新電力」といい、そのなかで特に自治体が出資するものをいう。

循環型社会（11）

天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会のこと。従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」に代わり、今後目指すべき社会像として、平成12年に制定された循環型社会形成推進基本法で定義されている。

循環型社会形成推進基本計画（4）

循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画で、平成30（2018）年に第四次計画が閣議決定された。

『第四次循環型社会形成推進基本計画』においては、環境・経済・社会の統合的向上に向けた重要な方向性として、「地域循環共生圏形成による地域活性化」「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」「適正処理の更なる推進と環境再生」などを掲げている。

省エネルギー（3）

エネルギーを消費していく段階で、無駄なく・効率的に利用し、エネルギー消費量を節約すること。

静脈産業（13）

廃棄物の処理、処分、再資源化を担う産業のこと。

経済活動を血液循環に例え、モノの生産から流通、消費までの動脈部分を担う産業を「動脈産業」と呼ぶのに対し、生産による資源消費を含む消費後の廃棄物等の収集、処理、再生・再資源化を担い、再生産につないでいく静脈部分の産業を「静脈産業」という。

具体的には廃棄物処理業とリサイクル業をさすことが多い。

食品ロス（11）

売れ残りや期限切れの食品、食べ残しなど、本来食べられるのに廃棄されている食品のこと。日本国内における「食品ロス」による廃棄量は、平成29（2017）年で約646万t発生しているとされており、日本人1人当たりに換算すると、お茶碗約1杯分（約139g）の食べ物が毎日捨てられている計算になる。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（2）

新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）の感染によって引き起こされる急性呼吸器疾患（COVID-19）。令和元（2019）年に発生し、令和3（2021）年現在世界的に流行している。

スマートコミュニティ (48)

ICT等の新技術を活用しつつ、マネジメント(計画、整備、管理・運営等)の高度化により、基礎インフラと生活インフラ・サービスを効率的に管理・運営し、環境に配慮しながら、人々の生活の質を高め、継続的な経済発展を目的とした新しいコミュニティのこと。

生態系 (10)

空間に生きている生物(有機物)と、生物を取り巻く非生物的な環境(無機物)が相互に関係しあって、生命(エネルギー)の循環をつくりだしているシステムのこと。

空間とは、地球という巨大な空間や、森林、草原、湿原、湖、河川などのひとまとまりの空間を表し、例えば、森林生態系では、森林に生活する植物、昆虫、脊椎動物、土壌動物などあらゆる生物と、水、空気、土壌などの非生物が相互に作用し、生命の循環をつくりだすシステムが保たれている。

生物多様性 (3)

遺伝子・種・生態系レベルなどで多くの生きものの種が存在すること。様々な生きものが存在する「種の多様性」だけでなく、同じ種の中の「遺伝子の多様性」や、動物、植物、微生物がおりなす「生態系の多様性」も含まれる。

生物多様性基本法 (4)

平成20(2008)年に制定された、生物多様性の保全及び持続可能な利用について基本原則を定め、国、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体の責務を明らかにするとともに、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の基本となる事項を規定した法律である。

生物多様性に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、生物多様性から得られる恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的とする。

生物多様性国家戦略 2012-2020 (4)

「愛知目標」の達成に向けた日本のロードマップで、年次目標を含む日本の国別目標(13目標)とその達成に向けた主要行動目標(48目標)を定め、目標の達成状況を測る指標(81指標)を設定している。また、令和2(2020)年度までに重点的に取り組むべき施策の方向性として、生物多様性を社会に浸透させる、地域における人と自然の関係を見直し再構築する、森・里・川・海のつながりを確保する、地球規模の視野を持って行動する、科学的基盤を強化して政策に結びつける、という「5つの基本戦略」を設定している。

ゼロエミッション (12)

人間の活動から発生する排出物を限りなくゼロにすることを旨しながら最大限の資源活用を図り、持続可能な経済活動や生産活動を展開する理念と方法のこと。平成6(1994)年に国連大学が、循環型社会実現のためのコンセプトとして「ゼロエミッション」という考え方を提唱した。

【た行】

太陽光発電(システム) (25)

シリコン等の半導体に光を照射することにより電力が生じる性質を利用して、太陽光によって発電を行う方法、またその機器のこと。

脱炭素(社会) (2)

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量と森林などによる吸収量が相殺され、温室効果ガス排出量が「実質ゼロ」を目指すこと。また、それを目指す社会のこと。

地球温暖化 (2)

人間の活動の拡大により二酸化炭素(CO₂)をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地球表面の温度が上昇すること。

地球温暖化対策計画 (4)

地球温暖化対策の推進に関する法律第8条に基づき、総合的かつ計画的に地球温暖化対策を推進するため、温室効果ガスの排出抑制・吸収の目標、事業者・国民等が講ずべき措置に関する具体的事項、目標達成のために国・地方公共団体が講ずべき施策等について国が定める計画。

地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法) (4)

気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)で採択された「京都議定書」を受けて、まず、第一歩として、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた法律。平成10(1998)年10月の参議院本会議で可決され、公布された。地球温暖化対策に関して国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、地球温暖化対策に関する基本方針を定めることにより対策の推進を図り、現在そして将来の国民の健康で文化的な生活の確保、人類の福祉への貢献をすることを目的としている。

低炭素（社会）（10）

化石燃料への依存を低下させ、再生可能エネルギーの導入やエネルギー利用の効率化、ライフスタイルやビジネススタイルの転換等を図ることにより、二酸化炭素（CO₂）排出量の削減を実現すること。また、実現した社会のこと。

適応策（10）

気候変動の影響が避けられない場合、その影響に対処し、被害を回避・軽減していく対策。自然災害対策や熱中症対策、ヒトスジマカなどが媒介する感染症への対策などがある。

デング熱（60）

ヒトスジマカなどが媒介するデングウイルスが感染しておこる急性の熱性感染症で、発熱、頭痛、筋肉痛や皮膚の発疹などが主な症状。

電力排出係数（CO₂排出係数）（39）

電力 1kWh を発電する際にどれだけの二酸化炭素（CO₂）を排出したかの目安となる。電力使用量（kWh）に電力会社の電力排出係数（kg-CO₂/kWh）を乗じることで、使用した電力によって排出された二酸化炭素（CO₂）を算出する。

東京ゼロエミ住宅（52）

ゼロエミはゼロエミッションの略。東京ゼロエミ住宅は、都独自に定めた、高い断熱性能を持った断熱材や窓を用いたり、高い省エネ性能を有する家電製品などを取り入れた住宅のこと。

東京ゼロエミポイント（51）

東京都が実施している事業で、設置済みのエアコン・冷蔵庫・給湯器・照明器具を、省エネ性能の高いエアコン・冷蔵庫・給湯器・LED照明器具に買い換えた都民に対して、東京ゼロエミポイントを付与し、ポイント数に応じた商品券とLED割引券を交付する制度。

特定外来生物（69）

平成 16（2004）年に制定された特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づき、外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定される。

特定外来生物は、生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれる。飼育・栽培、運搬、輸入、野外への放出、譲渡などが規制される。

【な行】**燃料電池（26）**

燃料電池は、水素と酸素を化学反応させて、直接電気を発生させる装置で、発電の際には水しか排出されないクリーンなシステムである。燃料電池を応用した製品として、家庭用のエネファーム、燃料電池で発電し電動機の動力で走る燃料電池車などがある。

【は行】**バイオマス（11）**

動植物から生まれた再生可能な有機性資源のことで、代表的なものに、家畜排泄物や生ごみ、木くず、もみガラ等がある。

バイオマスは燃料として利用されるだけでなく、エネルギー転換技術により、エタノール、メタンガス、バイオディーゼル燃料などを作ることができ、これらを軽油等と混合して使用することにより、化石燃料の使用を削減できるので、地球温暖化防止に役立てることができる。

発生抑制（リデュース）（48）

廃棄物の発生自体を抑制すること。リデュースのためには、事業者には原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化など製品の設計から販売にいたる全ての段階での取り組みが求められる。また、消費者は、使い捨て製品や不要物を購入しない、過剰包装の拒否、良い品を長く使う、食べ残しを出さないなどライフスタイル全般にわたる取り組みが必要。

パリ協定（2）

平成 27（2015）年 12 月にフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において採択された「京都議定書」以降の新たな地球温暖化対策の法的枠組みとなる協定である。

世界共通の長期目標として、地球の気温上昇を「産業革命前に比べ 2℃よりもかなり低く」抑え、「1.5℃未満に抑えるための努力をする」、「主要排出国を含むすべての国が削減目標を 5 年ごとに提出・更新する」、「共通かつ柔軟な方法で、その実施状況を報告し、レビューを受ける」ことなどが盛り込まれている。

ヒートアイランド現象 (29)

都市部が郊外と比べて気温が高くなり等温線を描くとあたかも都市を中心とした「島」があるように見える現象。都市部でのエネルギー消費に伴う熱の大量発生と、都市の地面の大部分がコンクリートやアスファルトなどに覆われた結果、夜間気温が下がらないことにより発生する。

不法投棄 (71)

廃棄物を法令や条例に基づき適正に処理せず、みだりに道路や空き地(自らの土地を含む)等に捨てる行為。

【ら行】

レジリエンス(54)

防災分野や環境分野において、想定外の事態に対し社会や組織が機能を速やかに回復する強靭さを意味する。

レッドリスト (データ) (14)

日本に生息又は生育する野生生物について、生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を評価し、絶滅のおそれのある種を選定してリストにまとめた「レッドデータブック」に掲載されている生物種

ローリングストック(78)

災害時に備えた日常の中に食料備蓄を取り込むという考え方。

普段から少し多めに食材、加工品を買っておき、古いものから使い、使った分だけ新しく買い足していくことで、常に一定量の食料を家に備蓄しておく方法。

【英数】

BEMS(48)

Building Energy Management System の略称であり、業務用ビルなどの建物において、建物全体のエネルギー設備を統合的に監視し、自動制御することにより、省エネルギー化や運用の最適化を行う管理システム。

COP (8)

締約国会議 (Conference of the Parties) を意味し、環境問題に限らず、多くの国際条約の中で、その加盟国が物事を決定するための最高決定機関として設置されている。気候変動枠組条約のほか、生物多様性や砂漠化対処条約等の締約国会議があり、開催回数に応じて COP の後に数字が入る。

FEMS (48)

Factory Energy Management System の略称であり、工場を対象として、受配電設備・生産設備のエネルギー管理、使用状況の把握、機器の制御を行うエネルギー管理システム。

HEMS (48)

Home Energy Management System の略称であり、一般住宅において、太陽光発電の量、売電・買電の状況、電力使用量、電力料金などを一元管理するシステム。

IPCC (8)

気候変動に関する政府間パネル (Intergovernmental Panel on Climate Change)。昭和 63 (1988) 年に、国連環境計画 (UNEP) と世界気象機関 (WMO) により設立。世界の政策決定者に対し、正確でバランスの取れた科学的知見を提供し、「気候変動枠組条約」の活動を支援する。5~7 年ごとに地球温暖化について網羅的に評価した評価報告書を発表するとともに、適宜、特別報告書や技術報告書、方法論報告書を発表している。

V2H (111)

Vehicle to Home の略称であり、電気自動車 (EV) に蓄えた電力を家庭で利用するシステムのこと。

利用するためには V2H 対応の電気自動車、電気自動車に蓄電している直流電力を家庭で使用可能な交流電力に変換する EV 用パワーコンディショナーが必要となる。

ZEB (25)

Net Zero Energy Building (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) の略称で、「ゼブ」と呼ばれる。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物。現在、ZEB の実現・普及に向けて、4 段階の ZEB (「ZEB」、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Oriented) を定性的及び定量的に定義している。

ZEH (25)

Net Zero Energy House (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス) の略。外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備え、再生可能エネルギーにより年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスの住宅。

ZEV (50)

Zero Emission Vehicle (ゼロ・エミッション・ヴィーグル) の略。走行時に CO₂ 等の排出ガスを出さない電気自動車 (EV)、燃料電池自動車 (FCV) のこと。

2Rビジネス（11）

リユース（再使用）、リデュース（発生抑制）、リファービッシュ（初期不良などで破棄されるはずだったものの再利用）、リマニュファクチャリング（使用済み製品の再生）、シェアリング（物やサービス、場所などの共有）、サブスクリプション（製品やサービスを一定期間ごとに一定の金額（利用料）で提供）等に関わるビジネスのこと。

3R（20）

循環型社会を形成していくためのキーワードで、「Reduce（リデュース：発生抑制）」、「Reuse（リユース：再使用）」、「Recycle（リサイクル：再生利用）」のこと。

30・10運動（78）

食品ロス削減のための取組のひとつで、会食時の最初の30分間と終わりの10分間を食事を楽しむ時間にするすることで、食べ残しを減らす運動。

第1章

第2章

第3章

第4章

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

基本目標5

第5章

第6章

資料編